

投資信託説明書
(請求目論見書)

使用開始日 2023.1.20

三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ

<円コース>(毎月分配型)

<米ドルコース>(毎月分配型)

<ユーロコース>(毎月分配型)

<豪ドルコース>(毎月分配型)

<ブラジルリアルコース>(毎月分配型)

<南アフリカランドコース>(毎月分配型)

<トルコリラコース>(毎月分配型)

<中国元コース>(毎月分配型)

<インドネシアルピアコース>(毎月分配型)

<資源国バスケット通貨コース>(毎月分配型)

追加型投信/海外/債券

<マネープールファンド>

追加型投信/国内/債券

この目論見書により行う「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年1月19日に関東財務局長に提出しており、2023年1月20日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

発行者名	: 三菱UFJ国際投信株式会社
代表者の役職氏名	: 取締役社長 横川 直
本店の所在の場所	: 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

目次

第一部【証券情報】	1
(1)【ファンドの名称】	1
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	1
(3)【発行(売出)価額の総額】	1
(4)【発行(売出)価格】	2
(5)【申込手数料】	2
(6)【申込単位】	2
(7)【申込期間】	2
(8)【申込取扱場所】	2
(9)【払込期日】	2
(10)【払込取扱場所】	2
(11)【振替機関に関する事項】	2
(12)【その他】	3
第二部【ファンド情報】	5
第1【ファンドの状況】	5
第2【管理及び運営】	193
第3【ファンドの経理状況】	201
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	297
第三部【委託会社等の情報】	297
第1【委託会社等の概況】	298
約款	340

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース> (毎月分配型)
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース> (毎月分配型)
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース> (毎月分配型)
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース> (毎月分配型)
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>

(以上を総称して「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ」といいます。また、以上を総称して、あるいは個別に「ファンド」といいます。なお、「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)」は「円コース (毎月分配型)」または「円コース」、「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)」は「米ドルコース (毎月分配型)」または「米ドルコース」、「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース> (毎月分配型)」は「ユーロコース (毎月分配型)」または「ユーロコース」、「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)」は「豪ドルコース (毎月分配型)」または「豪ドルコース」、「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)」は「ブラジルリアルコース (毎月分配型)」または「ブラジルリアルコース」、「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース> (毎月分配型)」は「南アフリカランドコース (毎月分配型)」または「南アフリカランドコース」、「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)」は「トルコリラコース (毎月分配型)」または「トルコリラコース」、「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース> (毎月分配型)」は「中国元コース (毎月分配型)」または「中国元コース」、「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース> (毎月分配型)」は「インドネシアルピアコース (毎月分配型)」または「インドネシアルピアコース」、「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)」は「資源国バスケット通貨コース (毎月分配型)」または「資源国バスケット通貨コース」、「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>」は「マネープールファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、2兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。
なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

(5) 【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.3%（税抜3%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

「マネープールファンド」の取得申込みを行う場合には、申込手数料はかかりません。（「マネープールファンド」への取得申込みは、スイッチング*の場合に限ります。）

*スイッチングとは、「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ」を構成するファンドを解約した受取金額をもって解約請求受付日当日に他の構成ファンドの取得申込みを行うことをいいます。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

(7) 【申込期間】

2023年1月20日から2024年1月19日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

信託期間の延長および満期償還の予定について

当ファンドは10の通貨コースとマネープールファンドで構成される投資信託です。

今般、「ユーロコース(毎月分配型)」、「南アフリカランドコース(毎月分配型)」、「トルコリラコース(毎月分配型)」、「中国元コース(毎月分配型)」、「インドネシアルピアコース(毎月分配型)」および「資源国バスケット通貨コース(毎月分配型)」については、各ファンドの信託約款に定めるとおり、2024年4月19日をもって信託期間を満了し、償還する予定です。

一方、「円コース(毎月分配型)」、「米ドルコース(毎月分配型)」、「豪ドルコース(毎月分配型)」、「ブラジルリアルコース(毎月分配型)」および「マネープールファンド」については、信託期間を2029年4月20日に延長する信託約款の変更を実施し、運用を継続いたします。これに伴い、下記の点についてご留意いただきますようお願い申し上げます。

ご留意事項

■スイッチング等について

・「ユーロコース(毎月分配型)」、「南アフリカランドコース(毎月分配型)」、「トルコリラコース(毎月分配型)」、「中国元コース(毎月分配型)」、「インドネシアルピアコース(毎月分配型)」および「資源国バスケット通貨コース(毎月分配型)」の償還に伴い、これら各通貨コースが関係するスイッチングのお申込みの受付は2024年4月17日までとなります。

また、「ユーロコース(毎月分配型)」、「南アフリカランドコース(毎月分配型)」、「トルコリラコース(毎月分配型)」、「中国元コース(毎月分配型)」、「インドネシアルピアコース(毎月分配型)」および「資源国バスケット通貨コース(毎月分配型)」の購入・換金のお申込みの受付も、2024年4月17日までとなります。

・「円コース(毎月分配型)」、「米ドルコース(毎月分配型)」、「豪ドルコース(毎月分配型)」、「ブラジルリアルコース(毎月分配型)」および「マネープールファンド」においては、2024年4月18日以降も、これら各ファンド間のスイッチングおよび購入・換金のお申込みの受付は可能です。

※マネープールファンドの購入は、マネープールファンド以外の各ファンドからのスイッチングによる場合に限りま

次の表もあわせてご参照ください。

略称	スイッチング		購入・換金のお申込みの受付	信託期間
	2024年4月17日まで	2024年4月18日以降		
円コース(毎月分配型)	○	○	2024年4月18日以降も可能	2029年4月20日まで
米ドルコース(毎月分配型)	○	○	2024年4月18日以降も可能	2029年4月20日まで
ユーロコース(毎月分配型)	○	×	2024年4月17日まで	2024年4月19日まで
豪ドルコース(毎月分配型)	○	○	2024年4月18日以降も可能	2029年4月20日まで
ブラジルリアルコース(毎月分配型)	○	○	2024年4月18日以降も可能	2029年4月20日まで
南アフリカランドコース(毎月分配型)	○	×	2024年4月17日まで	2024年4月19日まで
トルコリラコース(毎月分配型)	○	×	2024年4月17日まで	2024年4月19日まで
中国元コース(毎月分配型)	○	×	2024年4月17日まで	2024年4月19日まで
インドネシアルピアコース(毎月分配型)	○	×	2024年4月17日まで	2024年4月19日まで
資源国バスケット通貨コース(毎月分配型)	○	×	2024年4月17日まで	2024年4月19日まで
マネープールファンド	○	○	2024年4月18日以降も可能*	2029年4月20日まで

(注)○…スイッチング可能

×…スイッチング不可

*…購入はスイッチングの場合に限ります。

ファンドの購入に際しては、本記載を十分にご認識の上、お申込み下さいますようお願い申し上げます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

「円コース（毎月分配型）」

「米ドルコース（毎月分配型）」

「ユーロコース（毎月分配型）」

「豪ドルコース（毎月分配型）」

「ブラジルリアルコース（毎月分配型）」

各ファンドは、投資信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、各ファンドについて、2兆円です。

「南アフリカランドコース（毎月分配型）」

「トルコリラコース（毎月分配型）」

「中国元コース（毎月分配型）」

各ファンドは、投資信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、各ファンドについて、5,000億円です。

「インドネシアルピアコース（毎月分配型）」

当ファンドは、投資信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、2,000億円です。

「資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）」

当ファンドは、投資信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、1兆5,000億円です。

「マネープールファンド」

当ファンドは、安定した収益の確保をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、2兆円です。

*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	MR F	
追加型	内外	その他資産 ()	E T F	特殊型 ()
		資産複合		

「マネープールファンド」

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券		
追加型		内外	不動産投信	MR F
	その他資産 ()		E T F	
		資産複合		

属性区分表

「円コース（毎月分配型）」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)	日経225	ブル・ベア型
	年2回	日本		なし	TOPIX	条件付運用型
債券 一般	年4回	北米	ファンド・ オブ・ ファンズ		なし	その他 ()
	年6回 (隔月)	欧州				
債券 公債	年12回 (毎月)	アジア				
	社債	日々	オセアニア			
その他 ()			中近東 (中東)			
その他債券 クレジット 属性 ()		エマージング				その他 ()
不動産投信						
その他資産 (投資信託証 券(債券 公 債))						
資産複合 ()						

「米ドルコース（毎月分配型）」
「ユーロコース（毎月分配型）」
「豪ドルコース（毎月分配型）」
「ブラジルリアルコース（毎月分配型）」
「南アフリカランドコース（毎月分配型）」
「トルコリラコース（毎月分配型）」
「中国元コース（毎月分配型）」
「インドネシアルピアコース（毎月分配型）」
「資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	日本	ファンド	()		
大型株	年4回	北米			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年6回	欧州	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	アジア	オブ・		その他	ロング・
一般	年12回	オセアニア	ファンズ		()	ショート型/ 絶対収益 追求型
公債	(毎月)	中南米				
社債	日々	アフリカ				
その他債券	その他	中近東				その他
クレジット	()	(中東)				()
属性		エマージング				
()						
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証 券(債券 公 債))						
資産複合						
()						

「マネープールファンド」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	日本	ファンド	()		
大型株	年4回	北米			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年6回	欧州	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	アジア	オブ・		その他	ロング・
一般	年12回	オセアニア	ファンズ		()	ショート型/ 絶対収益 追求型
公債	(毎月)	中南米				
社債	日々	アフリカ				
その他債券	その他	中近東				その他
クレジット	()	(中東)				()
属性		エマージング				
()						
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証 券(債券 一 般))						

資産複合 ()						
-------------	--	--	--	--	--	--

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMR Fをいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
--------	----	----	---------------------------------

		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
		不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。	
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。	
決算頻度	年1回		信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回		信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回		信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）		信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル		信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州		信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア		信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア		信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米		信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資

		産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ」は、10本の通貨コースとマネープールファンドの11本のファンドで構成される投資信託です。

 円コース (毎月分配型)	 トルコリラコース (毎月分配型)
 米ドルコース (毎月分配型)	 中国元コース (毎月分配型)
 ユーロコース (毎月分配型)	 インドネシアルピアコース (毎月分配型)
 豪ドルコース (毎月分配型)	  資源国バスケット通貨コース (毎月分配型) (オーストラリア・ブラジル・南アフリカ共和国)
 ブラジルリアルコース (毎月分配型)	
 南アフリカランドコース (毎月分配型)	マネープールファンド

「10本の通貨コース」について

ファンドの目的


各コースは、米ドル建ての新興国債券を実質的な主要投資対象とし、高い利子収入の獲得と中長期的な信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色



各コースは、主として米ドル建ての新興国債券を実質的な主要投資対象とします。

- ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。
- 主として円建ての外国投資信託への投資を通じて、米ドル建ての新興経済国の国債や政府機関債等を実質的な投資を行います。また、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドへの投資も行います。

 新興国債券とは、経済が発展途上にあり、今後の急速な経済成長が期待できる国々の政府、政府機関等が発行もしくは信用保証する債券です。



各コースが投資を行う外国投資信託においては、主に米ドル建ての新興国債券に投資を行う一方で、それぞれ以下の為替対応を行います。

円コース(毎月分配型)	原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。 ⇒「為替ヘッジによるプレミアム(金利差相当分の収益)またはコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。
米ドルコース(毎月分配型)	原則として対円での為替ヘッジを行わないため、米ドルの対円での為替変動の影響を大きく受けます。 ⇒「為替差益または差損」が生じます。
上記以外の各コース	対円での為替ヘッジを行わず、米ドル売り、各コースの対象通貨買いの為替取引を行うため、各コースの対象通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。 ⇒「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)またはコスト(金利差相当分の費用)」、「為替差益または差損」が生じます。

■ 為替取引とは、円コース、米ドルコース以外の各コースにおいて、為替予約取引等*を利用することにより、米ドル売り、各コースの対象通貨買いを行うことをいいます。為替取引を行うことにより、各コースの対象通貨ベースでの新興国債券への投資効果を追求します。

❗ 円コース以外においては、各コース対象通貨(米ドルコースにおいては、米ドル)の対円での為替変動リスクが発生することに留意が必要です。

*為替取引にあたっては、一部新興国通貨の場合、「NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)取引」を利用する場合があります。

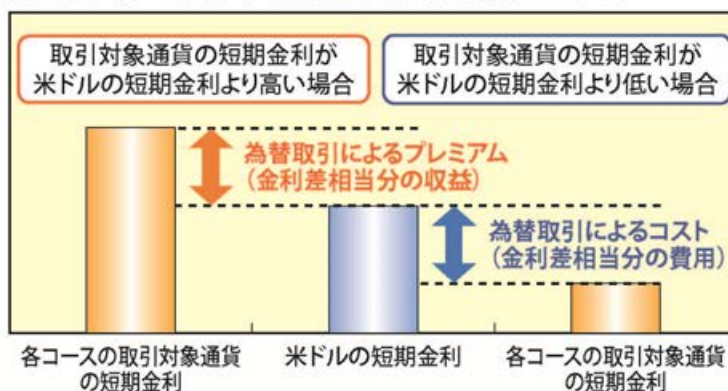
■ NDF取引とは、将来の所定の期日に当該通貨の受け渡しを行わず、主に米ドルなど主要通貨で差金決済のみ可能な為替先渡し取引(デリバティブ取引)です。

❗ NDF取引では、市場の期待値(需給)や規制の影響を大きく受けて価格が形成されます。そのため、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)は、理論上期待される短期金利差から大きくカイ離する場合があります。

<為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)について>

各コースの取引対象通貨の短期金利が米ドルの短期金利より高い場合、当該コースでは「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」の獲得が期待できます。

一方、各コースの取引対象通貨の短期金利が米ドルの短期金利より低い場合、当該コースでは「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。



円コースにおいては、上記同様、対円での為替ヘッジによるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)が生じます。


❗ ただし、為替市場の状況によっては、為替ヘッジおよび為替取引によるプレミアム／コストが、金利差相当分からカイ離する場合があります。

<為替の変動>

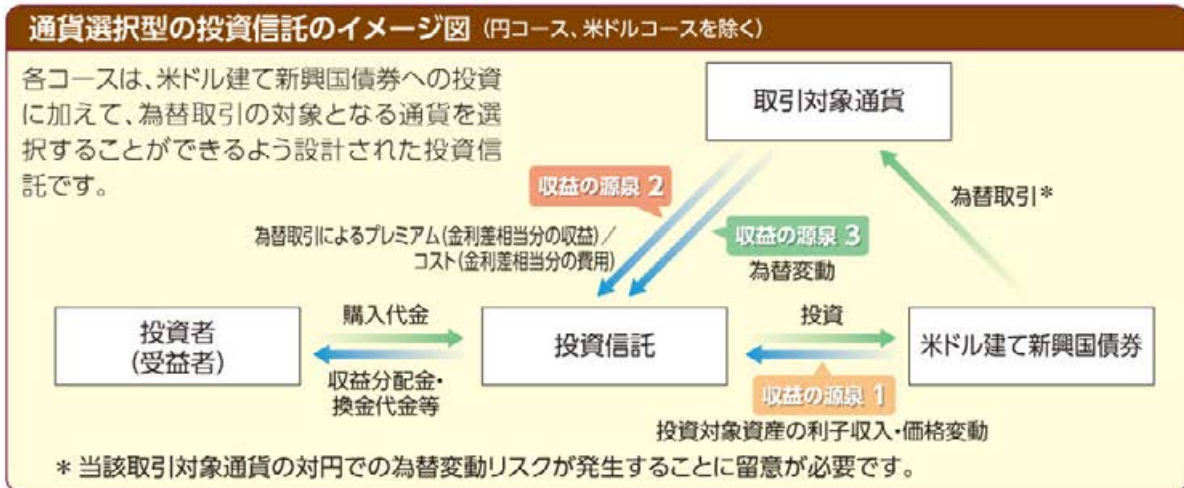
各コースの基準価額は、各コースの対象通貨の対円での為替変動により、以下のような影響を受けます。

ファンド名	下落 ← 基準価額 → 上昇
 円コース (毎月分配型)	原則として、対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
 米ドルコース (毎月分配型)	米ドル安 ← 円に対して → 米ドル高
 ユーロコース (毎月分配型)	ユーロ安 ← 円に対して → ユーロ高
 豪ドルコース (毎月分配型)	豪ドル安 ← 円に対して → 豪ドル高
 ブラジルリアルコース (毎月分配型)	ブラジルリアル安 ← 円に対して → ブラジルリアル高
 南アフリカランドコース (毎月分配型)	南アフリカランド安 ← 円に対して → 南アフリカランド高
 トルコリラコース (毎月分配型)	トルコリラ安 ← 円に対して → トルコリラ高
 中国元コース (毎月分配型)	中国元安 ← 円に対して → 中国元高
 インドネシアルピアコース (毎月分配型)	インドネシアルピア安 ← 円に対して → インドネシアルピア高
   資源国バスケット通貨コース (毎月分配型) (オーストラリア・ブラジル・南アフリカ共和国)	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 資源国バスケット通貨 豪ドル安 ブラジルリアル安 南アフリカランド安 </div> <div style="margin-right: 10px;">← 円に対して →</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> 資源国バスケット通貨 豪ドル高 ブラジルリアル高 南アフリカランド高 </div> </div>

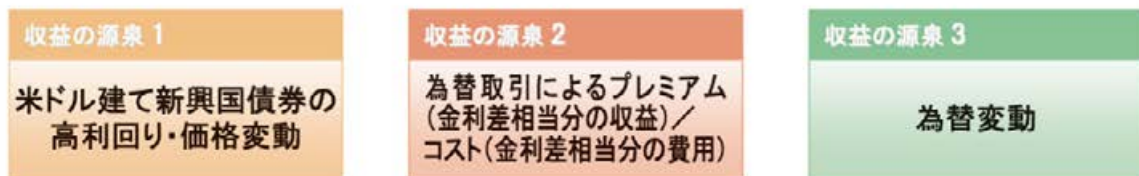
! 資源国バスケット通貨コース (毎月分配型) においては、3通貨 (豪ドル、ブラジルリアル、南アフリカランド) への実質的な配分は3分の1程度ずつになることを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、為替の変動等により、実質的な通貨配分が3分の1程度ずつからカイ離する場合があります。

 対象通貨の為替レート推移については、委託会社のホームページ (<https://www.am.mufg.jp/>) でご覧いただけます。
 「月報 (マンスリーレポート)」をご参照ください。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

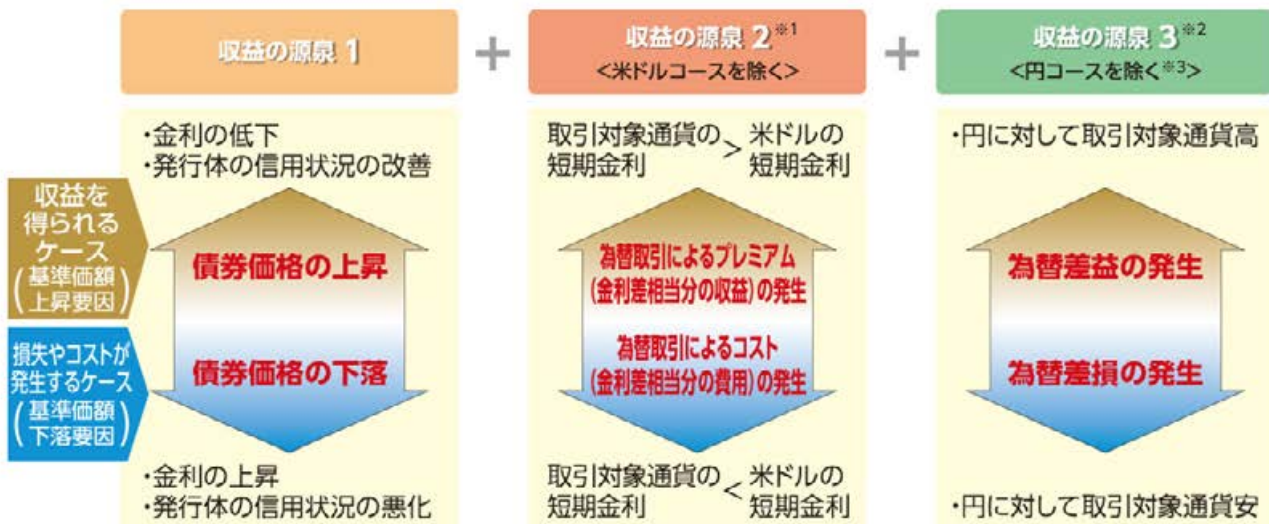


各コースの収益の源泉としては、以下の3つの要素があげられます。



各コースにおける収益の源泉と基準価額の変動要因は以下の通りです。

それぞれの収益源に相応してリスクが内在していることに留意が必要です。



※1 円コースにおいては、対円での為替ヘッジによるプレミアム(金利差相当分の収益) / コスト(金利差相当分の費用)が生じます。

※2 米ドルコースでは、米ドルが対円で上昇(円安)した場合は為替差益が、米ドルが対円で下落(円高)した場合は為替差損が発生します。

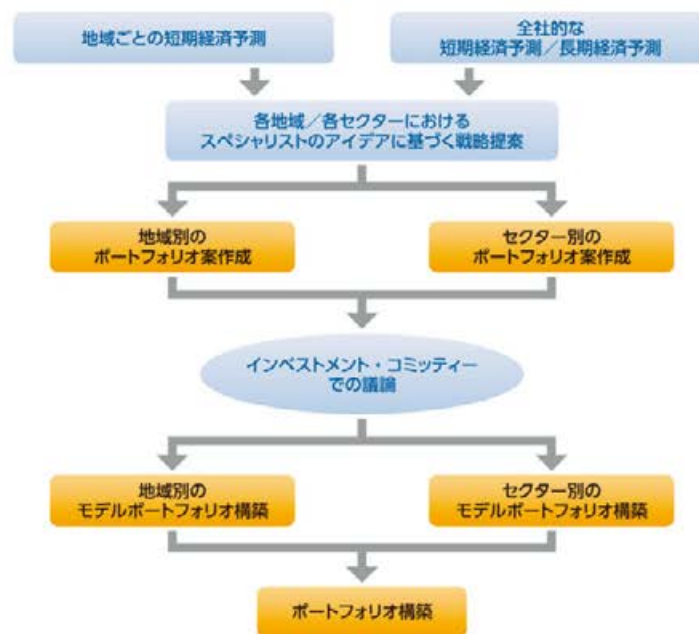
※3 円コースでは、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

❗ 為替市場の状況によっては、為替ヘッジおよび為替取引によるプレミアム / コストが、金利差相当分からカイ離する場合があります。

特色3

各コースにおいて、投資信託証券への運用の指図に関する権限をピムコジャパンリミテッドに委託します。

- ピムコジャパンリミテッドは、ピムコ社が運用する円建ての外国投資信託を通じて米ドル建ての新興国債券等に投資するとともに、マネー・マーケット・マザーファンドを通じてわが国の短期公社債等に投資します。
- ピムコ社(PIMCO=Pacific Investment Management Company LLC)は、1971年に米国で設立された債券運用に強みを持つ会社です。ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。
- 投資対象とする円建外国投資信託における運用プロセスは、以下の通りです。



- ❗ 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。
 - ❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- 📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧ください。

特色4

各コースは、原則として毎月20日に決算を行います。

- 原則として、毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



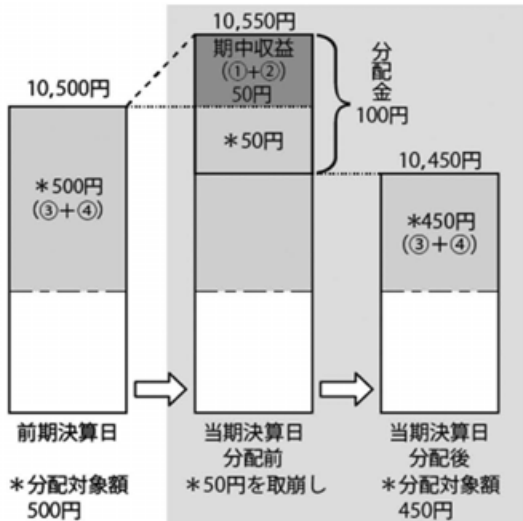
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

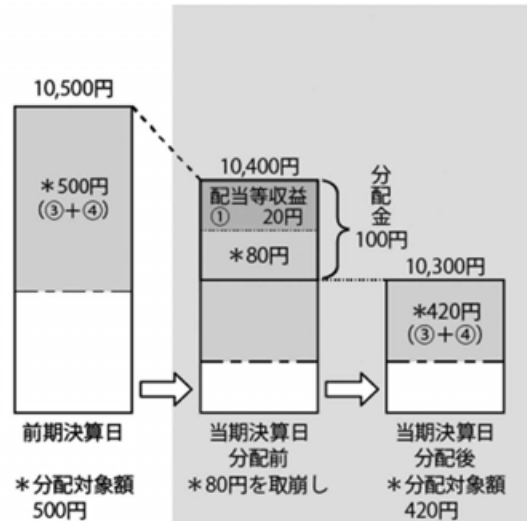
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



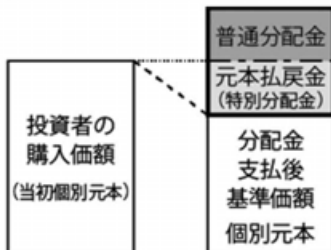
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

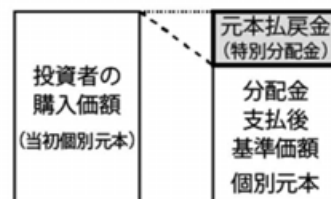
- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

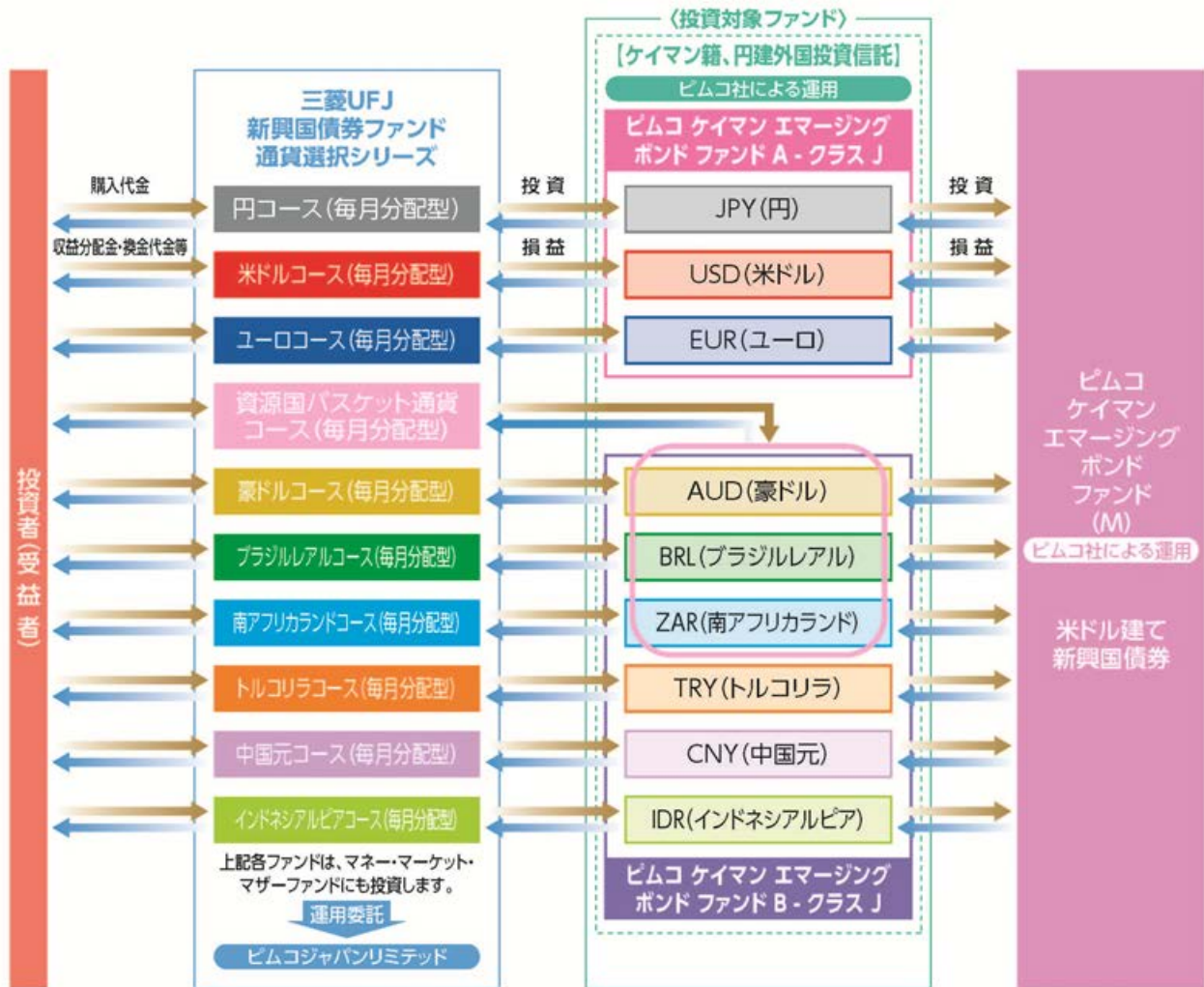


普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

■ファンドの仕組み



❗ 販売会社によっては、取り扱わないコースがある場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

■主な投資制限

投資信託証券	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。

「マネープールファンド」について

ファンドの目的

わが国の公社債等を実質的な主要投資対象とし、利子等収益の確保をめざします。

ファンドの特色

特色 1

ファミリーファンド方式によりマネー・マーケット・マザーファンドを通じて、わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保をめざします。

<運用プロセス(イメージ図)>

STEP1：分析フェーズ

市場動向分析および個別企業についての定量・定性的な分析

STEP2：運用戦略策定フェーズ

各種分析に基づき、平均残存日数、個別銘柄等について運用戦略を策定

STEP3：ポートフォリオ構築フェーズ

運用目標や資金動向等を勘案して最終的なポートフォリオを構築

1 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ (<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>) でご覧いただけます。

特色 2

年2回の決算時(4・10月の各20日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

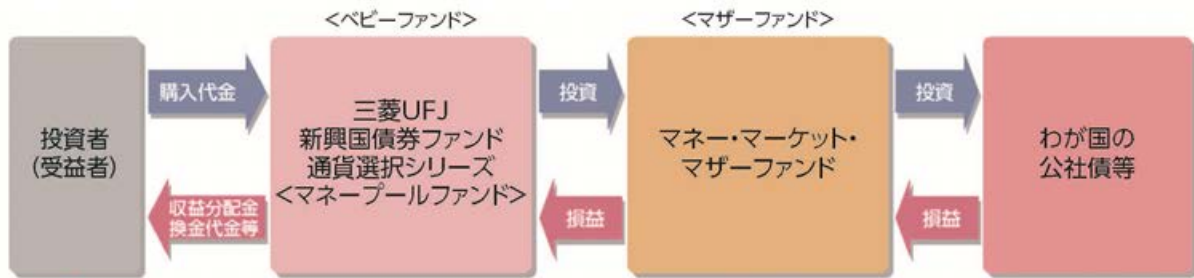
- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ファンドの仕組み

運用は主にマネー・マーケット・マザーファンドへの投資を通じて、わが国の公社債等へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



❗ マネープールファンドの購入は、マネープールファンド以外の各コースからのスイッチングの場合に限定します。

■主な投資制限

デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。
--------	-------------------------

スイッチングについて

◆ 各ファンド間でスイッチングが可能です。



❗ スwitchingの際の購入時手数料は、販売会社が定めるものとします。また、換金するファンドに対して税金がかかります。

❗ 販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

❗ マネープールファンドの購入は、マネープールファンド以外の各ファンドからのスイッチングの場合に限定します。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

- 「円コース (毎月分配型)」
- 「米ドルコース (毎月分配型)」
- 「ユーロコース (毎月分配型)」
- 「豪ドルコース (毎月分配型)」
- 「ブラジルリアルコース (毎月分配型)」
- 「南アフリカランドコース (毎月分配型)」
- 「トルコリラコース (毎月分配型)」
- 「マネープールファンド」

2009年4月28日 設定日、信託契約締結、運用開始
 2011年10月20日 信託期間を2014年4月21日までから2019年4月20日までに変更
 2018年1月20日 信託期間を2019年4月20日までから2024年4月19日までに変更
 2023年1月20日 「円コース（毎月分配型）」、「米ドルコース（毎月分配型）」、「豪ドルコース（毎月分配型）」、「ブラジルリアルコース（毎月分配型）」、「マネープールファンド」の信託期間を2024年4月19日までから2029年4月20日までに変更

「中国元コース（毎月分配型）」

「インドネシアルピアコース（毎月分配型）」

2010年5月6日 設定日、信託契約締結、運用開始
 2011年10月20日 信託期間を2014年4月21日までから2019年4月20日までに変更
 2018年1月20日 信託期間を2019年4月20日までから2024年4月19日までに変更

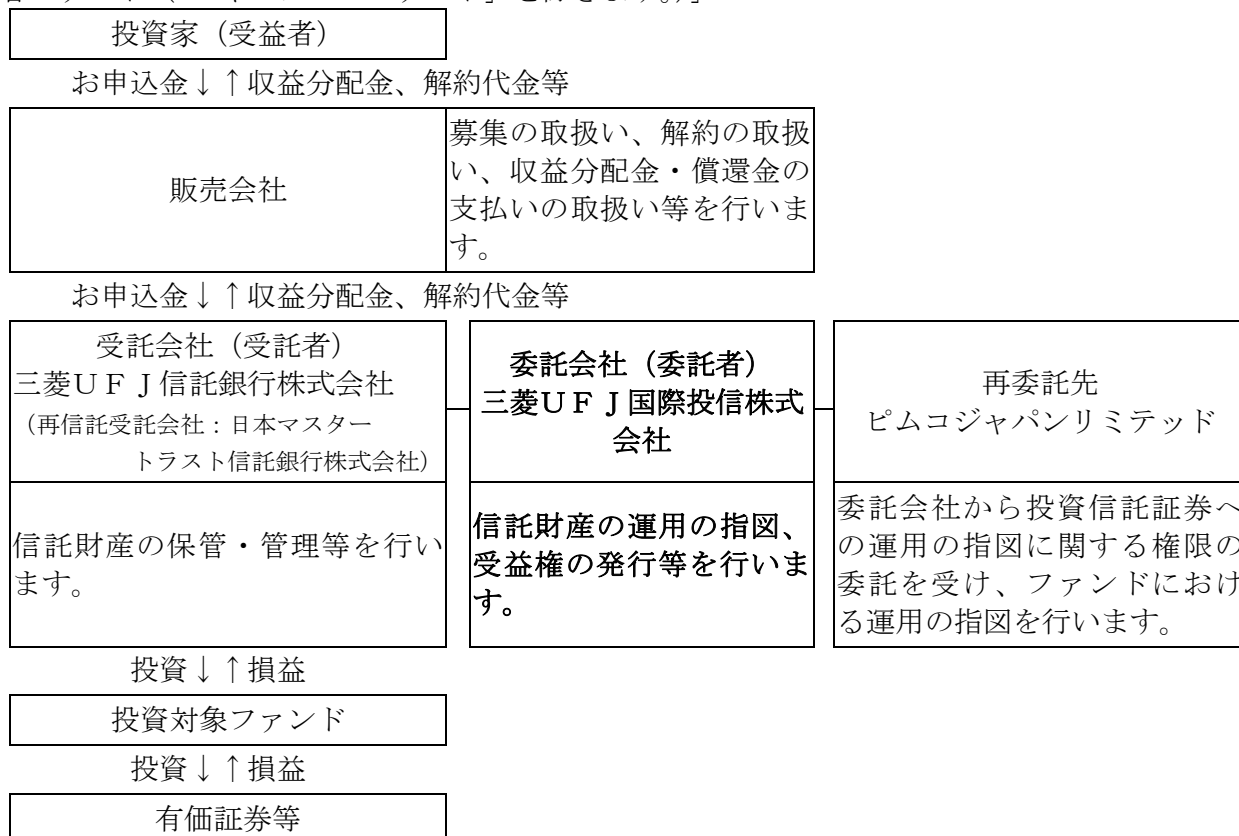
「資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）」

2011年1月20日 設定日、信託契約締結、運用開始
 2011年10月20日 信託期間を2014年4月21日までから2019年4月20日までに変更
 2018年1月20日 信託期間を2019年4月20日までから2024年4月19日までに変更

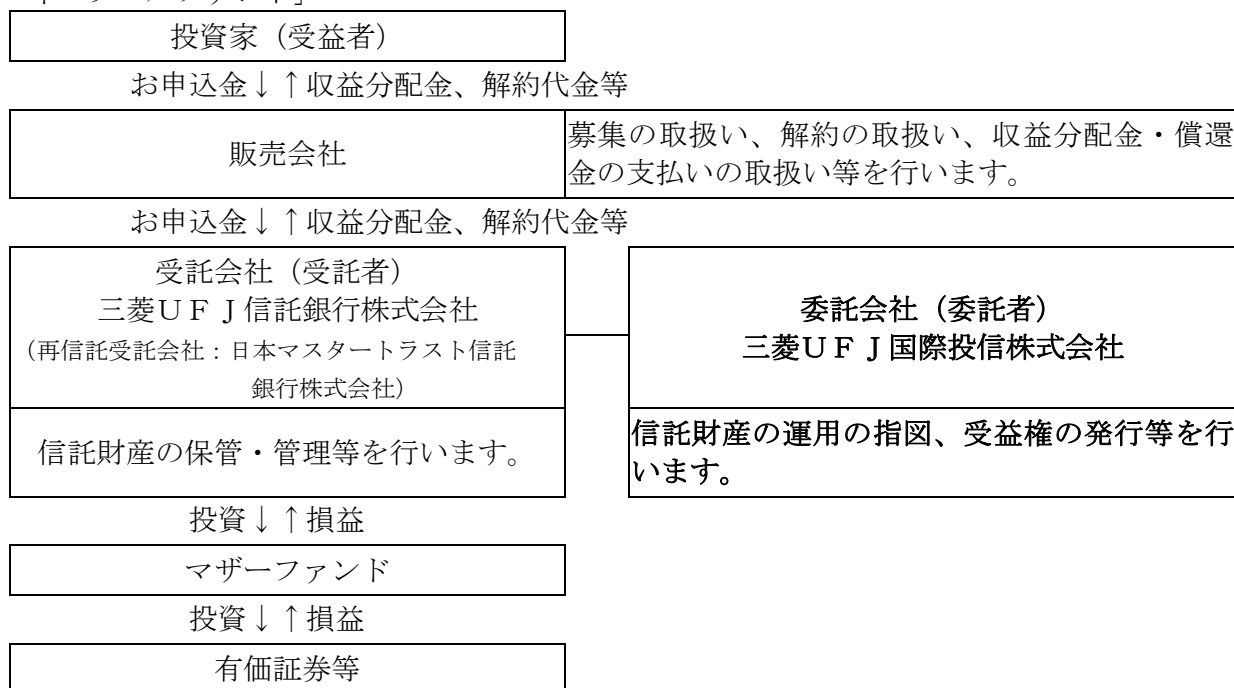
(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」



「マネープールファンド」



※ただし、マネープールファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

②委託会社と関係法人との契約の概要

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

「マネープールファンド」

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2022年10月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 404 号

・設立年月日

1985 年 8 月 1 日

・資本金

2,000 百万円

・沿革

1997 年 5 月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

2004 年 10 月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

2005 年 10 月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

2015 年 7 月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

「円コース（毎月分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド A - クラス J（JPY）の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等に実質的な投資を行います。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド A - クラス J（JPY）」を選定しました。

また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^(注)

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「米ドルコース（毎月分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド A - クラス J（USD）の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等に実質的な投資を行います。当該外国投資信託における保有外貨建て資産に対しては、為替ヘッジを行いません（このため、基準価額は米ドルの対円での為替変動の影響を受けます。）。また、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド A - クラス J（USD）」を選定しました。

また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^(注)

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「ユーロコース（毎月分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド A - クラス J (EUR) の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等に実質的な投資を行います。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、ユーロ買いの為替取引を行います（このため、基準価額はユーロの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド A - クラス J (EUR)」を選定しました。

また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^(注)

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「豪ドルコース（毎月分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (AUD) の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等に実質的な投資を行います。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います（このため、基準価額は豪ドルの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (AUD)」を選定しました。

また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^(注)

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「ブラジルリアルコース（毎月分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (BRL) の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等に実質的な投資を行います。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、ブラジルリアル買いの為替取引を行います（このため、基準価額はブラジルリアルの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (BRL)」を選定しました。

また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^(注)
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「南アフリカランドコース（毎月分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (ZAR) の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等に実質的な投資を行います。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、南アフリカランド買いの為替取引を行います（このため、基準価額は南アフリカランドの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (ZAR)」を選定しました。

また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^(注)
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「トルコリラコース（毎月分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (TRY) の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等に実質的な投資を行います。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行います（このため、基準価額はトルコリラの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (TRY)」を選定しました。

また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^(注)
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「中国元コース（毎月分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (CNY) の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等に実質的な投資を行います。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、中国元買いの為替取引を行います（このため、基準価額は中国元の対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (CNY)」を選定しました。

また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資

対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^(注)市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「インドネシアルピアコース（毎月分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (IDR) の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等に実質的な投資を行います。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、インドネシアルピア買いの為替取引を行います（このため、基準価額はインドネシアルピアの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (IDR)」を選定しました。

また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^(注)市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (AUD)、クラス J (BRL)、クラス J (ZAR) の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等に実質的な投資を行います。各投資信託証券への投資にあたっては、実質的な配分は3分の1程度ずつになることを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、為替の変動等により、実質的な通貨配分が3分の1程度ずつから乖離する場合があります。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、3通貨（豪ドル、ブラジルレアル、南アフリカランド）買いの為替取引を行います（このため、基準価額は当該3通貨の対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (AUD)、クラス J (BRL)、クラス J (ZAR)」を選定しました。

また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^(注)市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「マネープールファンド」

マネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、利子等収益の確保を図ります。なお、わが国の公社債等に直接投資することがあります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【投資対象】

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、2. の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、1. の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

<投資信託証券の概要>

ピムコ ケイマン エマーゼィング ボンド ファンド A - クラス J(JPY)/(USD)/(EUR) ピムコ ケイマン エマーゼィング ボンド ファンド B - クラス J(AUD)/(BRL)/(ZAR)/(TRY)/(CNY)/(IDR)																							
形態	ケイマン籍・円建外国投資信託																						
投資態度	ピムコ ケイマン エマーゼィング ボンド ファンド(M)への投資を通じて、新興経済国の政府、政府機関等が発行もしくは信用保証する米ドル建ての債券およびその派生商品等に実質的な投資を行い、信託財産の成長をめざします。																						
主な投資対象	新興経済国の政府、政府機関等が発行もしくは信用保証する米ドル建ての債券およびその派生商品等																						
主な投資制限	<p>・投資を行う新興国債券は、主に新興経済国の政府、政府機関等が発行もしくは信用保証する米ドル建ての債券(ソブリン債券、準ソブリン債券)ですが、新興国債券と同様の投資効果を持つデリバティブ取引を活用する場合があります。また、資金管理目的で、原則として取得時に「BBB格」相当以上の信用格付けを有する米ドル建ての公社債等にも一部投資を行います。</p> <p>・ポートフォリオの平均デュレーション*は原則として3年以上8年以内で調整します。 ※デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。</p> <p>・投資する債券は、原則として取得時において「CCC-格」相当以上の信用格付けを有しているものに限定し、投資する債券の平均格付けは、ポートフォリオ全体で原則として「B-格」相当以上を維持します。</p> <p>・限定的な範囲内で、米ドル建て以外の新興国債券にも投資を行う場合がありますが、この場合においては米ドル以外の通貨売り、米ドル買いの為替取引を行います。</p> <p>・各ファンドにおいて、保有外貨建資産に対し、以下の為替対応を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ピムコ ケイマン エマーゼィング ボンドファンド A - クラス J</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JPY(円)</td> <td>原則として、米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行います。</td> </tr> <tr> <td>USD(米ドル)</td> <td>原則として、為替ヘッジを行いません。</td> </tr> <tr> <td>EUR(ユーロ)</td> <td>原則として、米ドル売り、ユーロ買いの為替取引を行います。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ピムコ ケイマン エマーゼィング ボンドファンド B - クラス J</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AUD(豪ドル)</td> <td>原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>BRL(ブラジルレアル)</td> <td>原則として、米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>ZAR(南アフリカランド)</td> <td>原則として、米ドル売り、南アフリカランド買いの為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>TRY(トルコリラ)</td> <td>原則として、米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>CNY(中国元)</td> <td>原則として、米ドル売り、中国元買いの為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>IDR(インドネシアルピア)</td> <td>原則として、米ドル売り、インドネシアルピア買いの為替取引を行います。</td> </tr> </tbody> </table>	ピムコ ケイマン エマーゼィング ボンドファンド A - クラス J		JPY(円)	原則として、米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行います。	USD(米ドル)	原則として、為替ヘッジを行いません。	EUR(ユーロ)	原則として、米ドル売り、ユーロ買いの為替取引を行います。	ピムコ ケイマン エマーゼィング ボンドファンド B - クラス J		AUD(豪ドル)	原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。	BRL(ブラジルレアル)	原則として、米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行います。	ZAR(南アフリカランド)	原則として、米ドル売り、南アフリカランド買いの為替取引を行います。	TRY(トルコリラ)	原則として、米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行います。	CNY(中国元)	原則として、米ドル売り、中国元買いの為替取引を行います。	IDR(インドネシアルピア)	原則として、米ドル売り、インドネシアルピア買いの為替取引を行います。
ピムコ ケイマン エマーゼィング ボンドファンド A - クラス J																							
JPY(円)	原則として、米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行います。																						
USD(米ドル)	原則として、為替ヘッジを行いません。																						
EUR(ユーロ)	原則として、米ドル売り、ユーロ買いの為替取引を行います。																						
ピムコ ケイマン エマーゼィング ボンドファンド B - クラス J																							
AUD(豪ドル)	原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。																						
BRL(ブラジルレアル)	原則として、米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行います。																						
ZAR(南アフリカランド)	原則として、米ドル売り、南アフリカランド買いの為替取引を行います。																						
TRY(トルコリラ)	原則として、米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行います。																						
CNY(中国元)	原則として、米ドル売り、中国元買いの為替取引を行います。																						
IDR(インドネシアルピア)	原則として、米ドル売り、インドネシアルピア買いの為替取引を行います。																						
運用管理費用(信託報酬)	ありません。																						
購入時手数料	ありません。																						
信託財産留保額	ありません。																						
投資運用会社	Pacific Investment Management Company LLC(PIMCO)																						
設定日	JPY/USD/EUR/AUD/BRL/ZAR/TRY:2009年4月28日 CNY/IDR:2010年4月30日																						
決算日	原則として毎年2月末日																						
分配方針	原則として毎月経費控除後の利子収益および売買益より分配を行う方針です。ただし、適正な分配水準を維持するために必要と認められる場合は、分配原資をこれらに限定しません。なお、分配原資が少額の場合は、分配を行わないことがあります。																						

原則として「ピムコ ケイマン エマーゼィング ボンド ファンド(M)」の投資信託証券を通じて実質的な投資を行います。なお、「ピムコ ケイマン エマーゼィング ボンド ファンド(M)」においても運用管理費用(信託報酬)、購入時手数料および信託財産留保額はかかりません。

マネー・マーケット・マザーファンド	
形態	証券投資信託
投資運用会社	三菱UFJ国際投信株式会社
投資態度	わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。 なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	わが国の公社債等
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式への投資は行いません。 ・外貨建資産への投資は行いません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2005年3月4日
決算日	原則として毎年5月および11月の20日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

各コースが外国投資信託を通じて実質的に投資する債券は、原則として取得時において「CCC-格」相当以上の信用格付けを有しているものに限定し、投資する債券の平均格付けは、ポートフォリオ全体で原則として「B-格」相当以上を維持します。

<信用格付けと利回りについて>

□ 「信用格付け」とは

発行される債券の元本返済・利払いの確実性を評価して、その度合いについて一定の記号を用いてランク付けしたものです。



ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's) のAaからCaaまでの信用格付けには「1, 2, 3」、S&Pグローバル・レーティング (S&P) のAAからCCCまでの信用格付けには「+、-」という付加記号を省略して表示しています。

上記は信用格付けと利回りの間の一般的な関係を示したイメージ図であり、利回りは信用格付け以外の要因によっても変動するため、この関係通りの利回りが成立しない場合があります。

「マネープールファンド」

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げる

ものとしします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限りします。）

a. 有価証券先物取引等

b. スワップ取引

c. 金利先渡取引

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とするマネー・マーケット・マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとしします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限りします。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）

11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から 12. の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で16. で定めるもの以外のもの

16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）

19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）

22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 24. 外国の者に対する権利で23.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書ならびに13.および19.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに16.の証券ならびに13.および19.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

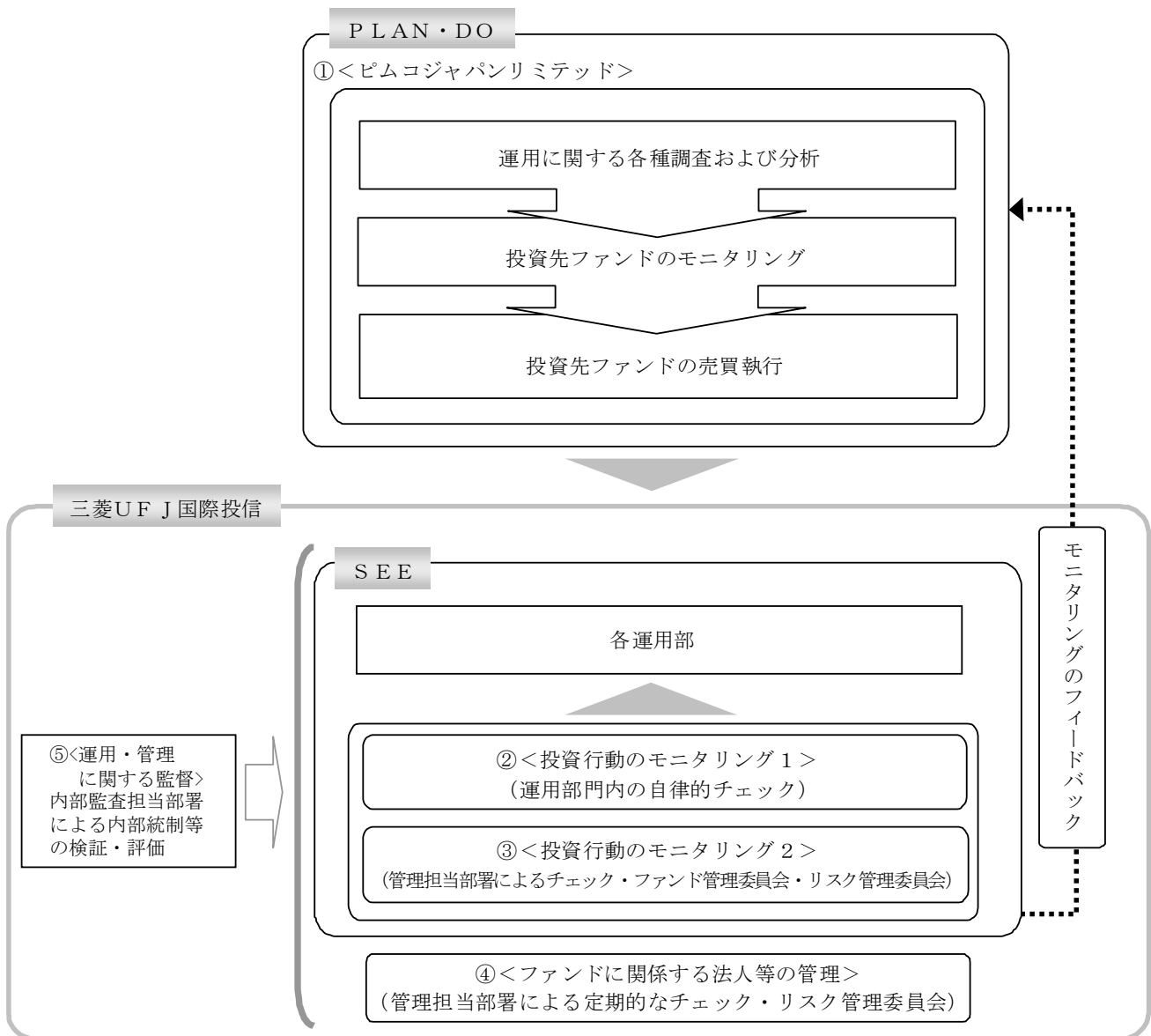
③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

(3)【運用体制】

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」



①運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは投資信託証券への運用の指図に関する権限を、ピムコジャパンリミテッド（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた投資信託証券への運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

②投資行動のモニタリング1

委託会社では、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

③投資行動のモニタリング2

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて委託会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

④ファンドに関係する法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑤運用・管理に関する監督

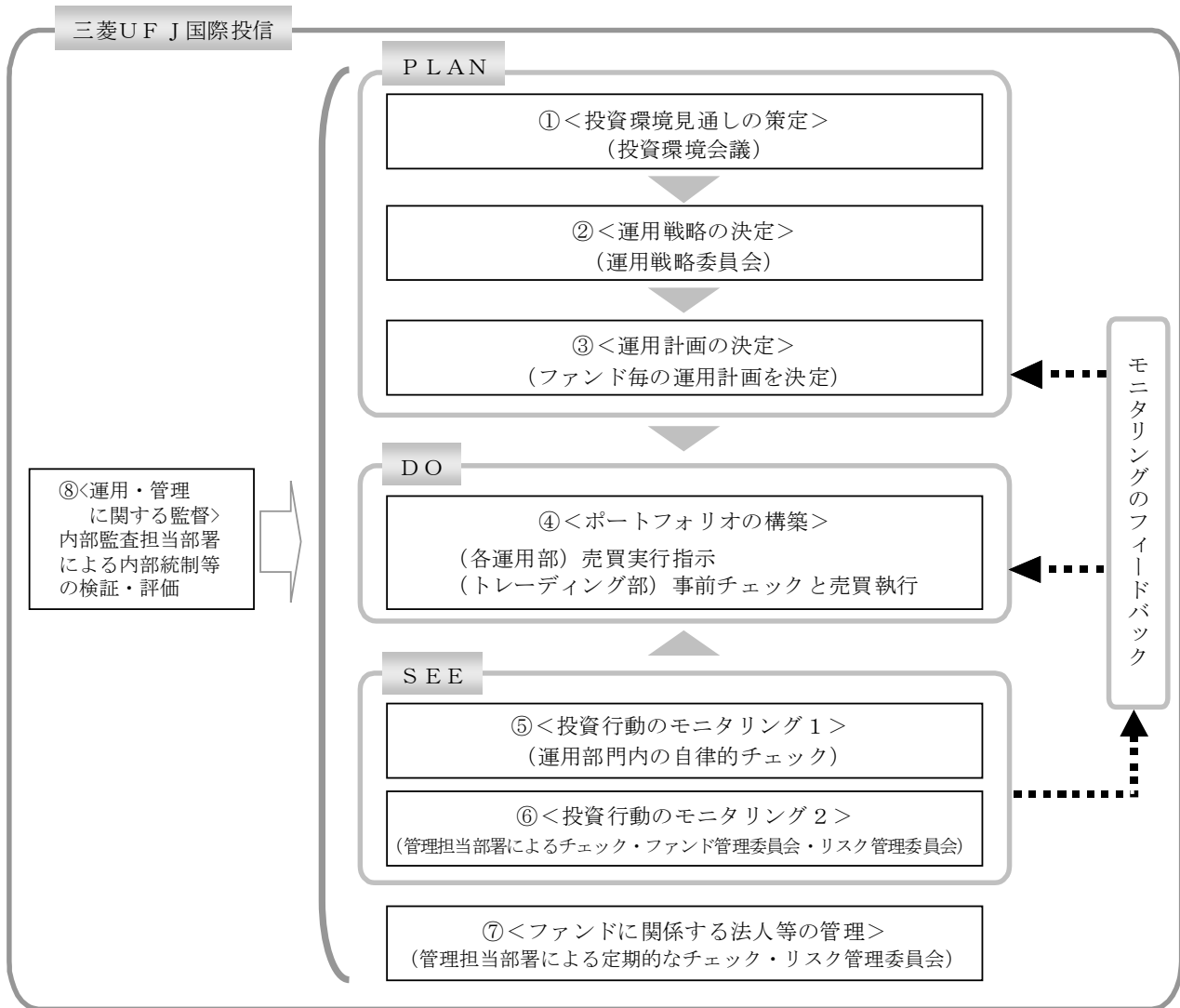
内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

「マネープールファンド」



- ①投資環境見通しの策定
投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。
- ②運用戦略の決定
運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。
- ③運用計画の決定
②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。
- ④ポートフォリオの構築
各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。
- ⑤投資行動のモニタリング 1
運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。
- ⑥投資行動のモニタリング 2
運用部から独立した管理担当部署（40～60 名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。
- ⑦ファンドに関する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(5)【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

「各ファンド（「マネーパールファンド」を除きます。）」

①株式

株式への直接投資は行いません。

②外貨建資産

外貨建資産への直接投資は行いません。

③投資信託証券

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

④信用取引

信用取引の指図は行いません。

⑤公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

⑥資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度

とします。

- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑦信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

「マネープールファンド」

①株式

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

②外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

③新株引受権証券および新株予約権証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤同一銘柄の株式等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. c. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑥同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にして

いるものならびに会社法施行前の旧商法第 341 条の 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものをいいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑦スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（⑥に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑨有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

⑩資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑪投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

ません。

- b. a. の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑫金利先渡取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑮信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

①価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、各ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク

「円コース（毎月分配型）」

実質的な主要投資対象である海外の公社債は米ドル建て資産ですが、当ファンドが投資する外国投資信託において、米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図ります。しかし、対円での為替ヘッジにより、保有通貨の為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。そのため、為替相場の変動によっては、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、対円での為替ヘッジを行う場合で円金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替ヘッジによるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

「米ドルコース（毎月分配型）」

実質的な主要投資対象である海外の公社債は米ドル建て資産であり、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、対円での為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

「ユーロコース（毎月分配型）／豪ドルコース（毎月分配型）／ブラジルリアルコース（毎月分配型）／南アフリカランドコース（毎月分配型）／トルコリラコース（毎月分配型）／中国元コース（毎月分配型）／インドネシアルピアコース（毎月分配型）」

実質的な主要投資対象である海外の公社債は米ドル建て資産ですが、各ファンドが投資する外国投資信託において、米ドル売り、各ファンドの対象通貨買いの為替取引を行うため、当該通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が当該通貨に対して円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、為替取引を行う場合で当該通貨の金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。

為替に関する取引規制等がある場合など、通貨によっては、取引量が少なく需給動向等の影響を受けやすいため、市場で取引もしくは公表されている金利と大きく乖離した金利水準をもとに取引されることがあります。このため、当該通貨の金利が米ドルより高いときであっても、為替取引によるコストが生じる場合があります。

「資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）」

実質的な主要投資対象である海外の公社債は米ドル建て資産ですが、当ファンドが投資する外国投資信託において、米ドル売り、資源国バスケット通貨（豪ドル、ブラジルリアル、南アフリカランドを各々3分の1程度ずつ）買いの為替取引を行うため、当該通貨の対円での為替変

動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が当該通貨に対して円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、為替取引を行う場合で当該通貨の金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。

為替に関する取引規制等がある場合など、通貨によっては、取引量が少なく需給動向等の影響を受けやすいため、市場で取引もしくは公表されている金利と大きく乖離した金利水準をもとに取引されることがあります。このため、当該通貨の金利が米ドルより高いときであっても、為替取引によるコストが生じる場合があります。

③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。各ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、各ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

⑤カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む可能性が高まる場合があります。

※留意事項

- ・各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

「マネープールファンド」

①価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があ

ります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・投資環境によっては、マイナス利回りの公社債や金融商品等での運用となることがあり、この場合、基準価額の下落要因となりますのでご注意ください。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

②コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

③リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

④内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

〔再委託先の管理体制〕

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンスおよびオペレーション・リスク管理部門によって実施しております。同部門により、全てのファンドについて投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。

また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システムにより売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

<投資対象ファンド（国内投資信託を除く）の信用リスク管理方法>

投資対象ファンドの管理会社および投資運用会社は、投資対象ファンドにおいて、欧州委員会が制定した指令（UCITS 指令）に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクを管理します。

[委託会社における再委託先に対する確認体制]

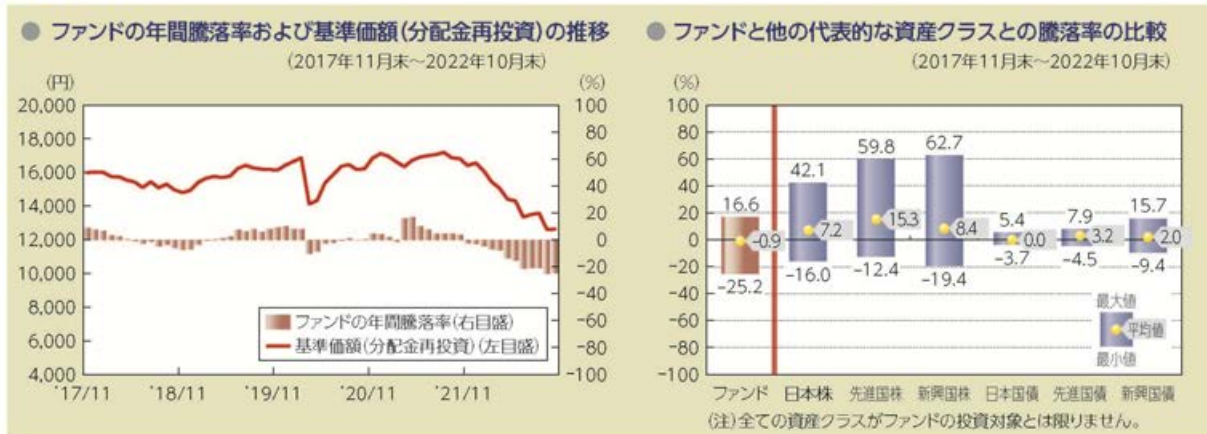
委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

また、再委託先からの定期的なデータ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

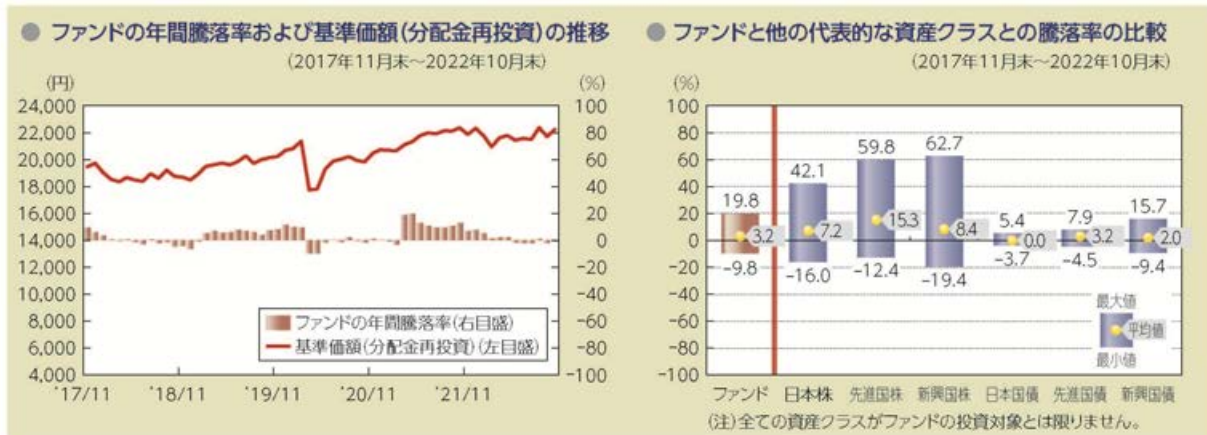
下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

円コース



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

米ドルコース



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

ユーロコース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2017年11月末～2022年10月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年11月末～2022年10月末)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

豪ドルコース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2017年11月末～2022年10月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年11月末～2022年10月末)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

ブラジルリアルコース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2017年11月末～2022年10月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年11月末～2022年10月末)



注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

南アフリカランドコース

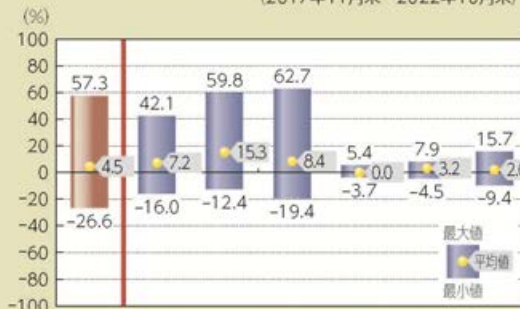
● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2017年11月末～2022年10月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年11月末～2022年10月末)

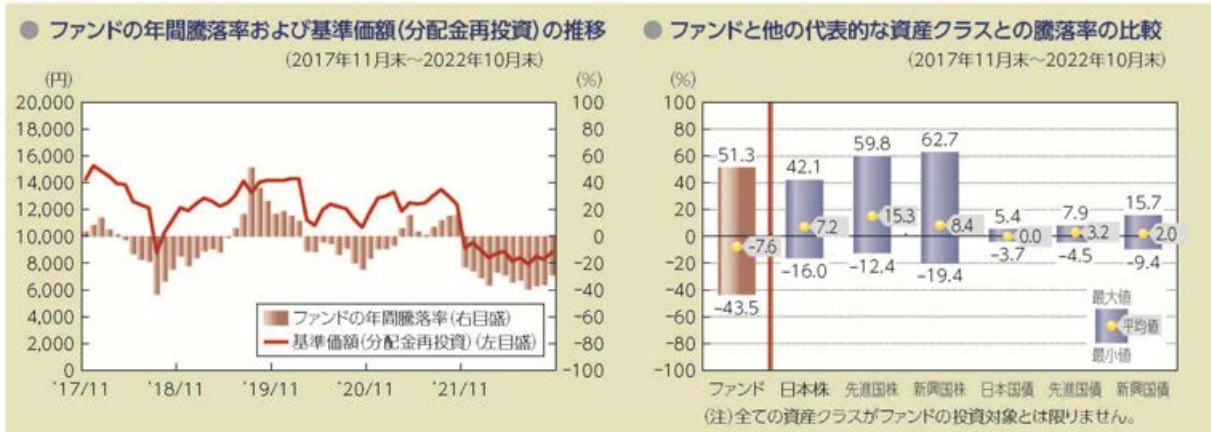


注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

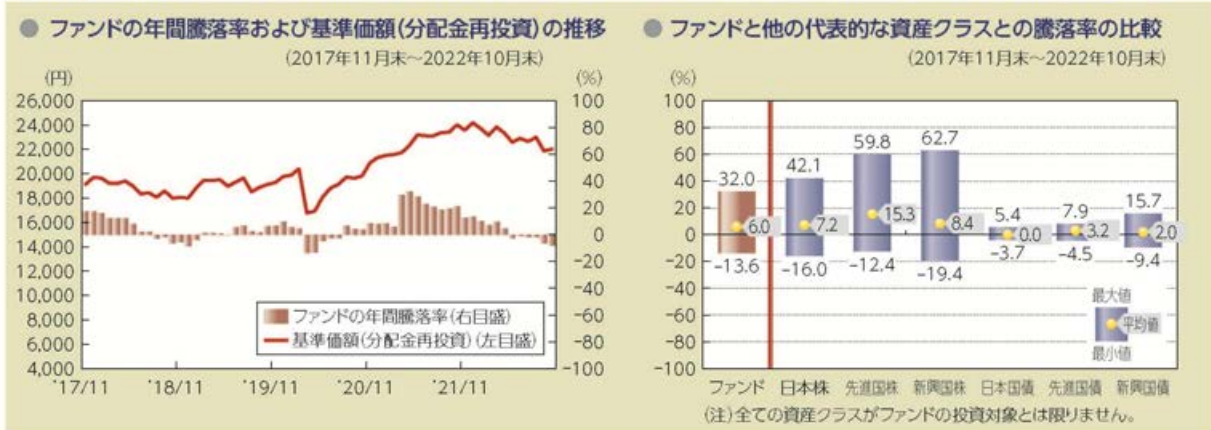
上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

トルコリラコース



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

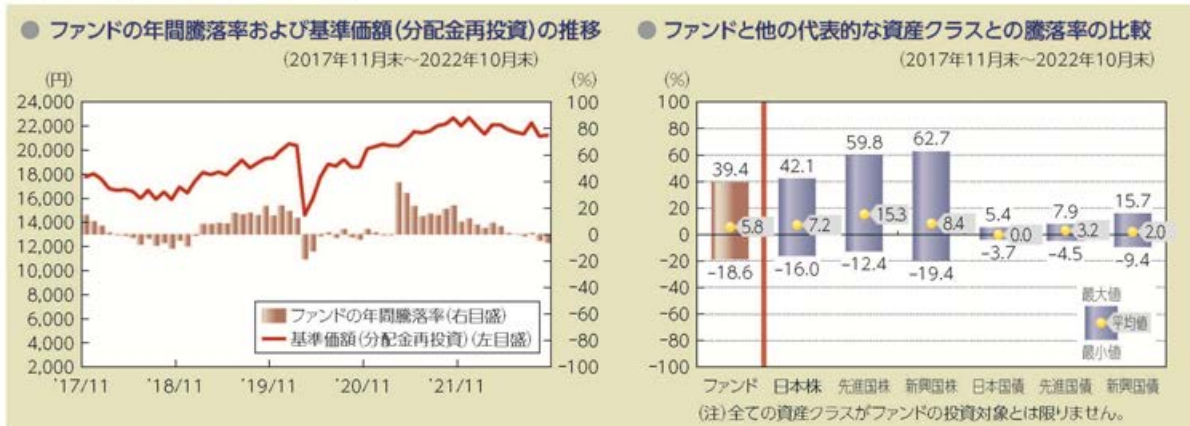
中国元コース



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

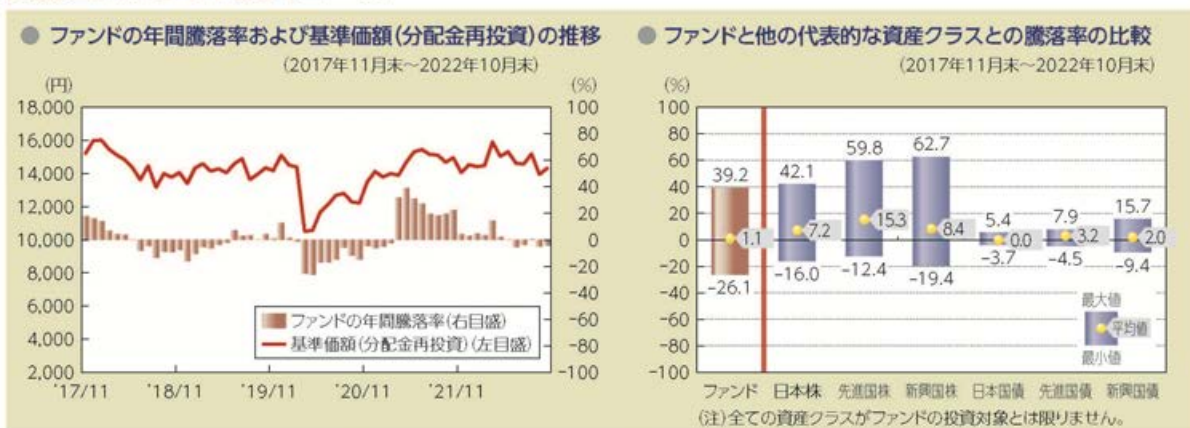
上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

インドネシアルピアコース



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

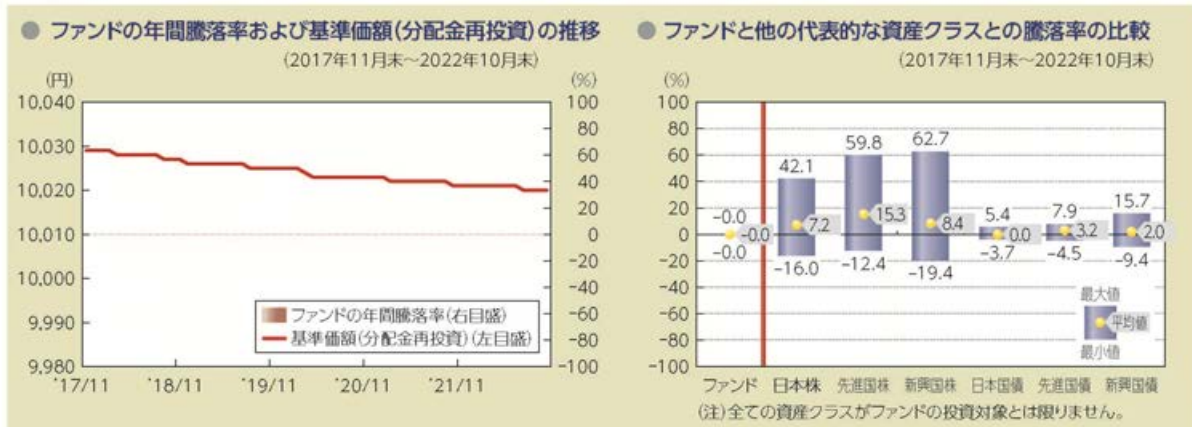
資源国バスケット通貨コース



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

マネープールファンド



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村証券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込価額(発行価格)×3.3%(税抜3%)を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース(一般コース)と分配金再投資コース(累積投資コース)があり、分配金再投資コース(累積投資コース)の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

「マネープールファンド」の取得申込みを行う場合には、申込手数料はかかりません。（「マネープールファンド」への取得申込みは、スイッチング*の場合に限ります。）

*スイッチングとは、「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ」を構成するファンドを解約した受取金額をもって解約請求受付日当日に他の構成ファンドの取得申込みを行うことをいいます。

(2) 【換金（解約）手数料】

かかりません。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3) 【信託報酬等】

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 1.672%（税抜 1.52%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1 万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.93%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.55%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、原則として毎年 3、6、9、12 月の各 15 日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから 15 営業日以内に支払われ、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 0.649%（税抜 年 0.59%）以内の率を乗じて得た金額とします。

ファンドが投資対象とする投資信託証券では信託報酬はかかりませんので、受益者が負担する実質的な信託報酬は上記と同じです。

「マネープールファンド」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 0.605%（税抜 0.55%）以内の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1 万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・毎月の最終営業日（委託会社の営業日をいいます。以下同じ。）の翌日から、翌月の最終営業日までにかかる信託報酬は、当該各月の最終 5 営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に応じ

て、信託財産の純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とします。

当該平均値	信託報酬率 (税込 年率)	配分 (税抜 年率)			
		合計	委託会社	販売会社	受託会社
1%以上	0.605%	0.55%	0.25%	0.25%	0.05%
0.6%以上 1%未満	0.330%	0.3%	0.135%	0.135%	0.03%
0.3%以上 0.6%未満	0.165%	0.15%	0.065%	0.065%	0.02%
0.15%以上 0.3%未満	0.055%	0.05%	0.02%	0.02%	0.01%
0.05%以上 0.15%未満	0.033%	0.03%	0.01%	0.01%	0.01%
0.05%未満	0.011%	0.01%	0.004%	0.003%	0.003%

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注) 手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限り）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として 15.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は 2022 年 10 月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)】

(1) 【投資状況】

令和 4 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	2,022,027,226	99.32
親投資信託受益証券	日本	2,250,908	0.11
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	11,506,373	0.57
純資産総額		2,035,784,507	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 10 月 31 日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	ビムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド A - クラス J (JPY)	357,311.7558	5,547	1,982,008,309	5,659	2,022,027,226	99.32
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	2,210,674	1.0182	2,250,908	1.0182	2,250,908	0.11

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

令和 4 年 10 月 31 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.32
親投資信託受益証券	0.11
合計	99.43

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第41 計算期間末日 (平成24年11月20日)	55,049,240,848	55,360,598,935	11,492	11,557
第42 計算期間末日 (平成24年12月20日)	56,424,380,922	56,740,958,475	11,585	11,650
第43 計算期間末日 (平成25年1月21日)	58,263,099,221	58,590,611,850	11,563	11,628
第44 計算期間末日 (平成25年2月20日)	56,736,057,437	57,060,800,120	11,356	11,421
第45 計算期間末日 (平成25年3月21日)	54,244,699,082	54,558,780,497	11,226	11,291
第46 計算期間末日 (平成25年4月22日)	51,355,906,761	51,650,399,407	11,335	11,400
第47 計算期間末日 (平成25年5月20日)	49,718,926,197	50,004,953,922	11,299	11,364
第48 計算期間末日 (平成25年6月20日)	44,334,219,104	44,605,174,217	10,635	10,700
第49 計算期間末日 (平成25年7月22日)	40,592,319,876	40,843,310,082	10,512	10,577
第50 計算期間末日 (平成25年8月20日)	37,030,533,374	37,267,305,837	10,166	10,231
第51 計算期間末日 (平成25年9月20日)	33,589,122,708	33,800,665,949	10,321	10,386
第52 計算期間末日 (平成25年10月21日)	31,653,991,327	31,852,549,893	10,362	10,427
第53 計算期間末日 (平成25年11月20日)	29,034,837,071	29,221,171,641	10,128	10,193
第54 計算期間末日 (平成25年12月20日)	26,487,784,083	26,658,767,878	10,069	10,134
第55 計算期間末日 (平成26年1月20日)	25,644,731,300	25,810,405,692	10,061	10,126
第56 計算期間末日 (平成26年2月20日)	23,953,280,683	24,109,897,130	9,941	10,006
第57 計算期間末日 (平成26年3月20日)	22,451,732,283	22,598,285,572	9,958	10,023
第58 計算期間末日 (平成26年4月21日)	21,719,275,725	21,858,995,533	10,104	10,169
第59 計算期間末日 (平成26年5月20日)	21,156,562,699	21,291,159,909	10,217	10,282
第60 計算期間末日 (平成26年6月20日)	19,909,485,984	20,035,195,484	10,295	10,360
第61 計算期間末日 (平成26年7月22日)	18,795,616,607	18,914,706,745	10,259	10,324
第62 計算期間末日 (平成26年8月20日)	18,025,926,381	18,140,497,384	10,227	10,292
第63 計算期間末日 (平成26年9月22日)	17,244,855,637	17,356,489,782	10,041	10,106
第64 計算期間末日 (平成26年10月20日)	16,563,251,044	16,671,139,516	9,979	10,044
第65 計算期間末日 (平成26年11月20日)	15,884,016,082	15,989,028,268	9,832	9,897
第66 計算期間末日 (平成26年12月22日)	14,815,628,401	14,917,354,096	9,467	9,532
第67 計算期間末日 (平成27年1月20日)	14,385,463,431	14,485,160,343	9,379	9,444
第68 計算期間末日 (平成27年2月20日)	13,960,608,110	14,056,709,345	9,443	9,508
第69 計算期間末日 (平成27年3月20日)	13,246,697,843	13,339,447,688	9,283	9,348
第70 計算期間末日 (平成27年4月20日)	13,940,390,063	14,034,883,485	9,589	9,654
第71 計算期間末日 (平成27年5月20日)	13,570,490,129	13,663,171,119	9,517	9,582
第72 計算期間末日 (平成27年6月22日)	12,736,748,524	12,825,706,571	9,307	9,372
第73 計算期間末日 (平成27年7月21日)	12,472,370,592	12,559,868,787	9,265	9,330

第74 計算期間末日	(平成27年8月20日)	11,803,561,545	11,888,683,021	9,013	9,078
第75 計算期間末日	(平成27年9月24日)	11,033,306,909	11,115,067,574	8,772	8,837
第76 計算期間末日	(平成27年10月20日)	10,215,746,906	10,290,693,294	8,860	8,925
第77 計算期間末日	(平成27年11月20日)	9,824,327,025	9,896,800,715	8,811	8,876
第78 計算期間末日	(平成27年12月21日)	9,133,764,140	9,203,609,793	8,500	8,565
第79 計算期間末日	(平成28年1月20日)	8,671,962,747	8,740,565,556	8,217	8,282
第80 計算期間末日	(平成28年2月22日)	8,457,540,514	8,523,705,738	8,309	8,374
第81 計算期間末日	(平成28年3月22日)	8,636,956,993	8,701,872,693	8,648	8,713
第82 計算期間末日	(平成28年4月20日)	8,542,920,977	8,606,403,463	8,747	8,812
第83 計算期間末日	(平成28年5月20日)	8,314,131,582	8,376,642,767	8,645	8,710
第84 計算期間末日	(平成28年6月20日)	8,222,853,581	8,284,251,854	8,705	8,770
第85 計算期間末日	(平成28年7月20日)	8,326,225,402	8,386,340,576	9,003	9,068
第86 計算期間末日	(平成28年8月22日)	8,324,475,398	8,384,081,765	9,078	9,143
第87 計算期間末日	(平成28年9月20日)	8,114,196,014	8,173,532,555	8,889	8,954
第88 計算期間末日	(平成28年10月20日)	8,129,406,638	8,188,914,507	8,880	8,945
第89 計算期間末日	(平成28年11月21日)	7,590,238,184	7,648,872,619	8,414	8,479
第90 計算期間末日	(平成28年12月20日)	7,525,067,938	7,583,276,217	8,403	8,468
第91 計算期間末日	(平成29年1月20日)	7,537,654,749	7,595,503,874	8,469	8,534
第92 計算期間末日	(平成29年2月20日)	7,487,361,556	7,544,738,004	8,482	8,547
第93 計算期間末日	(平成29年3月21日)	7,334,334,940	7,390,728,426	8,454	8,519
第94 計算期間末日	(平成29年4月20日)	7,291,981,905	7,347,742,859	8,500	8,565
第95 計算期間末日	(平成29年5月22日)	7,150,608,285	7,205,428,108	8,478	8,543
第96 計算期間末日	(平成29年6月20日)	7,045,866,320	7,099,884,386	8,478	8,543
第97 計算期間末日	(平成29年7月20日)	6,801,975,616	6,838,266,584	8,434	8,479
第98 計算期間末日	(平成29年8月21日)	6,676,955,786	6,712,519,472	8,449	8,494
第99 計算期間末日	(平成29年9月20日)	6,621,015,732	6,656,061,236	8,502	8,547
第100 計算期間末日	(平成29年10月20日)	6,625,378,078	6,660,472,281	8,495	8,540
第101 計算期間末日	(平成29年11月20日)	6,465,905,838	6,500,518,028	8,406	8,451
第102 計算期間末日	(平成29年12月20日)	6,433,150,401	6,467,511,677	8,425	8,470
第103 計算期間末日	(平成30年1月22日)	6,314,291,102	6,348,214,810	8,376	8,421
第104 計算期間末日	(平成30年2月20日)	6,189,226,826	6,223,288,486	8,177	8,222
第105 計算期間末日	(平成30年3月20日)	6,041,583,982	6,075,160,398	8,097	8,142
第106 計算期間末日	(平成30年4月20日)	5,978,182,112	6,011,560,728	8,060	8,105
第107 計算期間末日	(平成30年5月21日)	5,619,494,839	5,651,957,554	7,790	7,835
第108 計算期間末日	(平成30年6月20日)	5,372,573,982	5,404,323,512	7,615	7,660
第109 計算期間末日	(平成30年7月20日)	5,336,346,253	5,367,317,751	7,753	7,798
第110 計算期間末日	(平成30年8月20日)	5,150,095,732	5,180,650,084	7,585	7,630
第111 計算期間末日	(平成30年9月20日)	5,017,858,052	5,047,851,459	7,528	7,573
第112 計算期間末日	(平成30年10月22日)	4,929,998,154	4,959,724,415	7,463	7,508
第113 計算期間末日	(平成30年11月20日)	4,784,577,328	4,813,921,584	7,337	7,382
第114 計算期間末日	(平成30年12月20日)	4,714,041,329	4,742,907,786	7,349	7,394

第 115 計算期間末日	(平成 31 年 1 月 21 日)	4,761,594,443	4,790,298,703	7,465	7,510
第 116 計算期間末日	(平成 31 年 2 月 20 日)	4,766,765,810	4,795,245,895	7,532	7,577
第 117 計算期間末日	(平成 31 年 3 月 20 日)	4,667,614,198	4,695,312,629	7,583	7,628
第 118 計算期間末日	(平成 31 年 4 月 22 日)	4,633,250,911	4,660,870,637	7,549	7,594
第 119 計算期間末日	(令和 1 年 5 月 20 日)	4,497,428,900	4,524,482,945	7,481	7,526
第 120 計算期間末日	(令和 1 年 6 月 20 日)	4,562,976,230	4,589,849,439	7,641	7,686
第 121 計算期間末日	(令和 1 年 7 月 22 日)	4,621,000,065	4,648,055,018	7,686	7,731
第 122 計算期間末日	(令和 1 年 8 月 20 日)	4,548,509,821	4,575,545,783	7,571	7,616
第 123 計算期間末日	(令和 1 年 9 月 20 日)	4,537,492,970	4,564,587,619	7,536	7,581
第 124 計算期間末日	(令和 1 年 10 月 21 日)	4,575,626,269	4,603,197,636	7,468	7,513
第 125 計算期間末日	(令和 1 年 11 月 20 日)	4,567,903,785	4,595,734,055	7,386	7,431
第 126 計算期間末日	(令和 1 年 12 月 20 日)	4,547,185,776	4,574,616,446	7,460	7,505
第 127 計算期間末日	(令和 2 年 1 月 20 日)	4,570,815,282	4,585,965,349	7,543	7,588
第 128 計算期間末日	(令和 2 年 2 月 20 日)	4,506,412,264	4,521,159,326	7,640	7,665
第 129 計算期間末日	(令和 2 年 3 月 23 日)	3,640,106,298	3,654,848,797	6,173	6,198
第 130 計算期間末日	(令和 2 年 4 月 20 日)	3,808,390,446	3,822,982,927	6,525	6,550
第 131 計算期間末日	(令和 2 年 5 月 20 日)	3,919,796,892	3,934,377,092	6,721	6,746
第 132 計算期間末日	(令和 2 年 6 月 22 日)	4,077,848,230	4,092,234,232	7,086	7,111
第 133 計算期間末日	(令和 2 年 7 月 20 日)	4,056,119,601	4,070,282,380	7,160	7,185
第 134 計算期間末日	(令和 2 年 8 月 20 日)	4,126,554,308	4,140,637,591	7,325	7,350
第 135 計算期間末日	(令和 2 年 9 月 23 日)	3,944,647,332	3,958,364,349	7,189	7,214
第 136 計算期間末日	(令和 2 年 10 月 20 日)	3,926,698,983	3,940,277,979	7,229	7,254
第 137 計算期間末日	(令和 2 年 11 月 20 日)	3,976,890,801	3,990,416,246	7,351	7,376
第 138 計算期間末日	(令和 2 年 12 月 21 日)	3,978,098,815	3,991,389,822	7,483	7,508
第 139 計算期間末日	(令和 3 年 1 月 20 日)	3,907,165,291	3,920,409,604	7,375	7,400
第 140 計算期間末日	(令和 3 年 2 月 22 日)	3,764,377,961	3,777,254,455	7,309	7,334
第 141 計算期間末日	(令和 3 年 3 月 22 日)	3,657,363,782	3,670,194,708	7,126	7,151
第 142 計算期間末日	(令和 3 年 4 月 20 日)	3,652,889,720	3,665,488,484	7,249	7,274
第 143 計算期間末日	(令和 3 年 5 月 20 日)	3,616,679,493	3,629,199,881	7,222	7,247
第 144 計算期間末日	(令和 3 年 6 月 21 日)	3,586,268,739	3,598,551,680	7,299	7,324
第 145 計算期間末日	(令和 3 年 7 月 20 日)	3,544,237,444	3,556,391,132	7,290	7,315
第 146 計算期間末日	(令和 3 年 8 月 20 日)	3,519,176,189	3,531,299,854	7,257	7,282
第 147 計算期間末日	(令和 3 年 9 月 21 日)	3,459,154,365	3,471,068,137	7,259	7,284
第 148 計算期間末日	(令和 3 年 10 月 20 日)	3,293,147,790	3,304,776,326	7,080	7,105
第 149 計算期間末日	(令和 3 年 11 月 22 日)	3,242,746,092	3,254,269,517	7,035	7,060
第 150 計算期間末日	(令和 3 年 12 月 20 日)	3,187,864,189	3,199,314,496	6,960	6,985
第 151 計算期間末日	(令和 4 年 1 月 20 日)	3,041,202,107	3,052,544,396	6,703	6,728
第 152 計算期間末日	(令和 4 年 2 月 21 日)	2,970,734,561	2,981,973,547	6,608	6,633
第 153 計算期間末日	(令和 4 年 3 月 22 日)	2,704,540,857	2,715,445,983	6,200	6,225
第 154 計算期間末日	(令和 4 年 4 月 20 日)	2,602,431,706	2,613,250,173	6,014	6,039
第 155 計算期間末日	(令和 4 年 5 月 20 日)	2,416,461,523	2,427,033,062	5,715	5,740

第 156 計算期間末日 (令和 4 年 6 月 20 日)	2, 329, 470, 630	2, 339, 984, 734	5, 539	5, 564
第 157 計算期間末日 (令和 4 年 7 月 20 日)	2, 160, 707, 921	2, 170, 950, 693	5, 274	5, 299
第 158 計算期間末日 (令和 4 年 8 月 22 日)	2, 252, 534, 704	2, 262, 641, 955	5, 572	5, 597
第 159 計算期間末日 (令和 4 年 9 月 20 日)	2, 161, 484, 344	2, 171, 559, 032	5, 364	5, 389
第 160 計算期間末日 (令和 4 年 10 月 20 日)	1, 996, 197, 910	2, 006, 226, 501	4, 976	5, 001
令和 3 年 10 月末日	3, 300, 825, 102	—	7, 104	—
11 月末日	3, 178, 635, 280	—	6, 906	—
12 月末日	3, 181, 368, 304	—	6, 945	—
令和 4 年 1 月末日	3, 031, 692, 310	—	6, 732	—
2 月末日	2, 828, 986, 053	—	6, 427	—
3 月末日	2, 715, 410, 469	—	6, 246	—
4 月末日	2, 528, 882, 430	—	5, 955	—
5 月末日	2, 486, 499, 194	—	5, 881	—
6 月末日	2, 250, 461, 298	—	5, 464	—
7 月末日	2, 248, 075, 632	—	5, 496	—
8 月末日	2, 225, 281, 418	—	5, 505	—
9 月末日	2, 049, 072, 012	—	5, 092	—
10 月末日	2, 035, 784, 507	—	5, 073	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 41 計算期間	65 円
第 42 計算期間	65 円
第 43 計算期間	65 円
第 44 計算期間	65 円
第 45 計算期間	65 円
第 46 計算期間	65 円
第 47 計算期間	65 円
第 48 計算期間	65 円
第 49 計算期間	65 円
第 50 計算期間	65 円
第 51 計算期間	65 円
第 52 計算期間	65 円
第 53 計算期間	65 円
第 54 計算期間	65 円
第 55 計算期間	65 円
第 56 計算期間	65 円
第 57 計算期間	65 円

第 58 計算期間	65 円
第 59 計算期間	65 円
第 60 計算期間	65 円
第 61 計算期間	65 円
第 62 計算期間	65 円
第 63 計算期間	65 円
第 64 計算期間	65 円
第 65 計算期間	65 円
第 66 計算期間	65 円
第 67 計算期間	65 円
第 68 計算期間	65 円
第 69 計算期間	65 円
第 70 計算期間	65 円
第 71 計算期間	65 円
第 72 計算期間	65 円
第 73 計算期間	65 円
第 74 計算期間	65 円
第 75 計算期間	65 円
第 76 計算期間	65 円
第 77 計算期間	65 円
第 78 計算期間	65 円
第 79 計算期間	65 円
第 80 計算期間	65 円
第 81 計算期間	65 円
第 82 計算期間	65 円
第 83 計算期間	65 円
第 84 計算期間	65 円
第 85 計算期間	65 円
第 86 計算期間	65 円
第 87 計算期間	65 円
第 88 計算期間	65 円
第 89 計算期間	65 円
第 90 計算期間	65 円
第 91 計算期間	65 円
第 92 計算期間	65 円
第 93 計算期間	65 円
第 94 計算期間	65 円
第 95 計算期間	65 円
第 96 計算期間	65 円
第 97 計算期間	45 円
第 98 計算期間	45 円

第 99 計算期間	45 円
第 100 計算期間	45 円
第 101 計算期間	45 円
第 102 計算期間	45 円
第 103 計算期間	45 円
第 104 計算期間	45 円
第 105 計算期間	45 円
第 106 計算期間	45 円
第 107 計算期間	45 円
第 108 計算期間	45 円
第 109 計算期間	45 円
第 110 計算期間	45 円
第 111 計算期間	45 円
第 112 計算期間	45 円
第 113 計算期間	45 円
第 114 計算期間	45 円
第 115 計算期間	45 円
第 116 計算期間	45 円
第 117 計算期間	45 円
第 118 計算期間	45 円
第 119 計算期間	45 円
第 120 計算期間	45 円
第 121 計算期間	45 円
第 122 計算期間	45 円
第 123 計算期間	45 円
第 124 計算期間	45 円
第 125 計算期間	45 円
第 126 計算期間	45 円
第 127 計算期間	25 円
第 128 計算期間	25 円
第 129 計算期間	25 円
第 130 計算期間	25 円
第 131 計算期間	25 円
第 132 計算期間	25 円
第 133 計算期間	25 円
第 134 計算期間	25 円
第 135 計算期間	25 円
第 136 計算期間	25 円
第 137 計算期間	25 円
第 138 計算期間	25 円
第 139 計算期間	25 円

第 140 計算期間	25 円
第 141 計算期間	25 円
第 142 計算期間	25 円
第 143 計算期間	25 円
第 144 計算期間	25 円
第 145 計算期間	25 円
第 146 計算期間	25 円
第 147 計算期間	25 円
第 148 計算期間	25 円
第 149 計算期間	25 円
第 150 計算期間	25 円
第 151 計算期間	25 円
第 152 計算期間	25 円
第 153 計算期間	25 円
第 154 計算期間	25 円
第 155 計算期間	25 円
第 156 計算期間	25 円
第 157 計算期間	25 円
第 158 計算期間	25 円
第 159 計算期間	25 円
第 160 計算期間	25 円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 41 計算期間	△0.78
第 42 計算期間	1.37
第 43 計算期間	0.37
第 44 計算期間	△1.22
第 45 計算期間	△0.57
第 46 計算期間	1.54
第 47 計算期間	0.25
第 48 計算期間	△5.30
第 49 計算期間	△0.54
第 50 計算期間	△2.67
第 51 計算期間	2.16
第 52 計算期間	1.02
第 53 計算期間	△1.63
第 54 計算期間	0.05
第 55 計算期間	0.56
第 56 計算期間	△0.54

第 57 計算期間	0.82
第 58 計算期間	2.11
第 59 計算期間	1.76
第 60 計算期間	1.39
第 61 計算期間	0.28
第 62 計算期間	0.32
第 63 計算期間	△1.18
第 64 計算期間	0.02
第 65 計算期間	△0.82
第 66 計算期間	△3.05
第 67 計算期間	△0.24
第 68 計算期間	1.37
第 69 計算期間	△1.00
第 70 計算期間	3.99
第 71 計算期間	△0.07
第 72 計算期間	△1.52
第 73 計算期間	0.24
第 74 計算期間	△2.01
第 75 計算期間	△1.95
第 76 計算期間	1.74
第 77 計算期間	0.18
第 78 計算期間	△2.79
第 79 計算期間	△2.56
第 80 計算期間	1.91
第 81 計算期間	4.86
第 82 計算期間	1.89
第 83 計算期間	△0.42
第 84 計算期間	1.44
第 85 計算期間	4.17
第 86 計算期間	1.55
第 87 計算期間	△1.36
第 88 計算期間	0.62
第 89 計算期間	△4.51
第 90 計算期間	0.64
第 91 計算期間	1.55
第 92 計算期間	0.92
第 93 計算期間	0.43
第 94 計算期間	1.31
第 95 計算期間	0.50
第 96 計算期間	0.76
第 97 計算期間	0.01

第 98 計算期間	0.71
第 99 計算期間	1.15
第 100 計算期間	0.44
第 101 計算期間	△0.51
第 102 計算期間	0.76
第 103 計算期間	△0.04
第 104 計算期間	△1.83
第 105 計算期間	△0.42
第 106 計算期間	0.09
第 107 計算期間	△2.79
第 108 計算期間	△1.66
第 109 計算期間	2.40
第 110 計算期間	△1.58
第 111 計算期間	△0.15
第 112 計算期間	△0.26
第 113 計算期間	△1.08
第 114 計算期間	0.77
第 115 計算期間	2.19
第 116 計算期間	1.50
第 117 計算期間	1.27
第 118 計算期間	0.14
第 119 計算期間	△0.30
第 120 計算期間	2.74
第 121 計算期間	1.17
第 122 計算期間	△0.91
第 123 計算期間	0.13
第 124 計算期間	△0.30
第 125 計算期間	△0.49
第 126 計算期間	1.61
第 127 計算期間	1.44
第 128 計算期間	1.61
第 129 計算期間	△18.87
第 130 計算期間	6.10
第 131 計算期間	3.38
第 132 計算期間	5.80
第 133 計算期間	1.39
第 134 計算期間	2.65
第 135 計算期間	△1.51
第 136 計算期間	0.90
第 137 計算期間	2.03
第 138 計算期間	2.13

第 139 計算期間	△1. 10
第 140 計算期間	△0. 55
第 141 計算期間	△2. 16
第 142 計算期間	2. 07
第 143 計算期間	△0. 02
第 144 計算期間	1. 41
第 145 計算期間	0. 21
第 146 計算期間	△0. 10
第 147 計算期間	0. 37
第 148 計算期間	△2. 12
第 149 計算期間	△0. 28
第 150 計算期間	△0. 71
第 151 計算期間	△3. 33
第 152 計算期間	△1. 04
第 153 計算期間	△5. 79
第 154 計算期間	△2. 59
第 155 計算期間	△4. 55
第 156 計算期間	△2. 64
第 157 計算期間	△4. 33
第 158 計算期間	6. 12
第 159 計算期間	△3. 28
第 160 計算期間	△6. 76

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 41 計算期間	4, 714, 364, 584	3, 162, 244, 369	47, 901, 244, 178
第 42 計算期間	5, 346, 731, 622	4, 543, 736, 837	48, 704, 238, 963
第 43 計算期間	3, 720, 224, 687	2, 037, 905, 252	50, 386, 558, 398
第 44 計算期間	2, 517, 334, 663	2, 943, 480, 156	49, 960, 412, 905
第 45 計算期間	1, 696, 887, 769	3, 337, 082, 886	48, 320, 217, 788
第 46 計算期間	1, 405, 452, 738	4, 419, 109, 575	45, 306, 560, 951
第 47 計算期間	937, 523, 275	2, 239, 818, 692	44, 004, 265, 534
第 48 計算期間	1, 000, 466, 519	3, 319, 329, 911	41, 685, 402, 142
第 49 計算期間	216, 262, 862	3, 287, 787, 067	38, 613, 877, 937
第 50 計算期間	311, 024, 841	2, 498, 369, 861	36, 426, 532, 917
第 51 計算期間	174, 847, 657	4, 056, 266, 450	32, 545, 114, 124
第 52 計算期間	136, 033, 572	2, 133, 676, 002	30, 547, 471, 694
第 53 計算期間	126, 834, 017	2, 007, 448, 677	28, 666, 857, 034
第 54 計算期間	113, 319, 752	2, 474, 977, 529	26, 305, 199, 257

第 55 計算期間	176,308,416	993,139,573	25,488,368,100
第 56 計算期間	48,615,344	1,442,145,353	24,094,838,091
第 57 計算期間	46,278,132	1,594,456,312	22,546,659,911
第 58 計算期間	195,957,213	1,247,261,973	21,495,355,151
第 59 計算期間	134,124,385	922,216,449	20,707,263,087
第 60 計算期間	40,791,170	1,408,131,156	19,339,923,101
第 61 計算期間	40,654,784	1,059,018,097	18,321,559,788
第 62 計算期間	65,383,294	760,634,914	17,626,308,168
第 63 計算期間	149,182,238	601,006,552	17,174,483,854
第 64 計算期間	41,247,868	617,505,194	16,598,226,528
第 65 計算期間	70,162,391	512,667,968	16,155,720,951
第 66 計算期間	151,111,910	656,725,919	15,650,106,942
第 67 計算期間	97,316,677	409,437,065	15,337,986,554
第 68 計算期間	65,537,494	618,718,568	14,784,805,480
第 69 計算期間	68,387,482	583,985,899	14,269,207,063
第 70 計算期間	755,599,385	487,356,825	14,537,449,623
第 71 計算期間	16,944,891	295,780,607	14,258,613,907
第 72 計算期間	45,097,036	617,857,475	13,685,853,468
第 73 計算期間	16,307,432	240,900,025	13,461,260,875
第 74 計算期間	14,424,527	380,073,701	13,095,611,701
第 75 計算期間	15,233,408	532,281,253	12,578,563,856
第 76 計算期間	19,755,003	1,068,105,206	11,530,213,653
第 77 計算期間	11,958,381	392,373,563	11,149,798,471
第 78 計算期間	15,445,773	419,759,038	10,745,485,206
第 79 計算期間	46,014,297	237,221,058	10,554,278,445
第 80 計算期間	20,765,594	395,778,800	10,179,265,239
第 81 計算期間	11,315,136	203,549,452	9,987,030,923
第 82 計算期間	13,159,850	233,654,465	9,766,536,308
第 83 計算期間	17,691,292	167,122,090	9,617,105,510
第 84 計算期間	94,998,173	266,215,510	9,445,888,173
第 85 計算期間	16,913,139	214,312,911	9,248,488,401
第 86 計算期間	38,084,166	116,362,184	9,170,210,383
第 87 計算期間	141,366,408	182,878,023	9,128,698,768
第 88 計算期間	139,205,491	112,847,457	9,155,056,802
第 89 計算期間	83,181,170	217,555,649	9,020,682,323
第 90 計算期間	98,325,521	163,887,866	8,955,119,978
第 91 計算期間	46,290,943	101,545,434	8,899,865,487
第 92 計算期間	21,553,445	94,272,936	8,827,145,996
第 93 計算期間	44,351,866	195,576,902	8,675,920,960
第 94 計算期間	75,189,095	172,501,722	8,578,608,333
第 95 計算期間	26,417,324	171,206,681	8,433,818,976

第 96 計算期間	40,960,985	164,308,133	8,310,471,828
第 97 計算期間	26,644,194	272,456,371	8,064,659,651
第 98 計算期間	642,416,727	804,034,887	7,903,041,491
第 99 計算期間	55,942,872	171,094,439	7,787,889,924
第 100 計算期間	130,481,204	119,659,181	7,798,711,947
第 101 計算期間	6,070,222	113,184,196	7,691,597,973
第 102 計算期間	37,455,221	93,213,906	7,635,839,288
第 103 計算期間	32,970,226	130,207,639	7,538,601,875
第 104 計算期間	117,759,477	87,103,424	7,569,257,928
第 105 計算期間	7,827,064	115,659,174	7,461,425,818
第 106 計算期間	129,369,706	173,325,251	7,417,470,273
第 107 計算期間	7,263,055	210,796,532	7,213,936,796
第 108 計算期間	8,977,030	167,462,552	7,055,451,274
第 109 計算期間	9,078,697	181,974,753	6,882,555,218
第 110 計算期間	7,583,144	100,282,298	6,789,856,064
第 111 計算期間	27,508,636	152,163,011	6,665,201,689
第 112 計算期間	7,232,903	66,598,614	6,605,835,978
第 113 計算期間	7,240,825	92,130,951	6,520,945,852
第 114 計算期間	7,286,510	113,463,974	6,414,768,388
第 115 計算期間	31,911,256	67,955,062	6,378,724,582
第 116 計算期間	30,993,029	80,809,684	6,328,907,927
第 117 計算期間	7,237,190	180,938,056	6,155,207,061
第 118 計算期間	89,782,780	107,272,744	6,137,717,097
第 119 計算期間	21,621,151	147,328,129	6,012,010,119
第 120 計算期間	19,120,385	59,306,254	5,971,824,250
第 121 計算期間	113,437,707	73,050,055	6,012,211,902
第 122 計算期間	21,419,167	25,639,347	6,007,991,722
第 123 計算期間	82,941,085	69,899,496	6,021,033,311
第 124 計算期間	134,416,502	28,479,244	6,126,970,569
第 125 計算期間	169,561,192	112,027,200	6,184,504,561
第 126 計算期間	35,498,588	124,298,546	6,095,704,603
第 127 計算期間	18,578,782	54,256,439	6,060,026,946
第 128 計算期間	11,765,144	172,967,023	5,898,825,067
第 129 計算期間	91,094,633	92,919,962	5,896,999,738
第 130 計算期間	8,507,152	68,514,196	5,836,992,694
第 131 計算期間	8,598,781	13,511,211	5,832,080,264
第 132 計算期間	12,231,730	89,910,873	5,754,401,121
第 133 計算期間	6,604,487	95,893,848	5,665,111,760
第 134 計算期間	6,714,474	38,512,770	5,633,313,464
第 135 計算期間	4,120,903	150,627,447	5,486,806,920
第 136 計算期間	5,724,145	60,932,296	5,431,598,769

第 137 計算期間	48,780,652	70,201,299	5,410,178,122
第 138 計算期間	51,152,245	144,927,412	5,316,402,955
第 139 計算期間	4,563,047	23,240,706	5,297,725,296
第 140 計算期間	4,497,845	151,625,357	5,150,597,784
第 141 計算期間	6,013,879	24,241,255	5,132,370,408
第 142 計算期間	4,798,709	97,663,477	5,039,505,640
第 143 計算期間	4,596,120	35,946,253	5,008,155,507
第 144 計算期間	4,917,853	99,896,693	4,913,176,667
第 145 計算期間	10,314,468	62,015,667	4,861,475,468
第 146 計算期間	3,648,851	15,658,008	4,849,466,311
第 147 計算期間	3,732,950	87,690,457	4,765,508,804
第 148 計算期間	4,683,287	118,777,471	4,651,414,620
第 149 計算期間	4,746,499	46,790,822	4,609,370,297
第 150 計算期間	4,532,478	33,779,897	4,580,122,878
第 151 計算期間	4,641,222	47,848,150	4,536,915,950
第 152 計算期間	5,024,659	46,346,173	4,495,594,436
第 153 計算期間	4,631,203	138,175,220	4,362,050,419
第 154 計算期間	8,427,014	43,090,578	4,327,386,855
第 155 計算期間	5,326,044	104,096,990	4,228,615,909
第 156 計算期間	5,871,781	28,846,007	4,205,641,683
第 157 計算期間	5,567,560	114,100,281	4,097,108,962
第 158 計算期間	8,359,633	62,567,888	4,042,900,707
第 159 計算期間	5,076,988	18,102,152	4,029,875,543
第 160 計算期間	10,363,438	28,802,442	4,011,436,539

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)】

(1) 【投資状況】

令和 4 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	3,847,412,806	98.92
親投資信託受益証券	日本	2,637,620	0.07
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	39,273,924	1.01
純資産総額		3,889,324,350	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 10 月 31 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ビムコ ケイマン エマージング ボン ド ファンド A - クラス J (US D)	446,076.8471	8,574	3,824,662,887	8,625	3,847,412,806	98.92
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	2,590,474	1.0182	2,637,620	1.0182	2,637,620	0.07

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 10 月 31 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.92
親投資信託受益証券	0.07
合計	98.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和 4 年 10 月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1 万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 41 計算期間末日 (平成 24 年 11 月 20 日)	1,220,566,603	1,228,174,899	9,626	9,686
第 42 計算期間末日 (平成 24 年 12 月 20 日)	1,642,486,890	1,652,271,844	10,072	10,132
第 43 計算期間末日 (平成 25 年 1 月 21 日)	2,052,424,436	2,063,909,590	10,722	10,782
第 44 計算期間末日 (平成 25 年 2 月 20 日)	2,288,510,049	2,301,048,284	10,951	11,011
第 45 計算期間末日 (平成 25 年 3 月 21 日)	2,710,387,945	2,725,094,331	11,058	11,118
第 46 計算期間末日 (平成 25 年 4 月 22 日)	3,053,131,514	3,068,931,506	11,594	11,654
第 47 計算期間末日 (平成 25 年 5 月 20 日)	3,247,505,235	3,263,741,151	12,001	12,061
第 48 計算期間末日 (平成 25 年 6 月 20 日)	4,058,898,056	4,082,256,626	10,426	10,486
第 49 計算期間末日 (平成 25 年 7 月 22 日)	4,889,066,616	4,915,943,838	10,914	10,974
第 50 計算期間末日 (平成 25 年 8 月 20 日)	4,627,992,405	4,654,905,368	10,318	10,378
第 51 計算期間末日 (平成 25 年 9 月 20 日)	4,938,942,300	4,966,796,486	10,639	10,699

第 52 計算期間末日	(平成 25 年 10 月 21 日)	5,000,259,059	5,028,792,506	10,515	10,575
第 53 計算期間末日	(平成 25 年 11 月 20 日)	4,652,317,556	4,678,795,851	10,542	10,602
第 54 計算期間末日	(平成 25 年 12 月 20 日)	4,506,494,680	4,531,272,420	10,913	10,973
第 55 計算期間末日	(平成 26 年 1 月 20 日)	4,508,352,579	4,533,121,727	10,921	10,981
第 56 計算期間末日	(平成 26 年 2 月 20 日)	4,267,534,573	4,291,710,449	10,591	10,651
第 57 計算期間末日	(平成 26 年 3 月 20 日)	4,150,673,153	4,174,281,911	10,549	10,609
第 58 計算期間末日	(平成 26 年 4 月 21 日)	3,661,846,597	3,682,210,758	10,789	10,849
第 59 計算期間末日	(平成 26 年 5 月 20 日)	3,560,167,513	3,579,934,069	10,807	10,867
第 60 計算期間末日	(平成 26 年 6 月 20 日)	3,229,069,844	3,246,737,749	10,966	11,026
第 61 計算期間末日	(平成 26 年 7 月 22 日)	3,141,501,213	3,158,813,641	10,888	10,948
第 62 計算期間末日	(平成 26 年 8 月 20 日)	2,993,497,950	3,009,793,358	11,022	11,082
第 63 計算期間末日	(平成 26 年 9 月 22 日)	3,279,683,077	3,296,821,150	11,482	11,542
第 64 計算期間末日	(平成 26 年 10 月 20 日)	3,132,377,490	3,149,171,037	11,191	11,251
第 65 計算期間末日	(平成 26 年 11 月 20 日)	3,219,832,210	3,235,702,921	12,173	12,233
第 66 計算期間末日	(平成 26 年 12 月 22 日)	3,358,662,201	3,375,579,647	11,912	11,972
第 67 計算期間末日	(平成 27 年 1 月 20 日)	3,167,748,270	3,184,064,955	11,648	11,708
第 68 計算期間末日	(平成 27 年 2 月 20 日)	3,216,477,991	3,232,713,320	11,887	11,947
第 69 計算期間末日	(平成 27 年 3 月 20 日)	3,177,928,095	3,193,947,190	11,903	11,963
第 70 計算期間末日	(平成 27 年 4 月 20 日)	2,827,496,247	2,841,479,469	12,132	12,192
第 71 計算期間末日	(平成 27 年 5 月 20 日)	2,537,061,148	2,549,506,769	12,231	12,291
第 72 計算期間末日	(平成 27 年 6 月 22 日)	2,091,365,838	2,101,660,024	12,190	12,250
第 73 計算期間末日	(平成 27 年 7 月 21 日)	2,106,116,039	2,116,381,745	12,310	12,370
第 74 計算期間末日	(平成 27 年 8 月 20 日)	1,961,432,568	1,971,233,634	12,007	12,067
第 75 計算期間末日	(平成 27 年 9 月 24 日)	1,731,820,280	1,740,973,118	11,353	11,413
第 76 計算期間末日	(平成 27 年 10 月 20 日)	1,685,955,136	1,694,825,624	11,404	11,464
第 77 計算期間末日	(平成 27 年 11 月 20 日)	1,681,680,314	1,690,319,582	11,679	11,739
第 78 計算期間末日	(平成 27 年 12 月 21 日)	1,533,330,051	1,541,555,293	11,185	11,245
第 79 計算期間末日	(平成 28 年 1 月 20 日)	1,399,954,600	1,407,944,457	10,513	10,573
第 80 計算期間末日	(平成 28 年 2 月 22 日)	1,322,608,964	1,330,386,665	10,203	10,263
第 81 計算期間末日	(平成 28 年 3 月 22 日)	1,321,028,187	1,328,546,771	10,542	10,602
第 82 計算期間末日	(平成 28 年 4 月 20 日)	1,242,192,707	1,249,313,184	10,467	10,527
第 83 計算期間末日	(平成 28 年 5 月 20 日)	1,225,151,489	1,232,196,221	10,435	10,495
第 84 計算期間末日	(平成 28 年 6 月 20 日)	1,134,527,271	1,141,334,090	10,001	10,061
第 85 計算期間末日	(平成 28 年 7 月 20 日)	1,209,706,630	1,216,576,731	10,565	10,625
第 86 計算期間末日	(平成 28 年 8 月 22 日)	1,164,260,293	1,171,196,352	10,071	10,131
第 87 計算期間末日	(平成 28 年 9 月 20 日)	1,136,889,564	1,143,684,555	10,039	10,099
第 88 計算期間末日	(平成 28 年 10 月 20 日)	1,131,181,232	1,137,830,551	10,207	10,267
第 89 計算期間末日	(平成 28 年 11 月 21 日)	1,138,954,631	1,145,521,491	10,406	10,466
第 90 計算期間末日	(平成 28 年 12 月 20 日)	1,176,021,396	1,182,419,032	11,029	11,089
第 91 計算期間末日	(平成 29 年 1 月 20 日)	1,139,168,485	1,145,377,388	11,008	11,068
第 92 計算期間末日	(平成 29 年 2 月 20 日)	1,102,798,674	1,108,909,847	10,827	10,887

第93 計算期間末日	(平成 29 年 3 月 21 日)	1, 103, 498, 466	1, 109, 625, 443	10, 806	10, 866
第94 計算期間末日	(平成 29 年 4 月 20 日)	1, 084, 561, 625	1, 090, 727, 194	10, 554	10, 614
第95 計算期間末日	(平成 29 年 5 月 22 日)	1, 092, 757, 783	1, 098, 825, 481	10, 806	10, 866
第96 計算期間末日	(平成 29 年 6 月 20 日)	1, 067, 164, 126	1, 073, 083, 749	10, 817	10, 877
第97 計算期間末日	(平成 29 年 7 月 20 日)	1, 058, 792, 353	1, 064, 667, 425	10, 813	10, 873
第98 計算期間末日	(平成 29 年 8 月 21 日)	1, 032, 590, 243	1, 038, 453, 229	10, 567	10, 627
第99 計算期間末日	(平成 29 年 9 月 20 日)	1, 078, 314, 691	1, 084, 249, 318	10, 902	10, 962
第100 計算期間末日	(平成 29 年 10 月 20 日)	1, 072, 627, 020	1, 078, 474, 123	11, 007	11, 067
第101 計算期間末日	(平成 29 年 11 月 20 日)	1, 041, 992, 472	1, 047, 740, 139	10, 877	10, 937
第102 計算期間末日	(平成 29 年 12 月 20 日)	1, 077, 621, 581	1, 083, 509, 213	10, 982	11, 042
第103 計算期間末日	(平成 30 年 1 月 22 日)	1, 080, 315, 099	1, 086, 364, 500	10, 715	10, 775
第104 計算期間末日	(平成 30 年 2 月 20 日)	1, 057, 145, 255	1, 063, 464, 808	10, 037	10, 097
第105 計算期間末日	(平成 30 年 3 月 20 日)	1, 087, 795, 218	1, 094, 367, 528	9, 931	9, 991
第106 計算期間末日	(平成 30 年 4 月 20 日)	1, 090, 048, 291	1, 096, 559, 501	10, 045	10, 105
第107 計算期間末日	(平成 30 年 5 月 21 日)	1, 085, 621, 600	1, 092, 117, 135	10, 028	10, 088
第108 計算期間末日	(平成 30 年 6 月 20 日)	1, 052, 284, 126	1, 058, 762, 109	9, 746	9, 806
第109 計算期間末日	(平成 30 年 7 月 20 日)	1, 077, 133, 064	1, 083, 459, 356	10, 216	10, 276
第110 計算期間末日	(平成 30 年 8 月 20 日)	1, 023, 657, 975	1, 029, 927, 462	9, 797	9, 857
第111 計算期間末日	(平成 30 年 9 月 20 日)	1, 009, 779, 634	1, 015, 894, 685	9, 908	9, 968
第112 計算期間末日	(平成 30 年 10 月 22 日)	1, 004, 263, 984	1, 010, 377, 521	9, 856	9, 916
第113 計算期間末日	(平成 30 年 11 月 20 日)	925, 409, 295	931, 123, 014	9, 718	9, 778
第114 計算期間末日	(平成 30 年 12 月 20 日)	935, 016, 652	940, 781, 022	9, 732	9, 792
第115 計算期間末日	(平成 31 年 1 月 21 日)	950, 355, 066	956, 242, 412	9, 685	9, 745
第116 計算期間末日	(平成 31 年 2 月 20 日)	1, 010, 789, 679	1, 016, 931, 529	9, 874	9, 934
第117 計算期間末日	(平成 31 年 3 月 20 日)	1, 068, 328, 059	1, 074, 714, 726	10, 036	10, 096
第118 計算期間末日	(平成 31 年 4 月 22 日)	1, 177, 900, 179	1, 184, 927, 131	10, 058	10, 118
第119 計算期間末日	(令和 1 年 5 月 20 日)	1, 344, 626, 026	1, 352, 840, 169	9, 822	9, 882
第120 計算期間末日	(令和 1 年 6 月 20 日)	1, 531, 625, 495	1, 540, 896, 448	9, 912	9, 972
第121 計算期間末日	(令和 1 年 7 月 22 日)	1, 821, 485, 326	1, 832, 487, 334	9, 934	9, 994
第122 計算期間末日	(令和 1 年 8 月 20 日)	2, 005, 250, 304	2, 017, 666, 759	9, 690	9, 750
第123 計算期間末日	(令和 1 年 9 月 20 日)	2, 414, 729, 839	2, 429, 508, 813	9, 803	9, 863
第124 計算期間末日	(令和 1 年 10 月 21 日)	3, 001, 738, 887	3, 020, 157, 264	9, 779	9, 839
第125 計算期間末日	(令和 1 年 11 月 20 日)	3, 314, 483, 636	3, 335, 014, 496	9, 686	9, 746
第126 計算期間末日	(令和 1 年 12 月 20 日)	3, 791, 182, 656	3, 814, 210, 366	9, 878	9, 938
第127 計算期間末日	(令和 2 年 1 月 20 日)	4, 470, 870, 632	4, 497, 542, 684	10, 057	10, 117
第128 計算期間末日	(令和 2 年 2 月 20 日)	4, 923, 410, 339	4, 952, 240, 490	10, 246	10, 306
第129 計算期間末日	(令和 2 年 3 月 23 日)	4, 186, 923, 344	4, 216, 857, 823	8, 392	8, 452
第130 計算期間末日	(令和 2 年 4 月 20 日)	4, 259, 132, 124	4, 289, 108, 785	8, 525	8, 585
第131 計算期間末日	(令和 2 年 5 月 20 日)	4, 399, 934, 848	4, 429, 982, 223	8, 786	8, 846
第132 計算期間末日	(令和 2 年 6 月 22 日)	4, 652, 999, 996	4, 683, 482, 040	9, 159	9, 219
第133 計算期間末日	(令和 2 年 7 月 20 日)	4, 812, 722, 397	4, 843, 969, 682	9, 241	9, 301

第 134 計算期間末日	(令和 2 年 8 月 20 日)	4, 889, 703, 672	4, 921, 245, 457	9, 301	9, 361
第 135 計算期間末日	(令和 2 年 9 月 23 日)	4, 656, 979, 730	4, 687, 866, 585	9, 047	9, 107
第 136 計算期間末日	(令和 2 年 10 月 20 日)	4, 651, 605, 067	4, 682, 227, 866	9, 114	9, 174
第 137 計算期間末日	(令和 2 年 11 月 20 日)	5, 020, 434, 747	5, 053, 517, 295	9, 105	9, 165
第 138 計算期間末日	(令和 2 年 12 月 21 日)	5, 033, 459, 400	5, 066, 284, 437	9, 201	9, 261
第 139 計算期間末日	(令和 3 年 1 月 20 日)	4, 954, 793, 242	4, 987, 499, 647	9, 090	9, 150
第 140 計算期間末日	(令和 3 年 2 月 22 日)	4, 938, 549, 117	4, 971, 001, 653	9, 131	9, 191
第 141 計算期間末日	(令和 3 年 3 月 22 日)	4, 905, 372, 650	4, 937, 533, 438	9, 152	9, 212
第 142 計算期間末日	(令和 3 年 4 月 20 日)	4, 878, 682, 416	4, 910, 436, 693	9, 218	9, 278
第 143 計算期間末日	(令和 3 年 5 月 20 日)	4, 738, 598, 809	4, 769, 489, 984	9, 204	9, 264
第 144 計算期間末日	(令和 3 年 6 月 21 日)	4, 748, 272, 312	4, 778, 535, 626	9, 414	9, 474
第 145 計算期間末日	(令和 3 年 7 月 20 日)	4, 638, 423, 952	4, 668, 336, 467	9, 304	9, 364
第 146 計算期間末日	(令和 3 年 8 月 20 日)	4, 623, 718, 935	4, 653, 661, 280	9, 265	9, 325
第 147 計算期間末日	(令和 3 年 9 月 21 日)	4, 587, 705, 660	4, 617, 547, 953	9, 224	9, 284
第 148 計算期間末日	(令和 3 年 10 月 20 日)	4, 600, 674, 326	4, 630, 155, 028	9, 363	9, 423
第 149 計算期間末日	(令和 3 年 11 月 22 日)	4, 357, 464, 447	4, 385, 738, 479	9, 247	9, 307
第 150 計算期間末日	(令和 3 年 12 月 20 日)	4, 296, 811, 995	4, 325, 123, 615	9, 106	9, 166
第 151 計算期間末日	(令和 4 年 1 月 20 日)	4, 107, 124, 574	4, 135, 134, 149	8, 798	8, 858
第 152 計算期間末日	(令和 4 年 2 月 21 日)	4, 150, 683, 186	4, 179, 269, 883	8, 712	8, 772
第 153 計算期間末日	(令和 4 年 3 月 22 日)	3, 956, 141, 735	3, 984, 253, 761	8, 444	8, 504
第 154 計算期間末日	(令和 4 年 4 月 20 日)	4, 138, 095, 356	4, 166, 163, 199	8, 846	8, 906
第 155 計算期間末日	(令和 4 年 5 月 20 日)	3, 847, 954, 892	3, 875, 779, 777	8, 298	8, 358
第 156 計算期間末日	(令和 4 年 6 月 20 日)	3, 928, 656, 188	3, 956, 293, 746	8, 529	8, 589
第 157 計算期間末日	(令和 4 年 7 月 20 日)	3, 810, 205, 752	3, 828, 584, 481	8, 293	8, 333
第 158 計算期間末日	(令和 4 年 8 月 22 日)	3, 977, 607, 089	3, 995, 817, 569	8, 737	8, 777
第 159 計算期間末日	(令和 4 年 9 月 20 日)	3, 987, 986, 824	4, 006, 098, 857	8, 807	8, 847
第 160 計算期間末日	(令和 4 年 10 月 20 日)	3, 863, 101, 127	3, 881, 125, 808	8, 573	8, 613
	令和 3 年 10 月末日	4, 544, 393, 827	—	9, 323	—
	11 月末日	4, 253, 366, 680	—	9, 059	—
	12 月末日	4, 330, 195, 152	—	9, 190	—
	令和 4 年 1 月末日	4, 268, 129, 402	—	8, 902	—
	2 月末日	4, 058, 976, 420	—	8, 507	—
	3 月末日	4, 082, 348, 385	—	8, 715	—
	4 月末日	4, 075, 290, 599	—	8, 727	—
	5 月末日	3, 953, 875, 594	—	8, 521	—
	6 月末日	3, 919, 286, 834	—	8, 519	—
	7 月末日	3, 860, 431, 225	—	8, 444	—
	8 月末日	3, 986, 266, 007	—	8, 750	—
	9 月末日	3, 830, 789, 051	—	8, 453	—

10 月末日	3,889,324,350	—	8,619	—
--------	---------------	---	-------	---

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 41 計算期間	60 円
第 42 計算期間	60 円
第 43 計算期間	60 円
第 44 計算期間	60 円
第 45 計算期間	60 円
第 46 計算期間	60 円
第 47 計算期間	60 円
第 48 計算期間	60 円
第 49 計算期間	60 円
第 50 計算期間	60 円
第 51 計算期間	60 円
第 52 計算期間	60 円
第 53 計算期間	60 円
第 54 計算期間	60 円
第 55 計算期間	60 円
第 56 計算期間	60 円
第 57 計算期間	60 円
第 58 計算期間	60 円
第 59 計算期間	60 円
第 60 計算期間	60 円
第 61 計算期間	60 円
第 62 計算期間	60 円
第 63 計算期間	60 円
第 64 計算期間	60 円
第 65 計算期間	60 円
第 66 計算期間	60 円
第 67 計算期間	60 円
第 68 計算期間	60 円
第 69 計算期間	60 円
第 70 計算期間	60 円
第 71 計算期間	60 円
第 72 計算期間	60 円
第 73 計算期間	60 円
第 74 計算期間	60 円
第 75 計算期間	60 円
第 76 計算期間	60 円

第 77 計算期間	60 円
第 78 計算期間	60 円
第 79 計算期間	60 円
第 80 計算期間	60 円
第 81 計算期間	60 円
第 82 計算期間	60 円
第 83 計算期間	60 円
第 84 計算期間	60 円
第 85 計算期間	60 円
第 86 計算期間	60 円
第 87 計算期間	60 円
第 88 計算期間	60 円
第 89 計算期間	60 円
第 90 計算期間	60 円
第 91 計算期間	60 円
第 92 計算期間	60 円
第 93 計算期間	60 円
第 94 計算期間	60 円
第 95 計算期間	60 円
第 96 計算期間	60 円
第 97 計算期間	60 円
第 98 計算期間	60 円
第 99 計算期間	60 円
第 100 計算期間	60 円
第 101 計算期間	60 円
第 102 計算期間	60 円
第 103 計算期間	60 円
第 104 計算期間	60 円
第 105 計算期間	60 円
第 106 計算期間	60 円
第 107 計算期間	60 円
第 108 計算期間	60 円
第 109 計算期間	60 円
第 110 計算期間	60 円
第 111 計算期間	60 円
第 112 計算期間	60 円
第 113 計算期間	60 円
第 114 計算期間	60 円
第 115 計算期間	60 円
第 116 計算期間	60 円
第 117 計算期間	60 円

第 118 計算期間	60 円
第 119 計算期間	60 円
第 120 計算期間	60 円
第 121 計算期間	60 円
第 122 計算期間	60 円
第 123 計算期間	60 円
第 124 計算期間	60 円
第 125 計算期間	60 円
第 126 計算期間	60 円
第 127 計算期間	60 円
第 128 計算期間	60 円
第 129 計算期間	60 円
第 130 計算期間	60 円
第 131 計算期間	60 円
第 132 計算期間	60 円
第 133 計算期間	60 円
第 134 計算期間	60 円
第 135 計算期間	60 円
第 136 計算期間	60 円
第 137 計算期間	60 円
第 138 計算期間	60 円
第 139 計算期間	60 円
第 140 計算期間	60 円
第 141 計算期間	60 円
第 142 計算期間	60 円
第 143 計算期間	60 円
第 144 計算期間	60 円
第 145 計算期間	60 円
第 146 計算期間	60 円
第 147 計算期間	60 円
第 148 計算期間	60 円
第 149 計算期間	60 円
第 150 計算期間	60 円
第 151 計算期間	60 円
第 152 計算期間	60 円
第 153 計算期間	60 円
第 154 計算期間	60 円
第 155 計算期間	60 円
第 156 計算期間	60 円
第 157 計算期間	40 円
第 158 計算期間	40 円

第 159 計算期間	40 円
第 160 計算期間	40 円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 41 計算期間	1.40
第 42 計算期間	5.25
第 43 計算期間	7.04
第 44 計算期間	2.69
第 45 計算期間	1.52
第 46 計算期間	5.38
第 47 計算期間	4.02
第 48 計算期間	△12.62
第 49 計算期間	5.25
第 50 計算期間	△4.91
第 51 計算期間	3.69
第 52 計算期間	△0.60
第 53 計算期間	0.82
第 54 計算期間	4.08
第 55 計算期間	0.62
第 56 計算期間	△2.47
第 57 計算期間	0.16
第 58 計算期間	2.84
第 59 計算期間	0.72
第 60 計算期間	2.02
第 61 計算期間	△0.16
第 62 計算期間	1.78
第 63 計算期間	4.71
第 64 計算期間	△2.01
第 65 計算期間	9.31
第 66 計算期間	△1.65
第 67 計算期間	△1.71
第 68 計算期間	2.56
第 69 計算期間	0.63
第 70 計算期間	2.42
第 71 計算期間	1.31
第 72 計算期間	0.15
第 73 計算期間	1.47
第 74 計算期間	△1.97
第 75 計算期間	△4.94

第 76 計算期間	0.97
第 77 計算期間	2.93
第 78 計算期間	△3.71
第 79 計算期間	△5.47
第 80 計算期間	△2.37
第 81 計算期間	3.91
第 82 計算期間	△0.14
第 83 計算期間	0.26
第 84 計算期間	△3.58
第 85 計算期間	6.23
第 86 計算期間	△4.10
第 87 計算期間	0.27
第 88 計算期間	2.27
第 89 計算期間	2.53
第 90 計算期間	6.56
第 91 計算期間	0.35
第 92 計算期間	△1.09
第 93 計算期間	0.36
第 94 計算期間	△1.77
第 95 計算期間	2.95
第 96 計算期間	0.65
第 97 計算期間	0.51
第 98 計算期間	△1.72
第 99 計算期間	3.73
第 100 計算期間	1.51
第 101 計算期間	△0.63
第 102 計算期間	1.51
第 103 計算期間	△1.88
第 104 計算期間	△5.76
第 105 計算期間	△0.45
第 106 計算期間	1.75
第 107 計算期間	0.42
第 108 計算期間	△2.21
第 109 計算期間	5.43
第 110 計算期間	△3.51
第 111 計算期間	1.74
第 112 計算期間	0.08
第 113 計算期間	△0.79
第 114 計算期間	0.76
第 115 計算期間	0.13
第 116 計算期間	2.57

第 117 計算期間	2.24
第 118 計算期間	0.81
第 119 計算期間	△1.74
第 120 計算期間	1.52
第 121 計算期間	0.82
第 122 計算期間	△1.85
第 123 計算期間	1.78
第 124 計算期間	0.36
第 125 計算期間	△0.33
第 126 計算期間	2.60
第 127 計算期間	2.41
第 128 計算期間	2.47
第 129 計算期間	△17.50
第 130 計算期間	2.29
第 131 計算期間	3.76
第 132 計算期間	4.92
第 133 計算期間	1.55
第 134 計算期間	1.29
第 135 計算期間	△2.08
第 136 計算期間	1.40
第 137 計算期間	0.55
第 138 計算期間	1.71
第 139 計算期間	△0.55
第 140 計算期間	1.11
第 141 計算期間	0.88
第 142 計算期間	1.37
第 143 計算期間	0.49
第 144 計算期間	2.93
第 145 計算期間	△0.53
第 146 計算期間	0.22
第 147 計算期間	0.20
第 148 計算期間	2.15
第 149 計算期間	△0.59
第 150 計算期間	△0.87
第 151 計算期間	△2.72
第 152 計算期間	△0.29
第 153 計算期間	△2.38
第 154 計算期間	5.47
第 155 計算期間	△5.51
第 156 計算期間	3.50
第 157 計算期間	△2.29

第 158 計算期間	5.83
第 159 計算期間	1.25
第 160 計算期間	△2.20

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 41 計算期間	78,030,394	165,072,462	1,268,049,418
第 42 計算期間	478,896,819	116,120,549	1,630,825,688
第 43 計算期間	350,428,127	67,061,336	1,914,192,479
第 44 計算期間	303,404,677	127,891,236	2,089,705,920
第 45 計算期間	609,432,575	248,074,016	2,451,064,479
第 46 計算期間	324,008,111	141,740,551	2,633,332,039
第 47 計算期間	203,467,110	130,813,126	2,705,986,023
第 48 計算期間	1,293,195,250	106,086,115	3,893,095,158
第 49 計算期間	702,302,218	115,860,233	4,479,537,143
第 50 計算期間	256,021,100	250,064,321	4,485,493,922
第 51 計算期間	430,788,187	273,917,735	4,642,364,374
第 52 計算期間	302,565,148	189,354,943	4,755,574,579
第 53 計算期間	187,332,151	529,857,553	4,413,049,177
第 54 計算期間	210,024,056	493,449,875	4,129,623,358
第 55 計算期間	133,484,873	134,916,798	4,128,191,433
第 56 計算期間	106,000,998	204,879,744	4,029,312,687
第 57 計算期間	105,338,371	199,857,937	3,934,793,121
第 58 計算期間	144,177,236	684,943,375	3,394,026,982
第 59 計算期間	50,522,099	150,122,991	3,294,426,090
第 60 計算期間	84,297,429	434,072,583	2,944,650,936
第 61 計算期間	69,255,862	128,501,984	2,885,404,814
第 62 計算期間	10,353,728	179,857,199	2,715,901,343
第 63 計算期間	363,599,550	223,155,359	2,856,345,534
第 64 計算期間	41,971,602	99,392,517	2,798,924,619
第 65 計算期間	133,326,375	287,132,459	2,645,118,535
第 66 計算期間	334,384,391	159,928,576	2,819,574,350
第 67 計算期間	38,970,997	139,097,698	2,719,447,649
第 68 計算期間	71,056,206	84,615,618	2,705,888,237
第 69 計算期間	38,378,702	74,417,653	2,669,849,286
第 70 計算期間	38,408,754	377,721,028	2,330,537,012
第 71 計算期間	12,233,201	268,499,954	2,074,270,259
第 72 計算期間	10,170,439	368,742,867	1,715,697,831
第 73 計算期間	14,578,137	19,324,967	1,710,951,001

第 74 計算期間	27,082,536	104,522,440	1,633,511,097
第 75 計算期間	46,679,539	154,717,599	1,525,473,037
第 76 計算期間	6,203,101	53,261,369	1,478,414,769
第 77 計算期間	11,172,118	49,708,842	1,439,878,045
第 78 計算期間	9,295,546	78,299,783	1,370,873,808
第 79 計算期間	2,016,779	41,247,722	1,331,642,865
第 80 計算期間	4,191,891	39,551,232	1,296,283,524
第 81 計算期間	1,960,757	45,146,866	1,253,097,415
第 82 計算期間	2,918,494	69,269,578	1,186,746,331
第 83 計算期間	4,397,302	17,021,617	1,174,122,016
第 84 計算期間	1,766,685	41,418,732	1,134,469,969
第 85 計算期間	16,910,469	6,363,524	1,145,016,914
第 86 計算期間	11,968,214	975,149	1,156,009,979
第 87 計算期間	2,614,482	26,125,797	1,132,498,664
第 88 計算期間	4,078,222	28,357,001	1,108,219,885
第 89 計算期間	5,409,591	19,152,782	1,094,476,694
第 90 計算期間	11,298,013	39,501,933	1,066,272,774
第 91 計算期間	12,762,897	44,218,424	1,034,817,247
第 92 計算期間	11,283,731	27,572,136	1,018,528,842
第 93 計算期間	27,046,837	24,412,715	1,021,162,964
第 94 計算期間	7,849,317	1,417,398	1,027,594,883
第 95 計算期間	2,807,443	19,119,203	1,011,283,123
第 96 計算期間	7,797,399	32,476,683	986,603,839
第 97 計算期間	1,843,923	9,268,936	979,178,826
第 98 計算期間	13,011,976	15,026,384	977,164,418
第 99 計算期間	19,591,633	7,651,539	989,104,512
第 100 計算期間	7,577,069	22,164,340	974,517,241
第 101 計算期間	3,924,467	20,497,064	957,944,644
第 102 計算期間	34,355,937	11,028,560	981,272,021
第 103 計算期間	32,604,404	5,642,850	1,008,233,575
第 104 計算期間	53,707,022	8,681,737	1,053,258,860
第 105 計算期間	51,049,988	8,923,741	1,095,385,107
第 106 計算期間	12,763,763	22,947,133	1,085,201,737
第 107 計算期間	1,870,563	4,482,989	1,082,589,311
第 108 計算期間	2,877,817	5,803,181	1,079,663,947
第 109 計算期間	3,249,342	28,531,161	1,054,382,128
第 110 計算期間	2,568,390	12,035,983	1,044,914,535
第 111 計算期間	2,140,663	27,879,878	1,019,175,320
第 112 計算期間	5,023,881	5,276,358	1,018,922,843
第 113 計算期間	7,282,985	73,919,200	952,286,628
第 114 計算期間	20,031,607	11,589,819	960,728,416

第 115 計算期間	32,216,088	11,720,084	981,224,420
第 116 計算期間	62,667,511	20,250,113	1,023,641,818
第 117 計算期間	69,929,964	29,127,274	1,064,444,508
第 118 計算期間	130,679,470	23,965,150	1,171,158,828
第 119 計算期間	204,198,338	6,333,172	1,369,023,994
第 120 計算期間	184,097,870	7,962,995	1,545,158,869
第 121 計算期間	313,065,276	24,556,137	1,833,668,008
第 122 計算期間	247,639,470	11,898,236	2,069,409,242
第 123 計算期間	395,169,245	1,416,143	2,463,162,344
第 124 計算期間	606,884,594	317,416	3,069,729,522
第 125 計算期間	356,299,749	4,219,263	3,421,810,008
第 126 計算期間	462,157,573	46,015,895	3,837,951,686
第 127 計算期間	638,291,630	30,901,170	4,445,342,146
第 128 計算期間	464,377,692	104,694,628	4,805,025,210
第 129 計算期間	316,637,469	132,582,772	4,989,079,907
第 130 計算期間	98,532,011	91,501,635	4,996,110,283
第 131 計算期間	27,857,282	16,071,660	5,007,895,905
第 132 計算期間	139,106,331	66,661,418	5,080,340,818
第 133 計算期間	159,101,259	31,561,203	5,207,880,874
第 134 計算期間	65,446,003	16,362,661	5,256,964,216
第 135 計算期間	38,478,564	147,633,455	5,147,809,325
第 136 計算期間	34,980,334	78,989,660	5,103,799,999
第 137 計算期間	453,731,999	43,773,899	5,513,758,099
第 138 計算期間	13,485,525	56,404,095	5,470,839,529
第 139 計算期間	9,428,801	29,200,822	5,451,067,508
第 140 計算期間	49,151,699	91,463,053	5,408,756,154
第 141 計算期間	26,642,081	75,266,824	5,360,131,411
第 142 計算期間	41,167,975	108,919,805	5,292,379,581
第 143 計算期間	11,620,395	155,470,660	5,148,529,316
第 144 計算期間	124,362,461	229,005,970	5,043,885,807
第 145 計算期間	7,237,562	65,704,069	4,985,419,300
第 146 計算期間	11,979,035	7,007,405	4,990,390,930
第 147 計算期間	12,730,274	29,405,580	4,973,715,624
第 148 計算期間	9,638,222	69,903,453	4,913,450,393
第 149 計算期間	6,030,774	207,142,377	4,712,338,790
第 150 計算期間	67,837,734	61,573,184	4,718,603,340
第 151 計算期間	15,159,874	65,500,638	4,668,262,576
第 152 計算期間	158,091,430	61,904,406	4,764,449,600
第 153 計算期間	8,151,194	87,263,022	4,685,337,772
第 154 計算期間	12,879,869	20,243,772	4,677,973,869
第 155 計算期間	13,032,635	53,525,551	4,637,480,953

第 156 計算期間	10,224,177	41,445,448	4,606,259,682
第 157 計算期間	7,589,802	19,167,168	4,594,682,316
第 158 計算期間	5,752,981	47,815,049	4,552,620,248
第 159 計算期間	4,968,517	29,580,446	4,528,008,319
第 160 計算期間	5,299,638	27,137,485	4,506,170,472

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース> (毎月分配型)】

(1) 【投資状況】

令和 4 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	87,484,156	98.57
親投資信託受益証券	日本	113,380	0.13
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	1,159,529	1.30
純資産総額		88,757,065	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 10 月 31 日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ピムコ ケイマン エマージング ボン ド ファンド A - クラス J (EU R)	13,648.0743	6,273	85,614,370	6,410	87,484,156	98.57
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	111,354	1.0182	113,380	1.0182	113,380	0.13

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

令和 4 年 10 月 31 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.57
親投資信託受益証券	0.13
合計	98.69

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第41計算期間末日 (平成24年11月20日)	152,568,383	153,346,481	9,804	9,854
第42計算期間末日 (平成24年12月20日)	165,633,701	166,414,008	10,613	10,663
第43計算期間末日 (平成25年1月21日)	173,701,669	174,467,934	11,334	11,384
第44計算期間末日 (平成25年2月20日)	166,926,367	167,643,652	11,636	11,686
第45計算期間末日 (平成25年3月21日)	158,477,957	159,172,677	11,406	11,456
第46計算期間末日 (平成25年4月22日)	190,956,524	191,746,650	12,084	12,134
第47計算期間末日 (平成25年5月20日)	193,018,385	193,805,004	12,269	12,319
第48計算期間末日 (平成25年6月20日)	177,497,893	178,293,210	11,159	11,209
第49計算期間末日 (平成25年7月22日)	186,824,228	187,640,384	11,445	11,495
第50計算期間末日 (平成25年8月20日)	182,775,554	183,606,457	10,999	11,049
第51計算期間末日 (平成25年9月20日)	191,139,741	191,970,579	11,503	11,553
第52計算期間末日 (平成25年10月21日)	217,488,064	218,433,301	11,504	11,554
第53計算期間末日 (平成25年11月20日)	218,880,161	219,838,872	11,415	11,465
第54計算期間末日 (平成25年12月20日)	203,618,676	204,470,283	11,955	12,005
第55計算期間末日 (平成26年1月20日)	206,735,259	207,605,261	11,881	11,931
第56計算期間末日 (平成26年2月20日)	202,161,265	203,025,259	11,699	11,749
第57計算期間末日 (平成26年3月20日)	198,217,056	199,057,078	11,798	11,848
第58計算期間末日 (平成26年4月21日)	197,375,378	198,196,655	12,016	12,066
第59計算期間末日 (平成26年5月20日)	187,299,748	188,083,157	11,954	12,004
第60計算期間末日 (平成26年6月20日)	186,062,285	186,832,960	12,071	12,121
第61計算期間末日 (平成26年7月22日)	170,022,911	170,736,753	11,909	11,959
第62計算期間末日 (平成26年8月20日)	152,274,412	152,914,839	11,888	11,938
第63計算期間末日 (平成26年9月22日)	150,891,695	151,522,842	11,954	12,004
第64計算期間末日 (平成26年10月20日)	146,638,465	147,270,783	11,595	11,645
第65計算期間末日 (平成26年11月20日)	139,724,455	140,288,053	12,396	12,446
第66計算期間末日 (平成26年12月22日)	123,385,239	123,904,486	11,881	11,931
第67計算期間末日 (平成27年1月20日)	112,337,614	112,852,606	10,907	10,957
第68計算期間末日 (平成27年2月20日)	114,824,190	115,344,882	11,026	11,076
第69計算期間末日 (平成27年3月20日)	99,561,663	100,044,262	10,315	10,365
第70計算期間末日 (平成27年4月20日)	96,421,467	96,873,859	10,657	10,707

第71 計算期間末日	(平成27年5月20日)	139,060,914	139,688,562	11,078	11,128
第72 計算期間末日	(平成27年6月22日)	137,597,775	138,209,867	11,240	11,290
第73 計算期間末日	(平成27年7月21日)	131,782,296	132,387,403	10,889	10,939
第74 計算期間末日	(平成27年8月20日)	123,292,752	123,863,191	10,807	10,857
第75 計算期間末日	(平成27年9月24日)	117,728,780	118,299,886	10,307	10,357
第76 計算期間末日	(平成27年10月20日)	121,732,675	122,312,505	10,497	10,547
第77 計算期間末日	(平成27年11月20日)	118,692,857	119,273,570	10,220	10,270
第78 計算期間末日	(平成27年12月21日)	105,966,129	106,502,206	9,883	9,933
第79 計算期間末日	(平成28年1月20日)	100,237,895	100,774,600	9,338	9,388
第80 計算期間末日	(平成28年2月22日)	99,268,226	99,805,934	9,231	9,281
第81 計算期間末日	(平成28年3月22日)	104,070,835	104,609,563	9,659	9,709
第82 計算期間末日	(平成28年4月20日)	102,633,753	103,163,932	9,679	9,729
第83 計算期間末日	(平成28年5月20日)	100,931,055	101,462,111	9,503	9,553
第84 計算期間末日	(平成28年6月20日)	97,264,593	97,796,632	9,141	9,191
第85 計算期間末日	(平成28年7月20日)	100,234,063	100,764,241	9,453	9,503
第86 計算期間末日	(平成28年8月22日)	98,597,475	99,130,226	9,254	9,304
第87 計算期間末日	(平成28年9月20日)	59,469,336	59,795,892	9,106	9,156
第88 計算期間末日	(平成28年10月20日)	58,427,160	58,749,206	9,071	9,121
第89 計算期間末日	(平成28年11月21日)	57,464,503	57,787,406	8,898	8,948
第90 計算期間末日	(平成28年12月20日)	59,348,924	59,668,033	9,299	9,349
第91 計算期間末日	(平成29年1月20日)	60,231,936	60,551,858	9,414	9,464
第92 計算期間末日	(平成29年2月20日)	59,402,799	59,723,410	9,264	9,314
第93 計算期間末日	(平成29年3月21日)	60,004,400	60,325,530	9,343	9,393
第94 計算期間末日	(平成29年4月20日)	58,426,526	58,748,249	9,080	9,130
第95 計算期間末日	(平成29年5月22日)	62,676,724	63,000,316	9,685	9,735
第96 計算期間末日	(平成29年6月20日)	62,646,835	62,971,093	9,660	9,710
第97 計算期間末日	(平成29年7月20日)	66,562,972	66,897,690	9,943	9,993
第98 計算期間末日	(平成29年8月21日)	86,117,300	86,552,293	9,899	9,949
第99 計算期間末日	(平成29年9月20日)	69,077,504	69,410,003	10,388	10,438
第100 計算期間末日	(平成29年10月20日)	79,073,832	79,455,244	10,366	10,416
第101 計算期間末日	(平成29年11月20日)	78,312,134	78,696,925	10,176	10,226
第102 計算期間末日	(平成29年12月20日)	92,839,726	93,290,892	10,289	10,339
第103 計算期間末日	(平成30年1月22日)	94,347,738	94,802,887	10,364	10,414
第104 計算期間末日	(平成30年2月20日)	130,196,194	130,854,945	9,882	9,932
第105 計算期間末日	(平成30年3月20日)	166,282,286	167,141,567	9,676	9,726
第106 計算期間末日	(平成30年4月20日)	183,229,788	184,165,088	9,795	9,845
第107 計算期間末日	(平成30年5月21日)	165,238,914	166,127,571	9,297	9,347
第108 計算期間末日	(平成30年6月20日)	157,756,532	158,646,456	8,863	8,913
第109 計算期間末日	(平成30年7月20日)	166,190,996	167,083,533	9,310	9,360
第110 計算期間末日	(平成30年8月20日)	104,365,390	104,961,109	8,760	8,810
第111 計算期間末日	(平成30年9月20日)	108,062,993	108,660,417	9,044	9,094

第 112 計算期間末日 (平成 30 年 10 月 22 日)	105,859,039	106,457,293	8,847	8,897
第 113 計算期間末日 (平成 30 年 11 月 20 日)	100,244,481	100,822,419	8,673	8,723
第 114 計算期間末日 (平成 30 年 12 月 20 日)	100,293,192	100,873,456	8,642	8,692
第 115 計算期間末日 (平成 31 年 1 月 21 日)	88,973,128	89,494,198	8,538	8,588
第 116 計算期間末日 (平成 31 年 2 月 20 日)	89,874,436	90,393,507	8,657	8,707
第 117 計算期間末日 (平成 31 年 3 月 20 日)	91,550,369	92,071,183	8,789	8,839
第 118 計算期間末日 (平成 31 年 4 月 22 日)	91,000,656	91,523,187	8,708	8,758
第 119 計算期間末日 (令和 1 年 5 月 20 日)	87,585,084	88,104,921	8,424	8,474
第 120 計算期間末日 (令和 1 年 6 月 20 日)	88,920,293	89,441,912	8,523	8,573
第 121 計算期間末日 (令和 1 年 7 月 22 日)	88,792,699	89,313,702	8,521	8,571
第 122 計算期間末日 (令和 1 年 8 月 20 日)	124,170,383	124,926,878	8,207	8,257
第 123 計算期間末日 (令和 1 年 9 月 20 日)	122,922,902	123,667,732	8,252	8,302
第 124 計算期間末日 (令和 1 年 10 月 21 日)	122,586,094	123,326,979	8,273	8,323
第 125 計算期間末日 (令和 1 年 11 月 20 日)	120,866,172	121,608,942	8,136	8,186
第 126 計算期間末日 (令和 1 年 12 月 20 日)	123,851,688	124,597,276	8,306	8,356
第 127 計算期間末日 (令和 2 年 1 月 20 日)	126,155,882	126,604,362	8,439	8,469
第 128 計算期間末日 (令和 2 年 2 月 20 日)	124,873,684	125,321,124	8,373	8,403
第 129 計算期間末日 (令和 2 年 3 月 23 日)	97,236,072	97,668,020	6,753	6,783
第 130 計算期間末日 (令和 2 年 4 月 20 日)	100,970,370	101,401,656	7,023	7,053
第 131 計算期間末日 (令和 2 年 5 月 20 日)	105,002,533	105,434,859	7,286	7,316
第 132 計算期間末日 (令和 2 年 6 月 22 日)	112,996,887	113,433,544	7,763	7,793
第 133 計算期間末日 (令和 2 年 7 月 20 日)	116,287,186	116,722,625	8,012	8,042
第 134 計算期間末日 (令和 2 年 8 月 20 日)	121,361,793	121,795,165	8,401	8,431
第 135 計算期間末日 (令和 2 年 9 月 23 日)	116,699,634	117,133,944	8,061	8,091
第 136 計算期間末日 (令和 2 年 10 月 20 日)	118,631,869	119,066,357	8,191	8,221
第 137 計算期間末日 (令和 2 年 11 月 20 日)	119,892,711	120,329,310	8,238	8,268
第 138 計算期間末日 (令和 2 年 12 月 21 日)	124,867,238	125,302,305	8,610	8,640
第 139 計算期間末日 (令和 3 年 1 月 20 日)	118,217,245	118,636,896	8,451	8,481
第 140 計算期間末日 (令和 3 年 2 月 22 日)	119,170,905	119,591,134	8,508	8,538
第 141 計算期間末日 (令和 3 年 3 月 22 日)	117,736,765	118,157,553	8,394	8,424
第 142 計算期間末日 (令和 3 年 4 月 20 日)	119,092,390	119,510,478	8,545	8,575
第 143 計算期間末日 (令和 3 年 5 月 20 日)	119,541,442	119,954,248	8,687	8,717
第 144 計算期間末日 (令和 3 年 6 月 21 日)	118,210,341	118,620,324	8,650	8,680
第 145 計算期間末日 (令和 3 年 7 月 20 日)	109,539,427	109,924,563	8,533	8,563
第 146 計算期間末日 (令和 3 年 8 月 20 日)	108,350,100	108,735,726	8,429	8,459
第 147 計算期間末日 (令和 3 年 9 月 21 日)	108,614,504	109,000,608	8,439	8,469
第 148 計算期間末日 (令和 3 年 10 月 20 日)	109,874,451	110,261,060	8,526	8,556
第 149 計算期間末日 (令和 3 年 11 月 22 日)	105,890,284	106,277,303	8,208	8,238
第 150 計算期間末日 (令和 3 年 12 月 20 日)	104,205,492	104,593,002	8,067	8,097
第 151 計算期間末日 (令和 4 年 1 月 20 日)	101,679,321	102,067,363	7,861	7,891
第 152 計算期間末日 (令和 4 年 2 月 21 日)	100,381,320	100,767,632	7,795	7,825

第 153 計算期間末日	(令和 4 年 3 月 22 日)	95,141,052	95,527,959	7,377	7,407
第 154 計算期間末日	(令和 4 年 4 月 20 日)	111,338,966	111,780,799	7,560	7,590
第 155 計算期間末日	(令和 4 年 5 月 20 日)	99,404,435	99,832,147	6,972	7,002
第 156 計算期間末日	(令和 4 年 6 月 20 日)	101,408,096	101,837,499	7,085	7,115
第 157 計算期間末日	(令和 4 年 7 月 20 日)	88,247,878	88,640,443	6,744	6,774
第 158 計算期間末日	(令和 4 年 8 月 22 日)	90,034,290	90,422,980	6,949	6,979
第 159 計算期間末日	(令和 4 年 9 月 20 日)	90,967,300	91,358,739	6,972	7,002
第 160 計算期間末日	(令和 4 年 10 月 20 日)	86,808,500	87,201,574	6,625	6,655
	令和 3 年 10 月末日	109,782,472	—	8,511	—
	11 月末日	103,420,791	—	8,009	—
	12 月末日	105,930,399	—	8,191	—
	令和 4 年 1 月末日	100,824,114	—	7,825	—
	2 月末日	97,310,379	—	7,548	—
	3 月末日	112,935,980	—	7,687	—
	4 月末日	106,870,997	—	7,265	—
	5 月末日	103,556,136	—	7,237	—
	6 月末日	101,552,619	—	7,086	—
	7 月末日	89,095,039	—	6,801	—
	8 月末日	90,273,868	—	6,920	—
	9 月末日	85,437,048	—	6,524	—
	10 月末日	88,757,065	—	6,765	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 41 計算期間	50 円
第 42 計算期間	50 円
第 43 計算期間	50 円
第 44 計算期間	50 円
第 45 計算期間	50 円
第 46 計算期間	50 円
第 47 計算期間	50 円
第 48 計算期間	50 円
第 49 計算期間	50 円
第 50 計算期間	50 円
第 51 計算期間	50 円
第 52 計算期間	50 円
第 53 計算期間	50 円
第 54 計算期間	50 円

第 55 計算期間	50 円
第 56 計算期間	50 円
第 57 計算期間	50 円
第 58 計算期間	50 円
第 59 計算期間	50 円
第 60 計算期間	50 円
第 61 計算期間	50 円
第 62 計算期間	50 円
第 63 計算期間	50 円
第 64 計算期間	50 円
第 65 計算期間	50 円
第 66 計算期間	50 円
第 67 計算期間	50 円
第 68 計算期間	50 円
第 69 計算期間	50 円
第 70 計算期間	50 円
第 71 計算期間	50 円
第 72 計算期間	50 円
第 73 計算期間	50 円
第 74 計算期間	50 円
第 75 計算期間	50 円
第 76 計算期間	50 円
第 77 計算期間	50 円
第 78 計算期間	50 円
第 79 計算期間	50 円
第 80 計算期間	50 円
第 81 計算期間	50 円
第 82 計算期間	50 円
第 83 計算期間	50 円
第 84 計算期間	50 円
第 85 計算期間	50 円
第 86 計算期間	50 円
第 87 計算期間	50 円
第 88 計算期間	50 円
第 89 計算期間	50 円
第 90 計算期間	50 円
第 91 計算期間	50 円
第 92 計算期間	50 円
第 93 計算期間	50 円
第 94 計算期間	50 円
第 95 計算期間	50 円

第 96 計算期間	50 円
第 97 計算期間	50 円
第 98 計算期間	50 円
第 99 計算期間	50 円
第 100 計算期間	50 円
第 101 計算期間	50 円
第 102 計算期間	50 円
第 103 計算期間	50 円
第 104 計算期間	50 円
第 105 計算期間	50 円
第 106 計算期間	50 円
第 107 計算期間	50 円
第 108 計算期間	50 円
第 109 計算期間	50 円
第 110 計算期間	50 円
第 111 計算期間	50 円
第 112 計算期間	50 円
第 113 計算期間	50 円
第 114 計算期間	50 円
第 115 計算期間	50 円
第 116 計算期間	50 円
第 117 計算期間	50 円
第 118 計算期間	50 円
第 119 計算期間	50 円
第 120 計算期間	50 円
第 121 計算期間	50 円
第 122 計算期間	50 円
第 123 計算期間	50 円
第 124 計算期間	50 円
第 125 計算期間	50 円
第 126 計算期間	50 円
第 127 計算期間	30 円
第 128 計算期間	30 円
第 129 計算期間	30 円
第 130 計算期間	30 円
第 131 計算期間	30 円
第 132 計算期間	30 円
第 133 計算期間	30 円
第 134 計算期間	30 円
第 135 計算期間	30 円
第 136 計算期間	30 円

第 137 計算期間	30 円
第 138 計算期間	30 円
第 139 計算期間	30 円
第 140 計算期間	30 円
第 141 計算期間	30 円
第 142 計算期間	30 円
第 143 計算期間	30 円
第 144 計算期間	30 円
第 145 計算期間	30 円
第 146 計算期間	30 円
第 147 計算期間	30 円
第 148 計算期間	30 円
第 149 計算期間	30 円
第 150 計算期間	30 円
第 151 計算期間	30 円
第 152 計算期間	30 円
第 153 計算期間	30 円
第 154 計算期間	30 円
第 155 計算期間	30 円
第 156 計算期間	30 円
第 157 計算期間	30 円
第 158 計算期間	30 円
第 159 計算期間	30 円
第 160 計算期間	30 円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 41 計算期間	△0.26
第 42 計算期間	8.76
第 43 計算期間	7.26
第 44 計算期間	3.10
第 45 計算期間	△1.54
第 46 計算期間	6.38
第 47 計算期間	1.94
第 48 計算期間	△8.63
第 49 計算期間	3.01
第 50 計算期間	△3.46
第 51 計算期間	5.03
第 52 計算期間	0.44
第 53 計算期間	△0.33

第 54 計算期間	5.16
第 55 計算期間	△0.20
第 56 計算期間	△1.11
第 57 計算期間	1.27
第 58 計算期間	2.27
第 59 計算期間	△0.09
第 60 計算期間	1.39
第 61 計算期間	△0.92
第 62 計算期間	0.24
第 63 計算期間	0.97
第 64 計算期間	△2.58
第 65 計算期間	7.33
第 66 計算期間	△3.75
第 67 計算期間	△7.77
第 68 計算期間	1.54
第 69 計算期間	△5.99
第 70 計算期間	3.80
第 71 計算期間	4.41
第 72 計算期間	1.91
第 73 計算期間	△2.67
第 74 計算期間	△0.29
第 75 計算期間	△4.16
第 76 計算期間	2.32
第 77 計算期間	△2.16
第 78 計算期間	△2.80
第 79 計算期間	△5.00
第 80 計算期間	△0.61
第 81 計算期間	5.17
第 82 計算期間	0.72
第 83 計算期間	△1.30
第 84 計算期間	△3.28
第 85 計算期間	3.96
第 86 計算期間	△1.57
第 87 計算期間	△1.05
第 88 計算期間	0.16
第 89 計算期間	△1.35
第 90 計算期間	5.06
第 91 計算期間	1.77
第 92 計算期間	△1.06
第 93 計算期間	1.39
第 94 計算期間	△2.27

第 95 計算期間	7.21
第 96 計算期間	0.25
第 97 計算期間	3.44
第 98 計算期間	0.06
第 99 計算期間	5.44
第 100 計算期間	0.26
第 101 計算期間	△1.35
第 102 計算期間	1.60
第 103 計算期間	1.21
第 104 計算期間	△4.16
第 105 計算期間	△1.57
第 106 計算期間	1.74
第 107 計算期間	△4.57
第 108 計算期間	△4.13
第 109 計算期間	5.60
第 110 計算期間	△5.37
第 111 計算期間	3.81
第 112 計算期間	△1.62
第 113 計算期間	△1.40
第 114 計算期間	0.21
第 115 計算期間	△0.62
第 116 計算期間	1.97
第 117 計算期間	2.10
第 118 計算期間	△0.35
第 119 計算期間	△2.68
第 120 計算期間	1.76
第 121 計算期間	0.56
第 122 計算期間	△3.09
第 123 計算期間	1.15
第 124 計算期間	0.86
第 125 計算期間	△1.05
第 126 計算期間	2.70
第 127 計算期間	1.96
第 128 計算期間	△0.42
第 129 計算期間	△18.98
第 130 計算期間	4.44
第 131 計算期間	4.17
第 132 計算期間	6.95
第 133 計算期間	3.59
第 134 計算期間	5.22
第 135 計算期間	△3.69

第 136 計算期間	1.98
第 137 計算期間	0.94
第 138 計算期間	4.87
第 139 計算期間	△1.49
第 140 計算期間	1.02
第 141 計算期間	△0.98
第 142 計算期間	2.15
第 143 計算期間	2.01
第 144 計算期間	△0.08
第 145 計算期間	△1.00
第 146 計算期間	△0.86
第 147 計算期間	0.47
第 148 計算期間	1.38
第 149 計算期間	△3.37
第 150 計算期間	△1.35
第 151 計算期間	△2.18
第 152 計算期間	△0.45
第 153 計算期間	△4.97
第 154 計算期間	2.88
第 155 計算期間	△7.38
第 156 計算期間	2.05
第 157 計算期間	△4.38
第 158 計算期間	3.48
第 159 計算期間	0.76
第 160 計算期間	△4.54

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 41 計算期間	10,130,287	6,370,138	155,619,678
第 42 計算期間	5,123,361	4,681,546	156,061,493
第 43 計算期間	3,979,861	6,788,304	153,253,050
第 44 計算期間	9,719,241	19,515,236	143,457,055
第 45 計算期間	278,118	4,791,146	138,944,027
第 46 計算期間	20,255,683	1,174,322	158,025,388
第 47 計算期間	367,045	1,068,516	157,323,917
第 48 計算期間	2,304,619	565,034	159,063,502
第 49 計算期間	6,257,422	2,089,651	163,231,273
第 50 計算期間	5,611,460	2,662,043	166,180,690
第 51 計算期間	467,461	480,409	166,167,742

第 52 計算期間	23,009,083	129,320	189,047,505
第 53 計算期間	11,658,874	8,964,097	191,742,282
第 54 計算期間	4,775,658	26,196,531	170,321,409
第 55 計算期間	3,874,113	195,005	174,000,517
第 56 計算期間	889,067	2,090,779	172,798,805
第 57 計算期間	8,065,817	12,860,160	168,004,462
第 58 計算期間	1,197,818	4,946,765	164,255,515
第 59 計算期間	232,606	7,806,270	156,681,851
第 60 計算期間	2,651,473	5,198,134	154,135,190
第 61 計算期間	485,113	11,851,757	142,768,546
第 62 計算期間	236,299	14,919,365	128,085,480
第 63 計算期間	3,491,813	5,347,756	126,229,537
第 64 計算期間	234,082	—	126,463,619
第 65 計算期間	226,425	13,970,394	112,719,650
第 66 計算期間	274,557	9,144,642	103,849,565
第 67 計算期間	560,781	1,411,824	102,998,522
第 68 計算期間	2,083,801	943,851	104,138,472
第 69 計算期間	1,212,461	8,830,985	96,519,948
第 70 計算期間	212,838	6,254,203	90,478,583
第 71 計算期間	35,051,149	—	125,529,732
第 72 計算期間	144,836	3,256,129	122,418,439
第 73 計算期間	233,227	1,630,074	121,021,592
第 74 計算期間	184,157	7,117,896	114,087,853
第 75 計算期間	141,537	8,086	114,221,304
第 76 計算期間	1,841,139	96,354	115,966,089
第 77 計算期間	176,618	11	116,142,696
第 78 計算期間	563,540	9,490,762	107,215,474
第 79 計算期間	194,798	69,100	107,341,172
第 80 計算期間	220,524	19,993	107,541,703
第 81 計算期間	204,000	4	107,745,699
第 82 計算期間	184,517	1,894,239	106,035,977
第 83 計算期間	183,557	8,320	106,211,214
第 84 計算期間	196,853	107	106,407,960
第 85 計算期間	214,723	587,041	106,035,642
第 86 計算期間	520,612	6,008	106,550,246
第 87 計算期間	207,065	41,445,972	65,311,339
第 88 計算期間	185,809	1,087,783	64,409,365
第 89 計算期間	171,251	—	64,580,616
第 90 計算期間	180,713	939,502	63,821,827
第 91 計算期間	162,599	—	63,984,426
第 92 計算期間	137,928	—	64,122,354

第 93 計算期間	152,657	48,897	64,226,114
第 94 計算期間	151,530	32,928	64,344,716
第 95 計算期間	381,235	7,454	64,718,497
第 96 計算期間	235,902	102,669	64,851,730
第 97 計算期間	2,272,009	180,000	66,943,739
第 98 計算期間	20,055,021	—	86,998,760
第 99 計算期間	266,885	20,765,729	66,499,916
第 100 計算期間	10,840,798	1,058,116	76,282,598
第 101 計算期間	675,765	—	76,958,363
第 102 計算期間	13,685,858	411,010	90,233,211
第 103 計算期間	1,766,751	970,136	91,029,826
第 104 計算期間	40,729,813	9,425	131,750,214
第 105 計算期間	43,593,423	3,487,362	171,856,275
第 106 計算期間	15,233,749	29,908	187,060,116
第 107 計算期間	783,769	10,112,392	177,731,493
第 108 計算期間	302,188	48,709	177,984,972
第 109 計算期間	1,242,483	720,004	178,507,451
第 110 計算期間	448,792	59,812,434	119,143,809
第 111 計算期間	351,442	10,442	119,484,809
第 112 計算期間	628,646	462,484	119,650,971
第 113 計算期間	341,576	4,404,845	115,587,702
第 114 計算期間	486,341	21,110	116,052,933
第 115 計算期間	342,587	12,181,503	104,214,017
第 116 計算期間	365,259	765,013	103,814,263
第 117 計算期間	356,830	8,102	104,162,991
第 118 計算期間	343,401	—	104,506,392
第 119 計算期間	347,192	886,092	103,967,492
第 120 計算期間	367,581	11,120	104,323,953
第 121 計算期間	359,632	482,946	104,200,639
第 122 計算期間	47,098,480	—	151,299,119
第 123 計算期間	419,471	2,752,396	148,966,194
第 124 計算期間	373,797	1,162,944	148,177,047
第 125 計算期間	388,899	11,863	148,554,083
第 126 計算期間	565,477	1,888	149,117,672
第 127 計算期間	375,990	6	149,493,656
第 128 計算期間	234,376	581,169	149,146,863
第 129 計算期間	1,296,388	6,460,494	143,982,757
第 130 計算期間	273,390	494,105	143,762,042
第 131 計算期間	346,674	—	144,108,716
第 132 計算期間	1,446,290	2,593	145,552,413
第 133 計算期間	244,078	649,932	145,146,559

第 134 計算期間	853,378	1,542,405	144,457,532
第 135 計算期間	18,178,856	17,866,309	144,770,079
第 136 計算期間	253,923	194,548	144,829,454
第 137 計算期間	963,815	259,995	145,533,274
第 138 計算期間	349,818	860,458	145,022,634
第 139 計算期間	366,309	5,505,151	139,883,792
第 140 計算期間	194,308	1,756	140,076,344
第 141 計算期間	186,748	238	140,262,854
第 142 計算期間	183,765	1,083,700	139,362,919
第 143 計算期間	191,621	1,952,522	137,602,018
第 144 計算期間	186,916	1,127,609	136,661,325
第 145 計算期間	179,703	8,462,040	128,378,988
第 146 計算期間	175,075	11,815	128,542,248
第 147 計算期間	178,089	18,851	128,701,486
第 148 計算期間	180,262	11,857	128,869,891
第 149 計算期間	171,916	35,341	129,006,466
第 150 計算期間	179,147	15,548	129,170,065
第 151 計算期間	189,804	12,244	129,347,625
第 152 計算期間	185,356	762,134	128,770,847
第 153 計算期間	200,993	2,568	128,969,272
第 154 計算期間	18,310,541	1,834	147,277,979
第 155 計算期間	12,001,013	16,708,022	142,570,970
第 156 計算期間	597,522	33,855	143,134,637
第 157 計算期間	240,572	12,520,120	130,855,089
第 158 計算期間	263,969	1,555,608	129,563,450
第 159 計算期間	937,846	21,389	130,479,907
第 160 計算期間	548,567	3,728	131,024,746

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)】

(1) 【投資状況】

令和 4 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	7,603,050,562	99.65
親投資信託受益証券	日本	10,073,955	0.13
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	16,548,212	0.22
純資産総額		7,629,672,729	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和4年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	ビムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (AUD)	1,055,099.9948	7,042	7,430,014,163	7,206	7,603,050,562	99.65
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	9,893,887	1.0182	10,073,955	1.0182	10,073,955	0.13

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和4年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.65
親投資信託受益証券	0.13
合計	99.78

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第41計算期間末日 (平成24年11月20日)	180,219,192,060	183,423,957,127	11,247	11,447
第42計算期間末日 (平成24年12月20日)	182,556,315,561	185,662,041,654	11,756	11,956
第43計算期間末日 (平成25年1月21日)	185,526,202,294	188,514,548,263	12,417	12,617
第44計算期間末日 (平成25年2月20日)	178,479,101,849	181,354,717,434	12,413	12,613
第45計算期間末日 (平成25年3月21日)	173,265,177,932	176,042,131,151	12,479	12,679
第46計算期間末日 (平成25年4月22日)	174,071,224,545	176,775,679,970	12,873	13,073
第47計算期間末日 (平成25年5月20日)	164,402,048,375	167,035,572,170	12,485	12,685
第48計算期間末日 (平成25年6月20日)	127,723,800,603	130,148,516,322	10,535	10,735
第49計算期間末日 (平成25年7月22日)	126,507,828,507	128,919,879,324	10,490	10,690

第 50 計算期間末日	(平成 25 年 8 月 20 日)	115,891,273,101	118,265,997,703	9,760	9,960
第 51 計算期間末日	(平成 25 年 9 月 20 日)	120,283,662,581	122,630,459,586	10,251	10,451
第 52 計算期間末日	(平成 25 年 10 月 21 日)	120,897,177,300	123,265,085,851	10,211	10,411
第 53 計算期間末日	(平成 25 年 11 月 20 日)	120,768,257,777	123,217,240,424	9,863	10,063
第 54 計算期間末日	(平成 25 年 12 月 20 日)	119,353,885,120	121,875,148,589	9,468	9,668
第 55 計算期間末日	(平成 26 年 1 月 20 日)	116,703,131,917	119,220,443,481	9,272	9,472
第 56 計算期間末日	(平成 26 年 2 月 20 日)	114,584,640,664	117,099,414,102	9,113	9,313
第 57 計算期間末日	(平成 26 年 3 月 20 日)	113,337,700,464	115,852,939,523	9,012	9,212
第 58 計算期間末日	(平成 26 年 4 月 21 日)	117,615,116,177	119,498,255,241	9,369	9,519
第 59 計算期間末日	(平成 26 年 5 月 20 日)	108,748,706,348	110,502,403,814	9,302	9,452
第 60 計算期間末日	(平成 26 年 6 月 20 日)	106,748,950,703	108,449,641,633	9,415	9,565
第 61 計算期間末日	(平成 26 年 7 月 22 日)	102,283,438,499	103,945,162,175	9,233	9,383
第 62 計算期間末日	(平成 26 年 8 月 20 日)	100,542,236,347	102,180,308,126	9,207	9,357
第 63 計算期間末日	(平成 26 年 9 月 22 日)	97,271,758,878	98,868,966,631	9,135	9,285
第 64 計算期間末日	(平成 26 年 10 月 20 日)	90,280,277,719	91,849,887,200	8,628	8,778
第 65 計算期間末日	(平成 26 年 11 月 20 日)	92,119,854,339	93,626,220,220	9,173	9,323
第 66 計算期間末日	(平成 26 年 12 月 22 日)	82,302,463,864	83,774,327,044	8,388	8,538
第 67 計算期間末日	(平成 27 年 1 月 20 日)	79,132,073,824	80,586,396,849	8,162	8,312
第 68 計算期間末日	(平成 27 年 2 月 20 日)	74,205,884,082	75,628,433,392	7,825	7,975
第 69 計算期間末日	(平成 27 年 3 月 20 日)	70,855,975,808	72,261,330,768	7,563	7,713
第 70 計算期間末日	(平成 27 年 4 月 20 日)	70,947,674,407	72,321,683,602	7,745	7,895
第 71 計算期間末日	(平成 27 年 5 月 20 日)	70,830,177,998	72,183,398,056	7,851	8,001
第 72 計算期間末日	(平成 27 年 6 月 22 日)	67,239,934,598	68,569,933,618	7,583	7,733
第 73 計算期間末日	(平成 27 年 7 月 21 日)	62,428,074,423	63,732,268,609	7,180	7,330
第 74 計算期間末日	(平成 27 年 8 月 20 日)	58,523,536,427	59,543,152,153	6,888	7,008
第 75 計算期間末日	(平成 27 年 9 月 24 日)	49,792,403,645	50,761,420,119	6,166	6,286
第 76 計算期間末日	(平成 27 年 10 月 20 日)	50,233,831,296	51,189,030,156	6,311	6,431
第 77 計算期間末日	(平成 27 年 11 月 20 日)	48,971,472,872	49,898,297,493	6,341	6,461
第 78 計算期間末日	(平成 27 年 12 月 21 日)	44,972,438,092	45,874,370,119	5,983	6,103
第 79 計算期間末日	(平成 28 年 1 月 20 日)	39,554,504,339	40,444,058,817	5,336	5,456
第 80 計算期間末日	(平成 28 年 2 月 22 日)	38,072,088,167	38,945,572,061	5,230	5,350
第 81 計算期間末日	(平成 28 年 3 月 22 日)	40,926,002,420	41,788,745,476	5,692	5,812
第 82 計算期間末日	(平成 28 年 4 月 20 日)	41,211,838,854	41,857,072,192	5,748	5,838
第 83 計算期間末日	(平成 28 年 5 月 20 日)	36,569,297,030	37,198,308,415	5,232	5,322
第 84 計算期間末日	(平成 28 年 6 月 20 日)	35,010,254,876	35,630,183,999	5,083	5,173
第 85 計算期間末日	(平成 28 年 7 月 20 日)	36,977,069,549	37,595,981,886	5,377	5,467
第 86 計算期間末日	(平成 28 年 8 月 22 日)	35,353,098,316	35,970,430,940	5,154	5,244
第 87 計算期間末日	(平成 28 年 9 月 20 日)	34,438,642,588	35,053,119,988	5,044	5,134
第 88 計算期間末日	(平成 28 年 10 月 20 日)	35,475,800,109	36,094,406,396	5,161	5,251
第 89 計算期間末日	(平成 28 年 11 月 21 日)	34,370,666,165	34,992,235,659	4,977	5,067
第 90 計算期間末日	(平成 28 年 12 月 20 日)	35,394,872,596	36,012,586,444	5,157	5,247

第91 計算期間末日	(平成 29 年 1 月 20 日)	35,851,536,728	36,461,739,427	5,288	5,378
第92 計算期間末日	(平成 29 年 2 月 20 日)	35,125,517,550	35,730,892,781	5,222	5,312
第93 計算期間末日	(平成 29 年 3 月 21 日)	34,673,175,518	35,273,679,727	5,197	5,287
第94 計算期間末日	(平成 29 年 4 月 20 日)	32,315,050,963	32,778,105,367	4,885	4,955
第95 計算期間末日	(平成 29 年 5 月 22 日)	31,787,860,693	32,240,356,271	4,918	4,988
第96 計算期間末日	(平成 29 年 6 月 20 日)	31,538,949,872	31,981,733,767	4,986	5,056
第97 計算期間末日	(平成 29 年 7 月 20 日)	31,518,301,440	31,945,612,277	5,163	5,233
第98 計算期間末日	(平成 29 年 8 月 21 日)	29,072,508,857	29,480,726,004	4,985	5,055
第99 計算期間末日	(平成 29 年 9 月 20 日)	29,733,059,142	30,136,655,026	5,157	5,227
第100 計算期間末日	(平成 29 年 10 月 20 日)	28,857,859,269	29,254,857,322	5,088	5,158
第101 計算期間末日	(平成 29 年 11 月 20 日)	26,784,601,736	27,177,022,113	4,778	4,848
第102 計算期間末日	(平成 29 年 12 月 20 日)	26,860,458,873	27,248,590,102	4,844	4,914
第103 計算期間末日	(平成 30 年 1 月 22 日)	26,921,326,526	27,305,999,631	4,899	4,969
第104 計算期間末日	(平成 30 年 2 月 20 日)	24,547,215,912	24,928,585,872	4,506	4,576
第105 計算期間末日	(平成 30 年 3 月 20 日)	23,182,816,869	23,561,027,408	4,291	4,361
第106 計算期間末日	(平成 30 年 4 月 20 日)	23,413,102,596	23,681,892,578	4,355	4,405
第107 計算期間末日	(平成 30 年 5 月 21 日)	22,000,127,870	22,263,062,964	4,184	4,234
第108 計算期間末日	(平成 30 年 6 月 20 日)	20,403,630,933	20,661,255,447	3,960	4,010
第109 計算期間末日	(平成 30 年 7 月 20 日)	20,916,107,702	21,170,565,144	4,110	4,160
第110 計算期間末日	(平成 30 年 8 月 20 日)	19,509,578,632	19,760,979,626	3,880	3,930
第111 計算期間末日	(平成 30 年 9 月 20 日)	19,386,033,566	19,635,309,086	3,888	3,938
第112 計算期間末日	(平成 30 年 10 月 22 日)	18,589,801,014	18,836,087,304	3,774	3,824
第113 計算期間末日	(平成 30 年 11 月 20 日)	18,433,535,087	18,677,101,746	3,784	3,834
第114 計算期間末日	(平成 30 年 12 月 20 日)	17,933,311,965	18,175,989,913	3,695	3,745
第115 計算期間末日	(平成 31 年 1 月 21 日)	17,695,088,036	17,839,887,505	3,666	3,696
第116 計算期間末日	(平成 31 年 2 月 20 日)	17,426,884,860	17,568,104,036	3,702	3,732
第117 計算期間末日	(平成 31 年 3 月 20 日)	17,256,394,198	17,395,216,319	3,729	3,759
第118 計算期間末日	(平成 31 年 4 月 22 日)	17,084,961,864	17,221,535,768	3,753	3,783
第119 計算期間末日	(令和 1 年 5 月 20 日)	15,935,567,150	16,071,595,026	3,514	3,544
第120 計算期間末日	(令和 1 年 6 月 20 日)	15,792,175,204	15,926,542,739	3,526	3,556
第121 計算期間末日	(令和 1 年 7 月 22 日)	15,974,350,795	16,107,172,228	3,608	3,638
第122 計算期間末日	(令和 1 年 8 月 20 日)	14,859,604,798	14,991,841,856	3,371	3,401
第123 計算期間末日	(令和 1 年 9 月 20 日)	14,826,016,166	14,956,337,200	3,413	3,443
第124 計算期間末日	(令和 1 年 10 月 21 日)	14,674,091,230	14,802,964,728	3,416	3,446
第125 計算期間末日	(令和 1 年 11 月 20 日)	14,228,524,696	14,355,522,974	3,361	3,391
第126 計算期間末日	(令和 1 年 12 月 20 日)	14,344,512,168	14,469,676,677	3,438	3,468
第127 計算期間末日	(令和 2 年 1 月 20 日)	14,476,117,124	14,538,158,286	3,500	3,515
第128 計算期間末日	(令和 2 年 2 月 20 日)	13,741,109,699	13,800,647,709	3,462	3,477
第129 計算期間末日	(令和 2 年 3 月 23 日)	9,545,756,049	9,603,923,112	2,462	2,477
第130 計算期間末日	(令和 2 年 4 月 20 日)	10,519,601,370	10,577,329,572	2,733	2,748
第131 計算期間末日	(令和 2 年 5 月 20 日)	11,162,664,386	11,220,239,501	2,908	2,923

第 132 計算期間末日	(令和 2 年 6 月 22 日)	12,046,068,680	12,103,250,459	3,160	3,175
第 133 計算期間末日	(令和 2 年 7 月 20 日)	12,228,980,631	12,285,444,095	3,249	3,264
第 134 計算期間末日	(令和 2 年 8 月 20 日)	12,562,858,565	12,618,475,416	3,388	3,403
第 135 計算期間末日	(令和 2 年 9 月 23 日)	12,007,956,342	12,062,969,088	3,274	3,289
第 136 計算期間末日	(令和 2 年 10 月 20 日)	11,847,709,551	11,902,147,920	3,265	3,280
第 137 計算期間末日	(令和 2 年 11 月 20 日)	11,917,287,690	11,970,695,790	3,347	3,362
第 138 計算期間末日	(令和 2 年 12 月 21 日)	12,421,008,865	12,473,617,163	3,542	3,557
第 139 計算期間末日	(令和 3 年 1 月 20 日)	12,132,318,657	12,183,634,984	3,546	3,561
第 140 計算期間末日	(令和 3 年 2 月 22 日)	12,173,953,141	12,224,047,258	3,645	3,660
第 141 計算期間末日	(令和 3 年 3 月 22 日)	11,853,582,150	11,902,839,491	3,610	3,625
第 142 計算期間末日	(令和 3 年 4 月 20 日)	11,828,208,755	11,876,832,780	3,649	3,664
第 143 計算期間末日	(令和 3 年 5 月 20 日)	11,664,630,401	11,712,686,208	3,641	3,656
第 144 計算期間末日	(令和 3 年 6 月 21 日)	11,339,620,264	11,386,799,548	3,605	3,620
第 145 計算期間末日	(令和 3 年 7 月 20 日)	10,859,330,086	10,905,882,637	3,499	3,514
第 146 計算期間末日	(令和 3 年 8 月 20 日)	10,465,230,138	10,511,300,479	3,407	3,422
第 147 計算期間末日	(令和 3 年 9 月 21 日)	10,441,602,968	10,487,091,487	3,443	3,458
第 148 計算期間末日	(令和 3 年 10 月 20 日)	10,824,280,634	10,869,201,671	3,614	3,629
第 149 計算期間末日	(令和 3 年 11 月 22 日)	10,184,788,352	10,228,815,705	3,470	3,485
第 150 計算期間末日	(令和 3 年 12 月 20 日)	9,776,172,379	9,819,640,593	3,374	3,389
第 151 計算期間末日	(令和 4 年 1 月 20 日)	9,445,005,906	9,487,895,502	3,303	3,318
第 152 計算期間末日	(令和 4 年 2 月 21 日)	9,238,449,405	9,280,972,799	3,259	3,274
第 153 計算期間末日	(令和 4 年 3 月 22 日)	9,221,078,272	9,263,141,620	3,288	3,303
第 154 計算期間末日	(令和 4 年 4 月 20 日)	9,499,022,338	9,540,476,269	3,437	3,452
第 155 計算期間末日	(令和 4 年 5 月 20 日)	8,478,910,097	8,520,042,831	3,092	3,107
第 156 計算期間末日	(令和 4 年 6 月 20 日)	8,449,385,042	8,490,031,997	3,118	3,133
第 157 計算期間末日	(令和 4 年 7 月 20 日)	8,212,812,801	8,239,798,231	3,043	3,053
第 158 計算期間末日	(令和 4 年 8 月 22 日)	8,494,051,426	8,520,775,982	3,178	3,188
第 159 計算期間末日	(令和 4 年 9 月 20 日)	8,278,179,946	8,304,588,307	3,135	3,145
第 160 計算期間末日	(令和 4 年 10 月 20 日)	7,476,391,743	7,502,417,408	2,873	2,883
	令和 3 年 10 月末日	10,783,404,834	—	3,632	—
	11 月末日	9,764,481,348	—	3,336	—
	12 月末日	9,951,798,818	—	3,456	—
	令和 4 年 1 月末日	9,221,115,324	—	3,235	—
	2 月末日	9,087,201,602	—	3,212	—
	3 月末日	9,601,523,379	—	3,441	—
	4 月末日	8,995,040,838	—	3,265	—
	5 月末日	8,788,949,482	—	3,212	—
	6 月末日	8,394,352,621	—	3,103	—
	7 月末日	8,388,057,357	—	3,118	—

8 月末日	8,485,653,797	—	3,185	—
9 月末日	7,667,712,553	—	2,909	—
10 月末日	7,629,672,729	—	2,938	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 41 計算期間	200 円
第 42 計算期間	200 円
第 43 計算期間	200 円
第 44 計算期間	200 円
第 45 計算期間	200 円
第 46 計算期間	200 円
第 47 計算期間	200 円
第 48 計算期間	200 円
第 49 計算期間	200 円
第 50 計算期間	200 円
第 51 計算期間	200 円
第 52 計算期間	200 円
第 53 計算期間	200 円
第 54 計算期間	200 円
第 55 計算期間	200 円
第 56 計算期間	200 円
第 57 計算期間	200 円
第 58 計算期間	150 円
第 59 計算期間	150 円
第 60 計算期間	150 円
第 61 計算期間	150 円
第 62 計算期間	150 円
第 63 計算期間	150 円
第 64 計算期間	150 円
第 65 計算期間	150 円
第 66 計算期間	150 円
第 67 計算期間	150 円
第 68 計算期間	150 円
第 69 計算期間	150 円
第 70 計算期間	150 円
第 71 計算期間	150 円
第 72 計算期間	150 円
第 73 計算期間	150 円
第 74 計算期間	120 円

第 75 計算期間	120 円
第 76 計算期間	120 円
第 77 計算期間	120 円
第 78 計算期間	120 円
第 79 計算期間	120 円
第 80 計算期間	120 円
第 81 計算期間	120 円
第 82 計算期間	90 円
第 83 計算期間	90 円
第 84 計算期間	90 円
第 85 計算期間	90 円
第 86 計算期間	90 円
第 87 計算期間	90 円
第 88 計算期間	90 円
第 89 計算期間	90 円
第 90 計算期間	90 円
第 91 計算期間	90 円
第 92 計算期間	90 円
第 93 計算期間	90 円
第 94 計算期間	70 円
第 95 計算期間	70 円
第 96 計算期間	70 円
第 97 計算期間	70 円
第 98 計算期間	70 円
第 99 計算期間	70 円
第 100 計算期間	70 円
第 101 計算期間	70 円
第 102 計算期間	70 円
第 103 計算期間	70 円
第 104 計算期間	70 円
第 105 計算期間	70 円
第 106 計算期間	50 円
第 107 計算期間	50 円
第 108 計算期間	50 円
第 109 計算期間	50 円
第 110 計算期間	50 円
第 111 計算期間	50 円
第 112 計算期間	50 円
第 113 計算期間	50 円
第 114 計算期間	50 円
第 115 計算期間	30 円

第 116 計算期間	30 円
第 117 計算期間	30 円
第 118 計算期間	30 円
第 119 計算期間	30 円
第 120 計算期間	30 円
第 121 計算期間	30 円
第 122 計算期間	30 円
第 123 計算期間	30 円
第 124 計算期間	30 円
第 125 計算期間	30 円
第 126 計算期間	30 円
第 127 計算期間	15 円
第 128 計算期間	15 円
第 129 計算期間	15 円
第 130 計算期間	15 円
第 131 計算期間	15 円
第 132 計算期間	15 円
第 133 計算期間	15 円
第 134 計算期間	15 円
第 135 計算期間	15 円
第 136 計算期間	15 円
第 137 計算期間	15 円
第 138 計算期間	15 円
第 139 計算期間	15 円
第 140 計算期間	15 円
第 141 計算期間	15 円
第 142 計算期間	15 円
第 143 計算期間	15 円
第 144 計算期間	15 円
第 145 計算期間	15 円
第 146 計算期間	15 円
第 147 計算期間	15 円
第 148 計算期間	15 円
第 149 計算期間	15 円
第 150 計算期間	15 円
第 151 計算期間	15 円
第 152 計算期間	15 円
第 153 計算期間	15 円
第 154 計算期間	15 円
第 155 計算期間	15 円
第 156 計算期間	15 円

第 157 計算期間	10 円
第 158 計算期間	10 円
第 159 計算期間	10 円
第 160 計算期間	10 円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 41 計算期間	2.30
第 42 計算期間	6.30
第 43 計算期間	7.32
第 44 計算期間	1.57
第 45 計算期間	2.14
第 46 計算期間	4.75
第 47 計算期間	△1.46
第 48 計算期間	△14.01
第 49 計算期間	1.47
第 50 計算期間	△5.05
第 51 計算期間	7.07
第 52 計算期間	1.56
第 53 計算期間	△1.44
第 54 計算期間	△1.97
第 55 計算期間	0.04
第 56 計算期間	0.44
第 57 計算期間	1.08
第 58 計算期間	5.62
第 59 計算期間	0.88
第 60 計算期間	2.82
第 61 計算期間	△0.33
第 62 計算期間	1.34
第 63 計算期間	0.84
第 64 計算期間	△3.90
第 65 計算期間	8.05
第 66 計算期間	△6.92
第 67 計算期間	△0.90
第 68 計算期間	△2.29
第 69 計算期間	△1.43
第 70 計算期間	4.38
第 71 計算期間	3.30
第 72 計算期間	△1.50
第 73 計算期間	△3.33

第 74 計算期間	△2.39
第 75 計算期間	△8.73
第 76 計算期間	4.29
第 77 計算期間	2.37
第 78 計算期間	△3.75
第 79 計算期間	△8.80
第 80 計算期間	0.26
第 81 計算期間	11.12
第 82 計算期間	2.56
第 83 計算期間	△7.41
第 84 計算期間	△1.12
第 85 計算期間	7.55
第 86 計算期間	△2.47
第 87 計算期間	△0.38
第 88 計算期間	4.10
第 89 計算期間	△1.82
第 90 計算期間	5.42
第 91 計算期間	4.28
第 92 計算期間	0.45
第 93 計算期間	1.24
第 94 計算期間	△4.65
第 95 計算期間	2.10
第 96 計算期間	2.80
第 97 計算期間	4.95
第 98 計算期間	△2.09
第 99 計算期間	4.85
第 100 計算期間	0.01
第 101 計算期間	△4.71
第 102 計算期間	2.84
第 103 計算期間	2.58
第 104 計算期間	△6.59
第 105 計算期間	△3.21
第 106 計算期間	2.65
第 107 計算期間	△2.77
第 108 計算期間	△4.15
第 109 計算期間	5.05
第 110 計算期間	△4.37
第 111 計算期間	1.49
第 112 計算期間	△1.64
第 113 計算期間	1.58
第 114 計算期間	△1.03

第 115 計算期間	0.02
第 116 計算期間	1.80
第 117 計算期間	1.53
第 118 計算期間	1.44
第 119 計算期間	△5.56
第 120 計算期間	1.19
第 121 計算期間	3.17
第 122 計算期間	△5.73
第 123 計算期間	2.13
第 124 計算期間	0.96
第 125 計算期間	△0.73
第 126 計算期間	3.18
第 127 計算期間	2.23
第 128 計算期間	△0.65
第 129 計算期間	△28.45
第 130 計算期間	11.61
第 131 計算期間	6.95
第 132 計算期間	9.18
第 133 計算期間	3.29
第 134 計算期間	4.73
第 135 計算期間	△2.92
第 136 計算期間	0.18
第 137 計算期間	2.97
第 138 計算期間	6.27
第 139 計算期間	0.53
第 140 計算期間	3.21
第 141 計算期間	△0.54
第 142 計算期間	1.49
第 143 計算期間	0.19
第 144 計算期間	△0.57
第 145 計算期間	△2.52
第 146 計算期間	△2.20
第 147 計算期間	1.49
第 148 計算期間	5.40
第 149 計算期間	△3.56
第 150 計算期間	△2.33
第 151 計算期間	△1.65
第 152 計算期間	△0.87
第 153 計算期間	1.35
第 154 計算期間	4.98
第 155 計算期間	△9.60

第 156 計算期間	1.32
第 157 計算期間	△2.08
第 158 計算期間	4.76
第 159 計算期間	△1.03
第 160 計算期間	△8.03

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 41 計算期間	10,075,554,168	9,022,902,959	160,238,253,385
第 42 計算期間	11,720,093,378	16,672,042,099	155,286,304,664
第 43 計算期間	6,283,741,121	12,152,747,306	149,417,298,479
第 44 計算期間	5,048,602,278	10,685,121,478	143,780,779,279
第 45 計算期間	5,063,810,496	9,996,928,810	138,847,660,965
第 46 計算期間	4,535,141,172	8,160,030,872	135,222,771,265
第 47 計算期間	3,411,099,935	6,957,681,436	131,676,189,764
第 48 計算期間	5,494,611,475	15,935,015,243	121,235,785,996
第 49 計算期間	7,389,030,940	8,022,276,064	120,602,540,872
第 50 計算期間	5,575,068,102	7,441,378,873	118,736,230,101
第 51 計算期間	5,169,498,050	6,565,877,901	117,339,850,250
第 52 計算期間	4,488,929,165	3,433,351,852	118,395,427,563
第 53 計算期間	7,637,872,860	3,584,168,071	122,449,132,352
第 54 計算期間	7,728,596,425	4,114,555,305	126,063,173,472
第 55 計算期間	3,962,432,616	4,160,027,864	125,865,578,224
第 56 計算期間	4,545,368,447	4,672,274,768	125,738,671,903
第 57 計算期間	4,674,590,002	4,651,308,937	125,761,952,968
第 58 計算期間	5,869,994,944	6,089,343,597	125,542,604,315
第 59 計算期間	2,039,932,873	10,669,372,749	116,913,164,439
第 60 計算期間	2,439,449,788	5,973,218,880	113,379,395,347
第 61 計算期間	2,274,480,824	4,872,297,731	110,781,578,440
第 62 計算期間	1,634,911,568	3,211,704,707	109,204,785,301
第 63 計算期間	1,973,286,066	4,697,554,486	106,480,516,881
第 64 計算期間	1,938,020,240	3,777,905,024	104,640,632,097
第 65 計算期間	1,727,970,276	5,944,210,305	100,424,392,068
第 66 計算期間	1,947,397,063	4,247,577,066	98,124,212,065
第 67 計算期間	1,215,654,870	2,384,998,588	96,954,868,347
第 68 計算期間	2,366,734,868	4,484,982,541	94,836,620,674
第 69 計算期間	2,707,612,120	3,853,902,124	93,690,330,670
第 70 計算期間	1,300,798,901	3,390,516,526	91,600,613,045
第 71 計算期間	954,464,544	2,340,407,010	90,214,670,579

第 72 計算期間	1, 156, 461, 623	2, 704, 530, 810	88, 666, 601, 392
第 73 計算期間	715, 571, 007	2, 435, 893, 275	86, 946, 279, 124
第 74 計算期間	619, 011, 872	2, 597, 313, 778	84, 967, 977, 218
第 75 計算期間	570, 812, 504	4, 787, 416, 843	80, 751, 372, 879
第 76 計算期間	1, 291, 045, 853	2, 442, 513, 704	79, 599, 905, 028
第 77 計算期間	409, 381, 992	2, 773, 901, 858	77, 235, 385, 162
第 78 計算期間	474, 712, 258	2, 549, 095, 094	75, 161, 002, 326
第 79 計算期間	618, 771, 135	1, 650, 233, 581	74, 129, 539, 880
第 80 計算期間	552, 616, 890	1, 891, 832, 225	72, 790, 324, 545
第 81 計算期間	402, 611, 799	1, 297, 681, 641	71, 895, 254, 703
第 82 計算期間	705, 139, 037	907, 800, 627	71, 692, 593, 113
第 83 計算期間	356, 024, 147	2, 158, 463, 326	69, 890, 153, 934
第 84 計算期間	628, 395, 475	1, 637, 535, 632	68, 881, 013, 777
第 85 計算期間	970, 836, 737	1, 083, 813, 065	68, 768, 037, 449
第 86 計算期間	1, 053, 349, 885	1, 228, 873, 516	68, 592, 513, 818
第 87 計算期間	1, 262, 635, 742	1, 579, 882, 797	68, 275, 266, 763
第 88 計算期間	1, 329, 729, 848	870, 964, 674	68, 734, 031, 937
第 89 計算期間	1, 324, 969, 662	995, 724, 453	69, 063, 277, 146
第 90 計算期間	1, 029, 477, 477	1, 457, 882, 522	68, 634, 872, 101
第 91 計算期間	814, 815, 028	1, 649, 387, 148	67, 800, 299, 981
第 92 計算期間	691, 836, 307	1, 228, 221, 647	67, 263, 914, 641
第 93 計算期間	838, 579, 026	1, 379, 803, 670	66, 722, 689, 997
第 94 計算期間	695, 894, 634	1, 267, 955, 382	66, 150, 629, 249
第 95 計算期間	359, 535, 339	1, 867, 939, 043	64, 642, 225, 545
第 96 計算期間	272, 908, 636	1, 660, 291, 914	63, 254, 842, 267
第 97 計算期間	410, 420, 665	2, 620, 857, 564	61, 044, 405, 368
第 98 計算期間	205, 867, 692	2, 933, 537, 770	58, 316, 735, 290
第 99 計算期間	450, 658, 041	1, 110, 838, 436	57, 656, 554, 895
第 100 計算期間	291, 906, 032	1, 234, 453, 254	56, 714, 007, 673
第 101 計算期間	359, 849, 933	1, 013, 803, 638	56, 060, 053, 968
第 102 計算期間	649, 595, 007	1, 262, 330, 528	55, 447, 318, 447
第 103 計算期間	393, 932, 716	887, 950, 430	54, 953, 300, 733
第 104 計算期間	262, 764, 885	734, 642, 695	54, 481, 422, 923
第 105 計算期間	323, 450, 048	774, 795, 837	54, 030, 077, 134
第 106 計算期間	295, 591, 290	567, 671, 919	53, 757, 996, 505
第 107 計算期間	277, 838, 149	1, 448, 815, 675	52, 587, 018, 979
第 108 計算期間	257, 709, 056	1, 319, 825, 222	51, 524, 902, 813
第 109 計算期間	300, 446, 569	933, 860, 804	50, 891, 488, 578
第 110 計算期間	160, 173, 195	771, 462, 825	50, 280, 198, 948
第 111 計算期間	287, 866, 477	712, 961, 308	49, 855, 104, 117
第 112 計算期間	254, 477, 663	852, 323, 663	49, 257, 258, 117

第 113 計算期間	188,902,959	732,829,207	48,713,331,869
第 114 計算期間	449,756,642	627,498,778	48,535,589,733
第 115 計算期間	149,331,232	418,430,976	48,266,489,989
第 116 計算期間	209,327,377	1,402,758,484	47,073,058,882
第 117 計算期間	138,324,965	937,343,467	46,274,040,380
第 118 計算期間	302,133,595	1,051,539,157	45,524,634,818
第 119 計算期間	123,470,211	305,479,581	45,342,625,448
第 120 計算期間	182,704,599	736,151,410	44,789,178,637
第 121 計算期間	118,132,000	633,499,450	44,273,811,187
第 122 計算期間	242,851,019	437,642,868	44,079,019,338
第 123 計算期間	92,828,348	731,502,754	43,440,344,932
第 124 計算期間	107,763,099	590,275,166	42,957,832,865
第 125 計算期間	81,397,560	706,471,044	42,332,759,381
第 126 計算期間	104,394,447	715,650,706	41,721,503,122
第 127 計算期間	112,282,942	473,010,777	41,360,775,287
第 128 計算期間	35,318,616	1,704,086,903	39,692,007,000
第 129 計算期間	42,542,129	956,506,730	38,778,042,399
第 130 計算期間	55,238,782	347,812,551	38,485,468,630
第 131 計算期間	44,326,467	146,384,627	38,383,410,470
第 132 計算期間	81,667,311	343,891,648	38,121,186,133
第 133 計算期間	44,503,324	523,379,690	37,642,309,767
第 134 計算期間	43,585,083	607,993,793	37,077,901,057
第 135 計算期間	36,589,599	439,326,126	36,675,164,530
第 136 計算期間	36,286,462	419,204,668	36,292,246,324
第 137 計算期間	36,950,327	723,796,620	35,605,400,031
第 138 計算期間	34,262,528	567,463,570	35,072,198,989
第 139 計算期間	90,459,849	951,773,553	34,210,885,285
第 140 計算期間	53,890,372	868,697,470	33,396,078,187
第 141 計算期間	26,400,155	584,250,505	32,838,227,837
第 142 計算期間	27,636,517	449,847,041	32,416,017,313
第 143 計算期間	23,937,019	402,749,111	32,037,205,221
第 144 計算期間	27,545,930	611,894,993	31,452,856,158
第 145 計算期間	67,965,822	485,787,686	31,035,034,294
第 146 計算期間	32,161,972	353,635,082	30,713,561,184
第 147 計算期間	29,214,479	417,095,878	30,325,679,785
第 148 計算期間	34,341,383	412,662,687	29,947,358,481
第 149 計算期間	22,176,217	617,965,927	29,351,568,771
第 150 計算期間	30,245,197	403,004,184	28,978,809,784
第 151 計算期間	27,069,683	412,815,142	28,593,064,325
第 152 計算期間	29,676,254	273,810,876	28,348,929,703
第 153 計算期間	28,663,431	335,360,774	28,042,232,360

第 154 計算期間	32,850,952	439,128,728	27,635,954,584
第 155 計算期間	25,771,333	239,903,171	27,421,822,746
第 156 計算期間	46,492,532	370,344,851	27,097,970,427
第 157 計算期間	35,756,478	148,296,503	26,985,430,402
第 158 計算期間	33,329,208	294,203,131	26,724,556,479
第 159 計算期間	21,688,615	337,883,128	26,408,361,966
第 160 計算期間	26,519,142	409,215,891	26,025,665,217

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)】

(1) 【投資状況】

令和 4 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	19,886,193,540	99.36
親投資信託受益証券	日本	25,215,860	0.13
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	102,655,458	0.51
純資産総額		20,014,064,858	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 10 月 31 日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ピムコ ケイマン エマージング ボン ド ファンド B - クラス J (BR L)	6,433,579.2755	3,101	19,950,529,333	3,091	19,886,193,540	99.36
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	24,765,135	1.0182	25,215,860	1.0182	25,215,860	0.13

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

令和 4 年 10 月 31 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.36
親投資信託受益証券	0.13
合計	99.49

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第41計算期間末日 (平成24年11月20日)	529,212,658,089	543,165,607,069	7,586	7,786
第42計算期間末日 (平成24年12月20日)	549,870,644,888	560,394,130,679	7,838	7,988
第43計算期間末日 (平成25年1月21日)	584,075,513,140	594,494,000,142	8,409	8,559
第44計算期間末日 (平成25年2月20日)	610,580,615,865	620,847,410,470	8,921	9,071
第45計算期間末日 (平成25年3月21日)	591,576,927,661	601,652,881,327	8,807	8,957
第46計算期間末日 (平成25年4月22日)	586,697,484,844	596,404,819,100	9,066	9,216
第47計算期間末日 (平成25年5月20日)	575,426,090,176	584,850,150,924	9,159	9,309
第48計算期間末日 (平成25年6月20日)	446,887,297,613	455,974,543,223	7,377	7,527
第49計算期間末日 (平成25年7月22日)	434,720,204,815	443,494,244,704	7,432	7,582
第50計算期間末日 (平成25年8月20日)	367,962,019,318	376,473,953,703	6,484	6,634
第51計算期間末日 (平成25年9月20日)	397,336,419,136	405,639,210,035	7,178	7,328
第52計算期間末日 (平成25年10月21日)	392,892,613,115	401,114,000,367	7,168	7,318
第53計算期間末日 (平成25年11月20日)	373,239,003,255	381,453,394,799	6,816	6,966
第54計算期間末日 (平成25年12月20日)	359,407,054,168	367,440,740,145	6,711	6,861
第55計算期間末日 (平成26年1月20日)	348,061,193,330	355,934,254,046	6,631	6,781
第56計算期間末日 (平成26年2月20日)	323,486,513,316	331,192,950,069	6,296	6,446
第57計算期間末日 (平成26年3月20日)	315,746,141,666	323,218,018,607	6,339	6,489
第58計算期間末日 (平成26年4月21日)	317,380,491,756	323,078,819,927	6,684	6,804
第59計算期間末日 (平成26年5月20日)	299,536,061,240	304,846,769,671	6,768	6,888
第60計算期間末日 (平成26年6月20日)	281,306,418,114	286,277,261,942	6,791	6,911
第61計算期間末日 (平成26年7月22日)	265,896,982,148	270,640,496,014	6,727	6,847
第62計算期間末日 (平成26年8月20日)	256,501,880,826	261,113,521,125	6,674	6,794
第63計算期間末日 (平成26年9月22日)	245,240,605,321	249,693,570,535	6,609	6,729
第64計算期間末日 (平成26年10月20日)	227,049,081,047	231,448,087,430	6,194	6,314
第65計算期間末日 (平成26年11月20日)	226,064,044,222	230,333,702,384	6,354	6,474
第66計算期間末日 (平成26年12月22日)	210,384,487,864	214,570,723,629	6,031	6,151
第67計算期間末日 (平成27年1月20日)	204,335,883,879	208,487,752,874	5,906	6,026
第68計算期間末日 (平成27年2月20日)	186,668,550,163	190,747,240,174	5,492	5,612

第 69 計算期間末日	(平成 27 年 3 月 20 日)	153,266,842,077	157,164,202,805	4,719	4,839
第 70 計算期間末日	(平成 27 年 4 月 20 日)	163,174,685,965	167,006,117,966	5,111	5,231
第 71 計算期間末日	(平成 27 年 5 月 20 日)	163,600,785,720	167,416,907,011	5,145	5,265
第 72 計算期間末日	(平成 27 年 6 月 22 日)	157,766,215,315	161,541,020,852	5,015	5,135
第 73 計算期間末日	(平成 27 年 7 月 21 日)	150,204,304,945	153,947,590,350	4,815	4,935
第 74 計算期間末日	(平成 27 年 8 月 20 日)	130,986,826,424	133,731,976,528	4,294	4,384
第 75 計算期間末日	(平成 27 年 9 月 24 日)	98,822,822,675	101,428,191,791	3,414	3,504
第 76 計算期間末日	(平成 27 年 10 月 20 日)	100,866,487,494	103,398,907,996	3,585	3,675
第 77 計算期間末日	(平成 27 年 11 月 20 日)	105,161,274,922	107,645,059,330	3,811	3,901
第 78 計算期間末日	(平成 27 年 12 月 21 日)	93,199,576,781	95,627,249,455	3,455	3,545
第 79 計算期間末日	(平成 28 年 1 月 20 日)	81,800,414,694	84,186,220,826	3,086	3,176
第 80 計算期間末日	(平成 28 年 2 月 22 日)	76,955,720,106	79,307,007,233	2,946	3,036
第 81 計算期間末日	(平成 28 年 3 月 22 日)	86,783,413,396	89,105,439,872	3,364	3,454
第 82 計算期間末日	(平成 28 年 4 月 20 日)	85,696,446,648	88,006,726,333	3,338	3,428
第 83 計算期間末日	(平成 28 年 5 月 20 日)	82,944,068,772	85,250,115,070	3,237	3,327
第 84 計算期間末日	(平成 28 年 6 月 20 日)	81,960,007,083	84,256,803,079	3,212	3,302
第 85 計算期間末日	(平成 28 年 7 月 20 日)	88,949,183,942	90,721,411,490	3,513	3,583
第 86 計算期間末日	(平成 28 年 8 月 22 日)	83,190,037,151	84,911,393,835	3,383	3,453
第 87 計算期間末日	(平成 28 年 9 月 20 日)	80,496,722,056	82,196,685,053	3,315	3,385
第 88 計算期間末日	(平成 28 年 10 月 20 日)	84,278,722,975	85,988,233,494	3,451	3,521
第 89 計算期間末日	(平成 28 年 11 月 21 日)	81,003,671,416	82,737,340,182	3,271	3,341
第 90 計算期間末日	(平成 28 年 12 月 20 日)	85,001,445,960	86,719,815,263	3,463	3,533
第 91 計算期間末日	(平成 29 年 1 月 20 日)	87,852,495,603	89,553,943,207	3,614	3,684
第 92 計算期間末日	(平成 29 年 2 月 20 日)	89,792,029,252	91,512,120,877	3,654	3,724
第 93 計算期間末日	(平成 29 年 3 月 21 日)	90,722,389,540	92,464,513,198	3,645	3,715
第 94 計算期間末日	(平成 29 年 4 月 20 日)	87,319,936,468	89,082,097,729	3,469	3,539
第 95 計算期間末日	(平成 29 年 5 月 22 日)	85,022,382,011	86,795,526,749	3,357	3,427
第 96 計算期間末日	(平成 29 年 6 月 20 日)	85,507,774,887	87,303,287,914	3,334	3,404
第 97 計算期間末日	(平成 29 年 7 月 20 日)	89,726,112,619	91,021,037,842	3,465	3,515
第 98 計算期間末日	(平成 29 年 8 月 21 日)	84,706,184,356	85,967,114,842	3,359	3,409
第 99 計算期間末日	(平成 29 年 9 月 20 日)	87,251,259,218	88,502,175,774	3,487	3,537
第 100 計算期間末日	(平成 29 年 10 月 20 日)	85,994,460,338	87,235,090,537	3,466	3,516
第 101 計算期間末日	(平成 29 年 11 月 20 日)	81,984,981,376	83,227,941,625	3,298	3,348
第 102 計算期間末日	(平成 29 年 12 月 20 日)	81,020,928,917	82,255,470,672	3,281	3,331
第 103 計算期間末日	(平成 30 年 1 月 22 日)	80,500,893,049	81,729,658,251	3,276	3,326
第 104 計算期間末日	(平成 30 年 2 月 20 日)	73,984,972,693	75,205,992,248	3,030	3,080
第 105 計算期間末日	(平成 30 年 3 月 20 日)	70,618,327,741	71,827,633,785	2,920	2,970
第 106 計算期間末日	(平成 30 年 4 月 20 日)	68,225,121,949	68,942,002,224	2,855	2,885
第 107 計算期間末日	(平成 30 年 5 月 21 日)	58,094,156,820	58,771,030,252	2,575	2,605
第 108 計算期間末日	(平成 30 年 6 月 20 日)	54,546,006,267	55,201,657,446	2,496	2,526
第 109 計算期間末日	(平成 30 年 7 月 20 日)	53,923,429,023	54,564,907,772	2,522	2,552

第110 計算期間末日	(平成30年8月20日)	50,120,900,213	50,755,112,127	2,371	2,401
第111 計算期間末日	(平成30年9月20日)	47,488,439,321	48,114,817,386	2,274	2,304
第112 計算期間末日	(平成30年10月22日)	51,779,941,599	52,397,987,488	2,513	2,543
第113 計算期間末日	(平成30年11月20日)	50,002,510,068	50,615,905,787	2,446	2,476
第114 計算期間末日	(平成30年12月20日)	47,766,075,075	48,373,120,984	2,361	2,391
第115 計算期間末日	(平成31年1月21日)	49,028,369,406	49,331,229,903	2,428	2,443
第116 計算期間末日	(平成31年2月20日)	48,904,025,281	49,197,719,972	2,498	2,513
第117 計算期間末日	(平成31年3月20日)	48,290,227,825	48,579,575,054	2,503	2,518
第118 計算期間末日	(平成31年4月22日)	45,579,424,372	45,864,577,276	2,398	2,413
第119 計算期間末日	(令和1年5月20日)	42,870,056,612	43,153,086,474	2,272	2,287
第120 計算期間末日	(令和1年6月20日)	45,044,424,452	45,324,337,623	2,414	2,429
第121 計算期間末日	(令和1年7月22日)	46,167,894,579	46,443,863,534	2,509	2,524
第122 計算期間末日	(令和1年8月20日)	41,521,396,932	41,795,106,275	2,275	2,290
第123 計算期間末日	(令和1年9月20日)	40,679,411,594	40,950,724,978	2,249	2,264
第124 計算期間末日	(令和1年10月21日)	40,263,903,910	40,532,305,038	2,250	2,265
第125 計算期間末日	(令和1年11月20日)	38,722,441,972	38,987,953,315	2,188	2,203
第126 計算期間末日	(令和1年12月20日)	40,282,627,900	40,543,995,382	2,312	2,327
第127 計算期間末日	(令和2年1月20日)	39,582,861,578	39,755,562,347	2,292	2,302
第128 計算期間末日	(令和2年2月20日)	37,646,892,550	37,814,907,759	2,241	2,251
第129 計算期間末日	(令和2年3月23日)	26,261,414,010	26,425,234,959	1,603	1,613
第130 計算期間末日	(令和2年4月20日)	24,890,582,661	25,053,126,318	1,531	1,541
第131 計算期間末日	(令和2年5月20日)	23,461,412,453	23,622,963,537	1,452	1,462
第132 計算期間末日	(令和2年6月22日)	25,926,965,776	26,087,258,251	1,617	1,627
第133 計算期間末日	(令和2年7月20日)	26,000,927,486	26,159,808,298	1,637	1,647
第134 計算期間末日	(令和2年8月20日)	25,305,488,047	25,463,228,402	1,604	1,614
第135 計算期間末日	(令和2年9月23日)	24,620,913,807	24,776,654,951	1,581	1,591
第136 計算期間末日	(令和2年10月20日)	23,909,496,864	24,064,412,076	1,543	1,553
第137 計算期間末日	(令和2年11月20日)	24,779,050,268	24,931,671,302	1,624	1,634
第138 計算期間末日	(令和2年12月21日)	25,743,938,301	25,894,282,863	1,712	1,722
第139 計算期間末日	(令和3年1月20日)	23,974,620,701	24,122,596,840	1,620	1,630
第140 計算期間末日	(令和3年2月22日)	23,532,469,588	23,678,344,252	1,613	1,623
第141 計算期間末日	(令和3年3月22日)	23,015,450,945	23,160,142,482	1,591	1,601
第142 計算期間末日	(令和3年4月20日)	22,584,265,318	22,727,237,519	1,580	1,590
第143 計算期間末日	(令和3年5月20日)	23,304,166,202	23,444,922,826	1,656	1,666
第144 計算期間末日	(令和3年6月21日)	24,819,012,311	24,958,080,284	1,785	1,795
第145 計算期間末日	(令和3年7月20日)	23,540,676,154	23,678,270,012	1,711	1,721
第146 計算期間末日	(令和3年8月20日)	22,431,742,058	22,568,128,417	1,645	1,655
第147 計算期間末日	(令和3年9月21日)	22,376,878,147	22,510,886,508	1,670	1,680
第148 計算期間末日	(令和3年10月20日)	21,740,809,499	21,873,538,493	1,638	1,648
第149 計算期間末日	(令和3年11月22日)	21,212,833,041	21,343,516,272	1,623	1,633
第150 計算期間末日	(令和3年12月20日)	20,304,500,393	20,433,371,466	1,576	1,586

第 151 計算期間末日	(令和 4 年 1 月 20 日)	20,272,113,760	20,399,318,194	1,594	1,604
第 152 計算期間末日	(令和 4 年 2 月 21 日)	21,424,680,884	21,550,324,721	1,705	1,715
第 153 計算期間末日	(令和 4 年 3 月 22 日)	21,619,044,352	21,743,917,328	1,731	1,741
第 154 計算期間末日	(令和 4 年 4 月 20 日)	23,743,123,458	23,865,452,002	1,941	1,951
第 155 計算期間末日	(令和 4 年 5 月 20 日)	21,095,098,795	21,215,853,565	1,747	1,757
第 156 計算期間末日	(令和 4 年 6 月 20 日)	20,800,891,492	20,919,998,133	1,746	1,756
第 157 計算期間末日	(令和 4 年 7 月 20 日)	19,411,088,717	19,470,413,232	1,636	1,641
第 158 計算期間末日	(令和 4 年 8 月 22 日)	20,953,027,596	21,011,490,086	1,792	1,797
第 159 計算期間末日	(令和 4 年 9 月 20 日)	21,007,858,297	21,065,454,580	1,824	1,829
第 160 計算期間末日	(令和 4 年 10 月 20 日)	20,155,204,490	20,212,026,623	1,774	1,779
	令和 3 年 10 月末日	21,346,518,463	—	1,613	—
	11 月末日	20,562,161,225	—	1,575	—
	12 月末日	20,399,374,128	—	1,594	—
	令和 4 年 1 月末日	20,838,551,741	—	1,638	—
	2 月末日	20,836,909,351	—	1,659	—
	3 月末日	23,166,029,711	—	1,864	—
	4 月末日	21,692,870,629	—	1,782	—
	5 月末日	22,558,621,055	—	1,873	—
	6 月末日	20,425,666,316	—	1,716	—
	7 月末日	20,312,696,511	—	1,719	—
	8 月末日	21,580,538,803	—	1,853	—
	9 月末日	19,402,721,826	—	1,696	—
	10 月末日	20,014,064,858	—	1,767	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 41 計算期間	200 円
第 42 計算期間	150 円
第 43 計算期間	150 円
第 44 計算期間	150 円
第 45 計算期間	150 円
第 46 計算期間	150 円
第 47 計算期間	150 円
第 48 計算期間	150 円
第 49 計算期間	150 円
第 50 計算期間	150 円
第 51 計算期間	150 円
第 52 計算期間	150 円

第 53 計算期間	150 円
第 54 計算期間	150 円
第 55 計算期間	150 円
第 56 計算期間	150 円
第 57 計算期間	150 円
第 58 計算期間	120 円
第 59 計算期間	120 円
第 60 計算期間	120 円
第 61 計算期間	120 円
第 62 計算期間	120 円
第 63 計算期間	120 円
第 64 計算期間	120 円
第 65 計算期間	120 円
第 66 計算期間	120 円
第 67 計算期間	120 円
第 68 計算期間	120 円
第 69 計算期間	120 円
第 70 計算期間	120 円
第 71 計算期間	120 円
第 72 計算期間	120 円
第 73 計算期間	120 円
第 74 計算期間	90 円
第 75 計算期間	90 円
第 76 計算期間	90 円
第 77 計算期間	90 円
第 78 計算期間	90 円
第 79 計算期間	90 円
第 80 計算期間	90 円
第 81 計算期間	90 円
第 82 計算期間	90 円
第 83 計算期間	90 円
第 84 計算期間	90 円
第 85 計算期間	70 円
第 86 計算期間	70 円
第 87 計算期間	70 円
第 88 計算期間	70 円
第 89 計算期間	70 円
第 90 計算期間	70 円
第 91 計算期間	70 円
第 92 計算期間	70 円
第 93 計算期間	70 円

第 94 計算期間	70 円
第 95 計算期間	70 円
第 96 計算期間	70 円
第 97 計算期間	50 円
第 98 計算期間	50 円
第 99 計算期間	50 円
第 100 計算期間	50 円
第 101 計算期間	50 円
第 102 計算期間	50 円
第 103 計算期間	50 円
第 104 計算期間	50 円
第 105 計算期間	50 円
第 106 計算期間	30 円
第 107 計算期間	30 円
第 108 計算期間	30 円
第 109 計算期間	30 円
第 110 計算期間	30 円
第 111 計算期間	30 円
第 112 計算期間	30 円
第 113 計算期間	30 円
第 114 計算期間	30 円
第 115 計算期間	15 円
第 116 計算期間	15 円
第 117 計算期間	15 円
第 118 計算期間	15 円
第 119 計算期間	15 円
第 120 計算期間	15 円
第 121 計算期間	15 円
第 122 計算期間	15 円
第 123 計算期間	15 円
第 124 計算期間	15 円
第 125 計算期間	15 円
第 126 計算期間	15 円
第 127 計算期間	10 円
第 128 計算期間	10 円
第 129 計算期間	10 円
第 130 計算期間	10 円
第 131 計算期間	10 円
第 132 計算期間	10 円
第 133 計算期間	10 円
第 134 計算期間	10 円

第 135 計算期間	10 円
第 136 計算期間	10 円
第 137 計算期間	10 円
第 138 計算期間	10 円
第 139 計算期間	10 円
第 140 計算期間	10 円
第 141 計算期間	10 円
第 142 計算期間	10 円
第 143 計算期間	10 円
第 144 計算期間	10 円
第 145 計算期間	10 円
第 146 計算期間	10 円
第 147 計算期間	10 円
第 148 計算期間	10 円
第 149 計算期間	10 円
第 150 計算期間	10 円
第 151 計算期間	10 円
第 152 計算期間	10 円
第 153 計算期間	10 円
第 154 計算期間	10 円
第 155 計算期間	10 円
第 156 計算期間	10 円
第 157 計算期間	5 円
第 158 計算期間	5 円
第 159 計算期間	5 円
第 160 計算期間	5 円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 41 計算期間	△0.25
第 42 計算期間	5.29
第 43 計算期間	9.19
第 44 計算期間	7.87
第 45 計算期間	0.40
第 46 計算期間	4.64
第 47 計算期間	2.68
第 48 計算期間	△17.81
第 49 計算期間	2.77
第 50 計算期間	△10.73
第 51 計算期間	13.01

第 52 計算期間	1.95
第 53 計算期間	△2.81
第 54 計算期間	0.66
第 55 計算期間	1.04
第 56 計算期間	△2.78
第 57 計算期間	3.06
第 58 計算期間	7.33
第 59 計算期間	3.05
第 60 計算期間	2.11
第 61 計算期間	0.82
第 62 計算期間	0.99
第 63 計算期間	0.82
第 64 計算期間	△4.46
第 65 計算期間	4.52
第 66 計算期間	△3.19
第 67 計算期間	△0.08
第 68 計算期間	△4.97
第 69 計算期間	△11.89
第 70 計算期間	10.84
第 71 計算期間	3.01
第 72 計算期間	△0.19
第 73 計算期間	△1.59
第 74 計算期間	△8.95
第 75 計算期間	△18.39
第 76 計算期間	7.64
第 77 計算期間	8.81
第 78 計算期間	△6.97
第 79 計算期間	△8.07
第 80 計算期間	△1.62
第 81 計算期間	17.24
第 82 計算期間	1.90
第 83 計算期間	△0.32
第 84 計算期間	2.00
第 85 計算期間	11.55
第 86 計算期間	△1.70
第 87 計算期間	0.05
第 88 計算期間	6.21
第 89 計算期間	△3.18
第 90 計算期間	8.00
第 91 計算期間	6.38
第 92 計算期間	3.04

第 93 計算期間	1.66
第 94 計算期間	△2.90
第 95 計算期間	△1.21
第 96 計算期間	1.40
第 97 計算期間	5.42
第 98 計算期間	△1.61
第 99 計算期間	5.29
第 100 計算期間	0.83
第 101 計算期間	△3.40
第 102 計算期間	1.00
第 103 計算期間	1.37
第 104 計算期間	△5.98
第 105 計算期間	△1.98
第 106 計算期間	△1.19
第 107 計算期間	△8.75
第 108 計算期間	△1.90
第 109 計算期間	2.24
第 110 計算期間	△4.79
第 111 計算期間	△2.82
第 112 計算期間	11.82
第 113 計算期間	△1.47
第 114 計算期間	△2.24
第 115 計算期間	3.47
第 116 計算期間	3.50
第 117 計算期間	0.80
第 118 計算期間	△3.59
第 119 計算期間	△4.62
第 120 計算期間	6.91
第 121 計算期間	4.55
第 122 計算期間	△8.72
第 123 計算期間	△0.48
第 124 計算期間	0.71
第 125 計算期間	△2.08
第 126 計算期間	6.35
第 127 計算期間	△0.43
第 128 計算期間	△1.78
第 129 計算期間	△28.02
第 130 計算期間	△3.86
第 131 計算期間	△4.50
第 132 計算期間	12.05
第 133 計算期間	1.85

第 134 計算期間	△1.40
第 135 計算期間	△0.81
第 136 計算期間	△1.77
第 137 計算期間	5.89
第 138 計算期間	6.03
第 139 計算期間	△4.78
第 140 計算期間	0.18
第 141 計算期間	△0.74
第 142 計算期間	△0.06
第 143 計算期間	5.44
第 144 計算期間	8.39
第 145 計算期間	△3.58
第 146 計算期間	△3.27
第 147 計算期間	2.12
第 148 計算期間	△1.31
第 149 計算期間	△0.30
第 150 計算期間	△2.27
第 151 計算期間	1.77
第 152 計算期間	7.59
第 153 計算期間	2.11
第 154 計算期間	12.70
第 155 計算期間	△9.47
第 156 計算期間	0.51
第 157 計算期間	△6.01
第 158 計算期間	9.84
第 159 計算期間	2.06
第 160 計算期間	△2.46

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 41 計算期間	28,220,909,308	31,037,771,217	697,647,449,006
第 42 計算期間	36,114,400,684	32,196,130,232	701,565,719,458
第 43 計算期間	30,191,350,281	37,191,269,599	694,565,800,140
第 44 計算期間	26,353,722,171	36,466,548,626	684,452,973,685
第 45 計算期間	23,138,469,408	35,861,198,647	671,730,244,446
第 46 計算期間	14,845,467,651	39,420,095,016	647,155,617,081
第 47 計算期間	9,753,711,522	28,638,612,037	628,270,716,566
第 48 計算期間	15,587,010,675	38,041,353,228	605,816,374,013
第 49 計算期間	13,098,640,671	33,979,022,038	584,935,992,646

第 50 計算期間	8,615,131,484	26,088,831,793	567,462,292,337
第 51 計算期間	12,604,148,169	26,547,047,239	553,519,393,267
第 52 計算期間	10,380,681,450	15,807,591,196	548,092,483,521
第 53 計算期間	15,810,666,896	16,277,047,424	547,626,102,993
第 54 計算期間	12,122,755,301	24,169,793,143	535,579,065,151
第 55 計算期間	6,125,380,592	16,833,731,322	524,870,714,421
第 56 計算期間	8,546,213,720	19,654,477,924	513,762,450,217
第 57 計算期間	6,699,956,239	22,337,276,994	498,125,129,462
第 58 計算期間	7,014,915,289	30,279,363,789	474,860,680,962
第 59 計算期間	4,359,005,111	36,660,650,133	442,559,035,940
第 60 計算期間	3,612,940,289	31,934,990,516	414,236,985,713
第 61 計算期間	3,735,834,709	22,679,998,235	395,292,822,187
第 62 計算期間	2,768,108,164	13,757,572,023	384,303,358,328
第 63 計算期間	4,084,348,679	17,307,272,501	371,080,434,506
第 64 計算期間	5,764,184,644	10,260,753,864	366,583,865,286
第 65 計算期間	5,042,233,005	15,821,251,389	355,804,846,902
第 66 計算期間	6,322,150,075	13,274,016,538	348,852,980,439
第 67 計算期間	4,684,772,581	7,548,670,077	345,989,082,943
第 68 計算期間	5,127,263,300	11,225,511,918	339,890,834,325
第 69 計算期間	5,925,447,829	21,036,221,413	324,780,060,741
第 70 計算期間	6,444,658,162	11,938,718,784	319,286,000,119
第 71 計算期間	4,507,349,619	5,783,242,075	318,010,107,663
第 72 計算期間	4,837,999,369	8,280,978,869	314,567,128,163
第 73 計算期間	3,737,306,971	6,363,984,649	311,940,450,485
第 74 計算期間	3,218,787,377	10,142,559,554	305,016,678,308
第 75 計算期間	2,265,599,115	17,796,819,995	289,485,457,428
第 76 計算期間	2,278,659,744	10,384,061,297	281,380,055,875
第 77 計算期間	4,312,951,149	9,716,961,599	275,976,045,425
第 78 計算期間	3,615,785,092	9,850,422,204	269,741,408,313
第 79 計算期間	2,215,917,974	6,867,755,982	265,089,570,305
第 80 計算期間	2,537,495,734	6,372,940,717	261,254,125,322
第 81 計算期間	2,142,898,748	5,394,082,186	258,002,941,884
第 82 計算期間	2,915,982,956	4,221,182,060	256,697,742,780
第 83 計算期間	2,971,754,936	3,442,131,168	256,227,366,548
第 84 計算期間	3,807,818,851	4,835,630,280	255,199,555,119
第 85 計算期間	3,418,936,549	5,443,127,557	253,175,364,111
第 86 計算期間	3,498,008,089	10,765,274,375	245,908,097,825
第 87 計算期間	3,674,227,351	6,730,468,435	242,851,856,741
第 88 計算期間	5,326,641,862	3,962,710,049	244,215,788,554
第 89 計算期間	7,512,980,793	4,061,802,646	247,666,966,701
第 90 計算期間	5,025,139,218	7,210,776,785	245,481,329,134

第 91 計算期間	5,397,573,988	7,814,959,552	243,063,943,570
第 92 計算期間	6,849,427,313	4,185,995,796	245,727,375,087
第 93 計算期間	8,007,395,660	4,859,962,377	248,874,808,370
第 94 計算期間	6,238,324,346	3,375,809,586	251,737,323,130
第 95 計算期間	5,437,258,572	3,868,190,520	253,306,391,182
第 96 計算期間	7,870,945,301	4,675,475,392	256,501,861,091
第 97 計算期間	6,796,460,638	4,313,277,051	258,985,044,678
第 98 計算期間	3,801,569,942	10,600,517,348	252,186,097,272
第 99 計算期間	3,704,543,977	5,707,329,933	250,183,311,316
第 100 計算期間	4,787,400,227	6,844,671,691	248,126,039,852
第 101 計算期間	4,363,970,856	3,897,960,808	248,592,049,900
第 102 計算期間	2,918,635,004	4,602,333,787	246,908,351,117
第 103 計算期間	2,758,320,835	3,913,631,395	245,753,040,557
第 104 計算期間	1,625,643,992	3,174,773,422	244,203,911,127
第 105 計算期間	1,480,436,797	3,823,139,092	241,861,208,832
第 106 計算期間	1,436,669,143	4,337,786,030	238,960,091,945
第 107 計算期間	941,275,027	14,276,889,347	225,624,477,625
第 108 計算期間	836,540,504	7,910,624,896	218,550,393,233
第 109 計算期間	878,047,662	5,602,190,959	213,826,249,936
第 110 計算期間	953,706,835	3,375,985,198	211,403,971,573
第 111 計算期間	855,026,819	3,466,309,892	208,792,688,500
第 112 計算期間	934,819,408	3,712,211,377	206,015,296,531
第 113 計算期間	769,081,811	2,319,138,534	204,465,239,808
第 114 計算期間	953,304,598	3,069,907,760	202,348,636,646
第 115 計算期間	985,275,361	1,426,913,808	201,906,998,199
第 116 計算期間	678,466,495	6,789,003,848	195,796,460,846
第 117 計算期間	504,593,533	3,402,901,628	192,898,152,751
第 118 計算期間	497,246,653	3,293,463,267	190,101,936,137
第 119 計算期間	360,611,526	1,775,972,405	188,686,575,258
第 120 計算期間	355,674,057	2,433,468,005	186,608,781,310
第 121 計算期間	314,517,844	2,943,995,278	183,979,303,876
第 122 計算期間	614,194,191	2,120,602,385	182,472,895,682
第 123 計算期間	473,050,463	2,070,356,479	180,875,589,666
第 124 計算期間	460,635,206	2,402,139,262	178,934,085,610
第 125 計算期間	526,855,766	2,453,379,005	177,007,562,371
第 126 計算期間	649,217,443	3,411,791,181	174,244,988,633
第 127 計算期間	563,418,499	2,107,637,381	172,700,769,751
第 128 計算期間	451,065,676	5,136,626,093	168,015,209,334
第 129 計算期間	349,339,989	4,543,599,914	163,820,949,409
第 130 計算期間	405,155,066	1,682,447,435	162,543,657,040
第 131 計算期間	334,603,161	1,327,175,472	161,551,084,729

第 132 計算期間	349,455,668	1,608,065,395	160,292,475,002
第 133 計算期間	306,799,688	1,718,461,725	158,880,812,965
第 134 計算期間	283,695,227	1,424,152,843	157,740,355,349
第 135 計算期間	297,347,208	2,296,557,778	155,741,144,779
第 136 計算期間	291,671,790	1,117,604,218	154,915,212,351
第 137 計算期間	301,722,347	2,595,900,510	152,621,034,188
第 138 計算期間	284,065,248	2,560,537,387	150,344,562,049
第 139 計算期間	268,784,234	2,637,206,858	147,976,139,425
第 140 計算期間	360,253,080	2,461,727,822	145,874,664,683
第 141 計算期間	344,755,136	1,527,882,633	144,691,537,186
第 142 計算期間	280,577,922	1,999,913,237	142,972,201,871
第 143 計算期間	337,345,066	2,552,922,497	140,756,624,440
第 144 計算期間	293,408,133	1,982,058,913	139,067,973,660
第 145 計算期間	310,070,724	1,784,186,241	137,593,858,143
第 146 計算期間	396,887,371	1,604,386,247	136,386,359,267
第 147 計算期間	319,769,636	2,697,767,341	134,008,361,562
第 148 計算期間	344,859,969	1,624,226,804	132,728,994,727
第 149 計算期間	265,398,794	2,311,162,331	130,683,231,190
第 150 計算期間	258,592,106	2,070,750,167	128,871,073,129
第 151 計算期間	291,495,166	1,958,133,928	127,204,434,367
第 152 計算期間	272,477,756	1,833,074,656	125,643,837,467
第 153 計算期間	235,206,170	1,006,067,290	124,872,976,347
第 154 計算期間	296,513,103	2,840,945,064	122,328,544,386
第 155 計算期間	204,298,593	1,778,072,761	120,754,770,218
第 156 計算期間	235,194,030	1,883,323,108	119,106,641,140
第 157 計算期間	214,091,987	671,701,294	118,649,031,833
第 158 計算期間	124,707,052	1,848,757,223	116,924,981,662
第 159 計算期間	101,256,667	1,833,672,297	115,192,566,032
第 160 計算期間	96,587,778	1,644,886,932	113,644,266,878

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース> (毎月分配型)】

(1) 【投資状況】

令和 4 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	225,752,254	98.86
親投資信託受益証券	日本	287,427	0.13
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	2,323,825	1.01
純資産総額		228,363,506	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和4年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	ビムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (ZAR)	52,112.7089	4,274	222,729,717	4,332	225,752,254	98.86
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	282,290	1.0182	287,427	1.0182	287,427	0.13

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和4年10月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.86
親投資信託受益証券	0.13
合計	98.98

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第41計算期間末日 (平成24年11月20日)	574,681,247	581,330,728	9,507	9,617
第42計算期間末日 (平成24年12月20日)	611,489,697	618,011,196	10,314	10,424
第43計算期間末日 (平成25年1月21日)	638,787,590	645,494,106	10,477	10,587
第44計算期間末日 (平成25年2月20日)	650,109,765	656,772,649	10,733	10,843
第45計算期間末日 (平成25年3月21日)	583,095,549	589,285,346	10,362	10,472
第46計算期間末日 (平成25年4月22日)	667,602,924	674,330,199	10,916	11,026

第 47 計算期間末日	(平成 25 年 5 月 20 日)	732,076,170	739,346,975	11,076	11,186
第 48 計算期間末日	(平成 25 年 6 月 20 日)	679,981,969	688,204,165	9,097	9,207
第 49 計算期間末日	(平成 25 年 7 月 22 日)	723,434,603	731,751,623	9,568	9,678
第 50 計算期間末日	(平成 25 年 8 月 20 日)	678,521,143	687,053,705	8,747	8,857
第 51 計算期間末日	(平成 25 年 9 月 20 日)	726,155,069	734,612,423	9,445	9,555
第 52 計算期間末日	(平成 25 年 10 月 21 日)	689,582,036	697,812,034	9,217	9,327
第 53 計算期間末日	(平成 25 年 11 月 20 日)	679,211,441	687,637,876	8,867	8,977
第 54 計算期間末日	(平成 25 年 12 月 20 日)	678,097,938	686,422,745	8,960	9,070
第 55 計算期間末日	(平成 26 年 1 月 20 日)	609,259,265	617,065,848	8,585	8,695
第 56 計算期間末日	(平成 26 年 2 月 20 日)	576,298,593	583,991,949	8,240	8,350
第 57 計算期間末日	(平成 26 年 3 月 20 日)	585,067,105	592,826,162	8,294	8,404
第 58 計算期間末日	(平成 26 年 4 月 21 日)	562,010,134	569,152,270	8,656	8,766
第 59 計算期間末日	(平成 26 年 5 月 20 日)	546,541,053	553,412,784	8,749	8,859
第 60 計算期間末日	(平成 26 年 6 月 20 日)	525,701,511	532,420,286	8,607	8,717
第 61 計算期間末日	(平成 26 年 7 月 22 日)	457,769,040	463,667,510	8,537	8,647
第 62 計算期間末日	(平成 26 年 8 月 20 日)	459,289,704	465,132,935	8,646	8,756
第 63 計算期間末日	(平成 26 年 9 月 22 日)	448,350,770	454,076,229	8,614	8,724
第 64 計算期間末日	(平成 26 年 10 月 20 日)	434,203,700	439,912,797	8,366	8,476
第 65 計算期間末日	(平成 26 年 11 月 20 日)	427,808,381	432,981,650	9,097	9,207
第 66 計算期間末日	(平成 26 年 12 月 22 日)	357,987,387	362,622,821	8,495	8,605
第 67 計算期間末日	(平成 27 年 1 月 20 日)	349,063,657	353,702,895	8,277	8,387
第 68 計算期間末日	(平成 27 年 2 月 20 日)	350,386,695	354,985,574	8,381	8,491
第 69 計算期間末日	(平成 27 年 3 月 20 日)	311,827,487	316,173,823	7,892	8,002
第 70 計算期間末日	(平成 27 年 4 月 20 日)	318,870,089	323,164,396	8,168	8,278
第 71 計算期間末日	(平成 27 年 5 月 20 日)	320,541,588	324,787,073	8,305	8,415
第 72 計算期間末日	(平成 27 年 6 月 22 日)	312,352,855	316,595,611	8,098	8,208
第 73 計算期間末日	(平成 27 年 7 月 21 日)	308,463,586	312,720,445	7,971	8,081
第 74 計算期間末日	(平成 27 年 8 月 20 日)	288,102,044	292,364,798	7,434	7,544
第 75 計算期間末日	(平成 27 年 9 月 24 日)	251,152,494	255,348,124	6,585	6,695
第 76 計算期間末日	(平成 27 年 10 月 20 日)	260,413,883	264,616,838	6,816	6,926
第 77 計算期間末日	(平成 27 年 11 月 20 日)	230,761,708	234,627,581	6,566	6,676
第 78 計算期間末日	(平成 27 年 12 月 21 日)	204,982,040	208,865,408	5,806	5,916
第 79 計算期間末日	(平成 28 年 1 月 20 日)	174,302,607	178,249,671	4,858	4,968
第 80 計算期間末日	(平成 28 年 2 月 22 日)	183,667,144	187,654,770	5,067	5,177
第 81 計算期間末日	(平成 28 年 3 月 22 日)	193,380,749	197,430,497	5,253	5,363
第 82 計算期間末日	(平成 28 年 4 月 20 日)	207,972,983	212,159,378	5,465	5,575
第 83 計算期間末日	(平成 28 年 5 月 20 日)	197,627,646	202,109,098	4,851	4,961
第 84 計算期間末日	(平成 28 年 6 月 20 日)	206,751,555	211,488,100	4,802	4,912
第 85 計算期間末日	(平成 28 年 7 月 20 日)	231,422,124	236,244,454	5,279	5,389
第 86 計算期間末日	(平成 28 年 8 月 22 日)	234,991,193	239,858,204	5,311	5,421
第 87 計算期間末日	(平成 28 年 9 月 20 日)	294,470,596	300,880,492	5,053	5,163

第 88 計算期間末日	(平成 28 年 10 月 20 日)	316, 872, 398	323, 658, 206	5, 137	5, 247
第 89 計算期間末日	(平成 28 年 11 月 21 日)	366, 282, 917	374, 372, 693	4, 980	5, 090
第 90 計算期間末日	(平成 28 年 12 月 20 日)	351, 376, 992	358, 563, 683	5, 378	5, 488
第 91 計算期間末日	(平成 29 年 1 月 20 日)	482, 970, 431	489, 071, 427	5, 541	5, 611
第 92 計算期間末日	(平成 29 年 2 月 20 日)	533, 534, 923	540, 144, 394	5, 651	5, 721
第 93 計算期間末日	(平成 29 年 3 月 21 日)	616, 307, 244	623, 704, 849	5, 832	5, 902
第 94 計算期間末日	(平成 29 年 4 月 20 日)	736, 684, 676	746, 224, 824	5, 405	5, 475
第 95 計算期間末日	(平成 29 年 5 月 22 日)	790, 139, 755	800, 126, 345	5, 538	5, 608
第 96 計算期間末日	(平成 29 年 6 月 20 日)	822, 558, 171	832, 714, 432	5, 669	5, 739
第 97 計算期間末日	(平成 29 年 7 月 20 日)	866, 788, 630	877, 522, 327	5, 653	5, 723
第 98 計算期間末日	(平成 29 年 8 月 21 日)	895, 947, 469	907, 571, 277	5, 396	5, 466
第 99 計算期間末日	(平成 29 年 9 月 20 日)	795, 488, 556	805, 617, 024	5, 498	5, 568
第 100 計算期間末日	(平成 29 年 10 月 20 日)	754, 059, 028	763, 735, 738	5, 455	5, 525
第 101 計算期間末日	(平成 29 年 11 月 20 日)	801, 775, 012	812, 617, 051	5, 177	5, 247
第 102 計算期間末日	(平成 29 年 12 月 20 日)	769, 261, 709	778, 655, 759	5, 732	5, 802
第 103 計算期間末日	(平成 30 年 1 月 22 日)	678, 814, 814	686, 966, 168	5, 829	5, 899
第 104 計算期間末日	(平成 30 年 2 月 20 日)	671, 328, 813	679, 509, 402	5, 744	5, 814
第 105 計算期間末日	(平成 30 年 3 月 20 日)	620, 805, 141	628, 762, 430	5, 461	5, 531
第 106 計算期間末日	(平成 30 年 4 月 20 日)	652, 500, 992	660, 697, 272	5, 573	5, 643
第 107 計算期間末日	(平成 30 年 5 月 21 日)	522, 255, 264	529, 286, 821	5, 199	5, 269
第 108 計算期間末日	(平成 30 年 6 月 20 日)	495, 533, 724	502, 988, 432	4, 653	4, 723
第 109 計算期間末日	(平成 30 年 7 月 20 日)	524, 938, 235	532, 349, 052	4, 958	5, 028
第 110 計算期間末日	(平成 30 年 8 月 20 日)	443, 698, 318	450, 916, 704	4, 303	4, 373
第 111 計算期間末日	(平成 30 年 9 月 20 日)	449, 996, 039	457, 214, 640	4, 364	4, 434
第 112 計算期間末日	(平成 30 年 10 月 22 日)	449, 765, 835	456, 935, 689	4, 391	4, 461
第 113 計算期間末日	(平成 30 年 11 月 20 日)	463, 646, 449	470, 960, 331	4, 437	4, 507
第 114 計算期間末日	(平成 30 年 12 月 20 日)	461, 205, 872	468, 616, 531	4, 356	4, 426
第 115 計算期間末日	(平成 31 年 1 月 21 日)	480, 735, 195	485, 050, 825	4, 456	4, 496
第 116 計算期間末日	(平成 31 年 2 月 20 日)	455, 643, 679	459, 768, 467	4, 419	4, 459
第 117 計算期間末日	(平成 31 年 3 月 20 日)	450, 066, 975	454, 166, 343	4, 392	4, 432
第 118 計算期間末日	(平成 31 年 4 月 22 日)	456, 509, 746	460, 547, 739	4, 522	4, 562
第 119 計算期間末日	(令和 1 年 5 月 20 日)	436, 366, 287	440, 412, 563	4, 314	4, 354
第 120 計算期間末日	(令和 1 年 6 月 20 日)	433, 861, 030	437, 887, 021	4, 311	4, 351
第 121 計算期間末日	(令和 1 年 7 月 22 日)	456, 238, 794	460, 289, 847	4, 505	4, 545
第 122 計算期間末日	(令和 1 年 8 月 20 日)	490, 419, 235	495, 358, 564	3, 972	4, 012
第 123 計算期間末日	(令和 1 年 9 月 20 日)	520, 677, 670	525, 612, 510	4, 220	4, 260
第 124 計算期間末日	(令和 1 年 10 月 21 日)	519, 981, 953	524, 960, 778	4, 178	4, 218
第 125 計算期間末日	(令和 1 年 11 月 20 日)	514, 309, 845	519, 272, 306	4, 146	4, 186
第 126 計算期間末日	(令和 1 年 12 月 20 日)	546, 150, 618	551, 133, 501	4, 384	4, 424
第 127 計算期間末日	(令和 2 年 1 月 20 日)	438, 647, 130	441, 635, 485	4, 404	4, 434
第 128 計算期間末日	(令和 2 年 2 月 20 日)	418, 980, 321	421, 875, 186	4, 342	4, 372

第 129 計算期間末日	(令和 2 年 3 月 23 日)	292,080,217	294,971,252	3,031	3,061
第 130 計算期間末日	(令和 2 年 4 月 20 日)	271,192,678	274,052,954	2,844	2,874
第 131 計算期間末日	(令和 2 年 5 月 20 日)	290,608,934	293,486,136	3,030	3,060
第 132 計算期間末日	(令和 2 年 6 月 22 日)	318,344,490	321,234,860	3,304	3,334
第 133 計算期間末日	(令和 2 年 7 月 20 日)	330,112,245	332,970,760	3,465	3,495
第 134 計算期間末日	(令和 2 年 8 月 20 日)	321,647,489	324,494,141	3,390	3,420
第 135 計算期間末日	(令和 2 年 9 月 23 日)	317,823,617	320,641,402	3,384	3,414
第 136 計算期間末日	(令和 2 年 10 月 20 日)	325,173,464	327,986,346	3,468	3,498
第 137 計算期間末日	(令和 2 年 11 月 20 日)	345,762,531	348,583,251	3,677	3,707
第 138 計算期間末日	(令和 2 年 12 月 21 日)	348,650,774	351,293,869	3,957	3,987
第 139 計算期間末日	(令和 3 年 1 月 20 日)	331,505,966	334,109,783	3,819	3,849
第 140 計算期間末日	(令和 3 年 2 月 22 日)	338,407,115	340,992,134	3,927	3,957
第 141 計算期間末日	(令和 3 年 3 月 22 日)	337,882,496	340,465,490	3,924	3,954
第 142 計算期間末日	(令和 3 年 4 月 20 日)	346,550,873	349,088,091	4,098	4,128
第 143 計算期間末日	(令和 3 年 5 月 20 日)	345,941,608	348,436,350	4,160	4,190
第 144 計算期間末日	(令和 3 年 6 月 21 日)	351,135,482	353,643,280	4,201	4,231
第 145 計算期間末日	(令和 3 年 7 月 20 日)	328,160,064	330,563,909	4,095	4,125
第 146 計算期間末日	(令和 3 年 8 月 20 日)	313,143,959	315,542,136	3,917	3,947
第 147 計算期間末日	(令和 3 年 9 月 21 日)	325,284,133	327,721,247	4,004	4,034
第 148 計算期間末日	(令和 3 年 10 月 20 日)	329,564,088	331,945,710	4,151	4,181
第 149 計算期間末日	(令和 3 年 11 月 22 日)	300,384,732	302,751,201	3,808	3,838
第 150 計算期間末日	(令和 3 年 12 月 20 日)	287,214,315	289,531,770	3,718	3,748
第 151 計算期間末日	(令和 4 年 1 月 20 日)	286,586,153	288,882,391	3,744	3,774
第 152 計算期間末日	(令和 4 年 2 月 21 日)	285,650,039	287,923,928	3,769	3,799
第 153 計算期間末日	(令和 4 年 3 月 22 日)	282,383,838	284,653,361	3,733	3,763
第 154 計算期間末日	(令和 4 年 4 月 20 日)	288,132,970	290,343,450	3,910	3,940
第 155 計算期間末日	(令和 4 年 5 月 20 日)	254,469,177	256,665,724	3,475	3,505
第 156 計算期間末日	(令和 4 年 6 月 20 日)	259,875,174	262,070,512	3,551	3,581
第 157 計算期間末日	(令和 4 年 7 月 20 日)	242,355,105	243,470,426	3,259	3,274
第 158 計算期間末日	(令和 4 年 8 月 22 日)	239,902,288	240,949,847	3,435	3,450
第 159 計算期間末日	(令和 4 年 9 月 20 日)	238,291,413	239,360,959	3,342	3,357
第 160 計算期間末日	(令和 4 年 10 月 20 日)	225,808,639	226,876,340	3,172	3,187
	令和 3 年 10 月末日	318,294,461	—	3,982	—
	11 月末日	283,025,209	—	3,616	—
	12 月末日	285,959,192	—	3,745	—
	令和 4 年 1 月末日	283,642,146	—	3,709	—
	2 月末日	275,117,192	—	3,673	—
	3 月末日	293,842,005	—	3,973	—
	4 月末日	266,910,382	—	3,618	—

5 月末日	267,027,958	—	3,631	—
6 月末日	257,418,093	—	3,499	—
7 月末日	240,768,945	—	3,400	—
8 月末日	237,672,166	—	3,455	—
9 月末日	225,809,086	—	3,158	—
10 月末日	228,363,506	—	3,213	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 41 計算期間	110 円
第 42 計算期間	110 円
第 43 計算期間	110 円
第 44 計算期間	110 円
第 45 計算期間	110 円
第 46 計算期間	110 円
第 47 計算期間	110 円
第 48 計算期間	110 円
第 49 計算期間	110 円
第 50 計算期間	110 円
第 51 計算期間	110 円
第 52 計算期間	110 円
第 53 計算期間	110 円
第 54 計算期間	110 円
第 55 計算期間	110 円
第 56 計算期間	110 円
第 57 計算期間	110 円
第 58 計算期間	110 円
第 59 計算期間	110 円
第 60 計算期間	110 円
第 61 計算期間	110 円
第 62 計算期間	110 円
第 63 計算期間	110 円
第 64 計算期間	110 円
第 65 計算期間	110 円
第 66 計算期間	110 円
第 67 計算期間	110 円
第 68 計算期間	110 円
第 69 計算期間	110 円
第 70 計算期間	110 円

第 71 計算期間	110 円
第 72 計算期間	110 円
第 73 計算期間	110 円
第 74 計算期間	110 円
第 75 計算期間	110 円
第 76 計算期間	110 円
第 77 計算期間	110 円
第 78 計算期間	110 円
第 79 計算期間	110 円
第 80 計算期間	110 円
第 81 計算期間	110 円
第 82 計算期間	110 円
第 83 計算期間	110 円
第 84 計算期間	110 円
第 85 計算期間	110 円
第 86 計算期間	110 円
第 87 計算期間	110 円
第 88 計算期間	110 円
第 89 計算期間	110 円
第 90 計算期間	110 円
第 91 計算期間	70 円
第 92 計算期間	70 円
第 93 計算期間	70 円
第 94 計算期間	70 円
第 95 計算期間	70 円
第 96 計算期間	70 円
第 97 計算期間	70 円
第 98 計算期間	70 円
第 99 計算期間	70 円
第 100 計算期間	70 円
第 101 計算期間	70 円
第 102 計算期間	70 円
第 103 計算期間	70 円
第 104 計算期間	70 円
第 105 計算期間	70 円
第 106 計算期間	70 円
第 107 計算期間	70 円
第 108 計算期間	70 円
第 109 計算期間	70 円
第 110 計算期間	70 円
第 111 計算期間	70 円

第 112 計算期間	70 円
第 113 計算期間	70 円
第 114 計算期間	70 円
第 115 計算期間	40 円
第 116 計算期間	40 円
第 117 計算期間	40 円
第 118 計算期間	40 円
第 119 計算期間	40 円
第 120 計算期間	40 円
第 121 計算期間	40 円
第 122 計算期間	40 円
第 123 計算期間	40 円
第 124 計算期間	40 円
第 125 計算期間	40 円
第 126 計算期間	40 円
第 127 計算期間	30 円
第 128 計算期間	30 円
第 129 計算期間	30 円
第 130 計算期間	30 円
第 131 計算期間	30 円
第 132 計算期間	30 円
第 133 計算期間	30 円
第 134 計算期間	30 円
第 135 計算期間	30 円
第 136 計算期間	30 円
第 137 計算期間	30 円
第 138 計算期間	30 円
第 139 計算期間	30 円
第 140 計算期間	30 円
第 141 計算期間	30 円
第 142 計算期間	30 円
第 143 計算期間	30 円
第 144 計算期間	30 円
第 145 計算期間	30 円
第 146 計算期間	30 円
第 147 計算期間	30 円
第 148 計算期間	30 円
第 149 計算期間	30 円
第 150 計算期間	30 円
第 151 計算期間	30 円
第 152 計算期間	30 円

第 153 計算期間	30 円
第 154 計算期間	30 円
第 155 計算期間	30 円
第 156 計算期間	30 円
第 157 計算期間	15 円
第 158 計算期間	15 円
第 159 計算期間	15 円
第 160 計算期間	15 円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 41 計算期間	△0.31
第 42 計算期間	9.64
第 43 計算期間	2.64
第 44 計算期間	3.49
第 45 計算期間	△2.43
第 46 計算期間	6.40
第 47 計算期間	2.47
第 48 計算期間	△16.87
第 49 計算期間	6.38
第 50 計算期間	△7.43
第 51 計算期間	9.23
第 52 計算期間	△1.24
第 53 計算期間	△2.60
第 54 計算期間	2.28
第 55 計算期間	△2.95
第 56 計算期間	△2.73
第 57 計算期間	1.99
第 58 計算期間	5.69
第 59 計算期間	2.34
第 60 計算期間	△0.36
第 61 計算期間	0.46
第 62 計算期間	2.56
第 63 計算期間	0.90
第 64 計算期間	△1.60
第 65 計算期間	10.05
第 66 計算期間	△5.40
第 67 計算期間	△1.27
第 68 計算期間	2.58
第 69 計算期間	△4.52

第 70 計算期間	4.89
第 71 計算期間	3.02
第 72 計算期間	△1.16
第 73 計算期間	△0.20
第 74 計算期間	△5.35
第 75 計算期間	△9.94
第 76 計算期間	5.17
第 77 計算期間	△2.05
第 78 計算期間	△9.89
第 79 計算期間	△14.43
第 80 計算期間	6.56
第 81 計算期間	5.84
第 82 計算期間	6.12
第 83 計算期間	△9.22
第 84 計算期間	1.25
第 85 計算期間	12.22
第 86 計算期間	2.68
第 87 計算期間	△2.78
第 88 計算期間	3.83
第 89 計算期間	△0.91
第 90 計算期間	10.20
第 91 計算期間	4.33
第 92 計算期間	3.24
第 93 計算期間	4.44
第 94 計算期間	△6.12
第 95 計算期間	3.75
第 96 計算期間	3.62
第 97 計算期間	0.95
第 98 計算期間	△3.30
第 99 計算期間	3.18
第 100 計算期間	0.49
第 101 計算期間	△3.81
第 102 計算期間	12.07
第 103 計算期間	2.91
第 104 計算期間	△0.25
第 105 計算期間	△3.70
第 106 計算期間	3.33
第 107 計算期間	△5.45
第 108 計算期間	△9.15
第 109 計算期間	8.05
第 110 計算期間	△11.79

第 111 計算期間	3.04
第 112 計算期間	2.22
第 113 計算期間	2.64
第 114 計算期間	△0.24
第 115 計算期間	3.21
第 116 計算期間	0.06
第 117 計算期間	0.29
第 118 計算期間	3.87
第 119 計算期間	△3.71
第 120 計算期間	0.85
第 121 計算期間	5.42
第 122 計算期間	△10.94
第 123 計算期間	7.25
第 124 計算期間	△0.04
第 125 計算期間	0.19
第 126 計算期間	6.70
第 127 計算期間	1.14
第 128 計算期間	△0.72
第 129 計算期間	△29.50
第 130 計算期間	△5.17
第 131 計算期間	7.59
第 132 計算期間	10.03
第 133 計算期間	5.78
第 134 計算期間	△1.29
第 135 計算期間	0.70
第 136 計算期間	3.36
第 137 計算期間	6.89
第 138 計算期間	8.43
第 139 計算期間	△2.72
第 140 計算期間	3.61
第 141 計算期間	0.68
第 142 計算期間	5.19
第 143 計算期間	2.24
第 144 計算期間	1.70
第 145 計算期間	△1.80
第 146 計算期間	△3.61
第 147 計算期間	2.98
第 148 計算期間	4.42
第 149 計算期間	△7.54
第 150 計算期間	△1.57
第 151 計算期間	1.50

第 152 計算期間	1.46
第 153 計算期間	△0.15
第 154 計算期間	5.54
第 155 計算期間	△10.35
第 156 計算期間	3.05
第 157 計算期間	△7.80
第 158 計算期間	5.86
第 159 計算期間	△2.27
第 160 計算期間	△4.63

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 41 計算期間	10,052,199	11,871,312	604,498,353
第 42 計算期間	32,983,582	44,618,377	592,863,558
第 43 計算期間	52,599,166	35,779,416	609,683,308
第 44 計算期間	13,012,100	16,978,665	605,716,743
第 45 計算期間	20,332,745	63,340,664	562,708,824
第 46 計算期間	89,866,417	41,004,719	611,570,522
第 47 計算期間	68,343,847	18,932,062	660,982,307
第 48 計算期間	106,889,038	20,398,973	747,472,372
第 49 計算期間	23,402,147	14,781,787	756,092,732
第 50 計算期間	30,178,314	10,583,576	775,687,470
第 51 計算期間	5,686,058	12,523,106	768,850,422
第 52 計算期間	6,698,977	27,367,714	748,181,685
第 53 計算期間	23,498,312	5,640,418	766,039,579
第 54 計算期間	13,531,776	22,770,700	756,800,655
第 55 計算期間	5,732,413	52,843,704	709,689,364
第 56 計算期間	4,497,716	14,791,047	699,396,033
第 57 計算期間	8,706,442	2,733,616	705,368,859
第 58 計算期間	2,656,003	58,739,713	649,285,149
第 59 計算期間	6,304,612	30,886,862	624,702,899
第 60 計算期間	6,885,091	20,790,198	610,797,792
第 61 計算期間	2,643,378	77,216,572	536,224,598
第 62 計算期間	9,451,344	14,473,098	531,202,844
第 63 計算期間	1,875,971	12,582,488	520,496,327
第 64 計算期間	2,460,925	3,948,423	519,008,829
第 65 計算期間	2,335,005	51,046,565	470,297,269
第 66 計算期間	4,719,549	53,613,661	421,403,157
第 67 計算期間	13,444,983	13,099,181	421,748,959

第 68 計算期間	6,128,020	9,797,060	418,079,919
第 69 計算期間	3,607,384	26,565,794	395,121,509
第 70 計算期間	6,457,197	11,187,094	390,391,612
第 71 計算期間	5,729,283	10,167,635	385,953,260
第 72 計算期間	1,580,957	1,829,104	385,705,113
第 73 計算期間	14,187,919	12,905,842	386,987,190
第 74 計算期間	6,480,805	5,944,841	387,523,154
第 75 計算期間	10,094,222	16,196,421	381,420,955
第 76 計算期間	9,498,875	8,832,989	382,086,841
第 77 計算期間	2,397,652	33,041,428	351,443,065
第 78 計算期間	13,932,253	12,341,855	353,033,463
第 79 計算期間	15,021,611	9,231,006	358,824,068
第 80 計算期間	10,098,110	6,410,687	362,511,491
第 81 計算期間	6,911,772	1,264,268	368,158,995
第 82 計算期間	13,012,522	590,097	380,581,420
第 83 計算期間	33,784,778	6,961,465	407,404,733
第 84 計算期間	28,232,943	5,042,611	430,595,065
第 85 計算期間	9,926,176	2,127,597	438,393,644
第 86 計算期間	13,561,292	9,499,325	442,455,611
第 87 計算期間	141,645,068	1,382,840	582,717,839
第 88 計算期間	34,731,785	557,937	616,891,687
第 89 計算期間	141,245,841	22,703,342	735,434,186
第 90 計算期間	46,525,280	128,623,918	653,335,548
第 91 計算期間	258,273,960	40,038,540	871,570,968
第 92 計算期間	106,570,795	33,931,482	944,210,281
第 93 計算期間	124,806,737	12,216,301	1,056,800,717
第 94 計算期間	311,540,038	5,462,391	1,362,878,364
第 95 計算期間	75,779,566	12,002,177	1,426,655,753
第 96 計算期間	28,092,855	3,854,069	1,450,894,539
第 97 計算期間	131,008,428	48,517,548	1,533,385,419
第 98 計算期間	220,404,196	93,245,590	1,660,544,025
第 99 計算期間	66,109,964	279,729,937	1,446,924,052
第 100 計算期間	99,946,020	164,482,870	1,382,387,202
第 101 計算期間	174,690,075	8,214,508	1,548,862,769
第 102 計算期間	37,566,758	244,422,364	1,342,007,163
第 103 計算期間	44,393,621	221,921,515	1,164,479,269
第 104 計算期間	29,062,399	24,886,080	1,168,655,588
第 105 計算期間	7,992,096	39,892,009	1,136,755,675
第 106 計算期間	64,256,094	30,114,514	1,170,897,255
第 107 計算期間	30,984,919	197,374,019	1,004,508,155
第 108 計算期間	76,199,116	15,748,948	1,064,958,323

第 109 計算期間	35,868,244	42,138,324	1,058,688,243
第 110 計算期間	18,523,927	46,014,151	1,031,198,019
第 111 計算期間	34,247,232	34,216,442	1,031,228,809
第 112 計算期間	9,203,448	16,167,369	1,024,264,888
第 113 計算期間	24,697,750	4,122,291	1,044,840,347
第 114 計算期間	15,772,783	1,947,540	1,058,665,590
第 115 計算期間	26,819,916	6,577,849	1,078,907,657
第 116 計算期間	12,846,024	60,556,568	1,031,197,113
第 117 計算期間	7,263,014	13,617,893	1,024,842,234
第 118 計算期間	10,123,935	25,467,704	1,009,498,465
第 119 計算期間	8,525,813	6,455,083	1,011,569,195
第 120 計算期間	7,932,217	13,003,555	1,006,497,857
第 121 計算期間	13,443,276	7,177,766	1,012,763,367
第 122 計算期間	225,844,034	3,774,999	1,234,832,402
第 123 計算期間	9,675,412	10,797,806	1,233,710,008
第 124 計算期間	14,554,629	3,558,365	1,244,706,272
第 125 計算期間	21,420,341	25,511,154	1,240,615,459
第 126 計算期間	8,933,187	3,827,739	1,245,720,907
第 127 計算期間	7,489,530	257,091,835	996,118,602
第 128 計算期間	8,630,521	39,793,803	964,955,320
第 129 計算期間	9,330,039	10,606,714	963,678,645
第 130 計算期間	27,670,766	37,923,818	953,425,593
第 131 計算期間	7,839,844	2,197,802	959,067,635
第 132 計算期間	9,051,979	4,662,744	963,456,870
第 133 計算期間	3,742,513	14,360,943	952,838,440
第 134 計算期間	4,075,013	8,029,344	948,884,109
第 135 計算期間	4,465,294	14,087,409	939,261,994
第 136 計算期間	4,297,206	5,931,553	937,627,647
第 137 計算期間	9,093,905	6,481,220	940,240,332
第 138 計算期間	3,477,923	62,686,574	881,031,681
第 139 計算期間	6,908,545	20,001,225	867,939,001
第 140 計算期間	3,606,863	9,872,720	861,673,144
第 141 計算期間	7,541,029	8,216,145	860,998,028
第 142 計算期間	5,679,727	20,938,155	845,739,600
第 143 計算期間	5,699,283	19,858,021	831,580,862
第 144 計算期間	8,462,550	4,110,599	835,932,813
第 145 計算期間	6,833,696	41,484,729	801,281,780
第 146 計算期間	4,670,208	6,559,595	799,392,393
第 147 計算期間	17,498,899	4,519,862	812,371,430
第 148 計算期間	5,719,985	24,217,149	793,874,266
第 149 計算期間	7,951,413	13,002,649	788,823,030

第 150 計算期間	7,258,606	23,596,590	772,485,046
第 151 計算期間	4,595,232	11,667,399	765,412,879
第 152 計算期間	5,116,656	12,566,239	757,963,296
第 153 計算期間	9,623,109	11,078,559	756,507,846
第 154 計算期間	5,112,520	24,793,612	736,826,754
第 155 計算期間	8,745,638	13,389,999	732,182,393
第 156 計算期間	16,052,368	16,455,161	731,779,600
第 157 計算期間	13,744,268	1,976,074	743,547,794
第 158 計算期間	8,599,677	53,774,649	698,372,822
第 159 計算期間	39,666,303	25,008,349	713,030,776
第 160 計算期間	7,552,497	8,782,410	711,800,863

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)】

(1) 【投資状況】

令和 4 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	860,301,569	99.65
親投資信託受益証券	日本	1,094,497	0.13
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	1,906,808	0.22
純資産総額		863,302,874	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 10 月 31 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	ビムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (TRY)	775,745.3289	1,094	848,665,389	1,109	860,301,569	99.65
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	1,074,934	1.0182	1,094,497	1.0182	1,094,497	0.13

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 10 月 31 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.65
親投資信託受益証券	0.13

合計	99.78
----	-------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第41 計算期間末日 (平成24年11月20日)	6,207,104,366	6,300,922,378	7,939	8,059
第42 計算期間末日 (平成24年12月20日)	10,329,832,529	10,478,384,201	8,344	8,464
第43 計算期間末日 (平成25年1月21日)	15,399,257,777	15,606,073,916	8,935	9,055
第44 計算期間末日 (平成25年2月20日)	23,574,636,664	23,887,620,869	9,039	9,159
第45 計算期間末日 (平成25年3月21日)	30,562,197,323	30,975,591,819	8,872	8,992
第46 計算期間末日 (平成25年4月22日)	36,186,232,104	36,650,183,853	9,359	9,479
第47 計算期間末日 (平成25年5月20日)	40,006,203,100	40,513,938,976	9,455	9,575
第48 計算期間末日 (平成25年6月20日)	36,082,920,965	36,627,473,226	7,951	8,071
第49 計算期間末日 (平成25年7月22日)	34,974,399,117	35,493,656,294	8,083	8,203
第50 計算期間末日 (平成25年8月20日)	31,112,489,714	31,610,868,700	7,491	7,611
第51 計算期間末日 (平成25年9月20日)	27,296,492,169	27,725,518,241	7,635	7,755
第52 計算期間末日 (平成25年10月21日)	24,726,036,831	25,122,821,333	7,478	7,598
第53 計算期間末日 (平成25年11月20日)	22,644,358,908	23,016,484,847	7,302	7,422
第54 計算期間末日 (平成25年12月20日)	20,082,678,103	20,413,640,137	7,282	7,402
第55 計算期間末日 (平成26年1月20日)	17,672,335,612	17,985,390,037	6,774	6,894
第56 計算期間末日 (平成26年2月20日)	16,186,464,783	16,480,232,067	6,612	6,732
第57 計算期間末日 (平成26年3月20日)	14,664,139,535	14,937,140,690	6,446	6,566
第58 計算期間末日 (平成26年4月21日)	14,688,086,602	14,944,290,822	6,880	7,000
第59 計算期間末日 (平成26年5月20日)	14,295,399,027	14,542,105,654	6,953	7,073
第60 計算期間末日 (平成26年6月20日)	13,860,188,109	14,100,796,922	6,913	7,033
第61 計算期間末日 (平成26年7月22日)	13,377,226,267	13,611,536,300	6,851	6,971
第62 計算期間末日 (平成26年8月20日)	12,824,025,063	13,051,744,086	6,758	6,878
第63 計算期間末日 (平成26年9月22日)	12,465,352,994	12,685,756,905	6,787	6,907
第64 計算期間末日 (平成26年10月20日)	11,012,523,484	11,214,836,909	6,532	6,652

第 65 計算期間末日 (平成 26 年 11 月 20 日)	11, 011, 597, 432	11, 197, 394, 667	7, 112	7, 232
第 66 計算期間末日 (平成 26 年 12 月 22 日)	9, 852, 601, 893	10, 029, 609, 906	6, 679	6, 799
第 67 計算期間末日 (平成 27 年 1 月 20 日)	9, 363, 494, 278	9, 538, 109, 969	6, 435	6, 555
第 68 計算期間末日 (平成 27 年 2 月 20 日)	8, 699, 989, 213	8, 867, 917, 771	6, 217	6, 337
第 69 計算期間末日 (平成 27 年 3 月 20 日)	7, 565, 908, 328	7, 722, 763, 900	5, 788	5, 908
第 70 計算期間末日 (平成 27 年 4 月 20 日)	7, 202, 408, 192	7, 355, 497, 585	5, 646	5, 766
第 71 計算期間末日 (平成 27 年 5 月 20 日)	7, 338, 595, 504	7, 488, 929, 648	5, 858	5, 978
第 72 計算期間末日 (平成 27 年 6 月 22 日)	6, 876, 314, 006	7, 023, 847, 451	5, 593	5, 713
第 73 計算期間末日 (平成 27 年 7 月 21 日)	6, 745, 591, 395	6, 889, 900, 452	5, 609	5, 729
第 74 計算期間末日 (平成 27 年 8 月 20 日)	5, 801, 700, 378	5, 906, 268, 851	4, 993	5, 083
第 75 計算期間末日 (平成 27 年 9 月 24 日)	5, 047, 378, 049	5, 147, 058, 981	4, 557	4, 647
第 76 計算期間末日 (平成 27 年 10 月 20 日)	5, 071, 343, 502	5, 167, 305, 809	4, 756	4, 846
第 77 計算期間末日 (平成 27 年 11 月 20 日)	5, 135, 774, 099	5, 229, 066, 148	4, 955	5, 045
第 78 計算期間末日 (平成 27 年 12 月 21 日)	4, 592, 927, 423	4, 682, 633, 092	4, 608	4, 698
第 79 計算期間末日 (平成 28 年 1 月 20 日)	3, 982, 763, 919	4, 069, 786, 127	4, 119	4, 209
第 80 計算期間末日 (平成 28 年 2 月 22 日)	3, 847, 176, 322	3, 932, 054, 090	4, 079	4, 169
第 81 計算期間末日 (平成 28 年 3 月 22 日)	4, 014, 486, 175	4, 098, 089, 377	4, 322	4, 412
第 82 計算期間末日 (平成 28 年 4 月 20 日)	3, 934, 490, 095	4, 016, 829, 602	4, 301	4, 391
第 83 計算期間末日 (平成 28 年 5 月 20 日)	3, 660, 312, 515	3, 742, 314, 784	4, 017	4, 107
第 84 計算期間末日 (平成 28 年 6 月 20 日)	3, 490, 504, 663	3, 571, 182, 549	3, 894	3, 984
第 85 計算期間末日 (平成 28 年 7 月 20 日)	3, 507, 622, 443	3, 560, 699, 479	3, 965	4, 025
第 86 計算期間末日 (平成 28 年 8 月 22 日)	3, 233, 278, 167	3, 283, 159, 943	3, 889	3, 949
第 87 計算期間末日 (平成 28 年 9 月 20 日)	3, 127, 617, 922	3, 176, 938, 822	3, 805	3, 865
第 88 計算期間末日 (平成 28 年 10 月 20 日)	3, 021, 396, 375	3, 069, 929, 037	3, 735	3, 795
第 89 計算期間末日 (平成 28 年 11 月 21 日)	2, 737, 087, 846	2, 784, 831, 237	3, 440	3, 500
第 90 計算期間末日 (平成 28 年 12 月 20 日)	2, 721, 541, 257	2, 768, 209, 756	3, 499	3, 559
第 91 計算期間末日 (平成 29 年 1 月 20 日)	2, 453, 444, 746	2, 484, 139, 356	3, 197	3, 237
第 92 計算期間末日 (平成 29 年 2 月 20 日)	2, 459, 327, 703	2, 489, 025, 981	3, 312	3, 352
第 93 計算期間末日 (平成 29 年 3 月 21 日)	2, 470, 845, 482	2, 500, 637, 332	3, 317	3, 357
第 94 計算期間末日 (平成 29 年 4 月 20 日)	2, 357, 506, 837	2, 386, 931, 435	3, 205	3, 245
第 95 計算期間末日 (平成 29 年 5 月 22 日)	2, 457, 892, 515	2, 487, 170, 473	3, 358	3, 398
第 96 計算期間末日 (平成 29 年 6 月 20 日)	2, 521, 409, 836	2, 550, 766, 579	3, 436	3, 476
第 97 計算期間末日 (平成 29 年 7 月 20 日)	2, 744, 294, 922	2, 776, 231, 525	3, 437	3, 477
第 98 計算期間末日 (平成 29 年 8 月 21 日)	2, 967, 116, 738	3, 002, 371, 537	3, 366	3, 406
第 99 計算期間末日 (平成 29 年 9 月 20 日)	3, 457, 847, 430	3, 497, 318, 833	3, 504	3, 544
第 100 計算期間末日 (平成 29 年 10 月 20 日)	4, 013, 619, 418	4, 060, 952, 061	3, 392	3, 432
第 101 計算期間末日 (平成 29 年 11 月 20 日)	4, 166, 469, 830	4, 219, 210, 129	3, 160	3, 200
第 102 計算期間末日 (平成 29 年 12 月 20 日)	4, 342, 868, 458	4, 396, 569, 774	3, 235	3, 275
第 103 計算期間末日 (平成 30 年 1 月 22 日)	4, 375, 171, 515	4, 429, 959, 997	3, 194	3, 234
第 104 計算期間末日 (平成 30 年 2 月 20 日)	4, 297, 943, 652	4, 354, 288, 715	3, 051	3, 091
第 105 計算期間末日 (平成 30 年 3 月 20 日)	3, 991, 853, 831	4, 047, 592, 127	2, 865	2, 905

第106 計算期間末日	(平成30年4月20日)	3,941,487,827	3,983,023,656	2,847	2,877
第107 計算期間末日	(平成30年5月21日)	3,380,920,298	3,420,540,786	2,560	2,590
第108 計算期間末日	(平成30年6月20日)	3,100,286,166	3,139,595,292	2,366	2,396
第109 計算期間末日	(平成30年7月20日)	3,183,631,547	3,222,635,285	2,449	2,479
第110 計算期間末日	(平成30年8月20日)	2,311,398,061	2,348,742,695	1,857	1,887
第111 計算期間末日	(平成30年9月20日)	2,257,003,534	2,293,740,367	1,843	1,873
第112 計算期間末日	(平成30年10月22日)	2,470,229,643	2,506,529,670	2,042	2,072
第113 計算期間末日	(平成30年11月20日)	2,656,087,047	2,692,697,603	2,176	2,206
第114 計算期間末日	(平成30年12月20日)	2,752,369,441	2,789,626,053	2,216	2,246
第115 計算期間末日	(平成31年1月21日)	2,818,055,730	2,837,103,728	2,219	2,234
第116 計算期間末日	(平成31年2月20日)	3,008,556,249	3,028,087,316	2,311	2,326
第117 計算期間末日	(平成31年3月20日)	3,298,554,728	3,320,044,936	2,302	2,317
第118 計算期間末日	(平成31年4月22日)	3,246,636,913	3,268,249,385	2,253	2,268
第119 計算期間末日	(令和1年5月20日)	3,191,238,439	3,213,566,118	2,144	2,159
第120 計算期間末日	(令和1年6月20日)	3,405,291,130	3,427,691,106	2,280	2,295
第121 計算期間末日	(令和1年7月22日)	3,666,669,084	3,689,571,394	2,402	2,417
第122 計算期間末日	(令和1年8月20日)	3,697,283,171	3,720,722,774	2,366	2,381
第123 計算期間末日	(令和1年9月20日)	3,964,391,622	3,989,065,155	2,410	2,425
第124 計算期間末日	(令和1年10月21日)	4,020,347,373	4,045,545,977	2,393	2,408
第125 計算期間末日	(令和1年11月20日)	3,881,529,162	3,905,553,247	2,424	2,439
第126 計算期間末日	(令和1年12月20日)	3,831,545,590	3,855,530,300	2,396	2,411
第127 計算期間末日	(令和2年1月20日)	3,962,096,244	3,986,137,916	2,472	2,487
第128 計算期間末日	(令和2年2月20日)	3,801,726,161	3,824,938,979	2,457	2,472
第129 計算期間末日	(令和2年3月23日)	2,710,630,088	2,732,207,577	1,884	1,899
第130 計算期間末日	(令和2年4月20日)	2,608,338,909	2,629,857,258	1,818	1,833
第131 計算期間末日	(令和2年5月20日)	2,697,711,694	2,718,679,825	1,930	1,945
第132 計算期間末日	(令和2年6月22日)	2,798,967,733	2,819,874,201	2,008	2,023
第133 計算期間末日	(令和2年7月20日)	2,778,868,554	2,799,440,597	2,026	2,041
第134 計算期間末日	(令和2年8月20日)	2,644,221,174	2,664,369,495	1,969	1,984
第135 計算期間末日	(令和2年9月23日)	2,376,159,727	2,395,662,106	1,828	1,843
第136 計算期間末日	(令和2年10月20日)	2,310,637,934	2,329,827,942	1,806	1,821
第137 計算期間末日	(令和2年11月20日)	2,379,757,870	2,398,533,526	1,901	1,916
第138 計算期間末日	(令和2年12月21日)	2,344,183,510	2,362,563,612	1,913	1,928
第139 計算期間末日	(令和3年1月20日)	2,366,997,394	2,385,135,851	1,957	1,972
第140 計算期間末日	(令和3年2月22日)	2,520,396,159	2,538,124,313	2,133	2,148
第141 計算期間末日	(令和3年3月22日)	2,426,958,601	2,444,417,083	2,085	2,100
第142 計算期間末日	(令和3年4月20日)	2,101,275,621	2,117,870,613	1,899	1,914
第143 計算期間末日	(令和3年5月20日)	1,961,706,438	1,977,592,900	1,852	1,867
第144 計算期間末日	(令和3年6月21日)	1,875,979,155	1,891,203,903	1,848	1,863
第145 計算期間末日	(令和3年7月20日)	1,853,232,064	1,867,992,402	1,883	1,898
第146 計算期間末日	(令和3年8月20日)	1,821,174,919	1,835,445,029	1,914	1,929

第 147 計算期間末日	(令和 3 年 9 月 21 日)	1,753,304,287	1,767,149,127	1,900	1,915
第 148 計算期間末日	(令和 3 年 10 月 20 日)	1,625,354,204	1,638,779,914	1,816	1,831
第 149 計算期間末日	(令和 3 年 11 月 22 日)	1,309,680,707	1,322,645,788	1,515	1,530
第 150 計算期間末日	(令和 3 年 12 月 20 日)	847,509,960	859,976,752	1,020	1,035
第 151 計算期間末日	(令和 4 年 1 月 20 日)	988,208,622	1,000,261,187	1,230	1,245
第 152 計算期間末日	(令和 4 年 2 月 21 日)	971,125,836	983,057,648	1,221	1,236
第 153 計算期間末日	(令和 4 年 3 月 22 日)	868,868,293	880,548,685	1,116	1,131
第 154 計算期間末日	(令和 4 年 4 月 20 日)	958,852,274	970,706,552	1,213	1,228
第 155 計算期間末日	(令和 4 年 5 月 20 日)	805,739,375	817,290,679	1,046	1,061
第 156 計算期間末日	(令和 4 年 6 月 20 日)	799,181,196	810,801,198	1,032	1,047
第 157 計算期間末日	(令和 4 年 7 月 20 日)	788,490,394	792,369,117	1,016	1,021
第 158 計算期間末日	(令和 4 年 8 月 22 日)	839,121,995	843,012,346	1,078	1,083
第 159 計算期間末日	(令和 4 年 9 月 20 日)	858,878,974	862,755,658	1,108	1,113
第 160 計算期間末日	(令和 4 年 10 月 20 日)	855,878,080	859,735,926	1,109	1,114
	令和 3 年 10 月末日	1,597,364,864	—	1,783	—
	11 月末日	1,122,785,951	—	1,298	—
	12 月末日	1,091,267,427	—	1,341	—
	令和 4 年 1 月末日	1,000,243,610	—	1,243	—
	2 月末日	915,794,650	—	1,154	—
	3 月末日	928,413,663	—	1,178	—
	4 月末日	919,169,080	—	1,187	—
	5 月末日	829,713,868	—	1,071	—
	6 月末日	850,884,932	—	1,094	—
	7 月末日	794,356,903	—	1,022	—
	8 月末日	853,179,636	—	1,095	—
	9 月末日	822,747,164	—	1,060	—
	10 月末日	863,302,874	—	1,124	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 41 計算期間	120 円
第 42 計算期間	120 円
第 43 計算期間	120 円
第 44 計算期間	120 円
第 45 計算期間	120 円
第 46 計算期間	120 円
第 47 計算期間	120 円
第 48 計算期間	120 円

第 49 計算期間	120 円
第 50 計算期間	120 円
第 51 計算期間	120 円
第 52 計算期間	120 円
第 53 計算期間	120 円
第 54 計算期間	120 円
第 55 計算期間	120 円
第 56 計算期間	120 円
第 57 計算期間	120 円
第 58 計算期間	120 円
第 59 計算期間	120 円
第 60 計算期間	120 円
第 61 計算期間	120 円
第 62 計算期間	120 円
第 63 計算期間	120 円
第 64 計算期間	120 円
第 65 計算期間	120 円
第 66 計算期間	120 円
第 67 計算期間	120 円
第 68 計算期間	120 円
第 69 計算期間	120 円
第 70 計算期間	120 円
第 71 計算期間	120 円
第 72 計算期間	120 円
第 73 計算期間	120 円
第 74 計算期間	90 円
第 75 計算期間	90 円
第 76 計算期間	90 円
第 77 計算期間	90 円
第 78 計算期間	90 円
第 79 計算期間	90 円
第 80 計算期間	90 円
第 81 計算期間	90 円
第 82 計算期間	90 円
第 83 計算期間	90 円
第 84 計算期間	90 円
第 85 計算期間	60 円
第 86 計算期間	60 円
第 87 計算期間	60 円
第 88 計算期間	60 円
第 89 計算期間	60 円

第 90 計算期間	60 円
第 91 計算期間	40 円
第 92 計算期間	40 円
第 93 計算期間	40 円
第 94 計算期間	40 円
第 95 計算期間	40 円
第 96 計算期間	40 円
第 97 計算期間	40 円
第 98 計算期間	40 円
第 99 計算期間	40 円
第 100 計算期間	40 円
第 101 計算期間	40 円
第 102 計算期間	40 円
第 103 計算期間	40 円
第 104 計算期間	40 円
第 105 計算期間	40 円
第 106 計算期間	30 円
第 107 計算期間	30 円
第 108 計算期間	30 円
第 109 計算期間	30 円
第 110 計算期間	30 円
第 111 計算期間	30 円
第 112 計算期間	30 円
第 113 計算期間	30 円
第 114 計算期間	30 円
第 115 計算期間	15 円
第 116 計算期間	15 円
第 117 計算期間	15 円
第 118 計算期間	15 円
第 119 計算期間	15 円
第 120 計算期間	15 円
第 121 計算期間	15 円
第 122 計算期間	15 円
第 123 計算期間	15 円
第 124 計算期間	15 円
第 125 計算期間	15 円
第 126 計算期間	15 円
第 127 計算期間	15 円
第 128 計算期間	15 円
第 129 計算期間	15 円
第 130 計算期間	15 円

第 131 計算期間	15 円
第 132 計算期間	15 円
第 133 計算期間	15 円
第 134 計算期間	15 円
第 135 計算期間	15 円
第 136 計算期間	15 円
第 137 計算期間	15 円
第 138 計算期間	15 円
第 139 計算期間	15 円
第 140 計算期間	15 円
第 141 計算期間	15 円
第 142 計算期間	15 円
第 143 計算期間	15 円
第 144 計算期間	15 円
第 145 計算期間	15 円
第 146 計算期間	15 円
第 147 計算期間	15 円
第 148 計算期間	15 円
第 149 計算期間	15 円
第 150 計算期間	15 円
第 151 計算期間	15 円
第 152 計算期間	15 円
第 153 計算期間	15 円
第 154 計算期間	15 円
第 155 計算期間	15 円
第 156 計算期間	15 円
第 157 計算期間	5 円
第 158 計算期間	5 円
第 159 計算期間	5 円
第 160 計算期間	5 円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 41 計算期間	1.63
第 42 計算期間	6.61
第 43 計算期間	8.52
第 44 計算期間	2.50
第 45 計算期間	△0.51
第 46 計算期間	6.84
第 47 計算期間	2.30

第 48 計算期間	△14.63
第 49 計算期間	3.16
第 50 計算期間	△5.83
第 51 計算期間	3.52
第 52 計算期間	△0.48
第 53 計算期間	△0.74
第 54 計算期間	1.36
第 55 計算期間	△5.32
第 56 計算期間	△0.62
第 57 計算期間	△0.69
第 58 計算期間	8.59
第 59 計算期間	2.80
第 60 計算期間	1.15
第 61 計算期間	0.83
第 62 計算期間	0.39
第 63 計算期間	2.20
第 64 計算期間	△1.98
第 65 計算期間	10.71
第 66 計算期間	△4.40
第 67 計算期間	△1.85
第 68 計算期間	△1.52
第 69 計算期間	△4.97
第 70 計算期間	△0.38
第 71 計算期間	5.88
第 72 計算期間	△2.47
第 73 計算期間	2.43
第 74 計算期間	△9.37
第 75 計算期間	△6.92
第 76 計算期間	6.34
第 77 計算期間	6.07
第 78 計算期間	△5.18
第 79 計算期間	△8.65
第 80 計算期間	1.21
第 81 計算期間	8.16
第 82 計算期間	1.59
第 83 計算期間	△4.51
第 84 計算期間	△0.82
第 85 計算期間	3.36
第 86 計算期間	△0.40
第 87 計算期間	△0.61
第 88 計算期間	△0.26

第 89 計算期間	△6. 29
第 90 計算期間	3. 45
第 91 計算期間	△7. 48
第 92 計算期間	4. 84
第 93 計算期間	1. 35
第 94 計算期間	△2. 17
第 95 計算期間	6. 02
第 96 計算期間	3. 51
第 97 計算期間	1. 19
第 98 計算期間	△0. 90
第 99 計算期間	5. 28
第 100 計算期間	△2. 05
第 101 計算期間	△5. 66
第 102 計算期間	3. 63
第 103 計算期間	△0. 03
第 104 計算期間	△3. 22
第 105 計算期間	△4. 78
第 106 計算期間	0. 41
第 107 計算期間	△9. 02
第 108 計算期間	△6. 40
第 109 計算期間	4. 77
第 110 計算期間	△22. 94
第 111 計算期間	0. 86
第 112 計算期間	12. 42
第 113 計算期間	8. 03
第 114 計算期間	3. 21
第 115 計算期間	0. 81
第 116 計算期間	4. 82
第 117 計算期間	0. 25
第 118 計算期間	△1. 47
第 119 計算期間	△4. 17
第 120 計算期間	7. 04
第 121 計算期間	6. 00
第 122 計算期間	△0. 87
第 123 計算期間	2. 49
第 124 計算期間	△0. 08
第 125 計算期間	1. 92
第 126 計算期間	△0. 53
第 127 計算期間	3. 79
第 128 計算期間	0. 00
第 129 計算期間	△22. 71

第 130 計算期間	△2.70
第 131 計算期間	6.98
第 132 計算期間	4.81
第 133 計算期間	1.64
第 134 計算期間	△2.07
第 135 計算期間	△6.39
第 136 計算期間	△0.38
第 137 計算期間	6.09
第 138 計算期間	1.42
第 139 計算期間	3.08
第 140 計算期間	9.75
第 141 計算期間	△1.54
第 142 計算期間	△8.20
第 143 計算期間	△1.68
第 144 計算期間	0.59
第 145 計算期間	2.70
第 146 計算期間	2.44
第 147 計算期間	0.05
第 148 計算期間	△3.63
第 149 計算期間	△15.74
第 150 計算期間	△31.68
第 151 計算期間	22.05
第 152 計算期間	0.48
第 153 計算期間	△7.37
第 154 計算期間	10.03
第 155 計算期間	△12.53
第 156 計算期間	0.09
第 157 計算期間	△1.06
第 158 計算期間	6.59
第 159 計算期間	3.24
第 160 計算期間	0.54

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 41 計算期間	1,970,075,030	316,642,365	7,818,167,669
第 42 計算期間	5,265,963,779	704,825,429	12,379,306,019
第 43 計算期間	6,839,762,830	1,984,390,560	17,234,678,289
第 44 計算期間	10,375,364,623	1,528,025,782	26,082,017,130
第 45 計算期間	10,227,353,430	1,859,829,185	34,449,541,375

第 46 計算期間	7, 123, 100, 676	2, 909, 996, 271	38, 662, 645, 780
第 47 計算期間	6, 275, 988, 622	2, 627, 311, 380	42, 311, 323, 022
第 48 計算期間	7, 372, 594, 117	4, 304, 561, 984	45, 379, 355, 155
第 49 計算期間	905, 594, 169	3, 013, 517, 830	43, 271, 431, 494
第 50 計算期間	736, 756, 235	2, 476, 605, 505	41, 531, 582, 224
第 51 計算期間	294, 015, 020	6, 073, 424, 548	35, 752, 172, 696
第 52 計算期間	166, 675, 167	2, 853, 472, 675	33, 065, 375, 188
第 53 計算期間	214, 208, 219	2, 269, 088, 488	31, 010, 494, 919
第 54 計算期間	155, 717, 643	3, 586, 043, 036	27, 580, 169, 526
第 55 計算期間	154, 588, 025	1, 646, 888, 762	26, 087, 868, 789
第 56 計算期間	221, 763, 648	1, 829, 025, 394	24, 480, 607, 043
第 57 計算期間	118, 330, 805	1, 848, 841, 561	22, 750, 096, 287
第 58 計算期間	96, 391, 804	1, 496, 136, 365	21, 350, 351, 726
第 59 計算期間	230, 787, 118	1, 022, 253, 187	20, 558, 885, 657
第 60 計算期間	746, 574, 837	1, 254, 726, 071	20, 050, 734, 423
第 61 計算期間	644, 323, 162	1, 169, 221, 476	19, 525, 836, 109
第 62 計算期間	168, 617, 210	717, 868, 059	18, 976, 585, 260
第 63 計算期間	240, 171, 140	849, 763, 764	18, 366, 992, 636
第 64 計算期間	132, 266, 044	1, 639, 806, 523	16, 859, 452, 157
第 65 計算期間	129, 221, 676	1, 505, 570, 846	15, 483, 102, 987
第 66 計算期間	231, 236, 989	963, 672, 160	14, 750, 667, 816
第 67 計算期間	167, 757, 098	367, 117, 290	14, 551, 307, 624
第 68 計算期間	223, 091, 168	780, 352, 209	13, 994, 046, 583
第 69 計算期間	112, 482, 465	1, 035, 231, 306	13, 071, 297, 742
第 70 計算期間	187, 385, 904	501, 234, 171	12, 757, 449, 475
第 71 計算期間	169, 414, 361	399, 018, 452	12, 527, 845, 384
第 72 計算期間	270, 770, 423	504, 161, 996	12, 294, 453, 811
第 73 計算期間	119, 779, 441	388, 478, 429	12, 025, 754, 823
第 74 計算期間	97, 487, 754	504, 523, 305	11, 618, 719, 272
第 75 計算期間	98, 342, 732	641, 402, 811	11, 075, 659, 193
第 76 計算期間	41, 403, 932	454, 584, 482	10, 662, 478, 643
第 77 計算期間	53, 252, 868	349, 948, 278	10, 365, 783, 233
第 78 計算期間	42, 901, 009	441, 387, 595	9, 967, 296, 647
第 79 計算期間	41, 433, 158	339, 595, 536	9, 669, 134, 269
第 80 計算期間	40, 908, 765	279, 179, 916	9, 430, 863, 118
第 81 計算期間	42, 128, 018	183, 746, 416	9, 289, 244, 720
第 82 計算期間	41, 614, 700	182, 025, 280	9, 148, 834, 140
第 83 計算期間	52, 239, 561	89, 710, 405	9, 111, 363, 296
第 84 計算期間	39, 442, 145	186, 595, 845	8, 964, 209, 596
第 85 計算期間	58, 303, 272	176, 340, 196	8, 846, 172, 672
第 86 計算期間	37, 923, 752	570, 467, 051	8, 313, 629, 373

第 87 計算期間	30,523,404	124,002,677	8,220,150,100
第 88 計算期間	29,584,699	160,957,702	8,088,777,097
第 89 計算期間	44,298,743	175,843,876	7,957,231,964
第 90 計算期間	36,654,685	215,803,322	7,778,083,327
第 91 計算期間	92,774,884	197,205,563	7,673,652,648
第 92 計算期間	96,577,169	345,660,152	7,424,569,665
第 93 計算期間	124,551,837	101,158,840	7,447,962,662
第 94 計算期間	82,729,139	174,542,125	7,356,149,676
第 95 計算期間	136,716,582	173,376,743	7,319,489,515
第 96 計算期間	152,499,560	132,803,211	7,339,185,864
第 97 計算期間	1,158,708,484	513,743,396	7,984,150,952
第 98 計算期間	880,781,999	51,233,135	8,813,699,816
第 99 計算期間	1,207,359,010	153,207,926	9,867,850,900
第 100 計算期間	2,242,624,852	277,314,890	11,833,160,862
第 101 計算期間	1,579,292,932	227,378,879	13,185,074,915
第 102 計算期間	499,018,720	258,764,601	13,425,329,034
第 103 計算期間	504,368,502	232,576,889	13,697,120,647
第 104 計算期間	767,513,186	378,368,002	14,086,265,831
第 105 計算期間	173,870,461	325,562,227	13,934,574,065
第 106 計算期間	95,477,004	184,774,414	13,845,276,655
第 107 計算期間	89,677,088	728,124,331	13,206,829,412
第 108 計算期間	212,179,772	315,967,139	13,103,042,045
第 109 計算期間	94,661,631	196,457,468	13,001,246,208
第 110 計算期間	133,020,813	686,055,652	12,448,211,369
第 111 計算期間	171,638,819	374,238,892	12,245,611,296
第 112 計算期間	192,811,508	338,413,659	12,100,009,145
第 113 計算期間	556,297,455	452,787,648	12,203,518,952
第 114 計算期間	403,745,517	188,393,630	12,418,870,839
第 115 計算期間	435,638,194	155,843,127	12,698,665,906
第 116 計算期間	751,275,806	429,230,292	13,020,711,420
第 117 計算期間	1,571,628,844	265,534,451	14,326,805,813
第 118 計算期間	619,010,139	537,500,847	14,408,315,105
第 119 計算期間	685,788,661	208,983,984	14,885,119,782
第 120 計算期間	347,288,039	299,090,372	14,933,317,449
第 121 計算期間	604,759,969	269,870,107	15,268,207,311
第 122 計算期間	538,424,544	180,229,402	15,626,402,453
第 123 計算期間	890,416,138	67,796,435	16,449,022,156
第 124 計算期間	683,061,463	333,014,113	16,799,069,506
第 125 計算期間	319,915,602	1,102,928,263	16,016,056,845
第 126 計算期間	312,140,748	338,390,502	15,989,807,091
第 127 計算期間	140,977,767	103,003,156	16,027,781,702

第 128 計算期間	196,401,256	748,970,955	15,475,212,003
第 129 計算期間	142,675,196	1,232,894,272	14,384,992,927
第 130 計算期間	101,427,117	140,853,457	14,345,566,587
第 131 計算期間	67,462,787	434,274,964	13,978,754,410
第 132 計算期間	59,109,747	100,218,232	13,937,645,925
第 133 計算期間	55,927,075	278,877,445	13,714,695,555
第 134 計算期間	50,617,712	333,099,263	13,432,214,004
第 135 計算期間	51,061,518	481,689,455	13,001,586,067
第 136 計算期間	53,076,985	261,323,851	12,793,339,201
第 137 計算期間	56,621,366	332,856,243	12,517,104,324
第 138 計算期間	48,948,085	312,650,833	12,253,401,576
第 139 計算期間	59,638,703	220,734,984	12,092,305,295
第 140 計算期間	54,975,140	328,510,826	11,818,769,609
第 141 計算期間	52,513,774	232,294,919	11,638,988,464
第 142 計算期間	94,202,513	669,862,415	11,063,328,562
第 143 計算期間	48,410,221	520,763,517	10,590,975,266
第 144 計算期間	105,666,431	546,809,590	10,149,832,107
第 145 計算期間	43,257,278	352,864,012	9,840,225,373
第 146 計算期間	37,647,507	364,465,831	9,513,407,049
第 147 計算期間	39,343,540	322,856,768	9,229,893,821
第 148 計算期間	40,292,958	319,713,406	8,950,473,373
第 149 計算期間	60,181,635	367,267,264	8,643,387,744
第 150 計算期間	199,150,669	531,343,173	8,311,195,240
第 151 計算期間	257,692,643	533,844,013	8,035,043,870
第 152 計算期間	54,642,106	135,144,204	7,954,541,772
第 153 計算期間	68,777,136	236,390,337	7,786,928,571
第 154 計算期間	160,742,974	44,819,440	7,902,852,105
第 155 計算期間	102,791,018	304,773,602	7,700,869,521
第 156 計算期間	100,694,160	54,895,497	7,746,668,184
第 157 計算期間	72,044,071	61,265,482	7,757,446,773
第 158 計算期間	79,073,382	55,817,468	7,780,702,687
第 159 計算期間	26,242,351	53,576,026	7,753,369,012
第 160 計算期間	59,903,680	97,579,954	7,715,692,738

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース> (毎月分配型)】

(1) 【投資状況】

令和 4 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	142,897,099	97.40

親投資信託受益証券	日本	91,251	0.06
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	3,726,195	2.54
純資産総額		146,714,545	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和4年10月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ピムコ ケイマン エマージング ボン ド ファンド B - クラス J (CN Y)	23,615,4519	6,073	143,416,639	6,051	142,897,099	97.40
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	89,620	1.0182	91,251	1.0182	91,251	0.06

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和4年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.40
親投資信託受益証券	0.06
合計	97.46

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第29計算期間末日 (平成24年11月20日)	184,699,107	185,040,845	10,809	10,829
第30計算期間末日 (平成24年12月20日)	179,142,810	179,458,430	11,352	11,372

第 31 計算期間末日	(平成 25 年 1 月 21 日)	183,299,424	183,601,192	12,148	12,168
第 32 計算期間末日	(平成 25 年 2 月 20 日)	184,581,546	184,879,097	12,407	12,427
第 33 計算期間末日	(平成 25 年 3 月 21 日)	189,720,403	190,021,270	12,612	12,632
第 34 計算期間末日	(平成 25 年 4 月 22 日)	244,213,897	244,579,891	13,345	13,365
第 35 計算期間末日	(平成 25 年 5 月 20 日)	304,379,063	304,816,405	13,919	13,939
第 36 計算期間末日	(平成 25 年 6 月 20 日)	226,440,167	226,810,644	12,224	12,244
第 37 計算期間末日	(平成 25 年 7 月 22 日)	217,051,163	217,727,744	12,832	12,872
第 38 計算期間末日	(平成 25 年 8 月 20 日)	194,002,956	194,636,677	12,245	12,285
第 39 計算期間末日	(平成 25 年 9 月 20 日)	202,654,632	203,293,480	12,689	12,729
第 40 計算期間末日	(平成 25 年 10 月 21 日)	199,177,032	199,809,177	12,603	12,643
第 41 計算期間末日	(平成 25 年 11 月 20 日)	191,664,862	192,269,129	12,687	12,727
第 42 計算期間末日	(平成 25 年 12 月 20 日)	170,499,188	171,016,828	13,175	13,215
第 43 計算期間末日	(平成 26 年 1 月 20 日)	184,886,280	185,443,436	13,274	13,314
第 44 計算期間末日	(平成 26 年 2 月 20 日)	179,878,528	180,436,859	12,887	12,927
第 45 計算期間末日	(平成 26 年 3 月 20 日)	157,098,621	157,591,498	12,749	12,789
第 46 計算期間末日	(平成 26 年 4 月 21 日)	140,605,833	141,037,980	13,015	13,055
第 47 計算期間末日	(平成 26 年 5 月 20 日)	142,310,231	142,745,149	13,088	13,128
第 48 計算期間末日	(平成 26 年 6 月 20 日)	136,593,877	137,003,185	13,349	13,389
第 49 計算期間末日	(平成 26 年 7 月 22 日)	132,197,299	132,594,500	13,313	13,353
第 50 計算期間末日	(平成 26 年 8 月 20 日)	136,781,176	137,184,648	13,560	13,600
第 51 計算期間末日	(平成 26 年 9 月 22 日)	149,692,459	150,114,455	14,189	14,229
第 52 計算期間末日	(平成 26 年 10 月 20 日)	153,829,245	154,272,679	13,876	13,916
第 53 計算期間末日	(平成 26 年 11 月 20 日)	158,562,588	158,981,534	15,139	15,179
第 54 計算期間末日	(平成 26 年 12 月 22 日)	152,541,638	152,951,882	14,873	14,913
第 55 計算期間末日	(平成 27 年 1 月 20 日)	116,203,987	116,521,787	14,626	14,666
第 56 計算期間末日	(平成 27 年 2 月 20 日)	121,312,985	121,636,935	14,979	15,019
第 57 計算期間末日	(平成 27 年 3 月 20 日)	126,215,623	126,550,357	15,082	15,122
第 58 計算期間末日	(平成 27 年 4 月 20 日)	131,645,411	131,985,786	15,471	15,511
第 59 計算期間末日	(平成 27 年 5 月 20 日)	132,679,786	133,017,830	15,700	15,740
第 60 計算期間末日	(平成 27 年 6 月 22 日)	133,487,149	133,826,981	15,712	15,752
第 61 計算期間末日	(平成 27 年 7 月 21 日)	138,508,834	138,855,892	15,964	16,004
第 62 計算期間末日	(平成 27 年 8 月 20 日)	123,350,845	123,681,585	14,918	14,958
第 63 計算期間末日	(平成 27 年 9 月 24 日)	114,730,696	115,051,529	14,304	14,344
第 64 計算期間末日	(平成 27 年 10 月 20 日)	108,966,533	109,267,004	14,506	14,546
第 65 計算期間末日	(平成 27 年 11 月 20 日)	109,590,806	109,886,300	14,835	14,875
第 66 計算期間末日	(平成 27 年 12 月 21 日)	101,979,517	102,270,127	14,037	14,077
第 67 計算期間末日	(平成 28 年 1 月 20 日)	81,775,382	82,022,860	13,217	13,257
第 68 計算期間末日	(平成 28 年 2 月 22 日)	80,208,794	80,453,831	13,093	13,133
第 69 計算期間末日	(平成 28 年 3 月 22 日)	84,321,488	84,566,724	13,754	13,794
第 70 計算期間末日	(平成 28 年 4 月 20 日)	84,641,766	84,888,464	13,724	13,764
第 71 計算期間末日	(平成 28 年 5 月 20 日)	83,464,383	83,710,812	13,548	13,588

第 72 計算期間末日	(平成 28 年 6 月 20 日)	79,177,879	79,421,622	12,994	13,034
第 73 計算期間末日	(平成 28 年 7 月 20 日)	82,276,913	82,520,447	13,514	13,554
第 74 計算期間末日	(平成 28 年 8 月 22 日)	78,454,124	78,695,065	13,025	13,065
第 75 計算期間末日	(平成 28 年 9 月 20 日)	79,344,509	79,588,874	12,988	13,028
第 76 計算期間末日	(平成 28 年 10 月 20 日)	80,135,146	80,378,392	13,178	13,218
第 77 計算期間末日	(平成 28 年 11 月 21 日)	80,122,926	80,365,258	13,225	13,265
第 78 計算期間末日	(平成 28 年 12 月 20 日)	80,364,949	80,596,560	13,879	13,919
第 79 計算期間末日	(平成 29 年 1 月 20 日)	79,300,265	79,525,131	14,106	14,146
第 80 計算期間末日	(平成 29 年 2 月 20 日)	75,694,790	75,910,426	14,041	14,081
第 81 計算期間末日	(平成 29 年 3 月 21 日)	75,578,089	75,793,864	14,011	14,051
第 82 計算期間末日	(平成 29 年 4 月 20 日)	74,541,477	74,757,571	13,798	13,838
第 83 計算期間末日	(平成 29 年 5 月 22 日)	76,087,835	76,301,942	14,215	14,255
第 84 計算期間末日	(平成 29 年 6 月 20 日)	77,361,435	77,575,818	14,434	14,474
第 85 計算期間末日	(平成 29 年 7 月 20 日)	78,523,815	78,738,047	14,661	14,701
第 86 計算期間末日	(平成 29 年 8 月 21 日)	78,505,242	78,721,067	14,550	14,590
第 87 計算期間末日	(平成 29 年 9 月 20 日)	82,392,614	82,608,731	15,250	15,290
第 88 計算期間末日	(平成 29 年 10 月 20 日)	83,305,567	83,522,077	15,391	15,431
第 89 計算期間末日	(平成 29 年 11 月 20 日)	84,302,886	84,523,916	15,256	15,296
第 90 計算期間末日	(平成 29 年 12 月 20 日)	86,169,437	86,391,117	15,548	15,588
第 91 計算期間末日	(平成 30 年 1 月 22 日)	91,820,847	92,054,452	15,722	15,762
第 92 計算期間末日	(平成 30 年 2 月 20 日)	95,997,673	96,252,397	15,075	15,115
第 93 計算期間末日	(平成 30 年 3 月 20 日)	84,918,163	85,145,699	14,928	14,968
第 94 計算期間末日	(平成 30 年 4 月 20 日)	88,095,113	88,325,101	15,322	15,362
第 95 計算期間末日	(平成 30 年 5 月 21 日)	90,369,483	90,608,212	15,142	15,182
第 96 計算期間末日	(平成 30 年 6 月 20 日)	133,770,021	134,138,712	14,513	14,553
第 97 計算期間末日	(平成 30 年 7 月 20 日)	131,011,354	131,368,878	14,658	14,698
第 98 計算期間末日	(平成 30 年 8 月 20 日)	123,998,944	124,353,746	13,979	14,019
第 99 計算期間末日	(平成 30 年 9 月 20 日)	126,115,978	126,470,994	14,210	14,250
第 100 計算期間末日	(平成 30 年 10 月 22 日)	124,228,922	124,581,715	14,085	14,125
第 101 計算期間末日	(平成 30 年 11 月 20 日)	122,888,631	123,240,939	13,952	13,992
第 102 計算期間末日	(平成 30 年 12 月 20 日)	122,830,694	123,178,752	14,116	14,156
第 103 計算期間末日	(平成 31 年 1 月 21 日)	124,500,062	124,848,372	14,298	14,338
第 104 計算期間末日	(平成 31 年 2 月 20 日)	129,609,060	129,962,086	14,685	14,725
第 105 計算期間末日	(平成 31 年 3 月 20 日)	133,618,990	133,974,438	15,037	15,077
第 106 計算期間末日	(平成 31 年 4 月 22 日)	131,477,228	131,824,814	15,130	15,170
第 107 計算期間末日	(令和 1 年 5 月 20 日)	122,146,895	122,486,724	14,377	14,417
第 108 計算期間末日	(令和 1 年 6 月 20 日)	124,425,684	124,765,909	14,629	14,669
第 109 計算期間末日	(令和 1 年 7 月 22 日)	125,243,864	125,584,085	14,725	14,765
第 110 計算期間末日	(令和 1 年 8 月 20 日)	119,657,974	119,997,698	14,089	14,129
第 111 計算期間末日	(令和 1 年 9 月 20 日)	120,984,002	121,323,890	14,238	14,278
第 112 計算期間末日	(令和 1 年 10 月 21 日)	121,673,220	122,013,457	14,305	14,345

第 113 計算期間末日	(令和 1 年 11 月 20 日)	121,631,034	121,971,509	14,290	14,330
第 114 計算期間末日	(令和 1 年 12 月 20 日)	122,494,486	122,829,160	14,640	14,680
第 115 計算期間末日	(令和 2 年 1 月 20 日)	126,618,167	126,950,698	15,231	15,271
第 116 計算期間末日	(令和 2 年 2 月 20 日)	125,567,456	125,896,214	15,278	15,318
第 117 計算期間末日	(令和 2 年 3 月 23 日)	103,966,973	104,301,127	12,445	12,485
第 118 計算期間末日	(令和 2 年 4 月 20 日)	108,573,785	108,914,574	12,744	12,784
第 119 計算期間末日	(令和 2 年 5 月 20 日)	112,065,316	112,406,537	13,137	13,177
第 120 計算期間末日	(令和 2 年 6 月 22 日)	120,048,418	120,397,217	13,767	13,807
第 121 計算期間末日	(令和 2 年 7 月 20 日)	123,109,548	123,458,752	14,102	14,142
第 122 計算期間末日	(令和 2 年 8 月 20 日)	128,311,032	128,667,121	14,413	14,453
第 123 計算期間末日	(令和 2 年 9 月 23 日)	126,256,099	126,607,757	14,361	14,401
第 124 計算期間末日	(令和 2 年 10 月 20 日)	130,153,739	130,506,471	14,759	14,799
第 125 計算期間末日	(令和 2 年 11 月 20 日)	134,548,492	134,906,695	15,025	15,065
第 126 計算期間末日	(令和 2 年 12 月 21 日)	139,079,721	139,441,517	15,377	15,417
第 127 計算期間末日	(令和 3 年 1 月 20 日)	146,688,242	147,069,565	15,387	15,427
第 128 計算期間末日	(令和 3 年 2 月 22 日)	149,859,319	150,243,637	15,597	15,637
第 129 計算期間末日	(令和 3 年 3 月 22 日)	153,618,722	154,012,279	15,613	15,653
第 130 計算期間末日	(令和 3 年 4 月 20 日)	168,276,424	168,701,730	15,826	15,866
第 131 計算期間末日	(令和 3 年 5 月 20 日)	171,280,100	171,706,646	16,062	16,102
第 132 計算期間末日	(令和 3 年 6 月 21 日)	179,775,381	180,212,426	16,454	16,494
第 133 計算期間末日	(令和 3 年 7 月 20 日)	174,295,896	174,724,185	16,278	16,318
第 134 計算期間末日	(令和 3 年 8 月 20 日)	174,467,808	174,895,523	16,316	16,356
第 135 計算期間末日	(令和 3 年 9 月 21 日)	177,396,905	177,830,208	16,376	16,416
第 136 計算期間末日	(令和 3 年 10 月 20 日)	183,951,689	184,384,051	17,018	17,058
第 137 計算期間末日	(令和 3 年 11 月 22 日)	161,820,114	162,203,211	16,896	16,936
第 138 計算期間末日	(令和 3 年 12 月 20 日)	161,974,554	162,361,364	16,750	16,790
第 139 計算期間末日	(令和 4 年 1 月 20 日)	159,326,407	159,714,298	16,430	16,470
第 140 計算期間末日	(令和 4 年 2 月 21 日)	159,990,480	160,379,136	16,466	16,506
第 141 計算期間末日	(令和 4 年 3 月 22 日)	155,557,625	155,945,214	16,054	16,094
第 142 計算期間末日	(令和 4 年 4 月 20 日)	164,176,985	164,566,957	16,840	16,880
第 143 計算期間末日	(令和 4 年 5 月 20 日)	147,624,155	148,011,386	15,249	15,289
第 144 計算期間末日	(令和 4 年 6 月 20 日)	151,413,738	151,797,370	15,787	15,827
第 145 計算期間末日	(令和 4 年 7 月 20 日)	148,833,881	149,220,684	15,391	15,431
第 146 計算期間末日	(令和 4 年 8 月 22 日)	155,485,227	155,874,944	15,959	15,999
第 147 計算期間末日	(令和 4 年 9 月 20 日)	154,613,471	155,003,554	15,854	15,894
第 148 計算期間末日	(令和 4 年 10 月 20 日)	147,681,796	148,072,355	15,125	15,165
	令和 3 年 10 月末日	181,127,867	—	16,919	—
	11 月末日	159,026,080	—	16,579	—
	12 月末日	164,193,229	—	16,962	—
	令和 4 年 1 月末日	161,146,883	—	16,592	—

2 月末日	157,909,109	—	16,161	—
3 月末日	161,242,260	—	16,601	—
4 月末日	156,251,949	—	16,206	—
5 月末日	149,360,187	—	15,649	—
6 月末日	152,284,513	—	15,826	—
7 月末日	151,271,781	—	15,609	—
8 月末日	154,224,443	—	15,810	—
9 月末日	147,006,318	—	14,997	—
10 月末日	146,714,545	—	15,064	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 29 計算期間	20 円
第 30 計算期間	20 円
第 31 計算期間	20 円
第 32 計算期間	20 円
第 33 計算期間	20 円
第 34 計算期間	20 円
第 35 計算期間	20 円
第 36 計算期間	20 円
第 37 計算期間	40 円
第 38 計算期間	40 円
第 39 計算期間	40 円
第 40 計算期間	40 円
第 41 計算期間	40 円
第 42 計算期間	40 円
第 43 計算期間	40 円
第 44 計算期間	40 円
第 45 計算期間	40 円
第 46 計算期間	40 円
第 47 計算期間	40 円
第 48 計算期間	40 円
第 49 計算期間	40 円
第 50 計算期間	40 円
第 51 計算期間	40 円
第 52 計算期間	40 円
第 53 計算期間	40 円
第 54 計算期間	40 円
第 55 計算期間	40 円

第 56 計算期間	40 円
第 57 計算期間	40 円
第 58 計算期間	40 円
第 59 計算期間	40 円
第 60 計算期間	40 円
第 61 計算期間	40 円
第 62 計算期間	40 円
第 63 計算期間	40 円
第 64 計算期間	40 円
第 65 計算期間	40 円
第 66 計算期間	40 円
第 67 計算期間	40 円
第 68 計算期間	40 円
第 69 計算期間	40 円
第 70 計算期間	40 円
第 71 計算期間	40 円
第 72 計算期間	40 円
第 73 計算期間	40 円
第 74 計算期間	40 円
第 75 計算期間	40 円
第 76 計算期間	40 円
第 77 計算期間	40 円
第 78 計算期間	40 円
第 79 計算期間	40 円
第 80 計算期間	40 円
第 81 計算期間	40 円
第 82 計算期間	40 円
第 83 計算期間	40 円
第 84 計算期間	40 円
第 85 計算期間	40 円
第 86 計算期間	40 円
第 87 計算期間	40 円
第 88 計算期間	40 円
第 89 計算期間	40 円
第 90 計算期間	40 円
第 91 計算期間	40 円
第 92 計算期間	40 円
第 93 計算期間	40 円
第 94 計算期間	40 円
第 95 計算期間	40 円
第 96 計算期間	40 円

第 97 計算期間	40 円
第 98 計算期間	40 円
第 99 計算期間	40 円
第 100 計算期間	40 円
第 101 計算期間	40 円
第 102 計算期間	40 円
第 103 計算期間	40 円
第 104 計算期間	40 円
第 105 計算期間	40 円
第 106 計算期間	40 円
第 107 計算期間	40 円
第 108 計算期間	40 円
第 109 計算期間	40 円
第 110 計算期間	40 円
第 111 計算期間	40 円
第 112 計算期間	40 円
第 113 計算期間	40 円
第 114 計算期間	40 円
第 115 計算期間	40 円
第 116 計算期間	40 円
第 117 計算期間	40 円
第 118 計算期間	40 円
第 119 計算期間	40 円
第 120 計算期間	40 円
第 121 計算期間	40 円
第 122 計算期間	40 円
第 123 計算期間	40 円
第 124 計算期間	40 円
第 125 計算期間	40 円
第 126 計算期間	40 円
第 127 計算期間	40 円
第 128 計算期間	40 円
第 129 計算期間	40 円
第 130 計算期間	40 円
第 131 計算期間	40 円
第 132 計算期間	40 円
第 133 計算期間	40 円
第 134 計算期間	40 円
第 135 計算期間	40 円
第 136 計算期間	40 円
第 137 計算期間	40 円

第 138 計算期間	40 円
第 139 計算期間	40 円
第 140 計算期間	40 円
第 141 計算期間	40 円
第 142 計算期間	40 円
第 143 計算期間	40 円
第 144 計算期間	40 円
第 145 計算期間	40 円
第 146 計算期間	40 円
第 147 計算期間	40 円
第 148 計算期間	40 円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 29 計算期間	1.92
第 30 計算期間	5.20
第 31 計算期間	7.18
第 32 計算期間	2.29
第 33 計算期間	1.81
第 34 計算期間	5.97
第 35 計算期間	4.45
第 36 計算期間	△12.03
第 37 計算期間	5.30
第 38 計算期間	△4.26
第 39 計算期間	3.95
第 40 計算期間	△0.36
第 41 計算期間	0.98
第 42 計算期間	4.16
第 43 計算期間	1.05
第 44 計算期間	△2.61
第 45 計算期間	△0.76
第 46 計算期間	2.40
第 47 計算期間	0.86
第 48 計算期間	2.29
第 49 計算期間	0.02
第 50 計算期間	2.15
第 51 計算期間	4.93
第 52 計算期間	△1.92
第 53 計算期間	9.39
第 54 計算期間	△1.49

第 55 計算期間	△1.39
第 56 計算期間	2.68
第 57 計算期間	0.95
第 58 計算期間	2.84
第 59 計算期間	1.73
第 60 計算期間	0.33
第 61 計算期間	1.85
第 62 計算期間	△6.30
第 63 計算期間	△3.84
第 64 計算期間	1.69
第 65 計算期間	2.54
第 66 計算期間	△5.10
第 67 計算期間	△5.55
第 68 計算期間	△0.63
第 69 計算期間	5.35
第 70 計算期間	0.07
第 71 計算期間	△0.99
第 72 計算期間	△3.79
第 73 計算期間	4.30
第 74 計算期間	△3.32
第 75 計算期間	0.02
第 76 計算期間	1.77
第 77 計算期間	0.66
第 78 計算期間	5.24
第 79 計算期間	1.92
第 80 計算期間	△0.17
第 81 計算期間	0.07
第 82 計算期間	△1.23
第 83 計算期間	3.31
第 84 計算期間	1.82
第 85 計算期間	1.84
第 86 計算期間	△0.48
第 87 計算期間	5.08
第 88 計算期間	1.18
第 89 計算期間	△0.61
第 90 計算期間	2.17
第 91 計算期間	1.37
第 92 計算期間	△3.86
第 93 計算期間	△0.70
第 94 計算期間	2.90
第 95 計算期間	△0.91

第 96 計算期間	△3.88
第 97 計算期間	1.27
第 98 計算期間	△4.35
第 99 計算期間	1.93
第 100 計算期間	△0.59
第 101 計算期間	△0.66
第 102 計算期間	1.46
第 103 計算期間	1.57
第 104 計算期間	2.98
第 105 計算期間	2.66
第 106 計算期間	0.88
第 107 計算期間	△4.71
第 108 計算期間	2.03
第 109 計算期間	0.92
第 110 計算期間	△4.04
第 111 計算期間	1.34
第 112 計算期間	0.75
第 113 計算期間	0.17
第 114 計算期間	2.72
第 115 計算期間	4.31
第 116 計算期間	0.57
第 117 計算期間	△18.28
第 118 計算期間	2.72
第 119 計算期間	3.39
第 120 計算期間	5.10
第 121 計算期間	2.72
第 122 計算期間	2.48
第 123 計算期間	△0.08
第 124 計算期間	3.04
第 125 計算期間	2.07
第 126 計算期間	2.60
第 127 計算期間	0.32
第 128 計算期間	1.62
第 129 計算期間	0.35
第 130 計算期間	1.62
第 131 計算期間	1.74
第 132 計算期間	2.68
第 133 計算期間	△0.82
第 134 計算期間	0.47
第 135 計算期間	0.61
第 136 計算期間	4.16

第 137 計算期間	△0.48
第 138 計算期間	△0.62
第 139 計算期間	△1.67
第 140 計算期間	0.46
第 141 計算期間	△2.25
第 142 計算期間	5.14
第 143 計算期間	△9.21
第 144 計算期間	3.79
第 145 計算期間	△2.25
第 146 計算期間	3.95
第 147 計算期間	△0.40
第 148 計算期間	△4.34

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 29 計算期間	266,854	3,890,560	170,869,461
第 30 計算期間	1,696,963	14,756,303	157,810,121
第 31 計算期間	3,640,042	10,566,131	150,884,032
第 32 計算期間	2,629,172	4,737,436	148,775,768
第 33 計算期間	10,158,725	8,500,856	150,433,637
第 34 計算期間	35,886,591	3,322,732	182,997,496
第 35 計算期間	41,275,574	5,601,902	218,671,168
第 36 計算期間	4,283,490	37,715,755	185,238,903
第 37 計算期間	2,283,121	18,376,768	169,145,256
第 38 計算期間	287,683	11,002,468	158,430,471
第 39 計算期間	2,261,329	979,614	159,712,186
第 40 計算期間	200,902	1,876,657	158,036,431
第 41 計算期間	410,553	7,380,080	151,066,904
第 42 計算期間	4,842,626	26,499,335	129,410,195
第 43 計算期間	11,189,424	1,310,412	139,289,207
第 44 計算期間	1,201,249	907,651	139,582,805
第 45 計算期間	353,843	16,717,150	123,219,498
第 46 計算期間	2,717,908	17,900,509	108,036,897
第 47 計算期間	1,846,365	1,153,760	108,729,502
第 48 計算期間	2,011,636	8,413,953	102,327,185
第 49 計算期間	410,112	3,436,806	99,300,491
第 50 計算期間	2,695,827	1,128,080	100,868,238
第 51 計算期間	6,180,509	1,549,529	105,499,218
第 52 計算期間	5,601,069	241,547	110,858,740

第 53 計算期間	682, 169	6, 804, 203	104, 736, 706
第 54 計算期間	2, 032, 835	4, 208, 430	102, 561, 111
第 55 計算期間	832, 444	23, 943, 539	79, 450, 016
第 56 計算期間	1, 952, 053	414, 441	80, 987, 628
第 57 計算期間	3, 019, 818	323, 750	83, 683, 696
第 58 計算期間	4, 166, 877	2, 756, 684	85, 093, 889
第 59 計算期間	558, 261	1, 140, 947	84, 511, 203
第 60 計算期間	1, 466, 213	1, 019, 292	84, 958, 124
第 61 計算期間	2, 844, 990	1, 038, 375	86, 764, 739
第 62 計算期間	604, 605	4, 684, 201	82, 685, 143
第 63 計算期間	150, 272	2, 627, 152	80, 208, 263
第 64 計算期間	128, 832	5, 219, 260	75, 117, 835
第 65 計算期間	204, 957	1, 449, 196	73, 873, 596
第 66 計算期間	897, 971	2, 119, 007	72, 652, 560
第 67 計算期間	130, 361	10, 913, 401	61, 869, 520
第 68 計算期間	104, 738	714, 840	61, 259, 418
第 69 計算期間	113, 971	64, 283	61, 309, 106
第 70 計算期間	365, 718	99	61, 674, 725
第 71 計算期間	96, 702	164, 043	61, 607, 384
第 72 計算期間	110, 917	782, 413	60, 935, 888
第 73 計算期間	941, 332	993, 607	60, 883, 613
第 74 計算期間	811, 102	1, 459, 280	60, 235, 435
第 75 計算期間	855, 829	—	61, 091, 264
第 76 計算期間	844, 901	1, 124, 425	60, 811, 740
第 77 計算期間	91, 758	320, 417	60, 583, 081
第 78 計算期間	836, 820	3, 516, 997	57, 902, 904
第 79 計算期間	80, 952	1, 767, 236	56, 216, 620
第 80 計算期間	148, 366	2, 455, 805	53, 909, 181
第 81 計算期間	89, 363	54, 717	53, 943, 827
第 82 計算期間	79, 862	—	54, 023, 689
第 83 計算期間	76, 140	573, 018	53, 526, 811
第 84 計算期間	125, 173	56, 000	53, 595, 984
第 85 計算期間	122, 152	160, 000	53, 558, 136
第 86 計算期間	408, 183	10, 000	53, 956, 319
第 87 計算期間	173, 660	100, 727	54, 029, 252
第 88 計算期間	2, 172, 121	2, 073, 860	54, 127, 513
第 89 計算期間	1, 439, 620	309, 600	55, 257, 533
第 90 計算期間	548, 351	385, 794	55, 420, 090
第 91 計算期間	4, 847, 666	1, 866, 328	58, 401, 428
第 92 計算期間	6, 651, 414	1, 371, 746	63, 681, 096
第 93 計算期間	131, 898	6, 928, 838	56, 884, 156

第 94 計算期間	884,633	271,596	57,497,193
第 95 計算期間	2,235,947	50,652	59,682,488
第 96 計算期間	32,687,593	197,261	92,172,820
第 97 計算期間	560,939	3,352,591	89,381,168
第 98 計算期間	248,377	928,865	88,700,680
第 99 計算期間	206,110	152,759	88,754,031
第 100 計算期間	87,803	643,419	88,198,415
第 101 計算期間	95,169	216,489	88,077,095
第 102 計算期間	239,904	1,302,321	87,014,678
第 103 計算期間	78,618	15,793	87,077,503
第 104 計算期間	1,466,881	287,792	88,256,592
第 105 計算期間	759,226	153,762	88,862,056
第 106 計算期間	86,533	2,051,846	86,896,743
第 107 計算期間	221,764	2,161,040	84,957,467
第 108 計算期間	103,672	4,695	85,056,444
第 109 計算期間	85,651	86,617	85,055,478
第 110 計算期間	355,639	480,103	84,931,014
第 111 計算期間	253,412	212,185	84,972,241
第 112 計算期間	163,224	76,108	85,059,357
第 113 計算期間	94,258	34,737	85,118,878
第 114 計算期間	103,067	1,553,439	83,668,506
第 115 計算期間	464,287	1,000,042	83,132,751
第 116 計算期間	438,087	1,381,094	82,189,744
第 117 計算期間	1,349,727	900	83,538,571
第 118 計算期間	2,700,853	1,042,004	85,197,420
第 119 計算期間	108,078	—	85,305,498
第 120 計算期間	2,074,970	180,674	87,199,794
第 121 計算期間	202,512	101,132	87,301,174
第 122 計算期間	2,280,223	558,958	89,022,439
第 123 計算期間	201,719	1,309,612	87,914,546
第 124 計算期間	316,617	48,011	88,183,152
第 125 計算期間	1,535,701	168,003	89,550,850
第 126 計算期間	1,175,016	276,806	90,449,060
第 127 計算期間	5,042,295	160,517	95,330,838
第 128 計算期間	1,448,031	699,202	96,079,667
第 129 計算期間	2,616,063	306,283	98,389,447
第 130 計算期間	7,992,082	54,896	106,326,633
第 131 計算期間	968,633	658,590	106,636,676
第 132 計算期間	2,772,527	147,876	109,261,327
第 133 計算期間	670,103	2,859,010	107,072,420
第 134 計算期間	540,333	683,954	106,928,799

第 135 計算期間	1,837,243	440,090	108,325,952
第 136 計算期間	709,763	945,059	108,090,656
第 137 計算期間	738,496	13,054,828	95,774,324
第 138 計算期間	959,966	31,662	96,702,628
第 139 計算期間	775,009	504,709	96,972,928
第 140 計算期間	600,013	408,883	97,164,058
第 141 計算期間	1,477,249	1,744,005	96,897,302
第 142 計算期間	691,555	95,669	97,493,188
第 143 計算期間	598,180	1,283,552	96,807,816
第 144 計算期間	977,637	1,877,277	95,908,176
第 145 計算期間	798,442	5,841	96,700,777
第 146 計算期間	738,718	10,083	97,429,412
第 147 計算期間	531,708	440,366	97,520,754
第 148 計算期間	779,627	660,441	97,639,940

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース> (毎月分配型)】

(1) 【投資状況】

令和 4 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	624,249,833	99.44
親投資信託受益証券	日本	682,127	0.11
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	2,834,251	0.45
純資産総額		627,766,211	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 10 月 31 日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ビムコ ケイマン エマージング ボン ド ファンド B - クラス J (I D R)	128,605.2398	4,843	622,835,176	4,854	624,249,833	99.44
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	669,935	1.0182	682,127	1.0182	682,127	0.11

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

令和 4 年 10 月 31 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.44
親投資信託受益証券	0.11
合計	99.55

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第29計算期間末日 (平成24年11月20日)	2,670,392,039	2,690,374,652	9,355	9,425
第30計算期間末日 (平成24年12月20日)	2,670,730,410	2,690,057,399	9,673	9,743
第31計算期間末日 (平成25年1月21日)	2,826,035,365	2,845,419,134	10,206	10,276
第32計算期間末日 (平成25年2月20日)	3,032,091,174	3,052,121,172	10,596	10,666
第33計算期間末日 (平成25年3月21日)	3,229,423,449	3,250,602,760	10,674	10,744
第34計算期間末日 (平成25年4月22日)	3,427,235,840	3,448,527,381	11,268	11,338
第35計算期間末日 (平成25年5月20日)	3,456,673,249	3,477,625,314	11,549	11,619
第36計算期間末日 (平成25年6月20日)	2,744,282,693	2,764,145,104	9,672	9,742
第37計算期間末日 (平成25年7月22日)	2,740,873,667	2,760,074,185	9,992	10,062
第38計算期間末日 (平成25年8月20日)	2,372,067,632	2,390,385,462	9,065	9,135
第39計算期間末日 (平成25年9月20日)	2,320,477,651	2,337,705,268	9,429	9,499
第40計算期間末日 (平成25年10月21日)	2,214,679,706	2,231,240,753	9,361	9,431
第41計算期間末日 (平成25年11月20日)	2,046,197,815	2,062,114,263	8,999	9,069
第42計算期間末日 (平成25年12月20日)	1,866,135,028	1,881,031,098	8,769	8,839
第43計算期間末日 (平成26年1月20日)	1,837,610,652	1,851,818,878	9,053	9,123
第44計算期間末日 (平成26年2月20日)	1,789,453,488	1,803,436,265	8,958	9,028
第45計算期間末日 (平成26年3月20日)	1,803,752,217	1,817,461,194	9,210	9,280
第46計算期間末日 (平成26年4月21日)	1,761,132,093	1,774,269,637	9,384	9,454
第47計算期間末日 (平成26年5月20日)	1,716,935,824	1,729,682,670	9,429	9,499
第48計算期間末日 (平成26年6月20日)	1,639,600,151	1,652,152,850	9,143	9,213
第49計算期間末日 (平成26年7月22日)	1,683,995,114	1,696,542,393	9,395	9,465

第 50 計算期間末日	(平成 26 年 8 月 20 日)	1, 648, 118, 678	1, 660, 388, 935	9, 402	9, 472
第 51 計算期間末日	(平成 26 年 9 月 22 日)	1, 651, 837, 139	1, 663, 920, 839	9, 569	9, 639
第 52 計算期間末日	(平成 26 年 10 月 20 日)	1, 532, 890, 601	1, 544, 416, 686	9, 310	9, 380
第 53 計算期間末日	(平成 26 年 11 月 20 日)	1, 574, 919, 693	1, 585, 798, 642	10, 134	10, 204
第 54 計算期間末日	(平成 26 年 12 月 22 日)	1, 467, 662, 454	1, 478, 297, 603	9, 660	9, 730
第 55 計算期間末日	(平成 27 年 1 月 20 日)	1, 439, 719, 270	1, 450, 477, 442	9, 368	9, 438
第 56 計算期間末日	(平成 27 年 2 月 20 日)	1, 405, 974, 838	1, 416, 488, 382	9, 361	9, 431
第 57 計算期間末日	(平成 27 年 3 月 20 日)	1, 365, 134, 667	1, 375, 473, 179	9, 243	9, 313
第 58 計算期間末日	(平成 27 年 4 月 20 日)	1, 406, 147, 625	1, 416, 366, 659	9, 632	9, 702
第 59 計算期間末日	(平成 27 年 5 月 20 日)	1, 382, 265, 100	1, 392, 417, 141	9, 531	9, 601
第 60 計算期間末日	(平成 27 年 6 月 22 日)	1, 376, 083, 780	1, 386, 221, 892	9, 501	9, 571
第 61 計算期間末日	(平成 27 年 7 月 21 日)	1, 356, 762, 804	1, 366, 711, 739	9, 546	9, 616
第 62 計算期間末日	(平成 27 年 8 月 20 日)	1, 261, 612, 070	1, 271, 340, 943	9, 077	9, 147
第 63 計算期間末日	(平成 27 年 9 月 24 日)	1, 063, 344, 896	1, 072, 474, 231	8, 153	8, 223
第 64 計算期間末日	(平成 27 年 10 月 20 日)	1, 157, 298, 169	1, 166, 433, 023	8, 868	8, 938
第 65 計算期間末日	(平成 27 年 11 月 20 日)	1, 139, 415, 075	1, 148, 110, 843	9, 172	9, 242
第 66 計算期間末日	(平成 27 年 12 月 21 日)	1, 059, 537, 955	1, 068, 050, 834	8, 712	8, 782
第 67 計算期間末日	(平成 28 年 1 月 20 日)	986, 222, 878	994, 605, 594	8, 235	8, 305
第 68 計算期間末日	(平成 28 年 2 月 22 日)	986, 177, 515	994, 557, 802	8, 237	8, 307
第 69 計算期間末日	(平成 28 年 3 月 22 日)	965, 336, 038	973, 028, 661	8, 784	8, 854
第 70 計算期間末日	(平成 28 年 4 月 20 日)	969, 316, 195	977, 039, 200	8, 786	8, 856
第 71 計算期間末日	(平成 28 年 5 月 20 日)	895, 332, 978	902, 813, 436	8, 378	8, 448
第 72 計算期間末日	(平成 28 年 6 月 20 日)	885, 717, 661	893, 223, 350	8, 260	8, 330
第 73 計算期間末日	(平成 28 年 7 月 20 日)	946, 423, 032	953, 871, 929	8, 894	8, 964
第 74 計算期間末日	(平成 28 年 8 月 22 日)	912, 364, 927	919, 937, 133	8, 434	8, 504
第 75 計算期間末日	(平成 28 年 9 月 20 日)	914, 067, 012	921, 648, 838	8, 439	8, 509
第 76 計算期間末日	(平成 28 年 10 月 20 日)	937, 501, 901	945, 047, 701	8, 697	8, 767
第 77 計算期間末日	(平成 28 年 11 月 21 日)	966, 141, 206	974, 045, 035	8, 557	8, 627
第 78 計算期間末日	(平成 28 年 12 月 20 日)	1, 048, 179, 237	1, 056, 178, 998	9, 172	9, 242
第 79 計算期間末日	(平成 29 年 1 月 20 日)	953, 908, 015	961, 172, 659	9, 192	9, 262
第 80 計算期間末日	(平成 29 年 2 月 20 日)	928, 618, 582	935, 773, 974	9, 085	9, 155
第 81 計算期間末日	(平成 29 年 3 月 21 日)	944, 022, 087	951, 250, 133	9, 142	9, 212
第 82 計算期間末日	(平成 29 年 4 月 20 日)	912, 603, 388	919, 793, 094	8, 885	8, 955
第 83 計算期間末日	(平成 29 年 5 月 22 日)	945, 613, 232	952, 874, 503	9, 116	9, 186
第 84 計算期間末日	(平成 29 年 6 月 20 日)	935, 490, 559	942, 653, 388	9, 142	9, 212
第 85 計算期間末日	(平成 29 年 7 月 20 日)	949, 180, 960	956, 457, 340	9, 131	9, 201
第 86 計算期間末日	(平成 29 年 8 月 21 日)	960, 654, 540	968, 228, 585	8, 878	8, 948
第 87 計算期間末日	(平成 29 年 9 月 20 日)	1, 079, 576, 689	1, 087, 754, 544	9, 241	9, 311
第 88 計算期間末日	(平成 29 年 10 月 20 日)	1, 123, 821, 556	1, 132, 408, 114	9, 162	9, 232
第 89 計算期間末日	(平成 29 年 11 月 20 日)	1, 144, 344, 605	1, 153, 186, 533	9, 060	9, 130
第 90 計算期間末日	(平成 29 年 12 月 20 日)	1, 155, 781, 376	1, 164, 656, 117	9, 116	9, 186

第91 計算期間末日	(平成30年1月22日)	1,212,789,406	1,222,136,594	9,082	9,152
第92 計算期間末日	(平成30年2月20日)	1,277,573,975	1,288,243,955	8,381	8,451
第93 計算期間末日	(平成30年3月20日)	1,254,786,259	1,265,592,622	8,128	8,198
第94 計算期間末日	(平成30年4月20日)	1,235,429,493	1,245,964,679	8,209	8,279
第95 計算期間末日	(平成30年5月21日)	1,188,984,233	1,199,438,070	7,962	8,032
第96 計算期間末日	(平成30年6月20日)	1,140,991,048	1,151,318,858	7,733	7,803
第97 計算期間末日	(平成30年7月20日)	1,129,705,912	1,139,675,437	7,932	8,002
第98 計算期間末日	(平成30年8月20日)	1,047,503,994	1,057,169,768	7,586	7,656
第99 計算期間末日	(平成30年9月20日)	1,052,267,102	1,061,944,774	7,611	7,681
第100 計算期間末日	(平成30年10月22日)	1,025,269,562	1,034,929,076	7,430	7,500
第101 計算期間末日	(平成30年11月20日)	1,001,893,865	1,011,058,678	7,652	7,722
第102 計算期間末日	(平成30年12月20日)	1,014,455,217	1,023,626,452	7,743	7,813
第103 計算期間末日	(平成31年1月21日)	1,014,734,443	1,023,842,466	7,799	7,869
第104 計算期間末日	(平成31年2月20日)	1,047,624,613	1,056,745,597	8,040	8,110
第105 計算期間末日	(平成31年3月20日)	1,053,725,038	1,062,814,119	8,115	8,185
第106 計算期間末日	(平成31年4月22日)	1,073,220,739	1,082,377,756	8,204	8,274
第107 計算期間末日	(令和1年5月20日)	1,015,744,864	1,024,903,467	7,763	7,833
第108 計算期間末日	(令和1年6月20日)	1,038,211,013	1,047,308,798	7,988	8,058
第109 計算期間末日	(令和1年7月22日)	1,075,843,438	1,085,034,816	8,193	8,263
第110 計算期間末日	(令和1年8月20日)	1,087,739,836	1,097,470,410	7,825	7,895
第111 計算期間末日	(令和1年9月20日)	1,109,352,576	1,119,026,362	8,027	8,097
第112 計算期間末日	(令和1年10月21日)	1,088,678,921	1,098,208,478	7,997	8,067
第113 計算期間末日	(令和1年11月20日)	1,015,166,512	1,024,113,538	7,942	8,012
第114 計算期間末日	(令和1年12月20日)	1,032,432,523	1,041,291,157	8,158	8,228
第115 計算期間末日	(令和2年1月20日)	1,039,641,299	1,048,216,827	8,486	8,556
第116 計算期間末日	(令和2年2月20日)	1,076,487,149	1,085,246,955	8,602	8,672
第117 計算期間末日	(令和2年3月23日)	754,164,748	762,977,239	5,991	6,061
第118 計算期間末日	(令和2年4月20日)	791,334,544	800,251,531	6,212	6,282
第119 計算期間末日	(令和2年5月20日)	879,627,684	888,663,668	6,814	6,884
第120 計算期間末日	(令和2年6月22日)	936,383,601	945,287,831	7,361	7,431
第121 計算期間末日	(令和2年7月20日)	912,539,513	921,440,171	7,177	7,247
第122 計算期間末日	(令和2年8月20日)	920,707,585	929,544,780	7,293	7,363
第123 計算期間末日	(令和2年9月23日)	786,295,411	794,122,648	7,032	7,102
第124 計算期間末日	(令和2年10月20日)	799,942,449	807,808,335	7,119	7,189
第125 計算期間末日	(令和2年11月20日)	792,128,515	799,678,740	7,344	7,414
第126 計算期間末日	(令和2年12月21日)	798,643,370	806,146,603	7,451	7,521
第127 計算期間末日	(令和3年1月20日)	816,911,224	824,653,761	7,386	7,456
第128 計算期間末日	(令和3年2月22日)	814,129,905	821,812,170	7,418	7,488
第129 計算期間末日	(令和3年3月22日)	808,796,183	816,571,360	7,282	7,352
第130 計算期間末日	(令和3年4月20日)	804,161,376	811,910,451	7,264	7,334
第131 計算期間末日	(令和3年5月20日)	815,232,655	823,024,444	7,324	7,394

第 132 計算期間末日	(令和 3 年 6 月 21 日)	821, 471, 086	829, 202, 443	7, 438	7, 508
第 133 計算期間末日	(令和 3 年 7 月 20 日)	811, 995, 263	819, 774, 475	7, 307	7, 377
第 134 計算期間末日	(令和 3 年 8 月 20 日)	806, 097, 875	813, 790, 385	7, 335	7, 405
第 135 計算期間末日	(令和 3 年 9 月 21 日)	817, 225, 753	824, 946, 278	7, 410	7, 480
第 136 計算期間末日	(令和 3 年 10 月 20 日)	834, 584, 707	842, 235, 222	7, 636	7, 706
第 137 計算期間末日	(令和 3 年 11 月 22 日)	762, 376, 891	769, 540, 659	7, 449	7, 519
第 138 計算期間末日	(令和 3 年 12 月 20 日)	730, 925, 237	737, 944, 632	7, 289	7, 359
第 139 計算期間末日	(令和 4 年 1 月 20 日)	713, 107, 644	720, 180, 703	7, 057	7, 127
第 140 計算期間末日	(令和 4 年 2 月 21 日)	708, 693, 985	715, 799, 228	6, 982	7, 052
第 141 計算期間末日	(令和 4 年 3 月 22 日)	658, 904, 151	665, 676, 895	6, 810	6, 880
第 142 計算期間末日	(令和 4 年 4 月 20 日)	696, 639, 778	703, 498, 375	7, 110	7, 180
第 143 計算期間末日	(令和 4 年 5 月 20 日)	643, 141, 351	650, 001, 485	6, 563	6, 633
第 144 計算期間末日	(令和 4 年 6 月 20 日)	653, 917, 999	660, 842, 199	6, 611	6, 681
第 145 計算期間末日	(令和 4 年 7 月 20 日)	637, 828, 175	642, 324, 343	6, 384	6, 429
第 146 計算期間末日	(令和 4 年 8 月 22 日)	666, 904, 357	671, 371, 309	6, 718	6, 763
第 147 計算期間末日	(令和 4 年 9 月 20 日)	670, 861, 180	675, 345, 108	6, 733	6, 778
第 148 計算期間末日	(令和 4 年 10 月 20 日)	628, 178, 142	632, 631, 261	6, 348	6, 393
	令和 3 年 10 月末日	771, 568, 973	—	7, 557	—
	11 月末日	746, 306, 000	—	7, 267	—
	12 月末日	747, 987, 954	—	7, 426	—
	令和 4 年 1 月末日	721, 746, 229	—	7, 125	—
	2 月末日	698, 101, 963	—	6, 840	—
	3 月末日	681, 919, 294	—	7, 020	—
	4 月末日	683, 269, 989	—	6, 949	—
	5 月末日	664, 283, 881	—	6, 751	—
	6 月末日	661, 137, 308	—	6, 613	—
	7 月末日	650, 578, 510	—	6, 520	—
	8 月末日	672, 126, 938	—	6, 758	—
	9 月末日	631, 270, 378	—	6, 379	—
	10 月末日	627, 766, 211	—	6, 359	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 29 計算期間	70 円
第 30 計算期間	70 円
第 31 計算期間	70 円
第 32 計算期間	70 円
第 33 計算期間	70 円

第 34 計算期間	70 円
第 35 計算期間	70 円
第 36 計算期間	70 円
第 37 計算期間	70 円
第 38 計算期間	70 円
第 39 計算期間	70 円
第 40 計算期間	70 円
第 41 計算期間	70 円
第 42 計算期間	70 円
第 43 計算期間	70 円
第 44 計算期間	70 円
第 45 計算期間	70 円
第 46 計算期間	70 円
第 47 計算期間	70 円
第 48 計算期間	70 円
第 49 計算期間	70 円
第 50 計算期間	70 円
第 51 計算期間	70 円
第 52 計算期間	70 円
第 53 計算期間	70 円
第 54 計算期間	70 円
第 55 計算期間	70 円
第 56 計算期間	70 円
第 57 計算期間	70 円
第 58 計算期間	70 円
第 59 計算期間	70 円
第 60 計算期間	70 円
第 61 計算期間	70 円
第 62 計算期間	70 円
第 63 計算期間	70 円
第 64 計算期間	70 円
第 65 計算期間	70 円
第 66 計算期間	70 円
第 67 計算期間	70 円
第 68 計算期間	70 円
第 69 計算期間	70 円
第 70 計算期間	70 円
第 71 計算期間	70 円
第 72 計算期間	70 円
第 73 計算期間	70 円
第 74 計算期間	70 円

第 75 計算期間	70 円
第 76 計算期間	70 円
第 77 計算期間	70 円
第 78 計算期間	70 円
第 79 計算期間	70 円
第 80 計算期間	70 円
第 81 計算期間	70 円
第 82 計算期間	70 円
第 83 計算期間	70 円
第 84 計算期間	70 円
第 85 計算期間	70 円
第 86 計算期間	70 円
第 87 計算期間	70 円
第 88 計算期間	70 円
第 89 計算期間	70 円
第 90 計算期間	70 円
第 91 計算期間	70 円
第 92 計算期間	70 円
第 93 計算期間	70 円
第 94 計算期間	70 円
第 95 計算期間	70 円
第 96 計算期間	70 円
第 97 計算期間	70 円
第 98 計算期間	70 円
第 99 計算期間	70 円
第 100 計算期間	70 円
第 101 計算期間	70 円
第 102 計算期間	70 円
第 103 計算期間	70 円
第 104 計算期間	70 円
第 105 計算期間	70 円
第 106 計算期間	70 円
第 107 計算期間	70 円
第 108 計算期間	70 円
第 109 計算期間	70 円
第 110 計算期間	70 円
第 111 計算期間	70 円
第 112 計算期間	70 円
第 113 計算期間	70 円
第 114 計算期間	70 円
第 115 計算期間	70 円

第 116 計算期間	70 円
第 117 計算期間	70 円
第 118 計算期間	70 円
第 119 計算期間	70 円
第 120 計算期間	70 円
第 121 計算期間	70 円
第 122 計算期間	70 円
第 123 計算期間	70 円
第 124 計算期間	70 円
第 125 計算期間	70 円
第 126 計算期間	70 円
第 127 計算期間	70 円
第 128 計算期間	70 円
第 129 計算期間	70 円
第 130 計算期間	70 円
第 131 計算期間	70 円
第 132 計算期間	70 円
第 133 計算期間	70 円
第 134 計算期間	70 円
第 135 計算期間	70 円
第 136 計算期間	70 円
第 137 計算期間	70 円
第 138 計算期間	70 円
第 139 計算期間	70 円
第 140 計算期間	70 円
第 141 計算期間	70 円
第 142 計算期間	70 円
第 143 計算期間	70 円
第 144 計算期間	70 円
第 145 計算期間	45 円
第 146 計算期間	45 円
第 147 計算期間	45 円
第 148 計算期間	45 円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 29 計算期間	2.44
第 30 計算期間	4.14
第 31 計算期間	6.23
第 32 計算期間	4.50

第 33 計算期間	1.39
第 34 計算期間	6.22
第 35 計算期間	3.11
第 36 計算期間	△15.64
第 37 計算期間	4.03
第 38 計算期間	△8.57
第 39 計算期間	4.78
第 40 計算期間	0.02
第 41 計算期間	△3.11
第 42 計算期間	△1.77
第 43 計算期間	4.03
第 44 計算期間	△0.27
第 45 計算期間	3.59
第 46 計算期間	2.64
第 47 計算期間	1.22
第 48 計算期間	△2.29
第 49 計算期間	3.52
第 50 計算期間	0.81
第 51 計算期間	2.52
第 52 計算期間	△1.97
第 53 計算期間	9.60
第 54 計算期間	△3.98
第 55 計算期間	△2.29
第 56 計算期間	0.67
第 57 計算期間	△0.51
第 58 計算期間	4.96
第 59 計算期間	△0.32
第 60 計算期間	0.41
第 61 計算期間	1.21
第 62 計算期間	△4.17
第 63 計算期間	△9.40
第 64 計算期間	9.62
第 65 計算期間	4.21
第 66 計算期間	△4.25
第 67 計算期間	△4.67
第 68 計算期間	0.87
第 69 計算期間	7.49
第 70 計算期間	0.81
第 71 計算期間	△3.84
第 72 計算期間	△0.57
第 73 計算期間	8.52

第 74 計算期間	△4.38
第 75 計算期間	0.88
第 76 計算期間	3.88
第 77 計算期間	△0.80
第 78 計算期間	8.00
第 79 計算期間	0.98
第 80 計算期間	△0.40
第 81 計算期間	1.39
第 82 計算期間	△2.04
第 83 計算期間	3.38
第 84 計算期間	1.05
第 85 計算期間	0.64
第 86 計算期間	△2.00
第 87 計算期間	4.87
第 88 計算期間	△0.09
第 89 計算期間	△0.34
第 90 計算期間	1.39
第 91 計算期間	0.39
第 92 計算期間	△6.94
第 93 計算期間	△2.18
第 94 計算期間	1.85
第 95 計算期間	△2.15
第 96 計算期間	△1.99
第 97 計算期間	3.47
第 98 計算期間	△3.47
第 99 計算期間	1.25
第 100 計算期間	△1.45
第 101 計算期間	3.93
第 102 計算期間	2.10
第 103 計算期間	1.62
第 104 計算期間	3.98
第 105 計算期間	1.80
第 106 計算期間	1.95
第 107 計算期間	△4.52
第 108 計算期間	3.80
第 109 計算期間	3.44
第 110 計算期間	△3.63
第 111 計算期間	3.47
第 112 計算期間	0.49
第 113 計算期間	0.18
第 114 計算期間	3.60

第 115 計算期間	4.87
第 116 計算期間	2.19
第 117 計算期間	△29.53
第 118 計算期間	4.85
第 119 計算期間	10.81
第 120 計算期間	9.05
第 121 計算期間	△1.54
第 122 計算期間	2.59
第 123 計算期間	△2.61
第 124 計算期間	2.23
第 125 計算期間	4.14
第 126 計算期間	2.41
第 127 計算期間	0.06
第 128 計算期間	1.38
第 129 計算期間	△0.88
第 130 計算期間	0.71
第 131 計算期間	1.78
第 132 計算期間	2.51
第 133 計算期間	△0.82
第 134 計算期間	1.34
第 135 計算期間	1.97
第 136 計算期間	3.99
第 137 計算期間	△1.53
第 138 計算期間	△1.20
第 139 計算期間	△2.22
第 140 計算期間	△0.07
第 141 計算期間	△1.46
第 142 計算期間	5.43
第 143 計算期間	△6.70
第 144 計算期間	1.79
第 145 計算期間	△2.75
第 146 計算期間	5.93
第 147 計算期間	0.89
第 148 計算期間	△5.04

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 29 計算期間	68,102,589	148,958,910	2,854,659,073
第 30 計算期間	97,719,907	191,380,484	2,760,998,496

第 31 計算期間	121,914,534	113,803,059	2,769,109,971
第 32 計算期間	195,337,606	103,019,158	2,861,428,419
第 33 計算期間	341,852,050	177,664,522	3,025,615,947
第 34 計算期間	122,613,764	106,580,861	3,041,648,850
第 35 計算期間	50,952,695	99,449,295	2,993,152,250
第 36 計算期間	70,865,698	226,530,614	2,837,487,334
第 37 計算期間	12,014,383	106,570,453	2,742,931,264
第 38 計算期間	26,167,566	152,265,872	2,616,832,958
第 39 計算期間	9,412,206	165,157,017	2,461,088,147
第 40 計算期間	13,108,287	108,332,560	2,365,863,874
第 41 計算期間	10,299,935	102,385,395	2,273,778,414
第 42 計算期間	32,139,391	177,907,779	2,128,010,026
第 43 計算期間	28,072,976	126,336,425	2,029,746,577
第 44 計算期間	33,167,893	65,374,869	1,997,539,601
第 45 計算期間	16,063,793	55,178,102	1,958,425,292
第 46 計算期間	5,295,814	86,929,074	1,876,792,032
第 47 計算期間	9,757,258	65,571,280	1,820,978,010
第 48 計算期間	12,326,153	40,061,336	1,793,242,827
第 49 計算期間	25,485,447	26,259,719	1,792,468,555
第 50 計算期間	26,060,168	65,634,752	1,752,893,971
第 51 計算期間	27,419,323	54,070,306	1,726,242,988
第 52 計算期間	26,346,380	106,005,759	1,646,583,609
第 53 計算期間	3,412,890	95,860,804	1,554,135,695
第 54 計算期間	18,065,138	52,893,783	1,519,307,050
第 55 計算期間	49,502,610	31,927,908	1,536,881,752
第 56 計算期間	24,664,595	59,611,443	1,501,934,904
第 57 計算期間	7,465,386	32,469,986	1,476,930,304
第 58 計算期間	28,784,217	45,852,502	1,459,862,019
第 59 計算期間	9,951,715	19,522,107	1,450,291,627
第 60 計算期間	25,504,170	27,493,945	1,448,301,852
第 61 計算期間	4,812,208	31,837,521	1,421,276,539
第 62 計算期間	2,281,922	33,719,417	1,389,839,044
第 63 計算期間	2,460,758	88,108,953	1,304,190,849
第 64 計算期間	14,916,339	14,127,945	1,304,979,243
第 65 計算期間	2,354,474	65,081,090	1,242,252,627
第 66 計算期間	2,230,668	28,357,666	1,216,125,629
第 67 計算期間	3,589,916	22,184,625	1,197,530,920
第 68 計算期間	14,856,125	15,203,095	1,197,183,950
第 69 計算期間	4,702,720	102,940,407	1,098,946,263
第 70 計算期間	7,133,838	2,793,550	1,103,286,551
第 71 計算期間	5,049,100	39,698,674	1,068,636,977

第 72 計算期間	10,832,684	7,228,264	1,072,241,397
第 73 計算期間	3,208,266	11,321,396	1,064,128,267
第 74 計算期間	25,637,004	8,021,489	1,081,743,782
第 75 計算期間	13,296,735	11,922,381	1,083,118,136
第 76 計算期間	5,144,130	10,290,767	1,077,971,499
第 77 計算期間	60,678,032	9,531,048	1,129,118,483
第 78 計算期間	21,645,481	7,940,867	1,142,823,097
第 79 計算期間	19,307,800	124,324,471	1,037,806,426
第 80 計算期間	15,148,672	30,756,175	1,022,198,923
第 81 計算期間	18,033,249	7,654,071	1,032,578,101
第 82 計算期間	3,330,918	8,808,066	1,027,100,953
第 83 計算期間	34,900,090	24,676,484	1,037,324,559
第 84 計算期間	28,000,920	42,064,095	1,023,261,384
第 85 計算期間	18,871,153	2,649,650	1,039,482,887
第 86 計算期間	49,547,806	7,024,247	1,082,006,446
第 87 計算期間	117,935,251	31,676,601	1,168,265,096
第 88 計算期間	104,249,149	45,863,081	1,226,651,164
第 89 計算期間	54,569,429	18,087,889	1,263,132,704
第 90 計算期間	7,363,840	2,676,326	1,267,820,218
第 91 計算期間	87,644,623	20,152,136	1,335,312,705
第 92 計算期間	209,560,543	20,590,250	1,524,282,998
第 93 計算期間	44,676,735	25,193,540	1,543,766,193
第 94 計算期間	13,362,592	52,102,077	1,505,026,708
第 95 計算期間	7,021,386	18,642,732	1,493,405,362
第 96 計算期間	7,615,278	25,619,141	1,475,401,499
第 97 計算期間	7,963,059	59,146,667	1,424,217,891
第 98 計算期間	8,712,946	52,105,868	1,380,824,969
第 99 計算期間	8,952,882	7,253,157	1,382,524,694
第 100 計算期間	9,348,698	11,942,786	1,379,930,606
第 101 計算期間	7,043,308	77,714,820	1,309,259,094
第 102 計算期間	7,202,500	6,285,068	1,310,176,526
第 103 計算期間	7,018,709	16,048,973	1,301,146,262
第 104 計算期間	11,494,638	9,643,077	1,302,997,823
第 105 計算期間	34,143,552	38,701,156	1,298,440,219
第 106 計算期間	27,280,369	17,575,226	1,308,145,362
第 107 計算期間	8,135,253	7,908,720	1,308,371,895
第 108 計算期間	23,142,625	31,830,866	1,299,683,654
第 109 計算期間	16,265,911	2,895,551	1,313,054,014
第 110 計算期間	80,438,011	3,409,885	1,390,082,140
第 111 計算期間	15,759,284	23,871,923	1,381,969,501
第 112 計算期間	6,324,629	26,928,812	1,361,365,318

第 113 計算期間	14,309,448	97,528,193	1,278,146,573
第 114 計算期間	19,564,693	32,192,058	1,265,519,208
第 115 計算期間	34,497,675	74,941,372	1,225,075,511
第 116 計算期間	43,796,030	17,470,599	1,251,400,942
第 117 計算期間	18,341,286	10,814,854	1,258,927,374
第 118 計算期間	31,879,634	16,951,692	1,273,855,316
第 119 計算期間	17,154,144	154,518	1,290,854,942
第 120 計算期間	23,271,141	42,093,091	1,272,032,992
第 121 計算期間	16,807,062	17,317,437	1,271,522,617
第 122 計算期間	8,089,333	17,155,478	1,262,456,472
第 123 計算期間	7,845,666	152,125,290	1,118,176,848
第 124 計算期間	7,520,051	1,998,846	1,123,698,053
第 125 計算期間	13,559,959	58,654,435	1,078,603,577
第 126 計算期間	13,535,662	20,248,794	1,071,890,445
第 127 計算期間	43,822,043	9,635,725	1,106,076,763
第 128 計算期間	13,310,101	21,920,423	1,097,466,441
第 129 計算期間	15,545,739	2,272,480	1,110,739,700
第 130 計算期間	15,323,637	19,052,531	1,107,010,806
第 131 計算期間	21,685,803	15,583,762	1,113,112,847
第 132 計算期間	17,671,925	26,305,111	1,104,479,661
第 133 計算期間	14,428,170	7,591,759	1,111,316,072
第 134 計算期間	6,413,120	18,799,079	1,098,930,113
第 135 計算期間	13,183,899	9,181,852	1,102,932,160
第 136 計算期間	5,790,666	15,792,032	1,092,930,794
第 137 計算期間	9,297,291	78,832,571	1,023,395,514
第 138 計算期間	7,611,444	28,236,177	1,002,770,781
第 139 計算期間	10,113,197	2,446,921	1,010,437,057
第 140 計算期間	10,684,246	6,086,509	1,015,034,794
第 141 計算期間	12,591,089	60,090,958	967,534,925
第 142 計算期間	16,980,121	4,715,341	979,799,705
第 143 計算期間	10,740,303	10,520,850	980,019,158
第 144 計算期間	15,804,785	6,652,508	989,171,435
第 145 計算期間	14,830,950	4,853,779	999,148,606
第 146 計算期間	8,293,388	14,785,841	992,656,153
第 147 計算期間	9,445,193	5,672,689	996,428,657
第 148 計算期間	7,112,254	13,958,898	989,582,013

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)】

(1) 【投資状況】

令和 4 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	189,053,750	99.04
親投資信託受益証券	日本	216,186	0.11
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	1,620,488	0.85
純資産総額		190,890,424	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和4年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ピムコ ケイマン エマージング ボン ド ファンド B - クラス J (Z A R)	14,690.0523	4,274	62,785,283	4,332	63,637,306	33.34
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ピムコ ケイマン エマージング ボン ド ファンド B - クラス J (B R L)	20,497.4441	3,101	63,562,574	3,091	63,357,599	33.19
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ピムコ ケイマン エマージング ボン ド ファンド B - クラス J (A U D)	8,612.1073	7,042	60,646,459	7,206	62,058,845	32.51
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	212,322	1.0182	216,186	1.0182	216,186	0.11

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和4年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.04
親投資信託受益証券	0.11
合計	99.15

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第20 計算期間末日 (平成24年11月20日)	1,368,760,889	1,380,499,663	9,328	9,408
第21 計算期間末日 (平成24年12月20日)	1,286,507,600	1,296,894,081	9,909	9,989
第22 計算期間末日 (平成25年1月21日)	1,282,433,777	1,292,243,852	10,458	10,538
第23 計算期間末日 (平成25年2月20日)	1,257,829,285	1,267,123,492	10,827	10,907
第24 計算期間末日 (平成25年3月21日)	1,177,192,878	1,185,951,223	10,753	10,833
第25 計算期間末日 (平成25年4月22日)	1,093,102,660	1,100,888,227	11,232	11,312
第26 計算期間末日 (平成25年5月20日)	1,037,178,086	1,044,525,626	11,293	11,373
第27 計算期間末日 (平成25年6月20日)	759,980,377	766,464,481	9,377	9,457
第28 計算期間末日 (平成25年7月22日)	696,952,591	702,743,710	9,628	9,708
第29 計算期間末日 (平成25年8月20日)	622,021,932	627,677,484	8,799	8,879
第30 計算期間末日 (平成25年9月20日)	662,282,109	667,813,439	9,579	9,659
第31 計算期間末日 (平成25年10月21日)	643,498,828	648,875,952	9,574	9,654
第32 計算期間末日 (平成25年11月20日)	592,069,745	597,178,709	9,271	9,351
第33 計算期間末日 (平成25年12月20日)	562,868,994	567,752,833	9,220	9,300
第34 計算期間末日 (平成26年1月20日)	554,457,712	559,338,909	9,087	9,167
第35 計算期間末日 (平成26年2月20日)	511,514,824	516,136,045	8,855	8,935
第36 計算期間末日 (平成26年3月20日)	496,718,754	501,155,408	8,957	9,037
第37 計算期間末日 (平成26年4月21日)	498,903,621	503,135,379	9,432	9,512
第38 計算期間末日 (平成26年5月20日)	512,077,716	516,367,805	9,549	9,629
第39 計算期間末日 (平成26年6月20日)	497,840,040	501,982,739	9,614	9,694
第40 計算期間末日 (平成26年7月22日)	466,425,749	470,327,109	9,564	9,644
第41 計算期間末日 (平成26年8月20日)	463,855,528	467,704,596	9,641	9,721
第42 計算期間末日 (平成26年9月22日)	457,271,761	461,065,354	9,643	9,723
第43 計算期間末日 (平成26年10月20日)	425,157,981	428,837,276	9,244	9,324
第44 計算期間末日 (平成26年11月20日)	450,657,003	454,313,856	9,859	9,939
第45 計算期間末日 (平成26年12月22日)	401,861,018	405,328,497	9,272	9,352
第46 計算期間末日 (平成27年1月20日)	387,418,865	390,816,387	9,122	9,202
第47 計算期間末日 (平成27年2月20日)	361,561,384	364,805,939	8,915	8,995
第48 計算期間末日 (平成27年3月20日)	325,740,864	328,876,832	8,310	8,390
第49 計算期間末日 (平成27年4月20日)	329,267,389	332,268,015	8,779	8,859
第50 計算期間末日 (平成27年5月20日)	335,216,894	338,206,330	8,971	9,051
第51 計算期間末日 (平成27年6月22日)	312,468,791	315,307,579	8,806	8,886
第52 計算期間末日 (平成27年7月21日)	300,789,649	303,596,426	8,573	8,653
第53 計算期間末日 (平成27年8月20日)	271,954,908	274,669,650	8,014	8,094
第54 計算期間末日 (平成27年9月24日)	224,531,000	227,117,280	6,945	7,025
第55 計算期間末日 (平成27年10月20日)	233,422,374	235,997,365	7,252	7,332

第 56 計算期間末日 (平成 27 年 11 月 20 日)	234,612,977	237,156,298	7,380	7,460
第 57 計算期間末日 (平成 27 年 12 月 21 日)	204,078,635	206,479,576	6,800	6,880
第 58 計算期間末日 (平成 28 年 1 月 20 日)	180,108,985	182,503,601	6,017	6,097
第 59 計算期間末日 (平成 28 年 2 月 22 日)	177,175,156	179,522,883	6,037	6,117
第 60 計算期間末日 (平成 28 年 3 月 22 日)	187,990,458	190,254,697	6,642	6,722
第 61 計算期間末日 (平成 28 年 4 月 20 日)	193,552,760	195,831,265	6,796	6,876
第 62 計算期間末日 (平成 28 年 5 月 20 日)	179,146,931	181,408,599	6,337	6,417
第 63 計算期間末日 (平成 28 年 6 月 20 日)	176,801,566	179,046,075	6,302	6,382
第 64 計算期間末日 (平成 28 年 7 月 20 日)	193,243,922	195,490,859	6,880	6,960
第 65 計算期間末日 (平成 28 年 8 月 22 日)	184,144,117	186,320,623	6,768	6,848
第 66 計算期間末日 (平成 28 年 9 月 20 日)	177,981,435	180,133,641	6,616	6,696
第 67 計算期間末日 (平成 28 年 10 月 20 日)	185,526,768	187,694,108	6,848	6,928
第 68 計算期間末日 (平成 28 年 11 月 21 日)	180,408,695	182,584,705	6,633	6,713
第 69 計算期間末日 (平成 28 年 12 月 20 日)	192,806,425	194,985,505	7,078	7,158
第 70 計算期間末日 (平成 29 年 1 月 20 日)	198,010,137	200,163,017	7,358	7,438
第 71 計算期間末日 (平成 29 年 2 月 20 日)	199,487,940	201,632,602	7,441	7,521
第 72 計算期間末日 (平成 29 年 3 月 21 日)	217,913,390	220,224,327	7,544	7,624
第 73 計算期間末日 (平成 29 年 4 月 20 日)	220,701,952	223,182,182	7,119	7,199
第 74 計算期間末日 (平成 29 年 5 月 22 日)	252,508,516	255,334,845	7,147	7,227
第 75 計算期間末日 (平成 29 年 6 月 20 日)	263,066,480	265,967,250	7,255	7,335
第 76 計算期間末日 (平成 29 年 7 月 20 日)	289,304,686	292,414,580	7,442	7,522
第 77 計算期間末日 (平成 29 年 8 月 21 日)	280,491,545	283,613,612	7,187	7,267
第 78 計算期間末日 (平成 29 年 9 月 20 日)	334,426,065	338,028,938	7,426	7,506
第 79 計算期間末日 (平成 29 年 10 月 20 日)	341,170,162	344,869,362	7,378	7,458
第 80 計算期間末日 (平成 29 年 11 月 20 日)	339,529,583	343,406,372	7,006	7,086
第 81 計算期間末日 (平成 29 年 12 月 20 日)	354,703,440	358,592,919	7,296	7,376
第 82 計算期間末日 (平成 30 年 1 月 22 日)	394,167,334	398,439,852	7,381	7,461
第 83 計算期間末日 (平成 30 年 2 月 20 日)	379,922,811	384,275,197	6,983	7,063
第 84 計算期間末日 (平成 30 年 3 月 20 日)	372,012,960	376,456,961	6,697	6,777
第 85 計算期間末日 (平成 30 年 4 月 20 日)	377,162,829	381,650,884	6,723	6,803
第 86 計算期間末日 (平成 30 年 5 月 21 日)	316,187,724	320,223,768	6,267	6,347
第 87 計算期間末日 (平成 30 年 6 月 20 日)	296,014,258	300,046,787	5,873	5,953
第 88 計算期間末日 (平成 30 年 7 月 20 日)	310,449,649	314,531,085	6,085	6,165
第 89 計算期間末日 (平成 30 年 8 月 20 日)	286,513,562	290,618,701	5,584	5,664
第 90 計算期間末日 (平成 30 年 9 月 20 日)	284,829,943	288,948,682	5,532	5,612
第 91 計算期間末日 (平成 30 年 10 月 22 日)	302,298,355	306,560,528	5,674	5,754
第 92 計算期間末日 (平成 30 年 11 月 20 日)	302,821,304	307,113,901	5,644	5,724
第 93 計算期間末日 (平成 30 年 12 月 20 日)	320,531,345	325,196,023	5,497	5,577
第 94 計算期間末日 (平成 31 年 1 月 21 日)	367,843,111	371,143,844	5,572	5,652
第 95 計算期間末日 (平成 31 年 2 月 20 日)	371,458,613	374,761,251	5,624	5,704
第 96 計算期間末日 (平成 31 年 3 月 20 日)	388,469,201	391,922,744	5,624	5,704

第 97 計算期間末日	(平成 31 年 4 月 22 日)	392, 993, 684	396, 499, 919	5, 604	5, 654
第 98 計算期間末日	(令和 1 年 5 月 20 日)	374, 632, 876	378, 170, 661	5, 295	5, 345
第 99 計算期間末日	(令和 1 年 6 月 20 日)	382, 847, 134	386, 393, 245	5, 398	5, 448
第 100 計算期間末日	(令和 1 年 7 月 22 日)	399, 624, 805	403, 203, 073	5, 584	5, 634
第 101 計算期間末日	(令和 1 年 8 月 20 日)	374, 087, 901	377, 781, 437	5, 064	5, 114
第 102 計算期間末日	(令和 1 年 9 月 20 日)	371, 127, 088	374, 722, 480	5, 161	5, 211
第 103 計算期間末日	(令和 1 年 10 月 21 日)	360, 196, 316	363, 701, 124	5, 139	5, 189
第 104 計算期間末日	(令和 1 年 11 月 20 日)	353, 021, 117	356, 520, 106	5, 045	5, 095
第 105 計算期間末日	(令和 1 年 12 月 20 日)	346, 503, 976	349, 793, 971	5, 266	5, 316
第 106 計算期間末日	(令和 2 年 1 月 20 日)	326, 310, 411	328, 161, 526	5, 288	5, 318
第 107 計算期間末日	(令和 2 年 2 月 20 日)	307, 200, 264	308, 971, 280	5, 204	5, 234
第 108 計算期間末日	(令和 2 年 3 月 23 日)	219, 322, 730	221, 108, 666	3, 684	3, 714
第 109 計算期間末日	(令和 2 年 4 月 20 日)	219, 909, 593	221, 703, 245	3, 678	3, 708
第 110 計算期間末日	(令和 2 年 5 月 20 日)	220, 744, 835	222, 502, 351	3, 768	3, 798
第 111 計算期間末日	(令和 2 年 6 月 22 日)	239, 221, 133	240, 959, 686	4, 128	4, 158
第 112 計算期間末日	(令和 2 年 7 月 20 日)	245, 614, 876	247, 349, 443	4, 248	4, 278
第 113 計算期間末日	(令和 2 年 8 月 20 日)	245, 908, 915	247, 645, 354	4, 249	4, 279
第 114 計算期間末日	(令和 2 年 9 月 23 日)	236, 638, 339	238, 338, 468	4, 176	4, 206
第 115 計算期間末日	(令和 2 年 10 月 20 日)	217, 887, 227	219, 453, 585	4, 173	4, 203
第 116 計算期間末日	(令和 2 年 11 月 20 日)	226, 941, 348	228, 501, 942	4, 363	4, 393
第 117 計算期間末日	(令和 2 年 12 月 21 日)	239, 417, 940	240, 967, 823	4, 634	4, 664
第 118 計算期間末日	(令和 3 年 1 月 20 日)	210, 291, 280	211, 694, 936	4, 495	4, 525
第 119 計算期間末日	(令和 3 年 2 月 22 日)	213, 308, 997	214, 708, 978	4, 571	4, 601
第 120 計算期間末日	(令和 3 年 3 月 22 日)	212, 019, 957	213, 422, 074	4, 536	4, 566
第 121 計算期間末日	(令和 3 年 4 月 20 日)	215, 608, 161	217, 012, 529	4, 606	4, 636
第 122 計算期間末日	(令和 3 年 5 月 20 日)	217, 988, 052	219, 379, 898	4, 699	4, 729
第 123 計算期間末日	(令和 3 年 6 月 21 日)	222, 078, 642	223, 462, 162	4, 816	4, 846
第 124 計算期間末日	(令和 3 年 7 月 20 日)	215, 045, 671	216, 430, 367	4, 659	4, 689
第 125 計算期間末日	(令和 3 年 8 月 20 日)	201, 399, 156	202, 745, 553	4, 488	4, 518
第 126 計算期間末日	(令和 3 年 9 月 21 日)	199, 892, 342	201, 208, 165	4, 557	4, 587
第 127 計算期間末日	(令和 3 年 10 月 20 日)	204, 564, 149	205, 882, 872	4, 654	4, 684
第 128 計算期間末日	(令和 3 年 11 月 22 日)	196, 154, 506	197, 478, 310	4, 445	4, 475
第 129 計算期間末日	(令和 3 年 12 月 20 日)	186, 874, 747	188, 171, 726	4, 323	4, 353
第 130 計算期間末日	(令和 4 年 1 月 20 日)	181, 649, 952	182, 912, 128	4, 318	4, 348
第 131 計算期間末日	(令和 4 年 2 月 21 日)	185, 933, 396	187, 199, 098	4, 407	4, 437
第 132 計算期間末日	(令和 4 年 3 月 22 日)	188, 012, 603	189, 286, 704	4, 427	4, 457
第 133 計算期間末日	(令和 4 年 4 月 20 日)	199, 531, 657	200, 794, 426	4, 740	4, 770
第 134 計算期間末日	(令和 4 年 5 月 20 日)	177, 855, 957	179, 112, 183	4, 247	4, 277
第 135 計算期間末日	(令和 4 年 6 月 20 日)	179, 726, 475	180, 984, 442	4, 286	4, 316
第 136 計算期間末日	(令和 4 年 7 月 20 日)	168, 878, 598	170, 135, 819	4, 030	4, 060
第 137 計算期間末日	(令和 4 年 8 月 22 日)	179, 019, 941	180, 276, 391	4, 274	4, 304

第 138 計算期間末日	(令和 4 年 9 月 20 日)	195,762,163	197,151,072	4,228	4,258
第 139 計算期間末日	(令和 4 年 10 月 20 日)	189,906,347	191,335,381	3,987	4,017
	令和 3 年 10 月末日	200,335,318	—	4,574	—
	11 月末日	188,489,395	—	4,270	—
	12 月末日	189,769,175	—	4,385	—
	令和 4 年 1 月末日	182,072,264	—	4,317	—
	2 月末日	182,158,794	—	4,308	—
	3 月末日	200,151,817	—	4,703	—
	4 月末日	184,845,375	—	4,415	—
	5 月末日	187,454,313	—	4,467	—
	6 月末日	177,323,163	—	4,233	—
	7 月末日	175,540,326	—	4,188	—
	8 月末日	182,803,195	—	4,335	—
	9 月末日	183,482,824	—	3,952	—
	10 月末日	190,890,424	—	4,028	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 20 計算期間	80 円
第 21 計算期間	80 円
第 22 計算期間	80 円
第 23 計算期間	80 円
第 24 計算期間	80 円
第 25 計算期間	80 円
第 26 計算期間	80 円
第 27 計算期間	80 円
第 28 計算期間	80 円
第 29 計算期間	80 円
第 30 計算期間	80 円
第 31 計算期間	80 円
第 32 計算期間	80 円
第 33 計算期間	80 円
第 34 計算期間	80 円
第 35 計算期間	80 円
第 36 計算期間	80 円
第 37 計算期間	80 円
第 38 計算期間	80 円
第 39 計算期間	80 円

第 40 計算期間	80 円
第 41 計算期間	80 円
第 42 計算期間	80 円
第 43 計算期間	80 円
第 44 計算期間	80 円
第 45 計算期間	80 円
第 46 計算期間	80 円
第 47 計算期間	80 円
第 48 計算期間	80 円
第 49 計算期間	80 円
第 50 計算期間	80 円
第 51 計算期間	80 円
第 52 計算期間	80 円
第 53 計算期間	80 円
第 54 計算期間	80 円
第 55 計算期間	80 円
第 56 計算期間	80 円
第 57 計算期間	80 円
第 58 計算期間	80 円
第 59 計算期間	80 円
第 60 計算期間	80 円
第 61 計算期間	80 円
第 62 計算期間	80 円
第 63 計算期間	80 円
第 64 計算期間	80 円
第 65 計算期間	80 円
第 66 計算期間	80 円
第 67 計算期間	80 円
第 68 計算期間	80 円
第 69 計算期間	80 円
第 70 計算期間	80 円
第 71 計算期間	80 円
第 72 計算期間	80 円
第 73 計算期間	80 円
第 74 計算期間	80 円
第 75 計算期間	80 円
第 76 計算期間	80 円
第 77 計算期間	80 円
第 78 計算期間	80 円
第 79 計算期間	80 円
第 80 計算期間	80 円

第 81 計算期間	80 円
第 82 計算期間	80 円
第 83 計算期間	80 円
第 84 計算期間	80 円
第 85 計算期間	80 円
第 86 計算期間	80 円
第 87 計算期間	80 円
第 88 計算期間	80 円
第 89 計算期間	80 円
第 90 計算期間	80 円
第 91 計算期間	80 円
第 92 計算期間	80 円
第 93 計算期間	80 円
第 94 計算期間	50 円
第 95 計算期間	50 円
第 96 計算期間	50 円
第 97 計算期間	50 円
第 98 計算期間	50 円
第 99 計算期間	50 円
第 100 計算期間	50 円
第 101 計算期間	50 円
第 102 計算期間	50 円
第 103 計算期間	50 円
第 104 計算期間	50 円
第 105 計算期間	50 円
第 106 計算期間	30 円
第 107 計算期間	30 円
第 108 計算期間	30 円
第 109 計算期間	30 円
第 110 計算期間	30 円
第 111 計算期間	30 円
第 112 計算期間	30 円
第 113 計算期間	30 円
第 114 計算期間	30 円
第 115 計算期間	30 円
第 116 計算期間	30 円
第 117 計算期間	30 円
第 118 計算期間	30 円
第 119 計算期間	30 円
第 120 計算期間	30 円
第 121 計算期間	30 円

第 122 計算期間	30 円
第 123 計算期間	30 円
第 124 計算期間	30 円
第 125 計算期間	30 円
第 126 計算期間	30 円
第 127 計算期間	30 円
第 128 計算期間	30 円
第 129 計算期間	30 円
第 130 計算期間	30 円
第 131 計算期間	30 円
第 132 計算期間	30 円
第 133 計算期間	30 円
第 134 計算期間	30 円
第 135 計算期間	30 円
第 136 計算期間	30 円
第 137 計算期間	30 円
第 138 計算期間	30 円
第 139 計算期間	30 円

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 20 計算期間	0.60
第 21 計算期間	7.08
第 22 計算期間	6.34
第 23 計算期間	4.29
第 24 計算期間	0.05
第 25 計算期間	5.19
第 26 計算期間	1.25
第 27 計算期間	△16.25
第 28 計算期間	3.52
第 29 計算期間	△7.77
第 30 計算期間	9.77
第 31 計算期間	0.78
第 32 計算期間	△2.32
第 33 計算期間	0.31
第 34 計算期間	△0.57
第 35 計算期間	△1.67
第 36 計算期間	2.05
第 37 計算期間	6.19
第 38 計算期間	2.08

第 39 計算期間	1. 51
第 40 計算期間	0. 31
第 41 計算期間	1. 64
第 42 計算期間	0. 85
第 43 計算期間	△3. 30
第 44 計算期間	7. 51
第 45 計算期間	△5. 14
第 46 計算期間	△0. 75
第 47 計算期間	△1. 39
第 48 計算期間	△5. 88
第 49 計算期間	6. 60
第 50 計算期間	3. 09
第 51 計算期間	△0. 94
第 52 計算期間	△1. 73
第 53 計算期間	△5. 58
第 54 計算期間	△12. 34
第 55 計算期間	5. 57
第 56 計算期間	2. 86
第 57 計算期間	△6. 77
第 58 計算期間	△10. 33
第 59 計算期間	1. 66
第 60 計算期間	11. 34
第 61 計算期間	3. 52
第 62 計算期間	△5. 57
第 63 計算期間	0. 71
第 64 計算期間	10. 44
第 65 計算期間	△0. 46
第 66 計算期間	△1. 06
第 67 計算期間	4. 71
第 68 計算期間	△1. 97
第 69 計算期間	7. 91
第 70 計算期間	5. 08
第 71 計算期間	2. 21
第 72 計算期間	2. 45
第 73 計算期間	△4. 57
第 74 計算期間	1. 51
第 75 計算期間	2. 63
第 76 計算期間	3. 68
第 77 計算期間	△2. 35
第 78 計算期間	4. 43
第 79 計算期間	0. 43

第 80 計算期間	△3.95
第 81 計算期間	5.28
第 82 計算期間	2.26
第 83 計算期間	△4.30
第 84 計算期間	△2.95
第 85 計算期間	1.58
第 86 計算期間	△5.59
第 87 計算期間	△5.01
第 88 計算期間	4.97
第 89 計算期間	△6.91
第 90 計算期間	0.50
第 91 計算期間	4.01
第 92 計算期間	0.88
第 93 計算期間	△1.18
第 94 計算期間	2.27
第 95 計算期間	1.83
第 96 計算期間	0.88
第 97 計算期間	0.53
第 98 計算期間	△4.62
第 99 計算期間	2.88
第 100 計算期間	4.37
第 101 計算期間	△8.41
第 102 計算期間	2.90
第 103 計算期間	0.54
第 104 計算期間	△0.85
第 105 計算期間	5.37
第 106 計算期間	0.98
第 107 計算期間	△1.02
第 108 計算期間	△28.63
第 109 計算期間	0.65
第 110 計算期間	3.26
第 111 計算期間	10.35
第 112 計算期間	3.63
第 113 計算期間	0.72
第 114 計算期間	△1.01
第 115 計算期間	0.64
第 116 計算期間	5.27
第 117 計算期間	6.89
第 118 計算期間	△2.35
第 119 計算期間	2.35
第 120 計算期間	△0.10

第 121 計算期間	2. 20
第 122 計算期間	2. 67
第 123 計算期間	3. 12
第 124 計算期間	△2. 63
第 125 計算期間	△3. 02
第 126 計算期間	2. 20
第 127 計算期間	2. 78
第 128 計算期間	△3. 84
第 129 計算期間	△2. 06
第 130 計算期間	0. 57
第 131 計算期間	2. 75
第 132 計算期間	1. 13
第 133 計算期間	7. 74
第 134 計算期間	△9. 76
第 135 計算期間	1. 62
第 136 計算期間	△5. 27
第 137 計算期間	6. 79
第 138 計算期間	△0. 37
第 139 計算期間	△4. 99

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 20 計算期間	8, 589, 712	96, 815, 590	1, 467, 346, 861
第 21 計算期間	21, 758, 135	190, 794, 817	1, 298, 310, 179
第 22 計算期間	10, 334, 537	82, 385, 287	1, 226, 259, 429
第 23 計算期間	17, 026, 413	81, 509, 871	1, 161, 775, 971
第 24 計算期間	15, 377, 601	82, 360, 435	1, 094, 793, 137
第 25 計算期間	14, 698, 189	136, 295, 404	973, 195, 922
第 26 計算期間	4, 126, 509	58, 879, 902	918, 442, 529
第 27 計算期間	6, 995, 555	114, 925, 069	810, 513, 015
第 28 計算期間	4, 404, 345	91, 027, 375	723, 889, 985
第 29 計算期間	2, 069, 308	19, 015, 265	706, 944, 028
第 30 計算期間	2, 585, 578	18, 113, 291	691, 416, 315
第 31 計算期間	1, 533, 516	20, 809, 316	672, 140, 515
第 32 計算期間	12, 365, 767	45, 885, 745	638, 620, 537
第 33 計算期間	3, 722, 218	31, 862, 838	610, 479, 917
第 34 計算期間	19, 219, 171	19, 549, 386	610, 149, 702
第 35 計算期間	3, 878, 561	36, 375, 593	577, 652, 670
第 36 計算期間	3, 380, 893	26, 451, 748	554, 581, 815

第 37 計算期間	3,383,947	28,995,988	528,969,774
第 38 計算期間	13,227,870	5,936,480	536,261,164
第 39 計算期間	1,178,761	19,602,461	517,837,464
第 40 計算期間	969,250	31,136,654	487,670,060
第 41 計算期間	4,917,479	11,453,990	481,133,549
第 42 計算期間	1,223,498	8,157,921	474,199,126
第 43 計算期間	1,877,568	16,164,817	459,911,877
第 44 計算期間	973,467	3,778,658	457,106,686
第 45 計算期間	1,828,202	25,500,007	433,434,881
第 46 計算期間	3,616,499	12,361,063	424,690,317
第 47 計算期間	1,105,722	20,226,573	405,569,466
第 48 計算期間	3,214,227	16,787,677	391,996,016
第 49 計算期間	2,485,188	19,402,934	375,078,270
第 50 計算期間	1,476,114	2,874,838	373,679,546
第 51 計算期間	1,341,348	20,172,364	354,848,530
第 52 計算期間	1,081,459	5,082,782	350,847,207
第 53 計算期間	2,381,181	13,885,590	339,342,798
第 54 計算期間	1,524,445	17,582,197	323,285,046
第 55 計算期間	3,499,658	4,910,829	321,873,875
第 56 計算期間	980,443	4,939,189	317,915,129
第 57 計算期間	889,616	18,687,081	300,117,664
第 58 計算期間	1,073,858	1,864,488	299,327,034
第 59 計算期間	1,065,073	6,926,182	293,465,925
第 60 計算期間	1,074,184	11,510,222	283,029,887
第 61 計算期間	8,861,618	7,078,356	284,813,149
第 62 計算期間	1,021,482	3,126,110	282,708,521
第 63 計算期間	1,102,715	3,247,523	280,563,713
第 64 計算期間	1,075,671	772,153	280,867,231
第 65 計算期間	1,130,007	9,933,869	272,063,369
第 66 計算期間	991,646	4,029,232	269,025,783
第 67 計算期間	1,997,584	105,809	270,917,558
第 68 計算期間	1,083,764	—	272,001,322
第 69 計算期間	8,444,957	8,061,156	272,385,123
第 70 計算期間	3,716,686	6,991,733	269,110,076
第 71 計算期間	1,992,049	3,019,297	268,082,828
第 72 計算期間	22,166,207	1,381,869	288,867,166
第 73 計算期間	24,385,414	3,223,820	310,028,760
第 74 計算期間	46,843,687	3,581,294	353,291,153
第 75 計算期間	10,393,793	1,088,587	362,596,359
第 76 計算期間	26,259,339	118,935	388,736,763
第 77 計算期間	11,849,798	10,328,179	390,258,382

第 78 計算期間	79, 101, 093	19, 000, 303	450, 359, 172
第 79 計算期間	29, 598, 638	17, 557, 742	462, 400, 068
第 80 計算期間	50, 303, 732	28, 105, 113	484, 598, 687
第 81 計算期間	5, 378, 432	3, 792, 210	486, 184, 909
第 82 計算期間	59, 095, 782	11, 215, 907	534, 064, 784
第 83 計算期間	12, 179, 678	2, 196, 090	544, 048, 372
第 84 計算期間	13, 675, 667	2, 223, 841	555, 500, 198
第 85 計算期間	7, 353, 473	1, 846, 793	561, 006, 878
第 86 計算期間	12, 166, 949	68, 668, 236	504, 505, 591
第 87 計算期間	5, 943, 268	6, 382, 647	504, 066, 212
第 88 計算期間	17, 349, 932	11, 236, 590	510, 179, 554
第 89 計算期間	4, 947, 289	1, 984, 424	513, 142, 419
第 90 計算期間	3, 969, 344	2, 269, 347	514, 842, 416
第 91 計算期間	21, 229, 143	3, 299, 893	532, 771, 666
第 92 計算期間	4, 026, 670	223, 625	536, 574, 711
第 93 計算期間	63, 951, 148	17, 441, 027	583, 084, 832
第 94 計算期間	85, 472, 984	8, 411, 136	660, 146, 680
第 95 計算期間	11, 543, 978	11, 163, 052	660, 527, 606
第 96 計算期間	60, 822, 200	30, 641, 181	690, 708, 625
第 97 計算期間	17, 484, 758	6, 946, 374	701, 247, 009
第 98 計算期間	6, 857, 273	547, 127	707, 557, 155
第 99 計算期間	13, 660, 354	11, 995, 158	709, 222, 351
第 100 計算期間	8, 372, 024	1, 940, 736	715, 653, 639
第 101 計算期間	25, 083, 900	2, 030, 243	738, 707, 296
第 102 計算期間	2, 804, 597	22, 433, 437	719, 078, 456
第 103 計算期間	4, 123, 790	22, 240, 451	700, 961, 795
第 104 計算期間	5, 246, 715	6, 410, 614	699, 797, 896
第 105 計算期間	3, 860, 639	45, 659, 464	657, 999, 071
第 106 計算期間	5, 870, 863	46, 831, 575	617, 038, 359
第 107 計算期間	2, 792, 629	29, 492, 282	590, 338, 706
第 108 計算期間	7, 201, 802	2, 228, 199	595, 312, 309
第 109 計算期間	2, 571, 930	—	597, 884, 239
第 110 計算期間	2, 363, 525	14, 408, 948	585, 838, 816
第 111 計算期間	2, 975, 340	9, 296, 446	579, 517, 710
第 112 計算期間	1, 618, 904	2, 947, 453	578, 189, 161
第 113 計算期間	2, 920, 156	2, 296, 293	578, 813, 024
第 114 計算期間	1, 757, 628	13, 860, 888	566, 709, 764
第 115 計算期間	1, 527, 168	46, 117, 276	522, 119, 656
第 116 計算期間	1, 253, 590	3, 175, 060	520, 198, 186
第 117 計算期間	1, 326, 006	4, 896, 330	516, 627, 862
第 118 計算期間	1, 226, 775	49, 969, 265	467, 885, 372

第 119 計算期間	1,243,432	2,468,416	466,660,388
第 120 計算期間	2,209,442	1,497,443	467,372,387
第 121 計算期間	1,031,579	281,201	468,122,765
第 122 計算期間	978,220	5,152,156	463,948,829
第 123 計算期間	9,116,602	11,891,776	461,173,655
第 124 計算期間	1,940,932	1,549,061	461,565,526
第 125 計算期間	1,153,765	13,920,277	448,799,014
第 126 計算期間	1,389,125	11,580,388	438,607,751
第 127 計算期間	1,196,641	230,056	439,574,336
第 128 計算期間	6,084,833	4,391,155	441,268,014
第 129 計算期間	1,585,143	10,526,513	432,326,644
第 130 計算期間	1,169,800	12,770,790	420,725,654
第 131 計算期間	1,175,659	525	421,900,788
第 132 計算期間	5,748,229	2,948,452	424,700,565
第 133 計算期間	1,126,460	4,903,850	420,923,175
第 134 計算期間	957,593	3,138,762	418,742,006
第 135 計算期間	1,174,623	594,216	419,322,413
第 136 計算期間	1,247,148	1,495,815	419,073,746
第 137 計算期間	1,493,577	1,750,508	418,816,815
第 138 計算期間	49,894,989	5,741,949	462,969,855
第 139 計算期間	14,948,671	1,573,648	476,344,878

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>】

(1) 【投資状況】

令和 4 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	44,819,693	99.75
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	112,265	0.25
純資産総額		44,931,958	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 10 月 31 日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受	マネー・マーケット・マザーファン	44,018,556	1.0182	44,819,694	1.0182	44,819,693	99.75

	益証券	ド					
--	-----	---	--	--	--	--	--

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 10 月 31 日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.75
合計	99.75

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和 4 年 10 月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1 万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 8 計算期間末日 (平成 25 年 4 月 22 日)	1,220,840,949	1,220,840,949	10,030	10,030
第 9 計算期間末日 (平成 25 年 10 月 21 日)	1,631,514,693	1,631,514,693	10,033	10,033
第 10 計算期間末日 (平成 26 年 4 月 21 日)	1,051,215,916	1,051,215,916	10,034	10,034
第 11 計算期間末日 (平成 26 年 10 月 20 日)	616,859,755	616,859,755	10,034	10,034
第 12 計算期間末日 (平成 27 年 4 月 20 日)	518,270,880	518,270,880	10,033	10,033
第 13 計算期間末日 (平成 27 年 10 月 20 日)	412,597,591	412,597,591	10,033	10,033
第 14 計算期間末日 (平成 28 年 4 月 20 日)	344,827,765	344,827,765	10,030	10,030
第 15 計算期間末日 (平成 28 年 10 月 20 日)	325,589,778	325,589,778	10,030	10,030
第 16 計算期間末日 (平成 29 年 4 月 20 日)	280,419,320	280,419,320	10,030	10,030
第 17 計算期間末日 (平成 29 年 10 月 20 日)	146,887,660	146,887,660	10,029	10,029
第 18 計算期間末日 (平成 30 年 4 月 20 日)	133,104,999	133,104,999	10,028	10,028
第 19 計算期間末日 (平成 30 年 10 月 22 日)	155,432,064	155,432,064	10,027	10,027
第 20 計算期間末日 (平成 31 年 4 月 22 日)	131,988,685	131,988,685	10,026	10,026
第 21 計算期間末日 (令和 1 年 10 月 21 日)	101,996,624	101,996,624	10,025	10,025
第 22 計算期間末日 (令和 2 年 4 月 20 日)	94,621,018	94,621,018	10,024	10,024
第 23 計算期間末日 (令和 2 年 10 月 20 日)	70,639,096	70,639,096	10,023	10,023
第 24 計算期間末日 (令和 3 年 4 月 20 日)	70,905,958	70,905,958	10,022	10,022

第 25 計算期間末日	(令和 3 年 10 月 20 日)	52,105,658	52,105,658	10,022	10,022
第 26 計算期間末日	(令和 4 年 4 月 20 日)	48,988,567	48,988,567	10,021	10,021
第 27 計算期間末日	(令和 4 年 10 月 20 日)	44,932,141	44,932,141	10,020	10,020
	令和 3 年 10 月末日	51,517,198	—	10,021	—
	11 月末日	51,516,577	—	10,021	—
	12 月末日	50,399,771	—	10,021	—
	令和 4 年 1 月末日	50,399,175	—	10,021	—
	2 月末日	50,398,654	—	10,021	—
	3 月末日	48,988,925	—	10,021	—
	4 月末日	48,988,424	—	10,021	—
	5 月末日	48,987,828	—	10,021	—
	6 月末日	48,987,292	—	10,021	—
	7 月末日	48,996,906	—	10,020	—
	8 月末日	48,986,182	—	10,020	—
	9 月末日	49,271,518	—	10,020	—
	10 月末日	44,931,958	—	10,020	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 8 計算期間	0 円
第 9 計算期間	0 円
第 10 計算期間	0 円
第 11 計算期間	0 円
第 12 計算期間	0 円
第 13 計算期間	0 円
第 14 計算期間	0 円
第 15 計算期間	0 円
第 16 計算期間	0 円
第 17 計算期間	0 円
第 18 計算期間	0 円
第 19 計算期間	0 円
第 20 計算期間	0 円
第 21 計算期間	0 円
第 22 計算期間	0 円
第 23 計算期間	0 円
第 24 計算期間	0 円
第 25 計算期間	0 円
第 26 計算期間	0 円

第 27 計算期間	0 円
-----------	-----

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 8 計算期間	0.02
第 9 計算期間	0.02
第 10 計算期間	0.00
第 11 計算期間	0.00
第 12 計算期間	△0.00
第 13 計算期間	0.00
第 14 計算期間	△0.02
第 15 計算期間	0.00
第 16 計算期間	0.00
第 17 計算期間	△0.00
第 18 計算期間	△0.00
第 19 計算期間	△0.00
第 20 計算期間	△0.00
第 21 計算期間	△0.00
第 22 計算期間	△0.00
第 23 計算期間	△0.00
第 24 計算期間	△0.00
第 25 計算期間	0.00
第 26 計算期間	△0.00
第 27 計算期間	△0.00

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 8 計算期間	3,501,355,191	3,759,901,239	1,217,157,663
第 9 計算期間	3,271,569,876	2,862,505,773	1,626,221,766
第 10 計算期間	637,206,577	1,215,768,832	1,047,659,511
第 11 計算期間	491,753,521	924,646,172	614,766,860
第 12 計算期間	452,109,061	550,323,033	516,552,888
第 13 計算期間	225,976,947	331,269,360	411,260,475
第 14 計算期間	84,382,158	151,850,097	343,792,536
第 15 計算期間	74,339,926	93,527,064	324,605,398
第 16 計算期間	128,709,459	173,722,708	279,592,149
第 17 計算期間	87,416,721	220,546,806	146,462,064
第 18 計算期間	58,942,969	72,676,559	132,728,474

第 19 計算期間	57,765,119	35,475,770	155,017,823
第 20 計算期間	24,749,354	48,120,691	131,646,486
第 21 計算期間	8,387,156	38,294,120	101,739,522
第 22 計算期間	12,176,619	19,517,960	94,398,181
第 23 計算期間	72,127	23,992,594	70,477,714
第 24 計算期間	2,153,910	1,882,815	70,748,809
第 25 計算期間	—	18,755,080	51,993,729
第 26 計算期間	—	3,107,117	48,886,612
第 27 計算期間	295,413	4,340,481	44,841,544

(参考)

マネー・マーケット・マザーファンド

投資状況

令和 4 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	3,588,250,768	100.00
純資産総額		3,588,250,768	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

該当事項はありません。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考情報》



運用実績

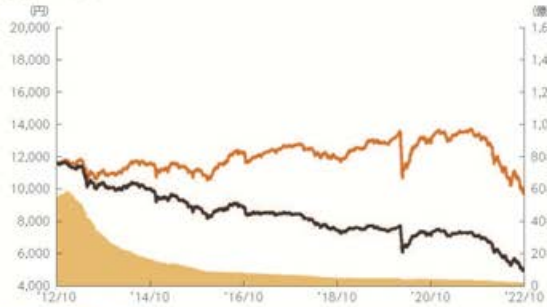
2022年10月31日現在

■基準価額・純資産の推移 2012年10月31日～2022年10月31日

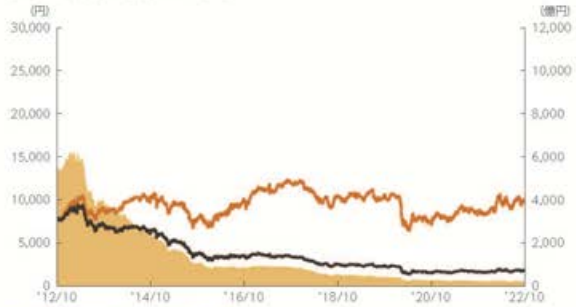
- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

— 純資産総額【右目盛】 — 基準価額(分配金再投資)【左目盛】 — 基準価額【左目盛】

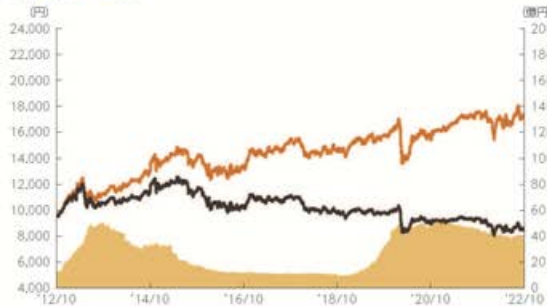
円コース



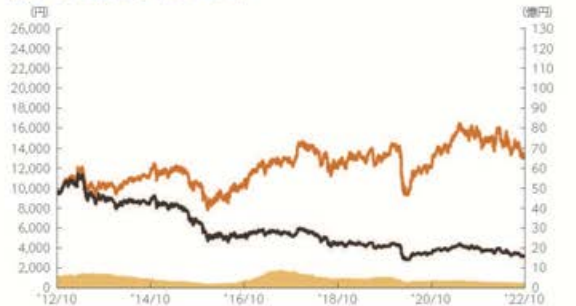
ブラジルリアルコース



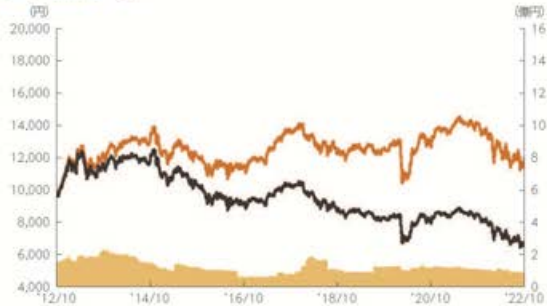
米ドルコース



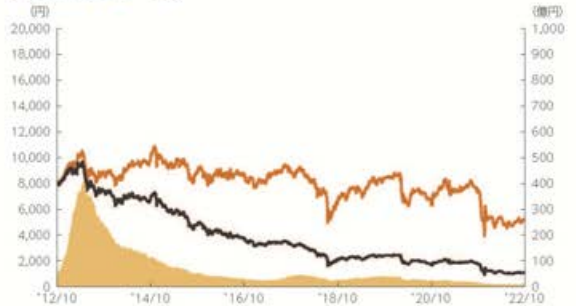
南アフリカランドコース



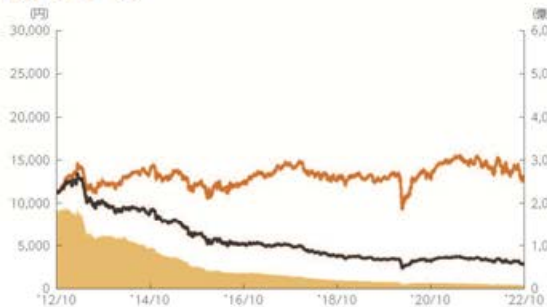
ユーロコース



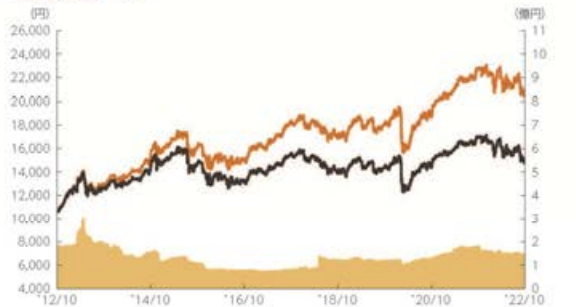
トルコリラコース



豪ドルコース

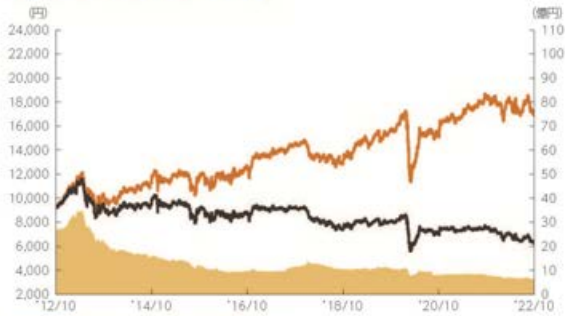


中国元コース

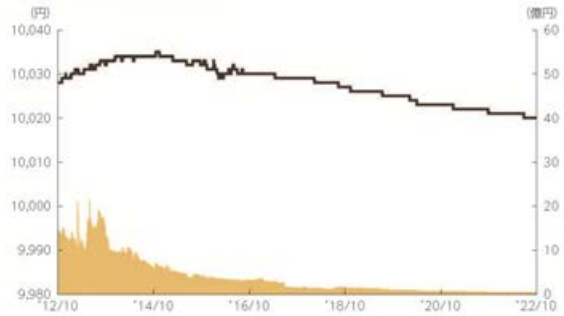


上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

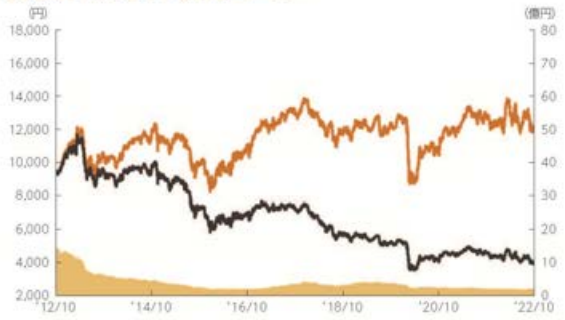
インドネシアルピアコース



マネープールファンド



資源国バスケット通貨コース



■基準価額・純資産

	円コース	米ドルコース	ユーロコース	豪ドルコース	ブラジルリアルコース	南アフリカランドコース
基準価額	5,073円	8,619円	6,765円	2,938円	1,767円	3,213円
純資産総額	20.3億円	38.8億円	0.8億円	76.2億円	200.1億円	2.2億円

	トルコリラコース	中国元コース	インドネシアルピアコース	資源国バスケット通貨コース	マネープールファンド
基準価額	1,124円	15,064円	6,359円	4,028円	10,020円
純資産総額	8.6億円	1.4億円	6.2億円	1.9億円	0.4億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■分配の推移

	円コース	米ドルコース	ユーロコース	豪ドルコース	ブラジルリアルコース	南アフリカランドコース
2022年10月	25円	40円	30円	10円	5円	15円
2022年9月	25円	40円	30円	10円	5円	15円
2022年8月	25円	40円	30円	10円	5円	15円
2022年7月	25円	40円	30円	10円	5円	15円
2022年6月	25円	60円	30円	15円	10円	30円
2022年5月	25円	60円	30円	15円	10円	30円
直近1年間累計	300円	640円	360円	160円	100円	300円
設定来累計	8,415円	9,520円	7,440円	16,720円	15,390円	13,020円

	トルコリラコース	中国元コース	インドネシアルピアコース	資源国バスケット通貨コース		マネーブルファンド
2022年10月	5円	40円	45円	30円	2022年10月	0円
2022年9月	5円	40円	45円	30円	2022年4月	0円
2022年8月	5円	40円	45円	30円	2021年10月	0円
2022年7月	5円	40円	45円	30円	2021年4月	0円
2022年6月	15円	40円	70円	30円	2020年10月	0円
2022年5月	15円	40円	70円	30円	2020年4月	0円
直近1年間累計	140円	480円	740円	360円	設定来累計	0円
設定来累計	11,630円	5,200円	10,260円	9,060円		

・分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

各ファンド(マネーブルファンドを除く)

資産構成	円コース	米ドルコース	ユーロコース	豪ドルコース	ブラジルリアルコース
外国投資信託	99.3%	98.9%	98.6%	99.7%	99.4%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
コールローン他(負債控除後)	0.6%	1.0%	1.3%	0.2%	0.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資産構成	南アフリカランドコース	トルコリラコース	中国元コース	インドネシアルピアコース	資源国バスケット通貨コース
外国投資信託	98.9%	99.7%	97.4%	99.4%	99.0%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
コールローン他(負債控除後)	1.0%	0.2%	2.5%	0.5%	0.9%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

組入上位銘柄	クーポン	償還日	比率
1 PANAMA (REP OF)	8.1250%	2034/04/28	2.1%
2 REPUBLIC OF TURKEY SR UNSEC	5.7500%	2047/05/11	1.8%
3 PANAMA (REP OF) GBL UNSECURED	9.3750%	2023/01/16	1.8%
4 U S TREASURY BOND	3.2500%	2042/05/15	1.7%
5 U S TREASURY NOTE	3.1250%	2029/08/31	1.7%
6 FED REPUBLIC OF BRAZIL	4.7500%	2050/01/14	1.7%
7 OMAN GOV INTERNTL BOND SR UNSEC REGS	6.0000%	2029/08/01	1.6%
8 STATE OIL CO OF THE AZER SR UNSEC REGS	4.7500%	2023/03/13	1.3%
9 DOMINICAN REPUBLIC REGS	5.9500%	2027/01/25	1.3%
10 PELABUHAN INDONESIA III SR UNSEC REGS	4.8750%	2024/10/01	1.2%

- 比率は実質的な投資を行う外国投資信託の実質組入債券評価額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 現金同等資産(米国短期国債等)を除いて表示

マネープールファンド

種別構成	比率
コールローン他 (負債控除後)	100.0%
合計	100.0%

年間収益率の推移

- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2022年は年初から10月31日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

円コース



ユーロコース



米ドルコース



豪ドルコース



上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

ブラジルリアルコース



中国元コース



南アフリカランドコース



インドネシアルピアコース



トルコリラコース



資源国バスケット通貨コース



マネープールファンド



上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）につき、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

「マネープールファンド」への取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×3.3%（税抜3%）を上限として販売会社が定める手数料率

「マネープールファンド」の取得申込みを行う場合には、申込手数料はかかりません。（「マネープールファンド」への取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。）

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いの販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

「マネープールファンド」

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2 【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）につき、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されません。

②解約単位

販売会社が定める単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

④信託財産留保額

ありません。

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。

「マネープールファンド」

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。

上記の場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の9:00～17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

「円コース（毎月分配型）」

「米ドルコース（毎月分配型）」

「豪ドルコース（毎月分配型）」

「ブラジルリアルコース（毎月分配型）」

「マネープールファンド」

2029年4月20日まで（2009年4月28日設定）

「ユーロコース（毎月分配型）」

「南アフリカランドコース（毎月分配型）」

「トルコリラコース（毎月分配型）」

2024年4月19日まで（2009年4月28日設定）

「中国元コース（毎月分配型）」

「インドネシアルピアコース（毎月分配型）」

2024年4月19日まで（2010年5月6日設定）

「資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）」

2024年4月19日まで（2011年1月20日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

「円コース（毎月分配型）」

「米ドルコース（毎月分配型）」

「ユーロコース（毎月分配型）」

「豪ドルコース（毎月分配型）」

「ブラジルリアルコース（毎月分配型）」

「南アフリカランドコース（毎月分配型）」

「トルコリラコース（毎月分配型）」

「中国元コース（毎月分配型）」

「インドネシアルピアコース（毎月分配型）」

「資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）」

毎月21日から翌月20日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

「マネープールファンド」

毎年4月21日から10月20日および10月21日から翌年4月20日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)

- ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・各ファンドの受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

④反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

「各ファンド（「資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）」を除きます。）」

委託会社と再委託先との間で締結された契約の有効期間は、契約締結日から1年間とし、期間満

了6ヵ月前までに相手方から書面による契約終了の申出がない限り、本契約は1年間自動的に延長されるものとし、その後もまた同様とします。

「資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）」

委託会社と再委託先との間で締結された契約の期間は、原則として、ファンドの信託期間終了日までとします。

⑥運用報告書

委託会社は、毎年4月および10月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は 6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当期（令和 4 年 4 月 21 日から令和 4 年 10 月 20 日まで）の財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和4年12月28日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西郷 篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース>（毎月分配型）の令和4年4月21日から令和4年10月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース>（毎月分配型）の令和4年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	14,347,737	14,748,942
投資信託受益証券	2,590,454,721	1,992,079,115
親投資信託受益証券	3,750,908	2,250,908
未収入金	10,000,000	-
流動資産合計	2,618,553,366	2,009,078,965
資産合計	2,618,553,366	2,009,078,965
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	10,818,467	10,028,591
未払解約金	1,732,626	503
未払受託者報酬	93,776	74,904
未払委託者報酬	3,469,766	2,771,423
未払利息	5	27
その他未払費用	7,020	5,607
流動負債合計	16,121,660	12,881,055
負債合計	16,121,660	12,881,055
純資産の部		
元本等		
元本	4,327,386,855	4,011,436,539
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△1,724,955,149	△2,015,238,629
(分配準備積立金)	68,105,054	52,695,585
元本等合計	2,602,431,706	1,996,197,910
純資産合計	2,602,431,706	1,996,197,910
負債純資産合計	2,618,553,366	2,009,078,965

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 3 年 10 月 21 日 至 令和 4 年 4 月 20 日	当期 自 令和 4 年 4 月 21 日 至 令和 4 年 10 月 20 日
営業収益		
受取配当金	90,150,298	67,685,730
受取利息	13	9
有価証券売買等損益	△474,017,049	△414,181,336
営業収益合計	△383,866,738	△346,495,597

営業費用

支払利息	1,383	2,066
受託者報酬	663,738	505,429
委託者報酬	24,558,259	18,700,710
その他費用	49,716	37,848
営業費用合計	25,273,096	19,246,053
営業利益又は営業損失(△)	△409,139,834	△365,741,650
経常利益又は経常損失(△)	△409,139,834	△365,741,650
当期純利益又は当期純損失(△)	△409,139,834	△365,741,650
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△3,592,822	584,015
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△1,358,266,830	△1,724,955,149
剰余金増加額又は欠損金減少額	116,742,545	155,700,373
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	116,742,545	155,700,373
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,605,252	18,119,243
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,605,252	18,119,243
分配金	67,278,600	61,538,945
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△1,724,955,149	△2,015,238,629

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和4年4月20日現在]	当期 [令和4年10月20日現在]
1. 期首元本額	4,651,414,620円	4,327,386,855円
期中追加設定元本額	32,003,075円	40,565,444円
期中一部解約元本額	356,030,840円	356,515,760円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	1,724,955,149円	2,015,238,629円
3. 受益権の総数	4,327,386,855口	4,011,436,539口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和3年10月21日 至 令和4年4月20日	当期 自 令和4年4月21日 至 令和4年10月20日
1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程

第 149 期

令和 3 年 10 月 21 日

令和 3 年 11 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,179,817 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	693,212,377 円
分配準備積立金額	D	75,657,230 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	782,049,424 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,609,370,297 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,696 円
1 万円当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,523,425 円

第 150 期

令和 3 年 11 月 23 日

令和 3 年 12 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14,343,893 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	688,889,395 円
分配準備積立金額	D	76,747,581 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	779,980,869 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,580,122,878 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,702 円
1 万円当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,450,307 円

第 151 期

令和 3 年 12 月 21 日

令和 4 年 1 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,464,726 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	682,470,858 円
分配準備積立金額	D	78,810,033 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	769,745,617 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,536,915,950 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,696 円
1 万円当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,342,289 円

第 152 期

令和 4 年 1 月 21 日

令和 4 年 2 月 21 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,281,779 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	676,337,917 円
分配準備積立金額	D	75,157,542 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	760,777,238 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,495,594,436 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,692 円
1 万円当たり分配金額	H	25 円

第 155 期

令和 4 年 4 月 21 日

令和 4 年 5 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,430,722 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	636,456,470 円
分配準備積立金額	D	66,468,497 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	712,355,689 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,228,615,909 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,684 円
1 万円当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	10,571,539 円

第 156 期

令和 4 年 5 月 21 日

令和 4 年 6 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,972,601 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	633,088,779 円
分配準備積立金額	D	64,882,561 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	706,943,941 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,205,641,683 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,680 円
1 万円当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	10,514,104 円

第 157 期

令和 4 年 6 月 21 日

令和 4 年 7 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,635,629 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	616,832,590 円
分配準備積立金額	D	61,624,717 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	687,092,936 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,097,108,962 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,677 円
1 万円当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	10,242,772 円

第 158 期

令和 4 年 7 月 21 日

令和 4 年 8 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,611,981 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	608,791,930 円
分配準備積立金額	D	59,102,665 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	678,506,576 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,042,900,707 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,678 円
1 万円当たり分配金額	H	25 円

収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,238,986円
---------	--------------	-------------

第153期

令和4年2月22日

令和4年3月22日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,613,625円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	656,321,009円
分配準備積立金額	D	70,952,681円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	736,887,315円
当ファンドの期末残存口数	F	4,362,050,419口
1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,689円
1万円当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	10,905,126円

第154期

令和4年3月23日

令和4年4月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,949,484円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	651,238,977円
分配準備積立金額	D	68,974,037円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	730,162,498円
当ファンドの期末残存口数	F	4,327,386,855口
1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,687円
1万円当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	10,818,467円

収益分配金金額	I=F*H/10,000	10,107,251円
---------	--------------	-------------

第159期

令和4年8月23日

令和4年9月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,062,508円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	606,905,071円
分配準備積立金額	D	59,340,826円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	673,308,405円
当ファンドの期末残存口数	F	4,029,875,543口
1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,670円
1万円当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	10,074,688円

第160期

令和4年9月21日

令和4年10月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,797,216円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	604,272,244円
分配準備積立金額	D	55,926,960円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	666,996,420円
当ファンドの期末残存口数	F	4,011,436,539口
1万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,662円
1万円当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	10,028,591円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和3年10月21日 至 令和4年4月20日	当期 自 令和4年4月21日 至 令和4年10月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの	同左

	<p>範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> <p>当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。</p>	
--	--	--

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>同左</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△79,575,555	△151,958,594
親投資信託受益証券	—	—
合計	△79,575,555	△151,958,594

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]
1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	0.6014 円 (6,014 円)	0.4976 円 (4,976 円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド A ー クラス J (JPY)	359,127.29	1,992,079,115	
投資信託受益証券 合計		359,127.29	1,992,079,115	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	2,210,674	2,250,908	
親投資信託受益証券 合計		2,210,674	2,250,908	
合計		2,569,801.29	1,994,330,023	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ新興国債券ファンド通貨選択シリーズ<米ドルコース>（毎月分配型）の令和4年4月21日から令和4年10月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ新興国債券ファンド通貨選択シリーズ<米ドルコース>（毎月分配型）の令和4年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	29,029,430	60,420,622
投資信託受益証券	4,097,921,381	3,824,662,887
親投資信託受益証券	2,637,620	2,637,620
未収入金	42,000,000	19,000,000
流動資産合計	4,171,588,431	3,906,721,129
資産合計	4,171,588,431	3,906,721,129
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	28,067,843	18,024,681
未払解約金	37	20,239,977
未払受託者報酬	142,487	140,650
未払委託者報酬	5,272,021	5,204,044
未払利息	11	113
その他未払費用	10,676	10,537
流動負債合計	33,493,075	43,620,002
負債合計	33,493,075	43,620,002
純資産の部		
元本等		
元本	4,677,973,869	4,506,170,472
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△539,878,513	△643,069,345
(分配準備積立金)	185,331	24,994,529
元本等合計	4,138,095,356	3,863,101,127
純資産合計	4,138,095,356	3,863,101,127
負債純資産合計	4,171,588,431	3,906,721,129

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 3 年 10 月 21 日 至 令和 4 年 4 月 20 日	当期 自 令和 4 年 4 月 21 日 至 令和 4 年 10 月 20 日
営業収益		
受取配当金	132,096,956	162,031,232
受取利息	40	27
有価証券売買等損益	△175,376,180	△127,289,726
営業収益合計	△43,279,184	34,741,533
営業費用		
支払利息	4,018	5,846

受託者報酬	928,924	871,357
委託者報酬	34,370,024	32,240,077
その他費用	69,611	65,288
営業費用合計	35,372,577	33,182,568
営業利益又は営業損失(△)	△78,651,761	1,558,965
経常利益又は経常損失(△)	△78,651,761	1,558,965
当期純利益又は当期純損失(△)	△78,651,761	1,558,965
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△5,116,772	1,137,114
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△312,776,067	△539,878,513
剰余金増加額又は欠損金減少額	45,514,941	31,189,822
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	45,514,941	31,189,822
剰余金減少額又は欠損金増加額	29,720,605	6,614,139
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	29,720,605	6,614,139
分配金	169,361,793	128,188,366
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△539,878,513	△643,069,345

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和4年4月20日現在]	当期 [令和4年10月20日現在]
1. 期首元本額	4,913,450,393円	4,677,973,869円
期中追加設定元本額	268,150,875円	46,867,750円
期中一部解約元本額	503,627,399円	218,671,147円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	539,878,513円	643,069,345円
3. 受益権の総数	4,677,973,869口	4,506,170,472口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和3年10月21日 至 令和4年4月20日	当期 自 令和4年4月21日 至 令和4年10月20日
1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。
2. 分配金の計算過程 第149期 令和3年10月21日	2. 分配金の計算過程 第155期 令和4年4月21日

令和 3 年 11 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	18,285,060 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,942,261,281 円
分配準備積立金額	D	368,382 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,960,914,723 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,712,338,790 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,161 円
1 万口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	28,274,032 円

第 150 期

令和 3 年 11 月 23 日

令和 3 年 12 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	19,569,350 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,934,937,701 円
分配準備積立金額	D	271,749 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,954,778,800 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,718,603,340 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,142 円
1 万口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	28,311,620 円

第 151 期

令和 3 年 12 月 21 日

令和 4 年 1 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	12,007,984 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,905,892,585 円
分配準備積立金額	D	22,649 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,917,923,218 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,668,262,576 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,108 円
1 万口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	28,009,575 円

第 152 期

令和 4 年 1 月 21 日

令和 4 年 2 月 21 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,345,131 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,928,497,887 円
分配準備積立金額	D	355,306 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,942,198,324 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,764,449,600 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,076 円
1 万口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	28,586,697 円

第 153 期

令和 4 年 5 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	18,823,806 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,844,645,103 円
分配準備積立金額	D	183,216 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,863,652,125 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,637,480,953 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,018 円
1 万口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	27,824,885 円

第 156 期

令和 4 年 5 月 21 日

令和 4 年 6 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,501,792 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,823,014,956 円
分配準備積立金額	D	453,023 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,847,969,771 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,606,259,682 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,011 円
1 万口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	27,637,558 円

第 157 期

令和 4 年 6 月 21 日

令和 4 年 7 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	22,337,400 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,815,676,792 円
分配準備積立金額	D	80,676 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,838,094,868 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,594,682,316 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,000 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,378,729 円

第 158 期

令和 4 年 7 月 21 日

令和 4 年 8 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	26,653,446 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,799,061,258 円
分配準備積立金額	D	3,997,356 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,829,712,060 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,552,620,248 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,019 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,210,480 円

第 159 期

令和 4 年 2 月 22 日
令和 4 年 3 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	15,761,544 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,881,484,140 円
分配準備積立金額	D	353,398 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,897,599,082 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,685,337,772 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,050 円
1 万口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	28,112,026 円

第 154 期

令和 4 年 3 月 23 日
令和 4 年 4 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	22,455,608 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,866,365,137 円
分配準備積立金額	D	183,997 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,889,004,742 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,677,973,869 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,038 円
1 万口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	28,067,843 円

令和 4 年 8 月 23 日
令和 4 年 9 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,881,886 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,789,348,606 円
分配準備積立金額	D	12,359,571 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,826,590,063 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,528,008,319 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,033 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,112,033 円

第 160 期

令和 4 年 9 月 21 日
令和 4 年 10 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,004,304 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,780,741,106 円
分配準備積立金額	D	19,014,906 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,823,760,316 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,506,170,472 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,047 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,024,681 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期	当期
	自 令和 3 年 10 月 21 日 至 令和 4 年 4 月 20 日	自 令和 4 年 4 月 21 日 至 令和 4 年 10 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部	同左

	<p>署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> <p>当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。</p>
--	---

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	197,046,438	△111,175,732
親投資信託受益証券	—	—
合計	197,046,438	△111,175,732

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]

1 口当たり純資産額	0.8846 円	0.8573 円
(1 万口当たり純資産額)	(8,846 円)	(8,573 円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド A - クラス J (USD)	446,076.84	3,824,662,887	
投資信託受益証券 合計		446,076.84	3,824,662,887	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	2,590,474	2,637,620	
親投資信託受益証券 合計		2,590,474	2,637,620	
合計		3,036,550.84	3,827,300,507	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年12月28日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ新興国債券ファンド通貨選択シリーズ<ユーロコース>（毎月分配型）の令和4年4月21日から令和4年10月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ新興国債券ファンド通貨選択シリーズ<ユーロコース>（毎月分配型）の令和4年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース> (毎月分配型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,333,256	1,593,851
投資信託受益証券	109,476,225	85,614,370
親投資信託受益証券	113,380	113,380
流動資産合計	111,922,861	87,321,601
資産合計	111,922,861	87,321,601
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	441,833	393,074
未払解約金	13	210
未払受託者報酬	3,733	3,147
未払委託者報酬	138,046	116,445
未払利息	-	2
その他未払費用	270	223
流動負債合計	583,895	513,101
負債合計	583,895	513,101
純資産の部		
元本等		
元本	147,277,979	131,024,746
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△35,939,013	△44,216,246
(分配準備積立金)	1,171,067	792,669
元本等合計	111,338,966	86,808,500
純資産合計	111,338,966	86,808,500
負債純資産合計	111,922,861	87,321,601

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 3 年 10 月 21 日 至 令和 4 年 4 月 20 日	当期 自 令和 4 年 4 月 21 日 至 令和 4 年 10 月 20 日
営業収益		
受取配当金	2,858,037	2,790,211
受取利息	1	-
有価証券売買等損益	△12,255,974	△12,652,066
営業収益合計	△9,397,936	△9,861,855
営業費用		
支払利息	149	185
受託者報酬	22,733	20,988

委託者報酬	841,036	776,667
その他費用	1,646	1,526
営業費用合計	865,564	799,366
営業利益又は営業損失(△)	△10,263,500	△10,661,221
経常利益又は経常損失(△)	△10,263,500	△10,661,221
当期純利益又は当期純損失(△)	△10,263,500	△10,661,221
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△1,336	△911,235
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△18,995,440	△35,939,013
剰余金増加額又は欠損金減少額	174,437	8,251,717
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	174,437	8,251,717
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,478,223	4,356,081
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,478,223	4,356,081
分配金	2,377,623	2,422,883
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△35,939,013	△44,216,246

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和4年4月20日現在]	当期 [令和4年10月20日現在]
1. 期首元本額	128,869,891円	147,277,979円
期中追加設定元本額	19,237,757円	14,589,489円
期中一部解約元本額	829,669円	30,842,722円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	35,939,013円	44,216,246円
3. 受益権の総数	147,277,979口	131,024,746口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和3年10月21日 至 令和4年4月20日	当期 自 令和4年4月21日 至 令和4年10月20日
1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。
2. 分配金の計算過程 第149期 令和3年10月21日 令和3年11月22日	2. 分配金の計算過程 第155期 令和4年4月21日 令和4年5月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	392,548円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	46,861,385円
分配準備積立金額	D	1,448,958円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	48,702,891円
当ファンドの期末残存口数	F	129,006,466口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,775円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	387,019円

第150期

令和3年11月23日

令和3年12月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	412,405円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	46,922,872円
分配準備積立金額	D	1,454,312円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	48,789,589円
当ファンドの期末残存口数	F	129,170,065口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,777円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	387,510円

第151期

令和3年12月21日

令和4年1月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	239,827円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	46,989,546円
分配準備積立金額	D	1,479,068円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	48,708,441円
当ファンドの期末残存口数	F	129,347,625口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,765円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	388,042円

第152期

令和4年1月21日

令和4年2月21日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	281,349円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	46,781,908円
分配準備積立金額	D	1,323,021円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	48,386,278円
当ファンドの期末残存口数	F	128,770,847口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,757円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	386,312円

第153期

令和4年2月22日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	358,622円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	52,046,690円
分配準備積立金額	D	1,038,409円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	53,443,721円
当ファンドの期末残存口数	F	142,570,970口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,748円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	427,712円

第156期

令和4年5月21日

令和4年6月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	470,505円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	52,256,511円
分配準備積立金額	D	969,090円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	53,696,106円
当ファンドの期末残存口数	F	143,134,637口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,751円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	429,403円

第157期

令和4年6月21日

令和4年7月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	314,233円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	47,774,680円
分配準備積立金額	D	921,971円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	49,010,884円
当ファンドの期末残存口数	F	130,855,089口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,745円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	392,565円

第158期

令和4年7月21日

令和4年8月22日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	411,471円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	47,304,811円
分配準備積立金額	D	833,629円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	48,549,911円
当ファンドの期末残存口数	F	129,563,450口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,747円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	388,690円

第159期

令和4年8月23日

令和 4 年 3 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	289,778 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	46,855,893 円
分配準備積立金額	D	1,218,034 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	48,363,705 円
当ファンドの期末残存口数	F	128,969,272 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,750 円
1 万口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	386,907 円

第 154 期

令和 4 年 3 月 23 日

令和 4 年 4 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	492,010 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	53,666,607 円
分配準備積立金額	D	1,120,890 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	55,279,507 円
当ファンドの期末残存口数	F	147,277,979 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,753 円
1 万口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	441,833 円

令和 4 年 9 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	379,259 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	47,645,617 円
分配準備積立金額	D	856,271 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	48,881,147 円
当ファンドの期末残存口数	F	130,479,907 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,746 円
1 万口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	391,439 円

第 160 期

令和 4 年 9 月 21 日

令和 4 年 10 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	341,675 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	47,848,158 円
分配準備積立金額	D	844,068 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	49,033,901 円
当ファンドの期末残存口数	F	131,024,746 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,742 円
1 万口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	393,074 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期	当期
	自 令和 3 年 10 月 21 日 至 令和 4 年 4 月 20 日	自 令和 4 年 4 月 21 日 至 令和 4 年 10 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング	同左

	<p>等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> <p>当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。</p>
--	---

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	2,250,703	△4,483,730
親投資信託受益証券	—	—
合計	2,250,703	△4,483,730

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]
1口当たり純資産額	0.7560円	0.6625円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド A ー クラス J (EUR)	13,648.07	85,614,370	
投資信託受益証券 合計		13,648.07	85,614,370	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	111,354	113,380	
親投資信託受益証券 合計		111,354	113,380	
合計		125,002.07	85,727,750	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年12月28日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ新興国債券ファンド通貨選択シリーズ<豪ドルコース>（毎月分配型）の令和4年4月21日から令和4年10月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ新興国債券ファンド通貨選択シリーズ<豪ドルコース>（毎月分配型）の令和4年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	18,051,232	18,451,387
投資信託受益証券	9,468,813,979	7,449,881,563
親投資信託受益証券	10,073,955	10,073,955
未収入金	60,000,000	50,000,000
流動資産合計	9,556,939,166	7,528,406,905
資産合計	9,556,939,166	7,528,406,905
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	41,453,931	26,025,665
未払解約金	3,797,022	15,348,983
未払受託者報酬	332,656	279,463
未払委託者報酬	12,308,273	10,340,068
未払利息	7	34
その他未払費用	24,939	20,949
流動負債合計	57,916,828	52,015,162
負債合計	57,916,828	52,015,162
純資産の部		
元本等		
元本	27,635,954,584	26,025,665,217
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△18,136,932,246	△18,549,273,474
(分配準備積立金)	89,938,047	164,516,896
元本等合計	9,499,022,338	7,476,391,743
純資産合計	9,499,022,338	7,476,391,743
負債純資産合計	9,556,939,166	7,528,406,905

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 3 年 10 月 21 日 至 令和 4 年 4 月 20 日	当期 自 令和 4 年 4 月 21 日 至 令和 4 年 10 月 20 日
営業収益		
受取配当金	301,565,163	323,008,395
受取利息	12	16
有価証券売買等損益	△503,868,727	△1,581,940,811
営業収益合計	△202,303,552	△1,258,932,400
営業費用		
支払利息	2,584	3,419

受託者報酬	2,129,839	1,862,779
委託者報酬	78,804,198	68,922,585
その他費用	159,678	139,644
営業費用合計	81,096,299	70,928,427
営業利益又は営業損失(△)	△283,399,851	△1,329,860,827
経常利益又は経常損失(△)	△283,399,851	△1,329,860,827
当期純利益又は当期純損失(△)	△283,399,851	△1,329,860,827
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△3,594,932	△3,992,385
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△19,123,077,847	△18,136,932,246
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,635,467,706	1,231,417,208
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,635,467,706	1,231,417,208
剰余金減少額又は欠損金増加額	113,091,350	129,966,293
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	113,091,350	129,966,293
分配金	256,425,836	187,923,701
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△18,136,932,246	△18,549,273,474

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和4年4月20日現在]	当期 [令和4年10月20日現在]
1. 期首元本額	29,947,358,481円	27,635,954,584円
期中追加設定元本額	170,681,734円	189,557,308円
期中一部解約元本額	2,482,085,631円	1,799,846,675円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	18,136,932,246円	18,549,273,474円
3. 受益権の総数	27,635,954,584口	26,025,665,217口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和3年10月21日 至 令和4年4月20日	当期 自 令和4年4月21日 至 令和4年10月20日
1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。
2. 分配金の計算過程 第149期 令和3年10月21日	2. 分配金の計算過程 第155期 令和4年4月21日

令和 3 年 11 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	43,317,529 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,232,798,282 円
分配準備積立金額	D	113,267,772 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,389,383,583 円
当ファンドの期末残存口数	F	29,351,568,771 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	473 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	44,027,353 円

第 150 期

令和 3 年 11 月 23 日

令和 3 年 12 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	44,683,298 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,217,256,996 円
分配準備積立金額	D	111,013,947 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,372,954,241 円
当ファンドの期末残存口数	F	28,978,809,784 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	473 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	43,468,214 円

第 151 期

令和 3 年 12 月 21 日

令和 4 年 1 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	28,625,449 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,201,158,056 円
分配準備積立金額	D	110,631,576 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,340,415,081 円
当ファンドの期末残存口数	F	28,593,064,325 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	468 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	42,889,596 円

第 152 期

令和 4 年 1 月 21 日

令和 4 年 2 月 21 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	30,930,712 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,191,003,350 円
分配準備積立金額	D	95,445,513 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,317,379,575 円
当ファンドの期末残存口数	F	28,348,929,703 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	464 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	42,523,394 円

第 153 期

令和 4 年 5 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	37,353,780 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,152,313,934 円
分配準備積立金額	D	89,157,920 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,278,825,634 円
当ファンドの期末残存口数	F	27,421,822,746 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	466 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	41,132,734 円

第 156 期

令和 4 年 5 月 21 日

令和 4 年 6 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	47,123,994 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,138,848,597 円
分配準備積立金額	D	84,227,729 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,270,200,320 円
当ファンドの期末残存口数	F	27,097,970,427 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	468 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	40,646,955 円

第 157 期

令和 4 年 6 月 21 日

令和 4 年 7 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	44,017,102 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,134,238,820 円
分配準備積立金額	D	90,208,817 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,268,464,739 円
当ファンドの期末残存口数	F	26,985,430,402 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	470 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	26,985,430 円

第 158 期

令和 4 年 7 月 21 日

令和 4 年 8 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	54,351,531 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,123,404,868 円
分配準備積立金額	D	106,072,470 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,283,828,869 円
当ファンドの期末残存口数	F	26,724,556,479 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	480 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	26,724,556 円

第 159 期

令和 4 年 2 月 22 日
令和 4 年 3 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	42,301,430 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,178,202,228 円
分配準備積立金額	D	82,861,829 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,303,365,487 円
当ファンドの期末残存口数	F	28,042,232,360 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	464 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	42,063,348 円

第 154 期

令和 4 年 3 月 23 日
令和 4 年 4 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	49,592,051 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,161,228,231 円
分配準備積立金額	D	81,799,927 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,292,620,209 円
当ファンドの期末残存口数	F	27,635,954,584 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	467 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	41,453,931 円

令和 4 年 8 月 23 日
令和 4 年 9 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	44,061,830 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,110,221,423 円
分配準備積立金額	D	132,010,334 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,286,293,587 円
当ファンドの期末残存口数	F	26,408,361,966 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	487 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	26,408,361 円

第 160 期

令和 4 年 9 月 21 日
令和 4 年 10 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	43,195,772 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,094,280,819 円
分配準備積立金額	D	147,346,789 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,284,823,380 円
当ファンドの期末残存口数	F	26,025,665,217 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	493 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	26,025,665 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3 年 10 月 21 日 至 令和 4 年 4 月 20 日	当期 自 令和 4 年 4 月 21 日 至 令和 4 年 10 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部	同左

	<p>署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> <p>当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。</p>
--	---

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	412,265,777	△695,509,179
親投資信託受益証券	—	—
合計	412,265,777	△695,509,179

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]

1 口当たり純資産額	0.3437 円	0.2873 円
(1 万口当たり純資産額)	(3,437 円)	(2,873 円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (AUD)	1,057,921.26	7,449,881,563	
投資信託受益証券 合計		1,057,921.26	7,449,881,563	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	9,893,887	10,073,955	
親投資信託受益証券 合計		9,893,887	10,073,955	
合計		10,951,808.26	7,459,955,518	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年12月28日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ新興国債券ファンド通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>(毎月分配型)の令和4年4月21日から令和4年10月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ新興国債券ファンド通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>(毎月分配型)の令和4年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	88,042,276	72,126,839
投資信託受益証券	23,635,345,960	20,052,101,557
親投資信託受益証券	25,215,860	25,215,860
未収入金	200,000,000	100,000,000
流動資産合計	23,948,604,096	20,249,444,256
資産合計	23,948,604,096	20,249,444,256
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	122,328,544	56,822,133
未払解約金	52,369,539	9,492,261
未払受託者報酬	808,473	733,427
未払委託者報酬	29,913,422	27,136,812
未払利息	36	135
その他未払費用	60,624	54,998
流動負債合計	205,480,638	94,239,766
負債合計	205,480,638	94,239,766
純資産の部		
元本等		
元本	122,328,544,386	113,644,266,878
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△98,585,420,928	△93,489,062,388
(分配準備積立金)	1,623,054,597	1,619,294,560
元本等合計	23,743,123,458	20,155,204,490
純資産合計	23,743,123,458	20,155,204,490
負債純資産合計	23,948,604,096	20,249,444,256

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 3 年 10 月 21 日 至 令和 4 年 4 月 20 日	当期 自 令和 4 年 4 月 21 日 至 令和 4 年 10 月 20 日
営業収益		
受取配当金	1,143,486,688	718,575,852
受取利息	100	69
有価証券売買等損益	3,552,380,940	△2,101,820,255
営業収益合計	4,695,867,728	△1,383,244,334
営業費用		
支払利息	8,159	13,329

受託者報酬	4,662,927	4,629,238
委託者報酬	172,528,323	171,281,702
その他費用	349,660	347,133
営業費用合計	177,549,069	176,271,402
営業利益又は営業損失(△)	4,518,318,659	△1,559,515,736
経常利益又は経常損失(△)	4,518,318,659	△1,559,515,736
当期純利益又は当期純損失(△)	4,518,318,659	△1,559,515,736
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	45,640,368	7,997,355
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△110,988,185,228	△98,585,420,928
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,041,664,733	7,937,752,523
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,041,664,733	7,937,752,523
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,351,974,629	801,814,060
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,351,974,629	801,814,060
分配金	759,604,095	472,066,832
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△98,585,420,928	△93,489,062,388

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和4年4月20日現在]	当期 [令和4年10月20日現在]
1. 期首元本額	132,728,994,727円	122,328,544,386円
期中追加設定元本額	1,619,683,095円	976,136,107円
期中一部解約元本額	12,020,133,436円	9,660,413,615円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	98,585,420,928円	93,489,062,388円
3. 受益権の総数	122,328,544,386口	113,644,266,878口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和3年10月21日 至 令和4年4月20日	当期 自 令和4年4月21日 至 令和4年10月20日
1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。
2. 分配金の計算過程 第149期 令和3年10月21日	2. 分配金の計算過程 第155期 令和4年4月21日

令和 3 年 11 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	224, 118, 118 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1, 528, 801, 749 円
分配準備積立金額	D	1, 453, 878, 101 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3, 206, 797, 968 円
当ファンドの期末残存口数	F	130, 683, 231, 190 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10, 000	245 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10, 000	130, 683, 231 円

第 150 期

令和 3 年 11 月 23 日

令和 3 年 12 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	234, 271, 010 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1, 510, 615, 354 円
分配準備積立金額	D	1, 522, 840, 433 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3, 267, 726, 797 円
当ファンドの期末残存口数	F	128, 871, 073, 129 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10, 000	253 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10, 000	128, 871, 073 円

第 151 期

令和 3 年 12 月 21 日

令和 4 年 1 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	225, 755, 788 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1, 494, 716, 565 円
分配準備積立金額	D	1, 603, 543, 968 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3, 324, 016, 321 円
当ファンドの期末残存口数	F	127, 204, 434, 367 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10, 000	261 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10, 000	127, 204, 434 円

第 152 期

令和 4 年 1 月 21 日

令和 4 年 2 月 21 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	126, 197, 929 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1, 479, 974, 619 円
分配準備積立金額	D	1, 677, 617, 691 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3, 283, 790, 239 円
当ファンドの期末残存口数	F	125, 643, 837, 467 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10, 000	261 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10, 000	125, 643, 837 円

第 153 期

令和 4 年 5 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	92, 799, 179 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1, 431, 895, 911 円
分配準備積立金額	D	1, 599, 496, 893 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3, 124, 191, 983 円
当ファンドの期末残存口数	F	120, 754, 770, 218 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10, 000	258 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10, 000	120, 754, 770 円

第 156 期

令和 4 年 5 月 21 日

令和 4 年 6 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	95, 238, 930 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1, 415, 374, 510 円
分配準備積立金額	D	1, 547, 074, 787 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3, 057, 688, 227 円
当ファンドの期末残存口数	F	119, 106, 641, 140 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10, 000	256 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10, 000	119, 106, 641 円

第 157 期

令和 4 年 6 月 21 日

令和 4 年 7 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	92, 939, 430 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1, 412, 660, 120 円
分配準備積立金額	D	1, 514, 630, 990 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3, 020, 230, 540 円
当ファンドの期末残存口数	F	118, 649, 031, 833 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10, 000	254 円
1 万口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F*H/10, 000	59, 324, 515 円

第 158 期

令和 4 年 7 月 21 日

令和 4 年 8 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	117, 470, 704 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1, 393, 737, 352 円
分配準備積立金額	D	1, 524, 146, 179 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3, 035, 354, 235 円
当ファンドの期末残存口数	F	116, 924, 981, 662 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10, 000	259 円
1 万口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F*H/10, 000	58, 462, 490 円

第 159 期

令和 4 年 2 月 22 日
令和 4 年 3 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	120,394,412 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,474,012,428 円
分配準備積立金額	D	1,664,756,851 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,259,163,691 円
当ファンドの期末残存口数	F	124,872,976,347 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	260 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	124,872,976 円

第 154 期

令和 4 年 3 月 23 日
令和 4 年 4 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	122,807,533 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,447,845,342 円
分配準備積立金額	D	1,622,575,608 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,193,228,483 円
当ファンドの期末残存口数	F	122,328,544,386 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	261 円
1 万口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	122,328,544 円

令和 4 年 8 月 23 日
令和 4 年 9 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	110,007,047 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,374,436,741 円
分配準備積立金額	D	1,558,345,565 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,042,789,353 円
当ファンドの期末残存口数	F	115,192,566,032 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	264 円
1 万口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	57,596,283 円

第 160 期

令和 4 年 9 月 21 日
令和 4 年 10 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	88,343,164 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,357,297,825 円
分配準備積立金額	D	1,587,773,529 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,033,414,518 円
当ファンドの期末残存口数	F	113,644,266,878 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	266 円
1 万口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	56,822,133 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3 年 10 月 21 日 至 令和 4 年 4 月 20 日	当期 自 令和 4 年 4 月 21 日 至 令和 4 年 10 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部	同左

	<p>署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> <p>当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。</p>
--	---

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	2,574,009,940	△598,459,206
親投資信託受益証券	—	—
合計	2,574,009,940	△598,459,206

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]

1 口当たり純資産額	0.1941 円	0.1774 円
(1 万口当たり純資産額)	(1,941 円)	(1,774 円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (BRL)	6,466,333.94	20,052,101,557	
投資信託受益証券 合計		6,466,333.94	20,052,101,557	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	24,765,135	25,215,860	
親投資信託受益証券 合計		24,765,135	25,215,860	
合計		31,231,468.94	20,077,317,417	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年12月28日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ新興国債券ファンド通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>(毎月分配型)の令和4年4月21日から令和4年10月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ新興国債券ファンド通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>(毎月分配型)の令和4年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース> (毎月分配型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,507,102	1,555,698
投資信託受益証券	284,983,582	222,729,717
親投資信託受益証券	287,427	287,427
未収入金	4,000,000	3,000,000
流動資産合計	290,778,111	227,572,842
資産合計	290,778,111	227,572,842
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,210,480	1,067,701
未払解約金	45,671	380,108
未払受託者報酬	10,214	8,310
未払委託者報酬	378,020	307,469
未払利息	-	2
その他未払費用	756	613
流動負債合計	2,645,141	1,764,203
負債合計	2,645,141	1,764,203
純資産の部		
元本等		
元本	736,826,754	711,800,863
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△448,693,784	△485,992,224
(分配準備積立金)	1,458,160	6,070,712
元本等合計	288,132,970	225,808,639
純資産合計	288,132,970	225,808,639
負債純資産合計	290,778,111	227,572,842

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 3 年 10 月 21 日 至 令和 4 年 4 月 20 日	当期 自 令和 4 年 4 月 21 日 至 令和 4 年 10 月 20 日
営業収益		
受取配当金	16,068,173	15,356,508
受取利息	2	1
有価証券売買等損益	△19,269,960	△58,610,373
営業収益合計	△3,201,785	△43,253,864
営業費用		
支払利息	221	381

受託者報酬	64,128	55,069
委託者報酬	2,372,935	2,037,606
その他費用	4,746	4,073
営業費用合計	2,442,030	2,097,129
営業利益又は営業損失(△)	△5,643,815	△45,350,993
経常利益又は経常損失(△)	△5,643,815	△45,350,993
当期純利益又は当期純損失(△)	△5,643,815	△45,350,993
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	168,454	532,487
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△464,310,178	△448,693,784
剰余金増加額又は欠損金減少額	59,850,574	78,674,176
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	59,850,574	78,674,176
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,687,857	61,397,124
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,687,857	61,397,124
分配金	13,734,054	8,692,012
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△448,693,784	△485,992,224

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和4年4月20日現在]	当期 [令和4年10月20日現在]
1. 期首元本額	793,874,266円	736,826,754円
期中追加設定元本額	39,657,536円	94,360,751円
期中一部解約元本額	96,705,048円	119,386,642円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	448,693,784円	485,992,224円
3. 受益権の総数	736,826,754口	711,800,863口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和3年10月21日 至 令和4年4月20日	当期 自 令和4年4月21日 至 令和4年10月20日
1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。
2. 分配金の計算過程 第149期 令和3年10月21日	2. 分配金の計算過程 第155期 令和4年4月21日

令和 3 年 11 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,198,500 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	128,950,630 円
分配準備積立金額	D	1,020,781 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	132,169,911 円
当ファンドの期末残存口数	F	788,823,030 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,675 円
1 万口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,366,469 円

第 150 期

令和 3 年 11 月 23 日

令和 3 年 12 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,184,345 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	126,287,931 円
分配準備積立金額	D	827,421 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	129,299,697 円
当ファンドの期末残存口数	F	772,485,046 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,673 円
1 万口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,317,455 円

第 151 期

令和 3 年 12 月 21 日

令和 4 年 1 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,530,786 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	125,135,830 円
分配準備積立金額	D	683,852 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	128,350,468 円
当ファンドの期末残存口数	F	765,412,879 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,676 円
1 万口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,296,238 円

第 152 期

令和 4 年 1 月 21 日

令和 4 年 2 月 21 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,405,038 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	123,924,201 円
分配準備積立金額	D	903,373 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	127,232,612 円
当ファンドの期末残存口数	F	757,963,296 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,678 円
1 万口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,273,889 円

第 153 期

令和 4 年 5 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,153,998 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	119,745,956 円
分配準備積立金額	D	1,431,821 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	123,331,775 円
当ファンドの期末残存口数	F	732,182,393 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,684 円
1 万口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,196,547 円

第 156 期

令和 4 年 5 月 21 日

令和 4 年 6 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,656,654 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	119,710,208 円
分配準備積立金額	D	1,358,588 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	123,725,450 円
当ファンドの期末残存口数	F	731,779,600 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,690 円
1 万口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,195,338 円

第 157 期

令和 4 年 6 月 21 日

令和 4 年 7 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,218,754 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	121,670,186 円
分配準備積立金額	D	1,815,034 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	125,703,974 円
当ファンドの期末残存口数	F	743,547,794 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,690 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,115,321 円

第 158 期

令和 4 年 7 月 21 日

令和 4 年 8 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,562,107 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	114,311,592 円
分配準備積立金額	D	2,708,104 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	119,581,803 円
当ファンドの期末残存口数	F	698,372,822 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,712 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,047,559 円

第 159 期

令和 4 年 2 月 22 日
令和 4 年 3 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,189,233 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	123,699,550 円
分配準備積立金額	D	1,019,439 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	126,908,222 円
当ファンドの期末残存口数	F	756,507,846 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,677 円
1 万口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,269,523 円

第 154 期

令和 4 年 3 月 23 日
令和 4 年 4 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,760,110 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	120,487,575 円
分配準備積立金額	D	908,530 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	124,156,215 円
当ファンドの期末残存口数	F	736,826,754 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,684 円
1 万口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,210,480 円

令和 4 年 8 月 23 日
令和 4 年 9 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,164,642 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	116,949,686 円
分配準備積立金額	D	4,072,747 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	123,187,075 円
当ファンドの期末残存口数	F	713,030,776 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,727 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,069,546 円

第 160 期

令和 4 年 9 月 21 日
令和 4 年 10 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,033,734 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	116,802,326 円
分配準備積立金額	D	5,104,679 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	123,940,739 円
当ファンドの期末残存口数	F	711,800,863 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,741 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,067,701 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3 年 10 月 21 日 至 令和 4 年 4 月 20 日	当期 自 令和 4 年 4 月 21 日 至 令和 4 年 10 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部	同左

	<p>署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> <p>当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。</p>
--	---

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	12,736,990	△12,918,220
親投資信託受益証券	—	—
合計	12,736,990	△12,918,220

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]

1 口当たり純資産額	0.3910 円	0.3172 円
(1 万口当たり純資産額)	(3,910 円)	(3,172 円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (ZAR)	52,112.7	222,729,717	
投資信託受益証券 合計		52,112.7	222,729,717	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	282,290	287,427	
親投資信託受益証券 合計		282,290	287,427	
合計		334,402.7	223,017,144	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年12月28日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ新興国債券ファンド通貨選択シリーズ<トルコリラコース>(毎月分配型)の令和4年4月21日から令和4年10月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ新興国債券ファンド通貨選択シリーズ<トルコリラコース>(毎月分配型)の令和4年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,327,829	4,406,111
投資信託受益証券	930,717,539	851,684,709
親投資信託受益証券	1,094,497	1,094,497
未収入金	36,000,000	10,000,000
流動資産合計	973,139,865	867,185,317
資産合計	973,139,865	867,185,317
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	11,854,278	3,857,846
未払解約金	1,197,271	6,286,222
未払受託者報酬	32,464	30,551
未払委託者報酬	1,201,154	1,130,327
未払利息	2	8
その他未払費用	2,422	2,283
流動負債合計	14,287,591	11,307,237
負債合計	14,287,591	11,307,237
純資産の部		
元本等		
元本	7,902,852,105	7,715,692,738
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△6,943,999,831	△6,859,814,658
(分配準備積立金)	502,359,971	491,714,054
元本等合計	958,852,274	855,878,080
純資産合計	958,852,274	855,878,080
負債純資産合計	973,139,865	867,185,317

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 3 年 10 月 21 日 至 令和 4 年 4 月 20 日	当期 自 令和 4 年 4 月 21 日 至 令和 4 年 10 月 20 日
営業収益		
受取配当金	103,264,655	73,006,942
受取利息	4	2
有価証券売買等損益	△551,530,612	△107,039,772
営業収益合計	△448,265,953	△34,032,828
営業費用		
支払利息	819	622

受託者報酬	238,986	185,535
委託者報酬	8,842,255	6,864,734
その他費用	17,861	13,859
営業費用合計	9,099,921	7,064,750
営業利益又は営業損失(△)	△457,365,874	△41,097,578
経常利益又は経常損失(△)	△457,365,874	△41,097,578
当期純利益又は当期純損失(△)	△457,365,874	△41,097,578
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△13,015,654	△397,023
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△7,325,119,169	△6,943,999,831
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,596,707,023	556,577,579
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,596,707,023	556,577,579
剰余金減少額又は欠損金増加額	698,286,545	393,016,941
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	698,286,545	393,016,941
分配金	72,950,920	38,674,910
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△6,943,999,831	△6,859,814,658

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]
1. 期首元本額	8,950,473,373 円	7,902,852,105 円
期中追加設定元本額	801,187,163 円	440,748,662 円
期中一部解約元本額	1,848,808,431 円	627,908,029 円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	6,943,999,831 円	6,859,814,658 円
3. 受益権の総数	7,902,852,105 口	7,715,692,738 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 3 年 10 月 21 日 至 令和 4 年 4 月 20 日	当期 自 令和 4 年 4 月 21 日 至 令和 4 年 10 月 20 日
1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年 10,000 分の 59 以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年 10,000 分の 59 以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。
2. 分配金の計算過程 第 149 期 令和 3 年 10 月 21 日	2. 分配金の計算過程 第 155 期 令和 4 年 4 月 21 日

令和 3 年 11 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	27,489,351 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	379,397,241 円
分配準備積立金額	D	577,573,224 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	984,459,816 円
当ファンドの期末残存口数	F	8,643,387,744 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,138 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,965,081 円

第 150 期

令和 3 年 11 月 23 日

令和 3 年 12 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	17,109,361 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	377,862,364 円
分配準備積立金額	D	556,302,199 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	951,273,924 円
当ファンドの期末残存口数	F	8,311,195,240 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,144 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,466,792 円

第 151 期

令和 3 年 12 月 21 日

令和 4 年 1 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	17,588,859 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	382,189,444 円
分配準備積立金額	D	525,423,821 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	925,202,124 円
当ファンドの期末残存口数	F	8,035,043,870 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,151 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,052,565 円

第 152 期

令和 4 年 1 月 21 日

令和 4 年 2 月 21 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,963,199 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	381,915,184 円
分配準備積立金額	D	522,085,465 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	914,963,848 円
当ファンドの期末残存口数	F	7,954,541,772 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,150 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,931,812 円

第 153 期

令和 4 年 5 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,737,393 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	390,694,046 円
分配準備積立金額	D	483,047,725 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	884,479,164 円
当ファンドの期末残存口数	F	7,700,869,521 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,148 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,551,304 円

第 156 期

令和 4 年 5 月 21 日

令和 4 年 6 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,922,477 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	399,291,929 円
分配準備積立金額	D	478,826,011 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	889,040,417 円
当ファンドの期末残存口数	F	7,746,668,184 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,147 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,620,002 円

第 157 期

令和 4 年 6 月 21 日

令和 4 年 7 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,958,348 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	404,266,720 円
分配準備積立金額	D	474,378,754 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	889,603,822 円
当ファンドの期末残存口数	F	7,757,446,773 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,146 円
1 万口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,878,723 円

第 158 期

令和 4 年 7 月 21 日

令和 4 年 8 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	11,884,845 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	410,436,413 円
分配準備積立金額	D	478,011,777 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	900,333,035 円
当ファンドの期末残存口数	F	7,780,702,687 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,157 円
1 万口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,890,351 円

第 159 期

令和 4 年 2 月 22 日

令和 4 年 3 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	11,002,311 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	378,256,433 円
分配準備積立金額	D	505,744,731 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	895,003,475 円
当ファンドの期末残存口数	F	7,786,928,571 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,149 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,680,392 円

第 154 期

令和 4 年 3 月 23 日

令和 4 年 4 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	12,010,481 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	394,270,474 円
分配準備積立金額	D	502,203,768 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	908,484,723 円
当ファンドの期末残存口数	F	7,902,852,105 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,149 円
1 万口当たり分配金額	H	15 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,854,278 円

令和 4 年 8 月 23 日

令和 4 年 9 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	11,735,829 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	410,623,009 円
分配準備積立金額	D	482,669,596 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	905,028,434 円
当ファンドの期末残存口数	F	7,753,369,012 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,167 円
1 万口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,876,684 円

第 160 期

令和 4 年 9 月 21 日

令和 4 年 10 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	11,177,445 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	412,379,901 円
分配準備積立金額	D	484,394,455 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	907,951,801 円
当ファンドの期末残存口数	F	7,715,692,738 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,176 円
1 万口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,857,846 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3 年 10 月 21 日 至 令和 4 年 4 月 20 日	当期 自 令和 4 年 4 月 21 日 至 令和 4 年 10 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部	同左

	<p>署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> <p>当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。</p>
--	---

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	74,878,747	△5,994,490
親投資信託受益証券	—	—
合計	74,878,747	△5,994,490

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]

1口当たり純資産額	0.1213円	0.1109円
(1万口当たり純資産額)	(1,213円)	(1,109円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (TRY)	778,505.21	851,684,709	
投資信託受益証券 合計		778,505.21	851,684,709	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	1,074,934	1,094,497	
親投資信託受益証券 合計		1,074,934	1,094,497	
合計		1,853,439.21	852,779,206	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年12月28日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西郷 篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ新興国債券ファンド通貨選択シリーズ<中国元コース>(毎月分配型)の令和4年4月21日から令和4年10月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ新興国債券ファンド通貨選択シリーズ<中国元コース>(毎月分配型)の令和4年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース> (毎月分配型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,234,355	3,759,566
投資信託受益証券	160,517,931	143,416,639
親投資信託受益証券	91,251	91,251
未収入金	-	2,000,000
流動資産合計	164,843,537	149,267,456
資産合計	164,843,537	149,267,456
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	389,972	390,559
未払解約金	62,241	989,023
未払受託者報酬	5,631	5,413
未払委託者報酬	208,296	200,263
未払利息	1	7
その他未払費用	411	395
流動負債合計	666,552	1,585,660
負債合計	666,552	1,585,660
純資産の部		
元本等		
元本	97,493,188	97,639,940
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	66,683,797	50,041,856
(分配準備積立金)	40,699,767	43,745,973
元本等合計	164,176,985	147,681,796
純資産合計	164,176,985	147,681,796
負債純資産合計	164,843,537	149,267,456

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 3 年 10 月 21 日 至 令和 4 年 4 月 20 日	当期 自 令和 4 年 4 月 21 日 至 令和 4 年 10 月 20 日
営業収益		
受取配当金	8,187,938	8,120,396
受取利息	2	1
有価証券売買等損益	△6,204,152	△21,221,688
営業収益合計	1,983,788	△13,101,291
営業費用		
支払利息	265	421

受託者報酬	35,889	33,645
委託者報酬	1,327,953	1,244,680
その他費用	2,626	2,457
営業費用合計	1,366,733	1,281,203
営業利益又は営業損失(△)	617,055	△14,382,494
経常利益又は経常損失(△)	617,055	△14,382,494
当期純利益又は当期純損失(△)	617,055	△14,382,494
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△88,887	△18,689
期首剰余金又は期首欠損金(△)	75,861,033	66,683,797
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,413,423	2,571,087
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,413,423	2,571,087
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,972,586	2,521,198
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,972,586	2,521,198
分配金	2,324,015	2,328,025
期末剰余金又は期末欠損金(△)	66,683,797	50,041,856

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和4年4月20日現在]	当期 [令和4年10月20日現在]
1. 期首元本額	108,090,656円	97,493,188円
期中追加設定元本額	5,242,288円	4,424,312円
期中一部解約元本額	15,839,756円	4,277,560円
2. 受益権の総数	97,493,188口	97,639,940口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和3年10月21日 至 令和4年4月20日	当期 自 令和4年4月21日 至 令和4年10月20日												
<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>第137期 令和3年10月21日 令和3年11月22日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>1,231,421円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,231,421円	<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>第143期 令和4年4月21日 令和4年5月20日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>1,417,996円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,417,996円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	1,231,421円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	1,417,996円											

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	81,193,891円
分配準備積立金額	D	37,212,909円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	119,638,221円
当ファンドの期末残存口数	F	95,774,324口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	12,491円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	383,097円

第138期

令和3年11月23日

令和3年12月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,278,354円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	82,362,523円
分配準備積立金額	D	38,048,688円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	121,689,565円
当ファンドの期末残存口数	F	96,702,628口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	12,583円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	386,810円

第139期

令和3年12月21日

令和4年1月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,030,060円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	82,903,804円
分配準備積立金額	D	38,738,014円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	122,671,878円
当ファンドの期末残存口数	F	96,972,928口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	12,650円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	387,891円

第140期

令和4年1月21日

令和4年2月21日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	990,459円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	83,310,532円
分配準備積立金額	D	39,214,741円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	123,515,732円
当ファンドの期末残存口数	F	97,164,058口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	12,712円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	388,656円

第141期

令和4年2月22日

令和4年3月22日

項目		

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	84,135,637円
分配準備積立金額	D	40,164,499円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	125,718,132円
当ファンドの期末残存口数	F	96,807,816口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	12,986円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	387,231円

第144期

令和4年5月21日

令和4年6月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,116,819円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	83,767,811円
分配準備積立金額	D	40,398,440円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	125,283,070円
当ファンドの期末残存口数	F	95,908,176口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	13,062円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	383,632円

第145期

令和4年6月21日

令和4年7月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	939,095円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	84,802,674円
分配準備積立金額	D	41,129,132円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	126,870,901円
当ファンドの期末残存口数	F	96,700,777口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	13,119円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	386,803円

第146期

令和4年7月21日

令和4年8月22日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,007,987円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	85,760,211円
分配準備積立金額	D	41,677,088円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	128,445,286円
当ファンドの期末残存口数	F	97,429,412口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	13,183円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	389,717円

第147期

令和4年8月23日

令和4年9月20日

項目		

費用控除後の配当等収益額	A	990,032 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	83,682,398 円
分配準備積立金額	D	39,107,082 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	123,779,512 円
当ファンドの期末残存口数	F	96,897,302 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	12,774 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	387,589 円

第 142 期

令和 4 年 3 月 23 日

令和 4 年 4 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,419,256 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	84,480,247 円
分配準備積立金額	D	39,670,483 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	125,569,986 円
当ファンドの期末残存口数	F	97,493,188 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	12,879 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	389,972 円

費用控除後の配当等収益額	A	1,152,549 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	86,070,911 円
分配準備積立金額	D	42,104,715 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	129,328,175 円
当ファンドの期末残存口数	F	97,520,754 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	13,261 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	390,083 円

第 148 期

令和 4 年 9 月 21 日

令和 4 年 10 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,557,385 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	86,516,508 円
分配準備積立金額	D	42,579,147 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	130,653,040 円
当ファンドの期末残存口数	F	97,639,940 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	13,381 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	390,559 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期	当期
	自 令和 3 年 10 月 21 日 至 令和 4 年 4 月 20 日	自 令和 4 年 4 月 21 日 至 令和 4 年 10 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門に	同左

	<p>フィードバックされます。</p> <p>当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。</p>	
--	---	--

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	6,785,013	△8,193,853
親投資信託受益証券	—	—
合計	6,785,013	△8,193,853

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]
1口当たり純資産額	1.6840円	1.5125円
(1万口当たり純資産額)	(16,840円)	(15,125円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B ー クラス J (CNY)	23,615.45	143,416,639	
投資信託受益証券 合計		23,615.45	143,416,639	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	89,620	91,251	
親投資信託受益証券 合計		89,620	91,251	
合計		113,235.45	143,507,890	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年12月28日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ新興国債券ファンド通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース>（毎月分配型）の令和4年4月21日から令和4年10月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ新興国債券ファンド通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース>（毎月分配型）の令和4年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース> (毎月分配型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,007,175	6,999,071
投資信託受益証券	689,776,810	622,835,176
親投資信託受益証券	682,127	682,127
未収入金	7,000,000	3,000,000
流動資産合計	704,466,112	633,516,374
資産合計	704,466,112	633,516,374
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	6,858,597	4,453,119
未払解約金	59,078	95
未払受託者報酬	23,865	23,245
未払委託者報酬	883,010	860,026
未払利息	2	13
その他未払費用	1,782	1,734
流動負債合計	7,826,334	5,338,232
負債合計	7,826,334	5,338,232
純資産の部		
元本等		
元本	979,799,705	989,582,013
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△283,159,927	△361,403,871
(分配準備積立金)	20,700,334	17,438,921
元本等合計	696,639,778	628,178,142
純資産合計	696,639,778	628,178,142
負債純資産合計	704,466,112	633,516,374

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 3 年 10 月 21 日 至 令和 4 年 4 月 20 日	当期 自 令和 4 年 4 月 21 日 至 令和 4 年 10 月 20 日
営業収益		
受取配当金	30,989,839	33,364,578
受取利息	8	6
有価証券売買等損益	△39,590,003	△71,306,212
営業収益合計	△8,600,156	△37,941,628
営業費用		
支払利息	701	1,149

受託者報酬	159,001	145,890
委託者報酬	5,882,897	5,397,868
その他費用	11,865	10,876
営業費用合計	6,054,464	5,555,783
営業利益又は営業損失(△)	△14,654,620	△43,497,411
経常利益又は経常損失(△)	△14,654,620	△43,497,411
当期純利益又は当期純損失(△)	△14,654,620	△43,497,411
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△3,081,727	△259,792
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△258,346,087	△283,159,927
剰余金増加額又は欠損金減少額	47,936,873	18,741,441
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	47,936,873	18,741,441
剰余金減少額又は欠損金増加額	19,185,014	22,063,265
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	19,185,014	22,063,265
分配金	41,992,806	31,684,501
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△283,159,927	△361,403,871

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和4年4月20日現在]	当期 [令和4年10月20日現在]
1. 期首元本額	1,092,930,794円	979,799,705円
期中追加設定元本額	67,277,388円	66,226,873円
期中一部解約元本額	180,408,477円	56,444,565円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	283,159,927円	361,403,871円
3. 受益権の総数	979,799,705口	989,582,013口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和3年10月21日 至 令和4年4月20日	当期 自 令和4年4月21日 至 令和4年10月20日
1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。
2. 分配金の計算過程 第137期 令和3年10月21日	2. 分配金の計算過程 第143期 令和4年4月21日

令和 3 年 11 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,503,113 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	312,590,869 円
分配準備積立金額	D	40,127,883 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	358,221,865 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,023,395,514 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,500 円
1 万口当たり分配金額	H	70 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,163,768 円

第 138 期

令和 3 年 11 月 23 日

令和 3 年 12 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,440,885 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	306,571,512 円
分配準備積立金額	D	37,412,203 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	349,424,600 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,002,770,781 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,484 円
1 万口当たり分配金額	H	70 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,019,395 円

第 139 期

令和 3 年 12 月 21 日

令和 4 年 1 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,602,884 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	309,275,997 円
分配準備積立金額	D	35,746,950 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	348,625,831 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,010,437,057 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,450 円
1 万口当たり分配金額	H	70 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,073,059 円

第 140 期

令和 4 年 1 月 21 日

令和 4 年 2 月 21 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,225,523 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	311,024,090 円
分配準備積立金額	D	32,082,977 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	346,332,590 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,015,034,794 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,412 円
1 万口当たり分配金額	H	70 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,105,243 円

第 141 期

令和 4 年 5 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,074,916 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	301,289,299 円
分配準備積立金額	D	20,479,179 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	326,843,394 円
当ファンドの期末残存口数	F	980,019,158 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,335 円
1 万口当たり分配金額	H	70 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,860,134 円

第 144 期

令和 4 年 5 月 21 日

令和 4 年 6 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,390,134 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	304,410,011 円
分配準備積立金額	D	18,567,990 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	327,368,135 円
当ファンドの期末残存口数	F	989,171,435 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,309 円
1 万口当たり分配金額	H	70 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,924,200 円

第 145 期

令和 4 年 6 月 21 日

令和 4 年 7 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,519,153 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	307,724,894 円
分配準備積立金額	D	15,956,163 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	328,200,210 円
当ファンドの期末残存口数	F	999,148,606 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,284 円
1 万口当たり分配金額	H	45 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,496,168 円

第 146 期

令和 4 年 7 月 21 日

令和 4 年 8 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,620,744 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	305,859,448 円
分配準備積立金額	D	15,743,763 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	327,223,955 円
当ファンドの期末残存口数	F	992,656,153 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,296 円
1 万口当たり分配金額	H	45 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,466,952 円

第 147 期

令和 4 年 2 月 22 日
令和 4 年 3 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,561,682 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	296,812,210 円
分配準備積立金額	D	26,547,982 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	326,921,874 円
当ファンドの期末残存口数	F	967,534,925 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,378 円
1 万口当たり分配金額	H	70 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,772,744 円

第 142 期

令和 4 年 3 月 23 日
令和 4 年 4 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,334,825 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	300,983,312 円
分配準備積立金額	D	23,224,106 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	328,542,243 円
当ファンドの期末残存口数	F	979,799,705 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,353 円
1 万口当たり分配金額	H	70 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,858,597 円

令和 4 年 8 月 23 日
令和 4 年 9 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,681,647 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	307,182,122 円
分配準備積立金額	D	16,801,557 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	328,665,326 円
当ファンドの期末残存口数	F	996,428,657 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,298 円
1 万口当たり分配金額	H	45 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,483,928 円

第 148 期

令和 4 年 9 月 21 日
令和 4 年 10 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,130,014 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	305,192,114 円
分配準備積立金額	D	16,762,026 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	327,084,154 円
当ファンドの期末残存口数	F	989,582,013 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,305 円
1 万口当たり分配金額	H	45 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,453,119 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3 年 10 月 21 日 至 令和 4 年 4 月 20 日	当期 自 令和 4 年 4 月 21 日 至 令和 4 年 10 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部	同左

	<p>署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> <p>当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。</p>
--	---

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	32,190,431	△38,499,264
親投資信託受益証券	△1	—
合計	32,190,430	△38,499,264

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]

1 口当たり純資産額	0.7110 円	0.6348 円
(1 万口当たり純資産額)	(7,110 円)	(6,348 円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (I D R)	128,605.23	622,835,176	
投資信託受益証券 合計		128,605.23	622,835,176	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	669,935	682,127	
親投資信託受益証券 合計		669,935	682,127	
合計		798,540.23	623,517,303	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年12月28日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西郷 篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ新興国債券ファンド通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース>（毎月分配型）の令和4年4月21日から令和4年10月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ新興国債券ファンド通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース>（毎月分配型）の令和4年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,836,386	6,387,547
投資信託受益証券	197,058,058	186,994,316
親投資信託受益証券	216,186	216,186
未収入金	2,000,000	-
流動資産合計	201,110,630	193,598,049
資産合計	201,110,630	193,598,049
負債の部		
流動負債		
未払金	-	2,000,000
未払収益分配金	1,262,769	1,429,034
未払解約金	51,722	4,118
未払受託者報酬	6,949	6,791
未払委託者報酬	257,020	251,251
未払利息	-	12
その他未払費用	513	496
流動負債合計	1,578,973	3,691,702
負債合計	1,578,973	3,691,702
純資産の部		
元本等		
元本	420,923,175	476,344,878
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△221,391,518	△286,438,531
(分配準備積立金)	1,011,037	230,288
元本等合計	199,531,657	189,906,347
純資産合計	199,531,657	189,906,347
負債純資産合計	201,110,630	193,598,049

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 3 年 10 月 21 日 至 令和 4 年 4 月 20 日	当期 自 令和 4 年 4 月 21 日 至 令和 4 年 10 月 20 日
営業収益		
受取配当金	8,914,951	8,235,951
受取利息	1	1
有価証券売買等損益	3,659,165	△32,299,693
営業収益合計	12,574,117	△24,063,741
営業費用		

支払利息	86	253
受託者報酬	41,931	40,287
委託者報酬	1,551,067	1,490,692
その他費用	3,088	2,964
営業費用合計	1,596,172	1,534,196
営業利益又は営業損失(△)	10,977,945	△25,597,937
経常利益又は経常損失(△)	10,977,945	△25,597,937
当期純利益又は当期純損失(△)	10,977,945	△25,597,937
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	42,846	△61,256
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△235,010,187	△221,391,518
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,828,323	8,082,180
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,828,323	8,082,180
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,459,222	39,746,705
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,459,222	39,746,705
分配金	7,685,531	7,845,807
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△221,391,518	△286,438,531

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和4年4月20日現在]	当期 [令和4年10月20日現在]
1. 期首元本額	439,574,336円	420,923,175円
期中追加設定元本額	16,890,124円	69,716,601円
期中一部解約元本額	35,541,285円	14,294,898円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	221,391,518円	286,438,531円
3. 受益権の総数	420,923,175口	476,344,878口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和3年10月21日 至 令和4年4月20日	当期 自 令和4年4月21日 至 令和4年10月20日
1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。
2. 分配金の計算過程 第128期	2. 分配金の計算過程 第134期

令和 3 年 10 月 21 日
令和 3 年 11 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,442,769 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	94,982,533 円
分配準備積立金額	D	887,808 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	97,313,110 円
当ファンドの期末残存口数	F	441,268,014 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,205 円
1 万口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,323,804 円

第 129 期

令和 3 年 11 月 23 日
令和 3 年 12 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,475,693 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	93,061,461 円
分配準備積立金額	D	982,837 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	95,519,991 円
当ファンドの期末残存口数	F	432,326,644 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,209 円
1 万口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,296,979 円

第 130 期

令和 3 年 12 月 21 日
令和 4 年 1 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,333,989 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	90,567,382 円
分配準備積立金額	D	1,127,330 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	93,028,701 円
当ファンドの期末残存口数	F	420,725,654 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,211 円
1 万口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,262,176 円

第 131 期

令和 4 年 1 月 21 日
令和 4 年 2 月 21 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,183,689 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	90,823,712 円
分配準備積立金額	D	1,199,142 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	93,206,543 円
当ファンドの期末残存口数	F	421,900,788 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,209 円
1 万口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,265,702 円

令和 4 年 4 月 21 日
令和 4 年 5 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,021,878 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	90,163,520 円
分配準備積立金額	D	1,003,510 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	92,188,908 円
当ファンドの期末残存口数	F	418,742,006 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,201 円
1 万口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,256,226 円

第 135 期

令和 4 年 5 月 21 日
令和 4 年 6 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,242,349 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	90,290,752 円
分配準備積立金額	D	768,073 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	92,301,174 円
当ファンドの期末残存口数	F	419,322,413 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,201 円
1 万口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,257,967 円

第 136 期

令和 4 年 6 月 21 日
令和 4 年 7 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,075,082 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	90,239,460 円
分配準備積立金額	D	749,773 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	92,064,315 円
当ファンドの期末残存口数	F	419,073,746 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,196 円
1 万口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,257,221 円

第 137 期

令和 4 年 7 月 21 日
令和 4 年 8 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,350,978 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	90,186,195 円
分配準備積立金額	D	565,271 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	92,102,444 円
当ファンドの期末残存口数	F	418,816,815 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,199 円
1 万口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,256,450 円

第 132 期

令和 4 年 2 月 22 日

令和 4 年 3 月 22 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,126,053 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	91,441,570 円
分配準備積立金額	D	1,109,419 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	93,677,042 円
当ファンドの期末残存口数	F	424,700,565 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,205 円
1 万口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,274,101 円

第 133 期

令和 4 年 3 月 23 日

令和 4 年 4 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,323,508 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	90,630,795 円
分配準備積立金額	D	950,298 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	92,904,601 円
当ファンドの期末残存口数	F	420,923,175 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,207 円
1 万口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,262,769 円

第 138 期

令和 4 年 8 月 23 日

令和 4 年 9 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,215,068 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	99,771,114 円
分配準備積立金額	D	651,716 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	101,637,898 円
当ファンドの期末残存口数	F	462,969,855 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,195 円
1 万口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,388,909 円

第 139 期

令和 4 年 9 月 21 日

令和 4 年 10 月 20 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,183,065 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	102,702,858 円
分配準備積立金額	D	476,257 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	104,362,180 円
当ファンドの期末残存口数	F	476,344,878 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,190 円
1 万口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,429,034 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3 年 10 月 21 日 至 令和 4 年 4 月 20 日	当期 自 令和 4 年 4 月 21 日 至 令和 4 年 10 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。	同左

	<p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> <p>当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。</p>
--	--

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	当期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	12,768,670	△11,092,559
親投資信託受益証券	—	—
合計	12,768,670	△11,092,559

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期	当期

	[令和 4 年 4 月 20 日現在]	[令和 4 年 10 月 20 日現在]
1 口当たり純資産額	0.4740 円	0.3987 円
(1 万口当たり純資産額)	(4,740 円)	(3,987 円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (AUD)	8,612.1	60,646,459	
	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (BRL)	20,497.44	63,562,574	
	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (ZAR)	14,690.05	62,785,283	
投資信託受益証券 合計		43,799.6	186,994,316	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	212,322	216,186	
親投資信託受益証券 合計		212,322	216,186	
合計		256,121.6	187,210,502	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年12月28日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西郷 篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ新興国債券ファンド通貨選択シリーズ<マネープールファンド>の令和4年4月21日から令和4年10月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ新興国債券ファンド通貨選択シリーズ<マネープールファンド>の令和4年10月20日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第26期 [令和4年4月20日現在]	第27期 [令和4年10月20日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	125,729	115,497
親投資信託受益証券	48,866,129	44,819,842
未収入金	55	15
流動資産合計	48,991,913	44,935,354
資産合計	48,991,913	44,935,354
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	851	763
未払委託者報酬	1,861	1,842
その他未払費用	634	608
流動負債合計	3,346	3,213
負債合計	3,346	3,213
純資産の部		
元本等		
元本	48,886,612	44,841,544
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	101,955	90,597
(分配準備積立金)	16,756	15,278
元本等合計	48,988,567	44,932,141
純資産合計	48,988,567	44,932,141
負債純資産合計	48,991,913	44,935,354

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第26期 自 令和3年10月21日 至 令和4年4月20日	第27期 自 令和4年4月21日 至 令和4年10月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	△45	△47
営業収益合計	△45	△47
営業費用		
支払利息	1	8
受託者報酬	851	763
委託者報酬	1,861	1,842
その他費用	634	608
営業費用合計	3,347	3,221
営業利益又は営業損失(△)	△3,392	△3,268
経常利益又は経常損失(△)	△3,392	△3,268

当期純利益又は当期純損失 (△)	△3,392	△3,268
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△106	△369
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	111,929	101,955
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	590
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	590
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,688	9,049
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,688	9,049
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	101,955	90,597

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第26期 [令和4年4月20日現在]	第27期 [令和4年10月20日現在]
1. 期首元本額	51,993,729 円	48,886,612 円
期中追加設定元本額	— 円	295,413 円
期中一部解約元本額	3,107,117 円	4,340,481 円
2. 受益権の総数	48,886,612 口	44,841,544 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第26期 自 令和3年10月21日 至 令和4年4月20日			第27期 自 令和4年4月21日 至 令和4年10月20日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	— 円	費用控除後の配当等収益額	A	— 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	265,501 円	収益調整金額	C	243,625 円
分配準備積立金額	D	16,756 円	分配準備積立金額	D	15,278 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	282,257 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	258,903 円
当ファンドの期末残存口数	F	48,886,612 口	当ファンドの期末残存口数	F	44,841,544 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	57 円	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	57 円
1 万口当たり分配金額	H	— 円	1 万口当たり分配金額	H	— 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	— 円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	— 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第26期 自 令和3年10月21日	第27期 自 令和4年4月21日

	至 令和 4 年 4 月 20 日	至 令和 4 年 10 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 26 期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	第 27 期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 26 期 [令和 4 年 4 月 20 日現在]	第 27 期 [令和 4 年 10 月 20 日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△1	4,401
合計	△1	4,401

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第26期 [令和4年4月20日現在]	第27期 [令和4年10月20日現在]
1口当たり純資産額	1.0021円	1.0020円
(1万口当たり純資産額)	(10,021円)	(10,020円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	44,018,702	44,819,842	
合計		44,018,702	44,819,842	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

マネー・マーケット・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和4年10月20日現在]

資産の部

流動資産

コール・ローン

568,559,067

現先取引勘定	2,999,999,958
流動資産合計	3,568,559,025
資産合計	3,568,559,025
負債の部	
流動負債	
未払解約金	995,455
未払利息	1,069
流動負債合計	996,524
負債合計	996,524
純資産の部	
元本等	
元本	3,503,907,090
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	63,655,411
元本等合計	3,567,562,501
純資産合計	3,567,562,501
負債純資産合計	3,568,559,025

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和4年10月20日現在]
1. 期首	令和4年4月21日
期首元本額	2,649,494,083円
期中追加設定元本額	2,020,426,734円
期中一部解約元本額	1,166,013,727円
元本の内訳※	
三菱UFJ DC金利連動アロケーション型バランスファンド	520,311,854円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)	2,210,674円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)	2,590,474円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース> (毎月分配型)	111,354円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)	9,893,887円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース> (毎月分配型)	24,765,135円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース> (毎月分配型)	282,290円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)	1,074,934円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>	44,018,702円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース> (毎月分配型)	89,620円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシ	669,935円

アルピアコース> (毎月分配型)	
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)	212,322 円
PIMCO ニューワールド円インカムファンド (毎月分配型)	6,895,341 円
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド (毎月分配型)	1,378,553 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (毎月分配型)	5,548,198 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)	74,308 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)	3,857,128 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)	1,339,040 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)	1,145,161 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)	16,341,949 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)	629,892 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<アジアバスケット通貨コース> (毎月分配型)	416,840 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>	71,491,113 円
三菱UFJ 欧州ハイイールド債券ファンド ユーロ円プレミアム (毎月分配型)	7,489,236 円
欧州ハイイールド債券ファンド (為替ヘッジあり)	2,515,903 円
欧州ハイイールド債券ファンド (為替ヘッジなし)	4,289,171 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (毎月分配型)	4,489,124 円
PIMCO ニューワールド円インカムファンド (年2回分配型)	11,006 円
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド (年2回分配型)	60,179 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (年2回分配型)	50,114 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (年2回分配型)	20,635 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (年2回分配型)	278,281 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (毎月分配型)	665,580 円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)	1,149,232 円
三菱UFJ 米国高配当株式プラス<為替ヘッジあり> (毎月決算型)	491,449 円
三菱UFJ 米国高配当株式プラス<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	9,828,976 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (毎月分配型)	2,119,621 円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (年2回分配型)	132,542 円
バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型> (毎月決算型)	1,936,118 円
バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	9,829 円
バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型> (年1回決算型)	9,829 円
バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし> (年1回決算型)	9,829 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)	2,007,890 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ド	7,196,270 円

ルコース> (毎月分配型)		
三菱UFJ 米国バンクローンファンド	通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)	1,491,640 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド	通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)	3,517,041 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド	通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (毎月分配型)	845,131 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド	通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)	1,016,827 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド	通貨選択シリーズ<ロシアルーブルコース> (毎月分配型)	2,895,129 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド	通貨選択シリーズ<円コース> (年2回分配型)	870,254 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド	通貨選択シリーズ<米ドルコース> (年2回分配型)	2,664,317 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド	通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (年2回分配型)	215,434 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド	通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (年2回分配型)	490,224 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド	通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (年2回分配型)	175,974 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド	通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (年2回分配型)	125,118 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド	通貨選択シリーズ<ロシアルーブルコース> (年2回分配型)	208,430 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド	通貨選択シリーズ<マネープールファンドA>	61,998,933 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド	通貨選択シリーズ<マネープールファンドB>	1,355,197 円
三菱UFJ/ピムコ	トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型> (毎月決算型)	2,178,993 円
三菱UFJ/ピムコ	トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	5,411,821 円
三菱UFJ/ピムコ	トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型> (年1回決算型)	1,020,693 円
三菱UFJ/ピムコ	トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし> (年1回決算型)	2,065,331 円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン	Cコース (為替ヘッジなし) (年1回決算型)	521,457 円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン	Dコース (為替ヘッジあり) (年1回決算型)	217,015 円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジあり>	(毎月分配型)	1,628,892 円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジなし>	(毎月分配型)	5,812,610 円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジあり>	(毎月決算型)	3,545,187 円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジなし>	(毎月決算型)	8,124,755 円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジあり>	(年1回決算型)	2,990,177 円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジなし>	(年1回決算型)	3,377,211 円
PIMCO インカム戦略ファンド<円インカム>	(毎月分配型)	5,541,524 円
PIMCO インカム戦略ファンド<円インカム>	(年2回分配型)	2,711,846 円
PIMCO インカム戦略ファンド<米ドルインカム>	(毎月分配型)	8,067,104 円
PIMCO インカム戦略ファンド<米ドルインカム>	(年2回分配型)	3,319,056 円
PIMCO インカム戦略ファンド<世界通貨分散コース>	(毎月分配型)	13,122,469 円
PIMCO インカム戦略ファンド<世界通貨分散コース>	(年2回分配型)	1,616,484 円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド	米ドル円プレミアム (毎	4,433,586 円

月分配型)	
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 米ドル円プレミアム (年2回分配型)	1,171,788 円
PIMCO 米国バンクローンファンド<円インカム> (毎月分配型)	10,787 円
PIMCO 米国バンクローンファンド<円インカム> (年2回分配型)	10,795 円
PIMCO 米国バンクローンファンド<米ドルインカム> (毎月分配型)	511,609 円
PIMCO 米国バンクローンファンド<米ドルインカム> (年2回分配型)	177,761 円
PIMCO 米国バンクローンファンド<世界通貨分散コース> (毎月分配型)	368,276 円
PIMCO 米国バンクローンファンド<世界通貨分散コース> (年2回分配型)	89,371 円
三菱UFJ Jリート不動産株ファンド<米ドル投資型> (3ヵ月決算型)	3,063,931 円
三菱UFJ Jリート不動産株ファンド<Wプレミアム> (毎月決算型)	6,324,266 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030 (確定拠出年金)	1,481,193,947 円
マクロ・トータル・リターン・ファンド	9,820 円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジあり> (資産成長型)	89,287 円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジなし> (資産成長型)	138,420 円
テンブルトン新興国小型株ファンド	49,097 円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり> (毎月決算型)	1,453,944 円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり> (年2回決算型)	6,675,966 円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	5,990,990 円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> (年2回決算型)	9,376,245 円
欧州ハイイールド債券ファンド (為替ヘッジあり) (年1回決算型)	169,198 円
欧州ハイイールド債券ファンド (為替ヘッジなし) (年1回決算型)	87,384 円
わたしの未来設計<安定重視型> (分配コース)	9,820 円
わたしの未来設計<安定重視型> (分配抑制コース)	9,820 円
わたしの未来設計<成長重視型> (分配コース)	9,820 円
わたしの未来設計<成長重視型> (分配抑制コース)	9,820 円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821 円
グローバル・インカム・フルコース (為替リスク軽減型)	983 円
グローバル・インカム・フルコース (為替ヘッジなし)	983 円
<DC>ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821 円
ベイリー・ギフォード インパクト投資ファンド	9,821 円
<DC>ベイリー・ギフォード ESG世界株ファンド	9,822 円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド (予想分配金提示型)	9,822 円
ベイリー・ギフォード インパクト投資ファンド (予想分配金提示型)	9,822 円
米国株式トレンド・ウォッチ戦略ファンド	983 円
三菱UFJ インド債券オープン (毎月決算型)	39,351 円
三菱UFJ バランス・イノベーション (新興国投資型)	982,125,320 円
三菱UFJ/マッコーリー オーストラリアREITファンド<Wプレミアム> (毎月決算型)	97,104 円
マネープールファンド (FOFs用) (適格機関投資家限定)	9,874,683 円
ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド (毎月分配型)	11,784,347 円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Aコース (為替ヘッジ)	6,887,212 円

なし)	
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Bコース (為替ヘッジあり)	5,484,593 円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030	5,038,306 円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2030	51,826,756 円
合計	3,503,907,090 円
2. 受益権の総数	3,503,907,090 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 4 年 4 月 21 日 至 令和 4 年 10 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号)第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4 年 10 月 20 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[令和 4 年 10 月 20 日現在]
1口当たり純資産額	1.0182 円

附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)】

【純資産額計算書】

令和 4 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

I 資産総額	2,036,795,849
II 負債総額	1,011,342
III 純資産総額 (I - II)	2,035,784,507
IV 発行済口数	4,012,726,959口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	0.5073
(10,000口当たり)	(5,073)

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)】

【純資産額計算書】

令和 4 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

I 資産総額	3,891,270,058
II 負債総額	1,945,708
III 純資産総額 (I - II)	3,889,324,350
IV 発行済口数	4,512,488,468口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	0.8619
(10,000口当たり)	(8,619)

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース> (毎月分配型)】

【純資産額計算書】

令和 4 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

I 資産総額	88,801,140
II 負債総額	44,075
III 純資産総額 (I - II)	88,757,065
IV 発行済口数	131,210,062口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	0.6765
(10,000口当たり)	(6,765)

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)】

【純資産額計算書】

令和 4 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

I 資産総額	7,634,404,822
II 負債総額	4,732,093
III 純資産総額 (I - II)	7,629,672,729
IV 発行済口数	25,969,467,221口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	0.2938
(10,000口当たり)	(2,938)

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)】

【純資産額計算書】

令和 4 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

I 資産総額	20,046,081,675
II 負債総額	32,016,817
III 純資産総額 (I - II)	20,014,064,858
IV 発行済口数	113,274,411,410口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	0.1767
(10,000口当たり)	(1,767)

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース> (毎月分配型)】

【純資産額計算書】

令和 4 年 10 月 31 日現在

(単位：円)

I 資産総額	228,654,905
II 負債総額	291,399
III 純資産総額 (I - II)	228,363,506
IV 発行済口数	710,679,997口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	0.3213
(10,000口当たり)	(3,213)

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)】

【純資産額計算書】

令和4年10月31日現在

(単位：円)

I 資産総額	863,734,438
II 負債総額	431,564
III 純資産総額 (I - II)	863,302,874
IV 発行済口数	7,681,559,762口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	0.1124
(10,000口当たり)	(1,124)

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース> (毎月分配型)】

【純資産額計算書】

令和4年10月31日現在

(単位：円)

I 資産総額	146,788,178
II 負債総額	73,633
III 純資産総額 (I - II)	146,714,545
IV 発行済口数	97,395,688口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	1.5064
(10,000口当たり)	(15,064)

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース> (毎月分配型)】

【純資産額計算書】

令和4年10月31日現在

(単位：円)

I 資産総額	629,792,247
II 負債総額	2,026,036

Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	627,766,211
Ⅳ 発行済口数	987,132,576口
Ⅴ 1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.6359
（10,000口当たり）	（6,359）

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース>（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和4年10月31日現在

（単位：円）

Ⅰ 資産総額	190,986,251
Ⅱ 負債総額	95,827
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	190,890,424
Ⅳ 発行済口数	473,904,662口
Ⅴ 1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.4028
（10,000口当たり）	（4,028）

【三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>】

【純資産額計算書】

令和4年10月31日現在

（単位：円）

Ⅰ 資産総額	44,932,138
Ⅱ 負債総額	180
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	44,931,958
Ⅳ 発行済口数	44,841,544口
Ⅴ 1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0020
（10,000口当たり）	（10,020）

（参考）

マネー・マーケット・マザーファンド

純資産額計算書

令和4年10月31日現在

（単位：円）

Ⅰ 資産総額	3,588,252,071
Ⅱ 負債総額	1,303
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	3,588,250,768
Ⅳ 発行済口数	3,524,236,998口

V 1口当たり純資産価額 (Ⅲ/Ⅳ)	1.0182
(10,000口当たり)	(10,182)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2022年10月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022年10月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	900	22,513,595
追加型公社債投資信託	16	1,367,829
単位型株式投資信託	92	426,822
単位型公社債投資信託	51	124,127
合計	1,059	24,432,373

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（自令和3年4月1日至令和4年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度に係る中間会計期間（自令和4年4月1日至令和4年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木裕晃

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤鉄也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和4年12月2日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木裕晃

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤鉄也

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)		第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	56,803,388	※2	51,593,362
有価証券		2,001		293,326
前払費用		598,135		645,109
未収入金		31,359		61,092
未収委託者報酬		13,216,357		15,750,264
未収収益	※2	662,230	※2	783,790
金銭の信託		2,300,000		8,401,300
その他		269,506		295,584
流動資産合計		73,882,978		77,823,830
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	548,902	※1	391,042
器具備品	※1	1,435,369	※1	1,079,023
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,612,705		2,098,499
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,569,171		4,381,293
ソフトウェア仮勘定		1,895,190		1,581,652
無形固定資産合計		5,480,184		5,978,768
投資その他の資産				
投資有価証券		18,616,670		16,803,642
関係会社株式		320,136		159,536
投資不動産	※1	814,684	※1	810,684
長期差入保証金		538,497		524,244
前払年金費用		258,835		189,708
繰延税金資産		916,962		982,406
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		21,487,417		19,491,852
固定資産合計		29,580,307		27,569,120
資産合計		103,463,286		105,392,950

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	533,622	565,222
未払金		
未払収益分配金	158,856	197,334
未払償還金	133,877	7,418
未払手数料	※2 5,200,810	※2 6,423,139
その他未払金	※2 4,412,521	※2 4,565,457
未払費用	※2 4,755,909	※2 4,328,968
未払消費税等	752,617	1,112,923
未払法人税等	873,027	769,692
賞与引当金	933,381	942,287
役員賞与引当金	160,710	149,028
その他	691,143	5,517
流動負債合計	18,606,476	19,066,990
固定負債		
長期末払金	21,600	10,800
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
役員退職慰労引当金	117,938	117,938
時効後支払損引当金	245,426	250,214
固定負債合計	1,530,479	1,625,252
負債合計	20,136,956	20,692,243
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,951,289	29,000,498
利益剰余金合計	34,291,879	36,341,088
株主資本合計	81,024,723	83,073,932

(単位：千円)

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707
負債純資産合計	103,463,286	105,392,950

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	67,963,712	79,977,953
投資顧問料	2,443,980	2,711,169
その他営業収益	21,613	13,459
営業収益合計	70,429,306	82,702,582
営業費用		
支払手数料	※2 26,689,896	※2 31,644,834
広告宣伝費	668,150	720,785
公告費	250	500
調査費		
調査費	2,077,942	2,430,158
委託調査費	12,035,954	14,557,009
事務委託費	798,528	1,450,062
営業雑経費		
通信費	296,490	138,868
印刷費	378,180	379,428
協会費	51,841	49,590
諸会費	16,613	17,729
事務機器関連費	1,977,769	2,172,978
その他営業雑経費	8,391	649
営業費用合計	45,000,009	53,562,596
一般管理費		
給料		
役員報酬	352,879	414,260
給料・手当	6,461,546	6,496,233
賞与引当金繰入	933,381	942,287
役員賞与引当金繰入	160,710	149,028
福利厚生費	1,272,568	1,282,310
交際費	2,721	4,874
旅費交通費	22,768	21,698
租税公課	402,939	430,233
不動産賃借料	666,331	724,961
退職給付費用	481,135	494,615
役員退職慰労引当金繰入	11,763	-
固定資産減価償却費	1,358,911	2,249,287
諸経費	413,538	379,054
一般管理費合計	12,541,193	13,588,846
営業利益	12,888,103	15,551,139

(単位：千円)

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)		第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取配当金		170,807		243,133
受取利息	※2	2,726	※2	7,408
投資有価証券償還益		81,557		1,089,101
収益分配金等時効完成分		275,835		137,485
受取賃貸料	※2	65,808	※2	65,808
その他		12,504		36,211
営業外収益合計		609,239		1,579,148
営業外費用				
投資有価証券償還損		95,946		3,074
時効後支払損引当金繰入		16,395		16,548
事務過誤費		-		76,076
賃貸関連費用		13,472		15,780
その他		2,932		7,585
営業外費用合計		128,747		119,066
経常利益		13,368,595		17,011,221
特別利益				
投資有価証券売却益		2,007,655		605,706
特別利益合計		2,007,655		605,706
特別損失				
投資有価証券売却損		51,737		28,188
投資有価証券評価損		26,317		36,558
固定資産除却損	※1	536	※1	13,094
特別損失合計		78,591		77,840
税引前当期純利益		15,297,659		17,539,087
法人税、住民税及び事業税	※2	4,755,427	※2	5,366,608
法人税等調整額		△19,122		22,446
法人税等合計		4,736,304		5,389,054
当期純利益		10,561,354		12,150,032

(3) 【株主資本等変動計算書】

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							△9,457,670	△9,457,670	△9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			△9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額									
剰余金の配当							△10,576,511	△10,576,511	△10,576,511
当期純利益							12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			△10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△674,831	△674,831	△674,831
当期変動額合計	△674,831	△674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5 年～50 年
器具備品	2 年～20 年
投資不動産	3 年～47 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

(会計方針の変更)

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は484,886千円減少、繰延税金資産は148,472千円減少、繰越利益剰余金は336,414千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ200,739千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(未適用の会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号)の令和3年6月17日の改正は、令和元年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

令和5年3月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
建物	643,920千円	805,250千円
器具備品	1,545,179千円	2,054,366千円
投資不動産	151,833千円	157,995千円

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
預金	40,328,414千円	43,782,913千円
未収収益	14,138千円	13,741千円
未払手数料	772,495千円	836,105千円
その他未払金	3,425,136千円	3,887,520千円
未払費用	349,222千円	337,847千円

(損益計算書関係)

※1. 固定資産除却損の内訳

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
建物	-	2,599千円
器具備品	536千円	10,495千円
計	536千円	13,094千円

※2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
支払手数料	5,128,270千円	5,153,589千円
受取利息	143千円	7,377千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898千円	4,062,765千円

(株主資本等変動計算書関係)

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 9,457,670 千円
- ② 1株当たり配当額 44,700 円
- ③ 基準日 令和2年3月31日
- ④ 効力発生日 令和2年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 10,576,511 千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 49,988 円
- ④ 基準日 令和3年3月31日
- ⑤ 効力発生日 令和3年6月29日

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 10,576,511 千円
- ② 1株当たり配当額 49,988 円
- ③ 基準日 令和3年3月31日
- ④ 効力発生日 令和3年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 6,075,125 千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 28,713 円
- ④ 基準日 令和4年3月31日
- ⑤ 効力発生日 令和4年6月29日

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
1 年内	709,808 千円	709,808 千円
1 年超	709,808 千円	414,054 千円
合計	1,419,616 千円	1,123,863 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注 2) 参照）。

第 36 期(令和 3 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	2,001	2,001	—
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	—
(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	—
資産計	20,887,311	20,887,311	—

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額 31,360 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式 160,600 千円 関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	—	—	—
金銭の信託	2,300,000	—	—	—
未収委託者報酬	13,216,357	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

第37期(令和4年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	293,326	293,326	—
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	—
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	—
資産計	25,466,909	25,466,909	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

非上場株式(当事業年度の貸借対照表計上額 31,360千円)は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式 159,536千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,593,362	—	—	—
金銭の信託	8,401,300	—	—	—
未収委託者報酬	15,750,264	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	—
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326千円、投資有価証券 16,772,282千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	8,401,300	—	8,401,300
資産計	—	8,401,300	—	8,401,300

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式 160,600千円、関連会社株式 159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式 159,536千円）は、市場価格がないため、記載していません。

2. その他有価証券

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,076,354	6,207,447	△131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	△131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は2,300,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,273,658	6,561,836	△288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	△288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がないため、含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 26,317 千円（その他有価証券のその他 26,317 千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について 36,558 千円（その他有価証券のその他 36,558 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	3,718,736 千円	3,729,235 千円
勤務費用	203,106	198,457
利息費用	19,110	21,549
数理計算上の差異の 発生額	△18,826	△46,069
退職給付の支払額	△192,890	△179,650
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,729,235	3,723,521

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	2,460,824 千円	2,649,846 千円
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の 発生額	304,281	1,824
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△159,390	△115,331
年金資産の期末残高	2,649,846	2,583,927

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,810,893 千円	2,675,015 千円
年金資産	△2,649,846	△2,583,927
	161,046	91,087
非積立型制度の退職給付債務	918,342	1,048,506
未積立退職給付債務	1,079,388	1,139,593
未認識数理計算上の差異	161,333	205,679
未認識過去勤務費用	△354,043	△288,681
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	886,678	1,056,591
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
前払年金費用	△258,835	△189,708
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	886,678	1,056,591

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)	第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)
勤務費用	203,106 千円	198,457 千円
利息費用	19,110	21,549
期待運用収益	△44,130	△47,588
数理計算上の差異の 費用処理額	41,361	△3,547
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	44,446	109,013
確定給付制度に係る 退職給付費用	329,255	343,245

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
債券	62.7 %	62.0 %
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
割引率	0.051～0.59%	0.078～0.72%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 151,880 千円、当事業年度 151,370 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在)	第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在)
繰延税金資産		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
繰延税金資産 小計	2,013,308	1,759,702
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,013,308	1,759,702
繰延税金負債		
前払年金費用	△79,225	△58,088
連結納税適用による時価評価	△1,203	△1,149
その他有価証券評価差額金	△1,015,785	△717,957
その他	△101	△101
繰延税金負債 合計	△1,096,346	△777,296
繰延税金資産の純額	916,962	982,406

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第36期（令和3年3月31日現在）及び第37期（令和4年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第36期（自令和2年4月1日至令和3年3月31日）及び第37期（自令和3年4月1日至令和4年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期（自令和2年4月1日至令和3年3月31日）及び第37期（自令和3年4月1日至令和4年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注 4)	科目	期末残高(注 4)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注 1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注 2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注 3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円

第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注 4)	科目	期末残高(注 4)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注 1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注 2)	5,153,589 千円	未払手数料	836,105 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注 3)	499,388 千円	未払費用	272,264 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第36期(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

第37期(自令和3年4月1日至令和4年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,097,951 千円	未払手数料	838,058 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	7,025,984 千円	未払手数料	1,319,958 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示していません。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第36期 （自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）	第37期 （自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）
1株当たり純資産額	393,827.09円	400,322.84円
1株当たり当期純利益金額	49,916.36円	57,424.97円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり純利益金額は658.24円減少しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期 （自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）	第37期 （自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）
当期純利益金額（千円）	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

中間財務諸表
(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第 38 期中間会計期間
(令和 4 年 9 月 30 日現在)

(資産の部)

流動資産

現金及び預金		48,375,193
有価証券		270,676
前払費用		804,517
未収入金		78,340
未収委託者報酬		16,141,814
未収収益		751,362
金銭の信託		10,401,500
その他		264,566
流動資産合計		77,087,971

固定資産

有形固定資産

建物	※1	285,704
器具備品	※1	898,241
土地		628,433
建設仮勘定		39,450
有形固定資産合計		1,851,829

無形固定資産

電話加入権		15,822
ソフトウェア		4,470,447
ソフトウェア仮勘定		1,585,322
無形固定資産合計		6,071,592

投資その他の資産

投資有価証券		14,693,980
関係会社株式		159,536
投資不動産	※1	809,716
長期差入保証金		1,204,923
前払年金費用		154,270
繰延税金資産		1,369,880
その他		45,230
貸倒引当金		△23,600
投資その他の資産合計		18,413,938

固定資産合計

26,337,361

資産合計

103,425,332

(単位：千円)

第 38 期中間会計期間
(令和 4 年 9 月 30 日現在)

(負債の部)	
流動負債	
預り金	1, 783, 230
未払金	
未払収益分配金	112, 635
未払償還金	7, 418
未払手数料	6, 226, 860
その他未払金	575, 030
未払費用	5, 329, 791
未払消費税等	※2 592, 374
未払法人税等	2, 634, 965
賞与引当金	954, 015
役員賞与引当金	86, 040
その他	5, 517
流動負債合計	18, 307, 880
固定負債	
退職給付引当金	1, 299, 571
役員退職慰労引当金	75, 667
時効後支払損引当金	261, 505
固定負債合計	1, 636, 744
負債合計	19, 944, 625
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2, 000, 131
資本剰余金	
資本準備金	3, 572, 096
その他資本剰余金	41, 160, 616
資本剰余金合計	44, 732, 712
利益剰余金	
利益準備金	342, 589
その他利益剰余金	
別途積立金	6, 998, 000
繰越利益剰余金	28, 593, 826
利益剰余金合計	35, 934, 416
株主資本合計	82, 667, 260

(単位：千円)

第 38 期中間会計期間
(令和 4 年 9 月 30 日現在)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	813,447
評価・換算差額等合計	813,447
純資産合計	83,480,707
負債純資産合計	103,425,332

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第 38 期中間会計期間 (自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)	
営業収益	
委託者報酬	40,789,208
投資顧問料	1,442,097
その他営業収益	5,655
営業収益合計	42,236,961
営業費用	
支払手数料	15,949,349
広告宣伝費	237,620
公告費	250
調査費	
調査費	1,359,939
委託調査費	7,988,301
事務委託費	709,248
営業雑経費	
通信費	64,639
印刷費	194,724
協会費	27,550
諸会費	9,245
事務機器関連費	1,088,738
営業費用合計	27,629,607
一般管理費	
給料	
役員報酬	204,466
給料・手当	2,770,641
賞与引当金繰入	954,015
役員賞与引当金繰入	86,040
福利厚生費	637,045
交際費	4,351
旅費交通費	22,970
租税公課	219,318
不動産賃借料	362,988
退職給付費用	193,777
固定資産減価償却費	※1 1,198,877
諸経費	182,304
一般管理費合計	6,836,796
営業利益	7,770,556

(単位：千円)

第 38 期中間会計期間
(自 令和 4 年 4 月 1 日
至 令和 4 年 9 月 30 日)

営業外収益	
受取配当金	31,240
受取利息	5,115
投資有価証券償還益	780
収益分配金等時効完成分	93,217
受取賃貸料	32,904
その他	32,041
営業外収益合計	195,299
営業外費用	
時効後支払損引当金繰入	39,158
事務過誤費	1,807
賃貸関連費用	※1 6,770
その他	11,805
営業外費用合計	59,541
経常利益	7,906,314
特別利益	
投資有価証券売却益	364,481
特別利益合計	364,481
特別損失	
投資有価証券売却損	338
投資有価証券評価損	104,554
固定資産除却損	3,528
特別損失合計	108,421
税引前中間純利益	8,162,374
法人税、住民税及び事業税	2,522,443
法人税等調整額	△ 28,522
法人税等合計	2,493,921
中間純利益	5,668,453

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 38 期中間会計期間（自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932
当中間期変動額									
剰余金の配当							△6,075,125	△6,075,125	△6,075,125
中間純利益							5,668,453	5,668,453	5,668,453
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△406,671	△406,671	△406,671
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	28,593,826	35,934,416	82,667,260

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当中間期変動額			
剰余金の配当			△6,075,125
中間純利益			5,668,453
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△813,328	△813,328	△813,328
当中間期変動額合計	△813,328	△813,328	△1,220,000
当中間期末残高	813,447	813,447	83,480,707

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
 - (2) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法
時価法を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産及び投資不動産
定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5 年～50 年
器具備品	2 年～20 年
投資不動産	3 年～47 年
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により費用処理することとしております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。
 - (5) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
 - (6) 時効後支払損引当金
時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

当中間会計期間からグループ通算制度を適用しております。

[会計方針の変更]

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準適用指針の適用による、中間財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

当社は、当中間会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

※1 減価償却累計額

第 38 期中間会計期間 (令和 4 年 9 月 30 日現在)	
建物	903,274 千円
器具備品	2,258,329 千円
投資不動産	161,052 千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額

第 38 期中間会計期間 (自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)	
有形固定資産	321,137 千円
無形固定資産	877,740 千円
投資不動産	3,057 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 38 期中間会計期間 (自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

令和 4 年 6 月 28 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|-------------|-----------------|
| ① 配当金の総額 | 6,075,125 千円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1 株当たり配当額 | 28,713 円 |
| ④ 基準日 | 令和 4 年 3 月 31 日 |
| ⑤ 効力発生日 | 令和 4 年 6 月 29 日 |

(リース取引関係)

第 38 期中間会計期間(令和 4 年 9 月 30 日現在)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内	880,111 千円
1 年超	1,932,485 千円
合 計	2,812,596 千円

(金融商品関係)

第 38 期中間会計期間(令和 4 年 9 月 30 日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和 4 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません ((注 2) 参照)。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	270,676	270,676	—
(2) 金銭の信託	10,401,500	10,401,500	—
(3) 投資有価証券	14,662,620	14,662,620	—
資産計	25,334,797	25,334,797	

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 市場価格のない株式等

非上場株式（中間貸借対照表計上額 31,360 千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券	—	270,676	—	270,676
金銭の信託	—	10,401,500	—	10,401,500
投資有価証券	1,743,912	12,918,707	—	14,662,620
資産計	1,743,912	23,590,884	—	25,334,797

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETF は活発な市場で取引されているため、レベル 1 の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル 2 の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第 38 期中間会計期間（令和 4 年 9 月 30 日現在）

1. 子会社及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	17,920,574	16,110,224	1,810,349
	小計	17,920,574	16,110,224	1,810,349
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	7,414,223	8,052,120	△637,897
	小計	7,414,223	8,052,120	△637,897
合計		25,334,797	24,162,345	1,172,451

(注)「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」(中間貸借対照表計上額 10,401,500 千円、取得価額 10,400,000 千円)を含めております。
非上場株式(中間貸借対照表計上額 31,360 千円)については、市場価格がないため、含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について 104,554 千円(その他有価証券のその他 104,554 千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第 38 期中間会計期間(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第 38 期中間会計期間(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 38 期中間会計期間 (令和 4 年 9 月 30 日現在)
1 株当たり純資産額 (算定上の基礎)	394, 556. 72 円
純資産の部の合計額 (千円)	83, 480, 707
普通株式に係る中間期末の純資産額 (千円)	83, 480, 707
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数 (株)	211, 581

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 38 期中間会計期間 (自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)
1 株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	26, 790. 93 円
中間純利益金額 (千円)	5, 668, 453
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益金額 (千円)	5, 668, 453
普通株式の期中平均株式数 (株)	211, 581

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

① 定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

② 訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

約款

追加型証券投資信託

三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)

約 款

三菱UFJ 国際投信株式会社

三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド A - クラス J (JPY) の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等に実質的な投資を行います。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

②投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

③市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ 国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2029年4月20日まで、または第38条第8項、第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総

口数で除して得た金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）

に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

- ② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定によ

り有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、別に定める投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)ならびに投資証券および外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。))をいいます。以下同じ。)のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができます。

- ② 委託者(第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第19条、第21条、第25条および第26条において同じ。)は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。)、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の指図に関する権限の委託)

第20条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド

東京都港区

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第33条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、原則として毎年3、6、9、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから15営業日以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の59以内の率を乗じて得た金額とします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令

に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。) から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎月21日から翌月20日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2009年4月28日から2009年7月21日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の152の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第34条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じるにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者お

よび登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第2項から第5項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議につい

て賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め

ます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同

項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 削除

信託契約締結日 2009年4月28日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第38条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。
 - ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ニューヨークの銀行の休業日

2. 約款第17条第1項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。
 - 外国投資信託「ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド A - クラス J (J P Y)」
 - 親投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

3. 約款第38条第8項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>」

追加型証券投資信託

三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)

約 款

三菱UFJ 国際投信株式会社

三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド A - クラス J (USD) の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等に実質的な投資を行います。当該外国投資信託における保有外貨建て資産に対しては、為替ヘッジを行いません（このため、基準価額は米ドルの対円での為替変動の影響を受けます。）。また、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

②投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

③市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ 国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2029年4月20日まで、または第38条第8項、第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総

口数で除して得た金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）

に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

- ② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定によ

り有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、別に定める投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)ならびに投資証券および外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。))をいいます。以下同じ。)のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができます。

- ② 委託者(第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第19条、第21条、第25条および第26条において同じ。)は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。)、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の指図に関する権限の委託)

第20条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド

東京都港区

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第33条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、原則として毎年3、6、9、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから15営業日以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の59以内の率を乗じて得た金額とします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令

に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。) から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎月21日から翌月20日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2009年4月28日から2009年7月21日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の152の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第34条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じるにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者お

よび登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第2項から第5項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議につい

て賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め

ます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同

項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 削除

信託契約締結日 2009年4月28日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第38条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。
 - ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ニューヨークの銀行の休業日

2. 約款第17条第1項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。
 - 外国投資信託「ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド A - クラス J (USD)」
 - 親投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

3. 約款第38条第8項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>」

追加型証券投資信託

三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース> (毎月分配型)

約 款

三菱UFJ 国際投信株式会社

三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース> (毎月分配型)

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド A - クラス J (EUR) の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等に実質的な投資を行います。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、ユーロ買いの為替取引を行います(このため、基準価額はユーロの対円での為替変動の影響を受けます)。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

②投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

③市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース> (毎月分配型)』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2024年4月19日まで、または第38条第8項、第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総

口数で除して得た金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。
- ③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。
- ④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。
- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）

に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

- ② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定によ

り有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、別に定める投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)ならびに投資証券および外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。))をいいます。以下同じ。)のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができます。

- ② 委託者(第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第19条、第21条、第25条および第26条において同じ。)は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。)、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の指図に関する権限の委託)

第20条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド

東京都港区

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第33条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、原則として毎年3、6、9、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから15営業日以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の59以内の率を乗じて得た金額とします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令

に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。) から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎月21日から翌月20日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2009年4月28日から2009年7月21日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の152の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第34条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じるにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者お

よび登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第2項から第5項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議につい

て賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め

ます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同

項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 削除

信託契約締結日 2009年4月28日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第38条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。
 - ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ニューヨークの銀行の休業日

2. 約款第17条第1項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。
 - 外国投資信託「ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド A - クラス J (EUR)」
 - 親投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

3. 約款第38条第8項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>」

追加型証券投資信託

三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)

約 款

三菱UFJ 国際投信株式会社

三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (AUD) の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等に実質的な投資を行います。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います(このため、基準価額は豪ドルの対円での変動の影響を受けます)。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

②投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

③市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ 国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2029年4月20日まで、または第38条第8項、第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総

口数で除して得た金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。
- ③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。
- ④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。
- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）

に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

- ② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定によ

り有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、別に定める投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)ならびに投資証券および外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。))をいいます。以下同じ。)のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができます。

- ② 委託者(第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第19条、第21条、第25条および第26条において同じ。)は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。)、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の指図に関する権限の委託)

第20条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド

東京都港区

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第33条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、原則として毎年3、6、9、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから15営業日以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の59以内の率を乗じて得た金額とします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令

に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。) から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎月21日から翌月20日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2009年4月28日から2009年7月21日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の152の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第34条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じるにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者お

よび登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第2項から第5項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議につい

て賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め

ます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同

項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 削除

信託契約締結日 2009年4月28日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第38条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。
 - ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ニューヨークの銀行の休業日

2. 約款第17条第1項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。
 - 外国投資信託「ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (AUD)」
 - 親投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

3. 約款第38条第8項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>」

追加型証券投資信託

三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)

約 款

三菱UFJ 国際投信株式会社

三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (BRL) の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等に実質的な投資を行います。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、ブラジルリアル買いの為替取引を行います(このため、基準価額はブラジルリアルの対円での為替変動の影響を受けます)。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

②投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

③市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ 国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2029年4月20日まで、または第38条第8項、第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総

口数で除して得た金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。
- ③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。
- ④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。
- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）

に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

- ② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定によ

り有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、別に定める投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)ならびに投資証券および外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。))をいいます。以下同じ。)のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができます。

- ② 委託者(第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第19条、第21条、第25条および第26条において同じ。)は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。)、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の指図に関する権限の委託)

第20条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド

東京都港区

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第33条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、原則として毎年3、6、9、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから15営業日以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の59以内の率を乗じて得た金額とします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令

に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。) から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎月21日から翌月20日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2009年4月28日から2009年7月21日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の152の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第34条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じるにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者お

よび登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第2項から第5項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議につい

て賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め

ます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同

項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 削除

信託契約締結日 2009年4月28日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第38条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。
 - ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ニューヨークの銀行の休業日
2. 約款第17条第1項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。
 - 外国投資信託「ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (BRL)」
 - 親投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」
3. 約款第38条第8項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>」

追加型証券投資信託

三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース> (毎月分配型)

約 款

三菱UFJ 国際投信株式会社

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (ZAR) の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等に実質的な投資を行います。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、南アフリカランド買いの為替取引を行います（このため、基準価額は南アフリカランドの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

②投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

③市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース> (毎月分配型)』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ 国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2024年4月19日まで、または第38条第8項、第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総

口数で除して得た金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。
- ③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。
- ④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。
- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）

に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類等)

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

- ② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定によ

り有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、別に定める投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)ならびに投資証券および外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。))をいいます。以下同じ。)のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができます。

- ② 委託者(第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第19条、第21条、第25条および第26条において同じ。)は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。)、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の指図に関する権限の委託)

第20条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド

東京都港区

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第33条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、原則として毎年3、6、9、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから15営業日以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の59以内の率を乗じて得た金額とします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令

に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。) から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎月21日から翌月20日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2009年4月28日から2009年7月21日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の152の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第34条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じるにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者お

よび登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第2項から第5項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議につい

て賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め

ます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同

項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 削除

信託契約締結日 2009年4月28日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第38条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

2. 約款第17条第1項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。
外国投資信託「ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (ZAR)」
親投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

3. 約款第38条第8項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>」

追加型証券投資信託

三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)

約 款

三菱UFJ 国際投信株式会社

三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (TRY) の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等に実質的な投資を行います。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行います（このため、基準価額はトルコリラの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

②投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

③市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ 国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2024年4月19日まで、または第38条第8項、第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総

口数で除して得た金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）

に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

- ② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定によ

り有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、別に定める投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。))ならびに投資証券および外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。))をいいます。以下同じ。)のほか、次に掲げるものとしません。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができます。

- ② 委託者(第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第19条、第21条、第25条および第26条において同じ。)は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。))および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。)、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。))または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の指図に関する権限の委託)

第20条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド

東京都港区

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第33条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、原則として毎年3、6、9、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから15営業日以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の59以内の率を乗じて得た金額とします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令

に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。) から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎月21日から翌月20日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2009年4月28日から2009年7月21日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の152の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第34条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じるにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者お

よび登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第2項から第5項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議につい

て賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め

ます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同

項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 削除

信託契約締結日 2009年4月28日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第38条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。
 - ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ニューヨークの銀行の休業日

2. 約款第17条第1項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。
 - 外国投資信託「ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (TRY)」
 - 親投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

3. 約款第38条第8項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>」

追加型証券投資信託

三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース> (毎月分配型)

約 款

三菱UFJ 国際投信株式会社

三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース> (毎月分配型)

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (CNY) の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等に実質的な投資を行います。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、中国元買いの為替取引を行います(このため、基準価額は中国元の対円での為替変動の影響を受けます)。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

②投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

③市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース> (毎月分配型)』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ 国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2024年4月19日まで、または第38条第8項、第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総

口数で除して得た金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。
- ③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。
- ④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。
- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）

に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。

- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

- ② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券

(投資信託および外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)ならびに投資証券および外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)をいいます。以下同じ。)のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができます。

- ② 委託者(第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第19条、第21条、第25条および第26条において同じ。)は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。)、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の指図に関する権限の委託)

第20条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド

東京都港区

② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第33条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、原則として毎年3、6、9、12月の15日(該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。)および信託終了のときから15営業日以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の59以内の率を乗じて得た金額とします。

③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者(第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。)のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、

売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎月21日から翌月20日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2010年5月6日から2010年7月20日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等）

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の152の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第34条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとし、当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとし、

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができ

ます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回るようになった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回るようになった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第2項から第5項の規定にしたがいます。

（信託契約の解約）

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合におい

て、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め

ます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託

時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 削除

信託契約締結日 2010年5月6日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第38条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。
ニューヨーク証券取引所の休業日
ニューヨークの銀行の休業日
2. 約款第17条第1項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。
外国投資信託「ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (CNY)」
親投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」
3. 約款第38条第8項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>」

追加型証券投資信託

三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース>(毎月分配型)

約 款

三菱UFJ 国際投信株式会社

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (IDR) の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等に実質的な投資を行います。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、インドネシアルピア買いの為替取引を行います(このため、基準価額はインドネシアルピアの対円での為替変動の影響を受けます)。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

②投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

③市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース> (毎月分配型)』 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2024年4月19日まで、または第38条第8項、第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負

債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、

手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。

- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

- ② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定によ

り有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、別に定める投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)ならびに投資証券および外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。))をいいます。以下同じ。)のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができます。

- ② 委託者(第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第19条、第21条、第25条および第26条において同じ。)は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。)、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の指図に関する権限の委託)

第20条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド

東京都港区

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第33条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、原則として毎年3、6、9、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから15営業日以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の59以内の率を乗じて得た金額とします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令

に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。) から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎月21日から翌月20日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2010年5月6日から2010年7月20日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の152の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第34条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じるにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者お

よび登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第2項から第5項の規定にしたがいます。

（信託契約の解約）

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議につい

て賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め

ます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同

項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 削除

信託契約締結日 2010年5月6日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第38条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。
 - ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ニューヨークの銀行の休業日

2. 約款第17条第1項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。
 - 外国投資信託「ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (I D R)」
 - 親投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

3. 約款第38条第8項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)」
 - 追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>」

追加型証券投資信託

三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)

約 款

三菱UFJ 国際投信株式会社

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (AUD)、クラス J (BRL)、クラス J (ZAR) の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等に実質的な投資を行います。各投資信託証券への投資にあたっては、実質的な配分は3分の1程度ずつになることを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、為替の変動等により、実質的な通貨配分が3分の1程度ずつから乖離する場合があります。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、3通貨（豪ドル、ブラジルリアル、南アフリカランド）買いの為替取引を行います（このため、基準価額は当該3通貨の対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

②投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

③市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)』 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ 国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2024年4月19日まで、または第38条第8項、第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負

債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、

手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。

- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

- ② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定によ

り有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、別に定める投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)ならびに投資証券および外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。))をいいます。以下同じ。)のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができます。

- ② 委託者(第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第19条、第21条、第25条および第26条において同じ。)は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。)、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の指図に関する権限の委託)

第20条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、投資信託証券への運用に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド

東京都港区

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第33条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、原則として毎年3、6、9、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから15営業日以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の59以内の率を乗じて得た金額とします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者（第20条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令

に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。) から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎月21日から翌月20日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2011年1月20日から2011年4月20日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の152の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第34条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じるにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者お

よび登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第39条第2項から第5項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議につい

て賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第38条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め

ます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同

項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 削除

信託契約締結日 2011年1月20日

(付表)

1. 約款第13条第2項および第38条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日
ニューヨークの銀行の休業日

2. 約款第17条第1項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。

外国投資信託「ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (AUD)」
外国投資信託「ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (BRL)」
外国投資信託「ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス J (ZAR)」
親投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」

3. 約款第38条第8項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型)」
追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>」

追加型証券投資信託

三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>

約 款

三菱UFJ 国際投信株式会社

三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

マネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の公社債等に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

①マネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、利子等収益の確保を図ります。なお、わが国の公社債等に直接投資することがあります。

②市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦外貨建資産への投資は行いません。

⑧有価証券先物取引等を行うことができます。

⑨スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑩金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2029年4月20日まで、または第44条第7項、第45条第1項、第46条第1項、第47条第1項および第49条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとしします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとしします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもって当該換金請求受付日に取得申込みをする場合に、その取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、前項による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。
- ③ 委託者は、前項の規定にかかわらず、受益者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と締結している別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとしします。
- ④ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額としします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円としします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額としします。
- ⑥ 第1項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替

を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条から第25条に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とするマネー・マーケット・マ

ザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
 16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 24. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取

引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ⑦ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑧ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第28条において同じ。）、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第25条、第27条、第31条から第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第25条、第27条、

第31条から第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができます。受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(信用取引の指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第26条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第23条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条

第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。))ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。))。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。))を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第26条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債(この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。))の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- ② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(信託業務の委託等)

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第31条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第32条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資する

ことの指図ができます。

(資金の借入れ)

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第36条 この信託の計算期間は、毎年4月21日から10月20日まで、および10月21日から翌年4月20日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2009年4月28日から2009年10月20日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額（以下、本条において「監査報酬等」といいます。）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 委託者は、前項の監査報酬等の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる監査報酬等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率あるいは固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
- ④ 前項において監査報酬等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑤ 第3項において監査報酬等の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中より支弁します。

(信託報酬等)

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に定める率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。

1. 信託契約締結の日から2009年5月29日までの信託報酬率は、年10,000分の3の率とします。
2. 2009年5月以降の毎月の最終営業日（委託者の営業日をいいます。以下同じ。）の翌日から、翌月の最終営業日までにかかる信託報酬率は、当該各月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に応じて以下に定める率とします。
 - イ. 当該平均値が1.00%以上の場合 年10,000分の55
 - ロ. 当該平均値が0.60%以上1.00%未満の場合 年10,000分の30
 - ハ. 当該平均値が0.30%以上0.60%未満の場合 年10,000分の15
 - ニ. 当該平均値が0.15%以上0.30%未満の場合 年10,000分の5
 - ホ. 当該平均値が0.05%以上0.15%未満の場合 年10,000分の3
 - ヘ. 当該平均値が0.05%未満の場合 年10,000分の1

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第40条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、

監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。)については第42条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第44条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第42条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じるにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第44条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第43条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払

いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第44条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合または、別に定める各信託の受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑧ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第45条第2項から第5項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第45条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議につい

て賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第51条 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第44条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

(信託期間の延長)

第52条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第52条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第53条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第54条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め

ます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第42条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同

項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 第25条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

信託契約締結日 2009年4月28日

(付表)

1. 約款第13条第1項および第44条第7項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース>（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース>（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>（毎月分配型）」


追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース>（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース>（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース>（毎月分配型）」

追加型証券投資信託「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>」

 **MUFG** 三菱UFJ国際投信